

2021 年度

中国近現代史の中における「辛亥革命史観」の形成と展開  
～中華民国の建国神話～

千葉大学大学院  
人文社会科学研究科  
博士後期課程

坂 本 秀 幸

## 目次

### 序論

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 辛亥革命研究史                        | 4  |
| 2 辛亥革命という呼称に関する先行研究              | 7  |
| 3 研究方法と使用史料                      | 9  |
| 4 論文構成                           | 11 |
| 第一章 革命と共和 黎元洪の辛亥革命               |    |
| 第一節 国慶節に見る1911年10月10日の意義         | 13 |
| 第二節 革命と共和、光復運動としての政体変動           | 14 |
| 第三節 光復                           | 18 |
| 第四節 外国人の記録した辛亥革命                 | 21 |
| 第五節 『申報』に現れる辛亥革命                 | 23 |
| 結び                               | 25 |
| 第二章 共和から革命へ 孫文の辛亥革命              |    |
| 第一節 革命記念日に見る1911年10月10日の意義       | 26 |
| 第二節 中国国民党による辛亥革命の定義              | 29 |
| 第三節 国民党と共産党の辛亥革命                 | 32 |
| 結び                               | 36 |
| 第三章 孫文の神格化                       |    |
| 第一節 孫文の名声                        | 37 |
| 第二節 神格化の萌芽                       | 38 |
| 第三節 国民党による孫文崇拜政策                 | 41 |
| 第四節 教科書の記述に見る辛亥革命と孫文             | 45 |
| 第五節 辛亥革命と孫文観の継承過程                | 49 |
| 結び                               | 51 |
| 第四章 物語化する辛亥革命 ～黎元洪の床下都督説話を題材に～   |    |
| 第一節 床下都督説話                       | 53 |
| 第二節 黎元洪の経歴 ー武昌起義以前ー              | 54 |
| 第三節 床下都督誕生の経緯 ー『震旦民報』と『中国国民党史稿』ー | 55 |
| 第四節 黎元洪イメージの変遷                   | 57 |
| 第五節 床下都督イメージの定着                  | 61 |
| 結び                               | 63 |
| 第五章 権威化する辛亥革命 ～安民布告と李翊東を中心に～     |    |
| 第一節 李翊東と辛亥革命                     | 66 |
| 第二節 記録の中の安民布告                    | 67 |

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 第三節 安民布告の物語化                        | 71  |
| 第四節 新中国誕生後の李翊東の政治的権威                | 75  |
| 結び                                  | 77  |
| 結論                                  |     |
| 1 中華民国建国神話としての辛亥革命史観                | 78  |
| 2 辛亥革命研究史と辛亥革命史観の解体                 | 79  |
| 3 歴史用語「辛亥革命」の問題点                    | 81  |
| 4 今後の展望                             | 81  |
| 補論1 長崎医専の赤十字活動記録にみる辛亥革命             |     |
| はじめに                                | 84  |
| 留日長崎医学専門学校中国赤十字団報告書（『研瑤会雑誌』第104号掲載） | 86  |
| 留日長崎医学専門学校中国赤十字団報告書（『研瑤会雑誌』第106号掲載） | 88  |
| 1 救護慈善と従軍                           | 96  |
| 2 国旗の広まり                            | 97  |
| 3 陝西の状況                             | 97  |
| 4 辛亥革命と光復、共和                        | 98  |
| 結びに変えて                              | 99  |
| 補論2 近現代日中関係史の物語化                    |     |
| 「東亜病夫」と近代日中関係 ～映画『精武門』を起点として～       |     |
| はじめに                                | 102 |
| 第一節 『精武門』と東亜病夫                      | 102 |
| 第二節 霍元甲の虚像と実像                       | 104 |
| 第三節 「東亜病夫」の送り主                      | 105 |
| 第四節 香港功夫映画の誕生                       | 106 |
| 第五節 「良い日本人」の登場                      | 107 |
| 第六節 「古い中国人」と「悪い日本人」                 | 108 |
| 第七節 反転する「東亜病夫」                      | 109 |
| 結び                                  | 110 |
| 巻末資料① 『申報』における光復・共和・革命の日別使用数        | 113 |
| 巻末資料② 国民党系 1913年 第一屆国会議員 衆議院        | 117 |
| 巻末資料③ 非国民党系 1913年 第一屆国会議員 衆議院       | 130 |
| 注                                   | 138 |
| 使用史料、参考文献                           | 150 |

## 序論

辛亥革命は、中国共産党による中国革命に先行した、ブルジョワ民主主義革命とみなされた期間が長く続いた。そのため中国近代史には、中華人民共和国建国を終着点とし、そこから遡って、革命への到達度を測定する研究傾向が存在した。現在では、そのような史的唯物論の影響は減退し、清朝皇帝制を打倒し、中華民国を建国した革命という辛亥革命概念の修正が求められている。

本論は、「辛亥革命」が自然発生的に成立した歴史用語ではなく、中華民国国民党政権が意図を持って、「武昌起義に端を發し、清朝皇帝制を打倒して中華民国を建国した、孫文主導による革命」として辛亥革命を定義し、それを流布・定着させたことの実証研究であり、国民党政権によって創られた辛亥革命の概念と、その概念の影響を受け、辛亥革命を中国の政体変動の画期とみなし、それを孫文と結び付ける傾向を、「辛亥革命史観」と名付け、その生成過程を明らかにすることを目標としている。

そこで、序論として、まず辛亥革命の研究史を俯瞰した上で、辛亥革命という概念そのものに対する見直しが提起されるに至った経緯を説明し、本論の研究上の位置づけを説明する。

### 1 辛亥革命研究史

戦後日本の歴史学は、皇国史観に対する強烈な反省の上に、強い史的唯物論の影響下で始まった。したがって、辛亥革命に対する解釈も、共産主義革命に先行するブルジョワ民主主義革命とみなされた。

「辛亥革命は、専制君主制の打倒、民族国家の建設、広汎な社会改革（「平均地権」を含む）のプログラムを漠然とながら提示することによって、中国人民の一般的な支持を獲得し、また農民や都市小市民・貧民層などの大衆闘争と初歩的な提携を達成することによって一応の成功を得た。」<sup>1</sup>（野沢豊・田中正俊編集代表『講座中国近代史3 辛亥革命』東京大学出版会1978年）

このような辛亥革命評価にその傾向を見ることが出来よう。  
また、前掲書では、毛沢東の著作を引いて、

「中国人民のブルジョワ民主主義的変革のための闘争は巨視的にみればアヘン戦争以来たまたかわれてきたものであるが、『辛亥革命は、よりいっそう完全な意味で、この革命の発端となった。』のである。『中国の反帝・反封建のブルジョワ革命は、厳密に言えば孫中山先生からはじまったものであり』、『比較的明確なブルジョワ民主主義革命は孫中山先生からはじまったのである。』といわれるように、孫文が1925年、死の床にあって、『余、力を国民革命にいたすこと、凡そ40年』といい、『現在、革命なお未だ成功せず』と述べた時、この『革命』は、辛亥以前からはじめられ、辛亥以後も続けられていた同じ革命なのであった。」<sup>2</sup>

とあって、史的唯物論の強い影響だけでなく、孫文の役割を自明とする辛亥革命観、そ

して、清末民初の歴史を、革命を尺度として測ろうとする歴史観を読み取ることができよう。

2001年、神戸で行われた辛亥革命90周年学術討論会閉会の辞において、前掲書の著者である野沢豊は、1970年代までにおける辛亥革命研究史を振り返り、三つの論点が存在したとして、第一に、辛亥革命をブルジョワ的社会層による明確なブルジョワ民主主義に導かれたものとする解釈を巡るもの、第二に、辛亥革命を中国社会を半植民地的半封建的な状態へ推進する変革過程とする解釈を巡るもの、そして第三に、辛亥革命を生み出したとされる孫文の革命運動をブルジョワ民主革命の運動と見てよいか、また孫文の三民主義が辛亥革命において実現しえなかったのは何故かという問いかけを巡るものと整理している<sup>3</sup>。

「1980年代以降、ソ連・東欧において「社会主義」体制が崩壊したことで、ロシア革命の歴史的意義の再検討がなされ、さらにフランス革命の見直しによって、革命の脱神話化が進められた。その結果、フランス革命は階級闘争ではなく、新旧エリートの「ヘゲモニー闘争」と解釈する修正論、革命を新しい「政治文化」の創造過程として把握する見地が示された。」「それらの影響は、辛亥革命研究にも及び、1949年の中華人民共和国を到達点として、そこに至るブルジョワ革命・人民闘争としての辛亥革命解釈は衰退した。」<sup>4</sup>（並木頼寿・井上裕正著『世界の歴史19 中華帝国の危機』中央公論社1997年）

このような大きな歴史観の転換を経て、70年代までの辛亥革命をブルジョワ民主主義革命とみなす研究動向は途絶えたが、同時に、前掲書には、

「革命家孫文は革命運動の方針である「三民主義」の一つに「民族主義」を挙げ、清朝という満州族による支配体制の打倒を主張した。「民族主義」のスローガンが漢民族のナショナリズムと共鳴し、革命運動の前進に大きく寄与したことは間違いない。そして、辛亥革命によって、清朝は滅び、満州族による支配は終わりを告げた。」<sup>5</sup>

といった記述が見られ、伝統的皇帝制から近代的国民国家建設の大きな転換点を辛亥革命とし、また、それをリードした中心人物が孫文であったという研究姿勢までもが失われたわけではなかった。

「反満民族主義による革命に、共和国の樹立という斬新な目標を結びつけたのが孫文だった。」「もっとも先端的な時代的課題の解決を目指すところに、孫文思想の真骨頂があったのである。」「革命に傾斜したものの多くは、清朝支配にたいする民族主義的不満を共有しているだけと言ってよかったが、その先にアメリカやフランスのような国家を創るという目標が孫文によって接ぎ木されたのである。」「このようであったから、アジアで最初の新しい共和国—中華民国のトップの座に孫文が就くのは、ことがらの自然だったのである。」<sup>6</sup>（狭間直樹・長崎暢子著『世界の歴史27 自立へ向かうアジア』中央公論社1999年）

このような、依然として清朝皇帝が存在した中で、反清朝勢力によって組織された中華民国臨時政府を、そのまま中華民国と同一視するかのような、また、孫文が臨時大総統に

就任したことを当然視した記述からは、孫文・革命派中心の研究動向の存在が窺えよう。

しかし、その一方で、史的唯物論を背景とした、革命を歴史発展の尺度とするような研究姿勢の消失は、孫文・革命派中心の研究姿勢と対立する研究の流れも生んだ。

「現実の革命過程は極めて複雑で、各地で独立した革命政権は旧官僚、軍人、立憲派、革命派の混成部隊であったから、国体の根本すら容易に決まるものではなかった。いな、革命派の同盟会内部においても孫中山の旧興中会系と宋教仁らの旧華興会系との対立があり、早急に新体制のあり方に合意が取れる状況ではなかった。」<sup>7</sup>（横山宏章『中華民国史』三一書房1996年）

「辛亥革命が進行する過程で、孫中山は中国にいなかった。」「12月26日、新政府の首都と決まった南京で臨時大総統の選挙が行われ、孫中山が選ばれた。これも奇妙である。辛亥革命を実現していった核心部分は、決して中国同盟会ではなく、前述したごとく各種勢力の混成部隊であった。」「長く反清革命運動を推進してきた革命派の象徴的存在であった孫中山が、各種勢力をつなぎ止める中核として、臨時大総統に選ばれたのである。」<sup>8</sup>（横山宏章『中華民国』中公新書1997年）

といった横山氏の論述からは、孫文の「先見性」を自明のものとはしない、孫文批判の視点が窺える。

2001年12月、神戸において辛亥革命90周年国際学術討論会が開かれ、それを機縁とした論文集『辛亥革命の多元構造』（汲古書院2003年）では、前出の横山宏章が、

「辛亥革命によって誕生した孫中山を臨時大総統とする中華民国臨時政府は、有効な統一政策を提示できず、わずか三ヶ月で自滅した。その無能さゆえに、統一権力を袁世凱の北京政府に譲らざるを得なかった。」<sup>9</sup>

という書き出しで、辛亥革命を民主主義や議会政治の挫折ではなく、中央集権政治の挫折であったという視点から、革命派の孫文、立憲派の梁啓超、旧官僚の袁世凱、を並立させて各々の集権論について論じ、また、吉澤誠一郎は、辛亥革命を経て中国に現れた、地図を媒介にして自己を確認する意識、身体の鍛錬を通じて国のために役立とうとする志向から、前時代には見られなかった、個人と社会・国家の新しい関わりが構築された点に辛亥革命の意義を見出す研究視点<sup>10</sup>を提供した。

近年では、袁世凱との相対評価から、批判的な研究対象とされる機会の少なかった、国民党に対しても、1913年第一回国政選挙における選挙手法、その後の議会活動が民衆の国会への幻滅を呼び、袁世凱による帝政復活の背景となったとの研究<sup>11</sup>もある。

一方、フランス革命の研究で用いられた、革命の表象あるいは言語・論理展開などの政治文化の変化に注目する研究手法の影響もあってか、小野寺史郎『国旗・国歌・ナショナリズムとシンボルの中国近代史』、陳蘊茜『崇拜与記憶 孫中山符合的建構与伝播』などは、辛亥革命を政治文化の側面からとらえなおそうとする新しい試みであったとも言えるであろう。

2011年12月、東京において辛亥革命100周年を記念して開催された国際会議「グローバルヒストリーの中の辛亥革命」を機縁とした論文集『総合研究 辛亥革命』（岩波書店2012年）においては、従前の孫文・革命派に偏重した研究姿勢が総括され、従来はマイナス面

ばかりが強調されてきた保皇派・立憲派の辛亥革命の成功に対する貢献や、「革命する側」ではなく「革命される側」からの視点を重視する研究が紹介された。

なかでも、山田賢の都市から離れた周辺部の基層社会では、「辛亥革命」という政変の認知すらなかったという指摘<sup>12</sup>、あるいは、唐啓華の北洋派からの視点による、「革命」は民国初年に広く共有されたシンボル価値では必ずしもなかったという指摘<sup>13</sup>から、従来の辛亥革命に対する認識の修正が迫られているという村田雄二郎の問題提起<sup>14</sup>は、清朝皇帝制から中華民国への政体の変動を革命と評価し、それを辛亥革命と指し示すことへの疑義に他ならず、本論の問題意識と重なるものである。

本論は、そのような問題提起に対して、「辛亥革命」という概念、歴史認識が生成された過程を実証的に論証しようとする試みである。

## 2 辛亥革命という呼称に関する先行研究

前節では、ブルジョワ民主主義革命としての解釈に続いて、孫文・革命派に偏重した研究傾向が見直され、清朝から中華民国への政体変動を「辛亥革命」と呼称することへの疑義の提示にまで至った辛亥革命研究の流れを俯瞰した。

しかし、前述のような研究の深化を経てもなお、一般的な辛亥革命に関する認識は、

「1911年に勃発し、12年清朝を打倒して中華民国を建国した革命。清朝はアヘン戦争以来の外国の侵略に対抗できず、中国は「半植民地」の状態となっていた。孫文らは満州族の清朝が侵略を誘引し、近代化を阻害しているとみなして、興中会、中国同盟会等を結成、革命運動を進めてきた。20世紀初頭、清朝は新政の一環として立憲君主制への移行の姿勢を示したが、11年の鉄道国有化問題の処理等で反対派を弾圧し、立憲派をも離反させた。11年10月10日、武昌の新軍が蜂起し、革命は華中・華北に波及（第一革命）。12年1月1日、孫文を臨時大総統とする中華民国臨時政府が南京に成立し、次いで臨時約法を制定した。革命派は袁世凱と妥協、2月、袁は清帝を退位させ、臨時大総統となった。13年、袁の独裁化に反対する第二革命が失敗し、民国は有名無実となった。ブルジョワ民主主義革命と評価されている。」<sup>15</sup>西川正雄他編『角川世界史辞典』（角川書店2001年）

という記述に見られるような、1911年の武昌起義を端緒とし、清朝の打倒・中華民国建国を終期とする、孫文の功績を重視するものである。また、そのような孫文・辛亥革命観は、現在でも映画やドラマによって再生産が行われている<sup>16</sup>。

それでは、どのような経緯で、清末から民初の政体変動が「辛亥革命」と呼称されるようになったのか、また、「辛亥革命」という呼称にはどのような問題を内包させているのか、そのような問題意識でなされた先行研究は現在のところ、非常に少ない。

まず、「辛亥革命」という名称の定着については、辛亥革命博物館研究員の何広「歴史上対“辛亥革命”的紀念和解読」<sup>17</sup>という論考があり、以下のようにその経緯について論述している。

「最初に辛亥革命という文字の使用が見られるのは、1912年6月に出版された『辛亥革命始末記』という本のタイトルである。他にも『辛亥革命大事録』という本も出版さ

れているが、民国初年にあつては、辛亥革命という名称の使用はごくわずかで、『申報』『大公報』や政府広報にあつても、「武昌首義」「共和成立」「民国肇生」「辛亥之役」という言葉が使われおり、これといて決まった言葉もなかった。」

「1920年代前後で辛亥革命の名称は少しずつ広がり始め、1919年8月には毛沢東が『湘江評論』中の「民衆大連合」という論文で使用し、1921年には梁啓超が「辛亥革命之意義与十年双十節之樂觀」という講演を行った。第一次国共合戦の初期、陳独秀が「辛亥革命与国民党」を執筆し、革命の失敗の原因を探究したことで徐々に辛亥革命は知られる言葉になっていった。」

「北伐が徐々に勝利する中、紀念の文章の中で辛亥革命という言葉が頻繁に使われだし、1927年双十節前夜に国民党中央が制定した宣伝大綱の第一条はまさに「継続辛亥革命的精神、矯正辛亥革命的欠陥」であった。1930年7月10日、国民党中央執行委員会第100次常務会議で「革命紀念日簡明表」と「革命紀念日史略及宣伝要点」が通過し、制度的に辛亥革命の紀念が明確に規定されて後、辛亥革命という言葉が皆の知るところとなり、ついに流行語となって今に到った。」

辛亥革命という呼称が内在させている問題点の指摘はないものの、辛亥革命という言葉が、自然発生的に広まったのものではなく、国民党の宣伝活動によって一般化したとの指摘がなされた。

台湾国立政治大学歴史系教授の唐啓華は「北洋派と辛亥革命」<sup>18</sup>の中で、以下のように、辛亥革命という言葉の使用に疑義を表明した。

「今に到るまで革命党の歴史記述において強調されてきたのは、袁世凱が辛亥革命中にあらゆる手段を用いて両方の勢力を脅迫し、清朝皇帝の退位詔書を改竄してまで中華民國の政権を奪い取ったということであり、まるで袁世凱が最初から余裕を持って計画的に事に当たり、相手を思うままに操るなどしたい放題のことをし、革命党を排斥したようであった。しかしながら、今まで広く語り伝えられ教科書にすら書かれた見解の多くは、根拠となりうる明確な事実が全く存在しない。」

「「辛亥」と「革命」を連結した「辛亥革命」という言葉は、主として革命党の言説である。」

「辛亥の遺産は豊富なものだが、その解釈権は長年「革命史観」の専売特許とされてきたため、現在の人々は「辛亥革命」しか連想できない。」

この疑義の背景には、文中に示されているように台湾の歴史教科書問題がある。

台湾島出身者初の国民党総裁であった李登輝は、台湾は大陸中国とは別の歴史を歩んできたとの観点から歴史教育を推進し、李登輝政権を継いだ、陳水扁民進党政権下（2000年～2008年）で、中国史と台湾史の分離は一層進み、台湾の中国大陆に対する独自性を強調した学習指導要領が採択された。

国民党が与党に返り咲き、馬英九政権になると、台湾の教育政策は台湾のルーツを中国とする旧来の歴史観に振り戻され、2015年に発表された改訂学習指導要領では、1895年から1945年の日本統治を「日本統治時期」から「日本植民統治時期」に変更するとともに、国民党政府の「中華民國」による統治の開始を、「光復」（筆者注：異民族支配からの脱却や、旧領の復帰を意味する。この言葉に関しては第一章第三節で詳しく取り上げる）と表

現した。この改訂は、台湾の独自路線を支持する学生らによる教育部への突入事件を引き起こし、33名もの人々が不法侵入容疑で告訴されるまでに発展した<sup>19</sup>。

また、辛亥革命を記念する双十節（辛亥革命の端緒となった武昌起義の勃発した10月10日は国慶節と呼ばれる中華民国の建国記念日とされ、十が重なる日付から双十節とも呼ばれる）の式典は、台湾では必ず挙行される重要式典だが、中国大陸で建国された中華民国の建国記念である双十節を祝賀することは、台湾の歴史を中国大陸の歴史と同一視する態度表明に受け取られかねないことを理由に、2008年以降、不参加を通してきた蔡英文が、2015年の式典に出席したことが大きなニュースにもなった<sup>20</sup>。

このように、「辛亥革命」という言葉は、台湾においては、台湾固有の歴史上の問題から、その使用には、政治的立場の表明を伴うものになっている。唐啓華の疑義の提示を本論も受け継ぐが、唐啓華の論考の内容は、台湾の政治問題を背景とした疑義の提示に留まるようにも思える。また、中華民国と台湾の歴史の同一視を問題点とする視座からは、中国大陸の歴史を語る上では、辛亥革命という言葉を使うことについての問題提起をできないという欠点があった。

### 3 研究方法と使用史料

本論は、武昌起義の勃発を始期とし、清朝皇帝の退位を終期とする政体の変動を、孫文の主導した革命「辛亥革命」とする概念を核心とし、また、その概念に影響を受け、清朝皇帝制の終焉や、中華民国の建国を辛亥革命によるものと指し示し、それが政治のみならず中国社会全体の大きな転換であったとする見方、そして、この大きな転換点に孫文という人物の影響力を重視する傾向を、「辛亥革命史観」とし、その成立過程の解明を目的とする。

辛亥革命史観の形成が、国民党の宣伝活動を画期に進んだとしても、その中心にある「辛亥革命」という言葉の概念の変化は、特定の集団の思想ではなく、不特定多数の人々の意識の変化に関わる問題である。研究の対象が、不特定多数の人々の意識となった場合、対象設定の厳密さを要求する歴史学研究には馴染まない要素もある。

そこで、本研究では、武昌起義が勃発した清末から、日中戦争期、つまり辛亥革命という言葉が、流布・定着するまでの期間、中国で継続して発行された日刊紙に現れる、辛亥革命とその他の関連語の変遷から、そこに反映される不特定多数の人々の意識の変化の分析を試みた。

また、辛亥革命については、人々が辛亥革命をどのように記念し、また記憶したのかという記念史の豊富な蓄積があり、その先行研究の成果を援用した。

新聞は、1872年4月30日に上海で創刊された『申報』を使用した。

丁滄林主編『中国新聞事業史』によれば、『申報』は、イギリス人による経営で創刊されたが、当初より編集・執筆には中国人が起用され、ニュース情報、評論、文芸、広告など、広く中国人読者の需要に応え部数を伸ばし、廉価な紙を使うことで販売価格を抑えたため、社会の様々な層の読者を獲得した中国語による総合紙であった。

同時期に発行されていた『順天時報』の1901年10月から1930年3月に比べて、発行期間が長く、また、『大公報』には1925年11月から1926年9月の間に休刊期間が存在したが、『申報』は1949年まで継続発行されていたことから、中国近代史研究では『申報』を分析対象にすることが多く<sup>21</sup>、本研究でも『申報』を採用し、北京愛如生数字化技術研究中心

が開発した、1872年4月30日から1949年5月27日に発行された上海版・漢口版・香港版の『申報』合計27534号が収録されたデータベース『申報数拠庫』Web版を利用した。

研究対象とする清末から日中戦争期にかけ、中国では強権的な政権が政治を担うことが多かったが、『申報』は社説欄を置かずに自らの政治主張をすることを控え、政治についての論評は、他の新聞からの転載という手法を採って、政権からの規制を逃れた。また、上海という土地柄も租借地の外国勢力によって、国内の強権が及びにくいこともあり、日本軍に接収されるまでは編集権を権力に奪われることはなかった。このことから、『申報』の編集内容の偏向は特に考慮しなかった。

記念史の先行研究としては、「政府や政党が制定した「記念制度」のみならず、民間団体の活動やアカデミズムの人物評価に至るまで、詳細かつ多面的に語って余すところがない」と評された<sup>22</sup>、羅福恵・朱英主『辛亥革命の百年記憶と詮釈』（華中師範大学出版社2011年）と、前書第四巻の主著者でもある陳蘊茜の『崇拜と記憶 孫中山符号的建構与伝播』（南京大学出版社2009年）を援用した。

『辛亥革命の百年記憶と詮釈』は、中国における辛亥革命研究の中心拠点である、中国近代史研究所の置かれた華中師範大学と、南京大学の共同研究の成果である。辛亥革命の事象そのものではなく、どのような過程で、どのような辛亥革命解釈が、どのような人々の記憶となり、それがどのような形で残されたのかをテーマとし、それぞれ、第一巻「政府、党派の辛亥革命記念」、第二巻「民間社会对辛亥革命の記憶と詮釈」、第三巻「歴史学者对辛亥革命の研究と詮釈」、第四巻「記念空間与辛亥革命百年記憶」を副題とし、複数の研究者による専門分野、専門時期についての論文集で、重複する内容が見られるという欠点はあるものの、日本では見ることの出来ない、1910年代初期の新聞、雑誌、政府広報の中国ならではの一次資料の提示に加え、台北近代史研究所の協力による台湾側の資料提供もあって、現時点での辛亥革命記憶史の一大成果である。

『崇拜と記憶 孫中山符号的建構与伝播』も、各地で建設された中山の名を冠した記念物と、その広がりについて詳細に検討することで、いかに孫文に対する記憶が形成されたのか、いわば孫文の神格化が進んだ課程を詳細に論じた。

しかしながら、『辛亥革命の百年記憶と詮釈』の全巻冒頭には、辛亥革命研究の大家として知られる、当時中国近代史研究所名誉所長：章開沅による同文の総序が置かれているが、「彼（筆者注：孫文のこと）は千辛万苦を経て、ついに中国人民を導き、君主専制を倒し、民主共和を建立し、中国歴史の新紀元を開闢した」とあり、「我々は孫中山を欽佩する」、「辛亥革命は一つの偉大な歴史事件であるばかりでなく、一つの偉大な社会運動である」とも記されていることから、寄稿した個々の研究者の認識は置くとしても、この研究が孫文中心主義の枠内で行われたことが窺える。

総序に続いて、編者の羅福恵の導論も同じように各巻に置かれるが、ミッシェル・フーコーの言葉や、モーリス・アルブヴァクス等の著書を引いて、記憶史の重要性を説きつつも、「百年後の今日的視点から、やはり辛亥革命は王朝制を共和国的な政治への変革を完成させたと言えるだろう」とあって、「辛亥革命」という概念への疑義は示されていない。

『崇拜と記憶 孫中山符号的建構与伝播』は孫文をテーマに、人々がどのように孫文を記憶し、記録したかをテーマに、綿密な考証を重ねているが、やはり『辛亥革命の百年記憶と詮釈』同様、「辛亥革命とは、清朝皇帝制を倒し、中華民国を建国させた革命であり、その革命の中心には孫文が存在した」という辛亥革命史観への疑義は見られない。

## 4 論文構成

本論は、主に辛亥革命に関する記念史学の先行研究と、『申報』のデータ分析を通して、第一章においては、元来、「辛亥革命」が狭義では武昌起義を、広義ではそれ以降の和議に到るまでの革命戦争を指し示したこと、また、この言葉から想起される人物が黎元洪であったことを論ずる。第二章において、国民党政府によって、「辛亥革命」が偉大な革命家孫文が成し遂げた、清朝皇帝を倒し中華民国を建国させた革命として、改めて定義され「辛亥革命史観」が完成されたこと、そして、第三章では、辛亥革命史観と相互補完しながら、孫文の神格化が進んだことを論ずる。

本論の見立てが正しいとするならば、国慶節のたびに、人々が辛亥革命で想起する人物を、黎元洪から孫文に塗り替えるため、国民党は何らかの方法で意図的に、黎元洪に対する人々の記憶を毀損させる“歴史”を創造したはずである。そこで、第四章において、黎元洪の床下都督説話（武昌起義の勃発時、都督就任を要請するため、革命派兵士に搜索、発見された黎元洪は、革命派を恐れて不様にもベッドの下で震えていた）に着目し、国民党の黎元洪に対するイメージ操作があったことについて論ずる。そして、そのようなイメージ操作からか従来重視されることのなかった黎元洪の役割を、孫文との対比を通して明らかにする。

第五章では、黎元洪の床下都督説話同様に、事実から乖離した物語として広まった辛亥革命説話として、李翊東の安民布告代署の逸話を取り上げる。

武昌起義に際して湖北省都督に推された黎元洪が、なおも革命への加担を善しとせず、清朝からの独立を湖北省の人々へ宣言する「安民布告」への署名を渋ったため、革命軍兵士であった李翊東が銃で脅し、それでも署名しない黎元洪に代わってついに、李翊東が代署した布告書が満座の喝采を受けて布告されたという説話は、辛亥革命武昌起義博物館に、李翊東の肖像写真と布告書が掲示される程、いわば公的な歴史となっている。辛亥革命史観が権威を持ち、その虚構性が拡大、再生産されて公認化していった過程を考察する。

辛亥革命史観の弊害は、清末の変動を革命と指し示すことによって、中国近代史を革命への影響力を尺度に測ってしまう研究傾向を内包したこと、また、国民党、共産党という革命政党の一方支配によって、辛亥革命史観に沿って残された記録が、その研究資料として無批判に使われてきたことにある。

そこで、補論1として、長崎医学専門学校に留学した中国人学生が、辛亥革命の際に帰国し赤十字活動に従事した記録を紹介する。この記録は、当時の長崎医専門学校の交友誌と、日本の地方新聞向けに速報性を持って発表されたという経緯から、辛亥革命史観の影響を免れたものである。従前の清末中国人留学生研究は、いかに日本への留学が革命運動に影響を与えたかという辛亥革命史観に沿った傾向で行われてきたが、本資料の考察を通して、辛亥革命史観を批判する立場からの留学生研究視点を提示した。

辛亥革命史観は、その虚構性ゆえに、黎元洪の床下都督説話、李翊東の安民布告説話といった物語を形成したが、辛亥革命史観そのものが、それらを包括する大きな建国神話ともいえよう。補論2として、清末の上海で結成された精武体操学校を物語の舞台のモデルとして製作された香港映画『精武門』（邦題『ドラゴン怒りの鉄拳』1972年 主演：李小龍）を取り上げた。『精武門』はその後、新しいアクションスターが誕生するたびに、続

編、リメイクが映画・テレビで製作されているが、劇中で使用された「東亜病夫」という言葉の変遷を通して、物語化された歴史を通して近代以降の日中関係を考察する。

※尚、中国語表記は簡体字を用いず、日本語漢字表記を用いた。中国語の記念は、日本語表記である記念を用いず、そのまま記念とした。

## 第一章 革命と共和 黎元洪の辛亥革命

本章では、辛亥革命に関する記録史の先行研究の成果と、清末から民国期にかけて上海で継続的に発行され続けた新聞『申報』の分析を中心に、元来、「辛亥革命」という概念が、狭義では武昌起義、広義でも、武昌起義から清朝との和議交渉が始まるまでに起こった革命戦争を指し示すものであったこと、そして、辛亥革命という言葉で想起される人物が、孫文ではなく黎元洪であったことを論述する。

また、政体の変動を記念するキーワードとして、孫文を臨時大総統とした南京臨時政府で使われた「革命」、その後、袁世凱を大総統とした北洋政権で使われた「共和」、それに加えて、既存の研究の中であまり注目されることのなかった「光復」、この三つの言葉の意味するところについても考察する。

### 第一節 国慶節に見る1911年10月10日の意義

一般に「辛亥革命」は、序論で紹介したように、1911年10月10日、武昌起義の成功によって、湖北省都督黎元洪の名義で清朝からの独立が宣言され、中華民国という国号が称されてから、翌年1月1日、孫文を臨時大総統とした中華民国臨時政府の設立を経て、2月12日、南北統一・清朝皇帝の退位で終わった革命として解釈されている。

この約五ヶ月の間に起こった、現在、我々が辛亥革命と指し示している政体の変動の名称は、1928年に国民党政権が一応の国内統一を成し遂げるまでの間、継続性を持った統一政権が打ち立てられなかったこともあり、定まった呼称もなく、公文書や、新聞報道でも、「共和成立」「民国肇生」「辛亥之役」等という言葉が使われ、1912年当時では「辛亥革命」という言葉の使用さえ稀であったことも序章にて触れた。

もちろん、皇帝支配という伝統の終焉を伴った政体の変動に対する客観的な解釈を経た命名が、変動の直後になされようもない。しかし、そこでなされた変動が大きければ大きい程、新たな政権は、過去の伝統を覆すに足る自己の正当性を、記念行事を通じて強く主張しなければならなかった。そして、その記念の状況からは、行事の主催者である政権が、人々に何をもって統治の権威を正当化させようとしたのか、また、当時の人々が新国家の体制の正当性を何に求めていたのかが現れる。

1912年9月、孫文から臨時大総統の地位を譲り受けた袁世凱の下、国家記念日の制定について参議院で討論がなされた。その際、議会多数派を占める中華同盟会の流れをくむ国民党からは、中国同盟会最初の武装蜂起である黄花崗起義記念、清朝が海外憲政視察に派遣した五人の大臣の暗殺を企て、北京駅で自爆死した革命党員吳樾の殉死記念、安徽省で蜂起し惨殺された徐錫麟、熊成基二名の殉死記念、四川保路運動の記念を含んだ記念日制定が提案されたが、それらの四件の記念は否決され、結局、袁世凱の提案が「国慶節記念日」として通過し、9月29日に下記の大総統令として公布された<sup>1</sup>。

「武昌起義の日、すなわち陽暦10月10日を国慶節とする。この日は、一、休日とする。二、国旗を掲げ、飾り付けをする。三、軍隊の大検閲。四、追祭。五、賞功。六、停刑。七、十貧。八、宴会を行う。南京政府成立の日、陽暦正月一日、また北京での共和宣布・南北統一の日、陽暦の2月12日、それぞれを記念日とし休日とする。」

武昌起義以前の革命派による革命運動、四川保路運動といった立憲派の活動は、すべて取り除いた上で、中華民国の正当性を保全していこうという袁世凱の姿勢が窺える。

それでは、定められた三つの記念日は、それぞれ袁世凱にとってどのような意味を持っていたのか。

10月10日の武昌起義は、当時その鎮圧にあたった袁世凱からすれば、その記憶は顕彰の対象から除外して国家運営すべきものであったようにも思える。しかし、中華民国の国号が始めて公称されたこの日は、中華民国臨時大総統として記念せざるを得ないものであったろう。湖北省都督に祭り上げられた黎元洪は、中華民国臨時政府成立以降、臨時大総統が孫文から袁世凱に譲位された後も、1915年に到るまで一貫して副総統職であり続け、袁世凱死亡後は、そのまま第二代大総統に就任しており、黎の功績である武昌起義において清朝に対しての独立宣言が、中華民国において否定のしようのない巨大な功績であることが推察される。

1月1日、南京臨時政府の成立は、孫文が中華民国の臨時大総統に選出された日でもあるが、国家記念日当時の袁世凱自身の身分である臨時大総統職の正当性を担保するためにも、この日の記念は必要であったろう。

そして、2月12日の南北統一、共和宣布こそは、袁世凱が清朝に働きかけて皇帝退位を宣言させて実現させた成果であって、当然に記念の対象になったと考えられる。

中華民国建国に到る節目は、武昌起義（黎元洪による中華民国国号の使用）、南京臨時政府の設立（孫文の臨時大総統就任）、清朝皇帝退位（袁世凱の臨時大総統就任）と三度あったが、国慶節（建国記念日）と定められたのは、武昌起義勃発の10月10日であった。これは、武昌起義こそが、清朝に対する独立行為に正当性を与えた事件であり、この正当性の上に、すべての政治勢力が拠って立ち、また中華民国が建国されていることを示しており、他のどの日にもまして、この政体の変動に武昌起義の果たした役割と衝撃が大きかったことを現している。

## 第二節 革命と共和、光復運動としての政体変動

中華民国成立後、最初の国慶節の追祭式として孫文が臨時大総統であった臨時政府が予定していた式典は、そもそも「革命記念会」と命名されていた。しかし、1912年10月2日、臨時大総統袁世凱下の内務部は、追祭式を「共和記念会」として行うことを通達し、国慶節の追祭は革命から共和の名で祝賀するものへと変更された<sup>2</sup>。

「辛亥革命によって清朝皇帝制は倒れた、しかし、その果実を袁世凱に奪われた」<sup>3</sup>という辛亥革命史観に立てば、それは、本来革命として記念されるべきものが、袁世凱によって革命から共和へと、記念すべきものを歪曲させられたかのように受け取れもしよう。しかし、例えば、国慶節にあわせて、大掛かりな新聞広告を打った薬品メーカーは、「共和万歳」という特大文字と、「大中華民国脱離専制 造成共和第一周年之大記念日」という文句で国慶節を祝賀した上で、「起義のリーダー黎副総統がお試しの上で保証する、国利民福の良剤」として自社の製品を宣伝しているように、共和というキーワードは、少なくとも宣伝効果が期待される言葉であった。

仮に、「革命記念会」という組織名称こそ、当時の人々の新国家に対する気持ちが込められていたとするなら、国慶節を記念した広告に、「革命万歳」あるいは、「革命第一周年

之大紀念日」に類する宣伝文が見られるのが自然だが、国慶節前後の『申報』にそのような広告は見られない。

また、当時、日本から大量のマッチが中国へ輸出されていたが、そのラベルには、孫文や袁世凱、黎元洪など中華民国の元勳の肖像や、共和万歳という言葉が印刷されたものがあったとしても、革命という言葉が印刷されたものは見られない<sup>4</sup>。

これらのことから、当時、新国家建設を、革命によるもの、少なくとも、革命という言葉をもって祝賀するという志向が一般には存在していなかったことが推察されよう。

それでは、共和と革命は一体、どのような概念であったのか。

まず、清末から民国初期にかけて、一貫して立憲派に理論的な根拠を与え続けた梁啓超の1912年10月22日の演説を参照する。

「この二派（筆者注：革命派と立憲派）が用いた手段は異なりますが、相互に補完するものだったのです。去年の蜂起から今に至るまで、両派の人士の協力を頼みとしなかったことはありませんでした。これがなによりの証拠です。

そうであれば、これまで君主立憲を言ってきたものは、果たして国民にいかなる責めを負っているのでしょうか。今日、なにを疑って国のために力を尽くそうとしのいのでしょうか。かつての立憲派が共和に不満を持っていると強引にこじつけることに至っては、理由もなく騒ぎ立てているというほかありません。

立憲派の人が国体を争わず、政体を争い、国体については現状の維持を主張したことは、すでに何度も触れてきました。したがって、国体については現在の事実を承認し、政体については将来の理想を貫徹することを求めます。これまで障害がはなはだ多かった君主国体ですら、なお現在の事実とみなしてこれを承認し、己を屈してこの事実のもとで活動してきました。神聖高尚な共和の国体にどうして異議を挟みましようか。そもそも国体を破壊するというのは、革命派だけが訴える手段にほかなりません。立憲派が国体を動揺させることを正義とするというようなことは聞いたことがありません。したがって、今日では共和の国体を擁護し、立憲の政体を実行することが、論理上必然の結果であり、節操問題を言われる筋合いはどこにもないのです。」<sup>5</sup>

20世紀初頭の中国では、民主と共和が同義語、あるいは重複強調語として民主共和というように使われもした<sup>6</sup>が、梁啓超の演説から、共和が政治形態ではなく、国家形態を指し示す概念として使用され、君主制の反対語として理解されていることが読み取れる。梁啓超は、立憲派は一貫して国体については争わず、政体について争ってきたと主張し、共和という国体については神聖高尚と評価している。

一方の革命については、孫文の1910年2月28日の演説を参照する、

「今日、諸君と検討したいのは、革命の問題です。「革命」という二字が、近頃では既に普通名詞となっていますが、ただ諸君が革命は自分に身近な事ではないと考えて感心を持たず、革命は我々が今日において、一家の生命・財産を保ち救う唯一の方法であることを、知らないのではないかと懸念されます。」

「ところがアメリカにいる華僑には、革命の意義を理解せぬ者が多く、ややもすると「革命」の二字を良くない言葉だと考えて、口にするのも耳にするのも憚るのですが、革命が聖人の事業であることを、皆は知らないのです。孔子は、「湯・武は革命して、

天道に従い人心に応じた」と言いました。これが、その証拠です。あるイギリス人博士は、「中国人は数千年来、専制君主の統治を受けることに慣れており、その人民には参政権がなく、立法権もなく、ただ革命権だけがある。他国の人民は悪い政治に遭遇すれば、これを議院や立法により改良できるが、中国人民は悪い政治に遭遇すれば、これを必ず革命により変更する」と言っています。このように革命とは神聖な事業、天賦の人権であり、最も良い言葉なのです。

中国では今日、なぜ革命が必要なのでしょう。なぜなら中国は今日、満州人によって占領されており、しかも満清の政治は極めて腐敗し、とうとう中国の国勢まで極めて危険になり、瓜分という災厄の危機が一刻の猶予もならぬほどで、革命によらねば滅亡から救うことができず、革命によらねば光復を図ることができないからなのです。」<sup>7</sup>

そもそも、革命という言葉が、20世紀の初頭の中国では、一般的な言葉ではなかったこと、また、専制君主の統治という国体の変換ばかりでなく、悪政を改良する手段としても革命が理解されていることが窺える。

孫文が臨時大総統にあった時期、臨時政府は各地の地方政府に革命記念物の建造を命令したが、武昌起義で清朝からの独立を宣言した湖北省にならって、清朝からの独立を宣言した多くの省は、湖北省のように、革命戦争を経て独立に至ったわけではなかったため、革命記念物を建造したところで、それをどう政治的に利用していいのかわからず、革命記念物の建造は積極的に進められなかった<sup>8</sup>。

1913年3月20日、宋教仁が上海駅で暗殺された事件に端を発して、7月12日、革命派は反袁世凱の第二革命を起すが、9月にはその失敗が明らかになった。この第二革命は、「辛亥革命」と異なり、最初から孫文ら革命派が、自分たちの蜂起を第二革命と位置づけ、そう名乗った行動であった。そのため、孫文らが唱える革命と、第二革命に参加しなかった政治勢力が唱える共和を、対立した概念として明確化させた事件でもあった。

第二革命の失敗以降、公的に革命を記念することも忌避され、建造された革命記念物も、中華民国統一の妨げになる異物として破壊の対象にさえなった<sup>9</sup>。

革命に反対したのは、革命派と対立していた政治勢力だけではなく。武昌起義以降の国内の戦闘は、かつて義和団事件が引き起こした以上の混乱を経済界にもたらした。全国の統一が果たされて二年も過ぎないうちに、また、革命戦争の混乱が引き起こされるのではないかという不安から、全国のほとんどの商会と商工業者は、革命派を中華民国の統一と秩序を乱す罪人とみなし、次々と、革命派が兵を起すことへの反対と、袁世凱に秩序の維持を嘆願する通電を發した<sup>10</sup>。

第二革命の失敗の後、1913年の第二回国慶節は、国慶節から革命派の功績を想起させないよう、袁世凱政府は清朝との武装闘争で犠牲になった革命派兵士への追悼でもあった共和紀念会を開きこそすれ、故意に第一回国慶節のような盛大な規模では執り行われなかった<sup>11</sup>。

その一方で、正式大総統への就任典礼を国慶節に挙行し、飛行船を飛ばし、大量の宣伝ビラを散布し、就任式の直後に、新大総統による軍隊の大検閲を行うなど、国慶節と袁世凱新大総統を結びつける政治利用は大々的に行われた<sup>12</sup>。

1915年に至って、共和紀念会は、帝政準備による多忙を理由として中止が決定され、例年行われていた軍隊の大検閲も行われず、結局は、政府主催の国慶節の典礼自体が中止された<sup>13</sup>。

この年の2月、袁世凱は、愛国、尚武、崇実、法孔孟、重自治、戒貪争、貪躁進の七項目からなる教育宗旨を頒布したが、教育界はそこに共和も挿入することを画策したが果せなかった<sup>14</sup>。1912年には、袁世凱自身によって、国慶節を祝賀する言葉として選択された共和であったが、君主専制と対立する概念であったから、帝政の復活を目論んだ袁世凱が、教育宗旨から共和を外したのは当然であった。

袁世凱が目論んだ帝政の復活は、12月、雲南省の蔡鍔らが蜂起した護国戦争によって、翌1916年3月には頓挫し、同年6月袁世凱は病没し、中華民国大総統は、約法の規定に基づいて、副総統であった黎元洪に引き継がれた。

1916年の国慶節は、共和制中華民国が復活して最初の国慶節となった。国慶節が革命を記念すべきものとして受け止められている中、袁世凱によって、強権的に共和を記念すべきものとして、その意義が改変されたものであれば、1916年の国慶節は革命をキーワードとして祝賀されたはずである。

しかし、『申報』の1916年10月10日「今日之大祝典」、12日「国慶日之閱兵賞勳」という記事からは、上海で12万もの灯籠で街中が飾られた盛況の様子や、大総統の黎元洪が、國務總理兼陸軍総長の段祺瑞を伴って、各国公使を招いて行った軍の大検閲には四万人もの兵士が動員されたこと、政府主催の追祭先烈典禮では、「民国万歳！共和万歳！大総統万歳！」の三唱がなされたことが報じられている。

仮に、典禮に参加した人々へ政府から、共和に対する祝賀への強要があったとしても、新聞は、この典禮の意義を、例えば「恭喜革命！国慶節」として報道することも可能であったはずだが、『申報』はその意義を「共和復活後第一国慶紀念日」として報道している。

つまり、共和という概念は、清朝皇帝制を打倒して、中華民国が獲得した貴重で保持されるべきものとして定着したものであって、北洋政府の政策によって強権的に、革命から差し替えられて、中華民国建国のキーワードになったものではなかった。

1917年以降、中華民国はいわゆる軍閥混戦期に入るが、国慶節はその後も、様々な政治勢力が、それを契機にして、自らの政治的立場、あるべき中華民国像を宣伝する機会として利用された。

例えば、国慶節にあわせて、大総統に就任したのは、袁世凱ばかりでなく、四代目徐世昌、六代目曹錕もそれになったし、孫文が、中華革命党を中国国民党に改組したのも1919年の国慶節であった。

袁世凱の帝政移行失敗後、袁世凱が頒布した七項目の教育宗旨は廃止されたが、軍閥混戦期、北洋政府が文教政策に関心を注がない一方で、1919年以降、儒教批判、自由平等等の西洋思想の宣伝・紹介に努めた五四運動の影響下、民間人士が積極的に教育改革を推し進めた。そこでも、民間団体の教育調査会は新しい教育宗旨として、「養成健全人格、發展共和精神」を提唱し、強調されたのは共和であった<sup>15</sup>。

五四運動の盛り上がりによって、ヴェルサイユ講和条約の調印拒否、親日派大臣の罷免等の成果を得た愛国活動家達にとって、五四運動後、最初の国慶節となった1919年10月10日は絶好のデモ機会となり、各地で大規模なデモが起こり、それは軍閥政府によって規制されたが、そこで唱えられたのも共和であった<sup>16</sup>。

このように、建国記念日たる国慶節で人々に選択されたキーワードは、革命ではなく共和であった。

### 第三節 光復

1911年の政変を指し示す呼称が多様に存在したことは既に述べた。中国、日本、朝鮮、ベトナムは、漢字文化圏や儒教文化圏という言葉で、漢語表現や儒教概念を共有した地域社会とされることがある。しかし、中国、朝鮮、ベトナムでは国家、あるいは民族の記念と密接に結びつき、現在も使用されながら、日本ではその概念すら理解されない言葉がある。その一つが、光復という言葉である。

一般的な国語辞典や漢和辞典には、光復の項目すら設けられていないことすらあるが、清末に章炳麟等が組織した革命組織である「光復会」や、日本による植民地支配の終了を記念する韓国の祝日としての「光復節」という項目が作られていることはある。

日本人向けの中国語辞典には、必ず光復の項目があり、「旧業を回復する、失地を回復する、倒された王朝を再び興す」といった説明がなされている。国語辞典との違いは、それに続く光復節という項目があった場合、韓国の祝日としてではなく、台湾の日本からの解放記念日としての説明になっている点である。香港の民主化運動におけるスローガンが「香港光復、時代革命（香港解放、革命の時代）」であったように、光復という言葉は、今なお現役の言葉でもある。

北朝鮮では、韓国の国慶節である、日本のポツダム宣言受諾日8月15日を祖国解放記念日と呼称しているが、これは、日本同様に光復という言葉が定着していないからという理由ではなく、共産主義が、民族主義的な響きを持つ概念と相容れないためであろう。現在の中国で、1911年にはじまる政変を、光復として解釈しようとする視点が見られないのも、一つには辛亥革命という言葉が、他の解釈を寄せ付けられないほどに固定化していること、そして、もう一つには、北朝鮮同様の思想上の理由であろう。

ベトナムにおける、フランスによる植民地支配に抵抗したファン・ボイ・チャウが1912年、中国広州で組織した団体の名称も、ベトナム光復会であった<sup>17</sup>。ファンは1905年にベトナムを密出国し、ベトナムの近代化を模索するために日本に渡り、亡命中の章炳麟と知己を得た。彼が組織したベトナム光復会を、かつて章炳麟が組織した光復会にちなんだものとする見方もあるが、ファンはベトナム科挙制度の郷試に主席合格していることから、儒教知識を持つ人間にとって、光復という言葉の意味は自明であって、フランス支配からの脱却を目指す運動は、当時のベトナム知識人にとって当然に光復運動であったように思われる。

このように、日本を除く東アジア世界で、一般的な言葉である光復は、清末から民国初期における中国語史料に頻繁に登場する。例えば、革命組織であった中国同盟会は、その規約中、革命成功後に布告予定の宣言文において、以下のように自分たちの運動が光復運動であることを掲げている。

「我が中国開国以来。中国人を以って中国を治め、時に異族に支配されても、我が祖先たちは常に駆除し光復を成し遂げ、後人に託してきた。」

「今、光復の時代に際して、人々各々その精神を発揚。」<sup>18</sup>

武昌起義が成功した後の湖北軍政府の、省内の地方自治組織職員への通電書「通告城鎮郷自治職員電」の文中でも、「本軍政府は、祖宗の大仇をそそぎ、我ら同胞子孫の万年永

固の基を立てる、光復の重任を負っている。」<sup>19</sup>とあり、シカゴの中国同盟会支部が、武昌起義の成功を知った直後に発した布告文にも、

「武昌は既に本月19日（筆者注：旧暦8月19日）に光復し、義声は広がっている。国人は互いに喜びあわない者はいない、満族の支配は終わりを告げた。本会は謹んで24日に中華民国成立の喜びを共にする会を開く。各界の華僑同胞はこの機に大いに慶祝しよう。」<sup>20</sup>

とあって、当時の史料中に、反清活動の成功状態を指して光復という言葉を使っている例は枚挙に暇がない。

そして、韓国、台湾の記念日の名称にも使われているとおり、光復は新国家誕生を記念するのに相応しい祝意を持った言葉としても使用されていた。

武昌起義一周年を記念して、武昌紫陽公園の中に、民軍起義国慶碑と刻された石碑を建立し、勝利亭という建物が建造されたが、石碑の上に掲げられた扁額には「光復紀念国慶日」<sup>21</sup>と記されている。1912年、清朝皇帝が退位した後、孫文が交通部に記念切手の発行を命じ、そこで発行された切手の名称も「中華民国光復紀念郵票」<sup>22</sup>であった。

1926年に中国国民党中央執行委員会が発表した「国慶紀念日宣伝大綱」では、「同盟会の組織は本来厳密なものでなく、党员は党の指揮の下に絶対に従うということが出来なかった。しかし、一時の満州族を仇とみる情感に従い、各々が自ら戦っていた。」と過去の活動を総括し、1928年の「国慶紀念日宣伝大綱」では、「党员に一定の立場がなく、ただ過去の光復に熱心で、各自が戦った。」<sup>23</sup>と中華同盟会の運動の実態が光復運動であったことを国民党自身が認めている。

下記の表は、武昌起義の勃発した1911年10月10日から、二次革命直前の1915年5月末までの間に、『申報』紙上で光復・共和・革命の三語が月毎に使用された回数をまとめたものである。（注：表中の①は三語のうちで該当月の最多使用語）

『申報』における光復・共和・革命の月別使用数

|                      | 光復    | 共和      | 革命    |
|----------------------|-------|---------|-------|
| 1911年10月(武昌起義勃発)     | 5     | 36      | ① 459 |
| 1911年11月             | ① 353 | 271     | 311   |
| 1911年12月(中華民国臨時政府発足) | ① 662 | 574     | 241   |
| 1912年1月              | 577   | 以下① 785 | 204   |
| 1912年2月(清朝皇帝退位)      | 388   | ↓ 833   | 160   |
| 1912年3月              | 437   | 963     | 135   |
| 1912年4月              | 349   | 826     | 183   |
| 1912年5月              | 323   | 612     | 171   |
| 1912年6月              | 265   | 610     | 138   |
| 1912年7月              | 300   | 907     | 115   |
| 1912年8月              | 315   | 638     | 213   |
| 1912年9月              | 288   | 745     | 242   |
| 1912年10月             | 364   | 754     | 230   |

|          |     |     |     |
|----------|-----|-----|-----|
| 1912年11月 | 398 | 423 | 101 |
| 1912年12月 | 206 | 261 | 78  |
| 1913年1月  | 256 | 395 | 138 |
| 1913年2月  | 126 | 274 | 97  |
| 1913年3月  | 228 | 476 | 119 |
| 1913年4月  | 173 | 497 | 134 |
| 1913年5月  | 146 | 500 | 157 |

革命は、武昌起義の勃発した1911年10月こそ、群を抜いて使用回数の多い言葉ではあったが、翌月の1911年11月には光復に比べて使用数は少なくなっている。共和は、中華民国臨時政府が発足した1912年1月以降、一貫して三語の中では一番使用数が多く、光復は1911年11、12月のごく短い期間ではあるものの、最多使用数の語句であった。つまり、1911年10月から1912年1月までのたった四ヶ月の間に、革命から光復へ、光復から共和へと最大使用数の言葉は移り変わっている。

管見の限りにおいて、中華民国成立に至る変動について、光復という言葉に着目した研究は日本の歴史学界でも、中国の歴史学界でも未見である。

光復という単語は、日本語として定着していない言葉であるが、史料中に現れたとしても、「輝かしく復旧が果たされること」と、おおよその意味が汲み取れてしまうこともあり、革命と意味を読み替えられて来たか、あるいは、革命という言葉そのものの印象の陰にその意味が埋没して、注目されることがなかったように思われる。

しかし、光復という言葉が、革命という言葉で置換可能であり、歴史的に特有の意味を持った言葉でなかったのならば、その使用回数は、革命の使用数と比例した変化に留まり、革命と関連した特徴的な使用数の変化は起こらないはずである。

先の表は、1911年10月から1912年1月までの短い間に、革命から光復、そして共和をめぐって、その使用状況に関連した変化があったことを示していると思われる。

その変化の最中はまさに、武昌起義、南京臨時政府成立、清朝皇帝退位という政治状況の激変期と重なるが、当該期間中における光復・共和・革命の日別使用数の変化が巻末資料①の『『申報』における光復・共和・革命の日別使用数』である。

巻末資料①から、革命が他の二語に比べて多く『申報』紙上で使われたのは、1911年11月初旬、仔細に見れば、11月21日が最後であったことがわかる。

武漢を舞台にした戦闘は11月27日までであり、程徳全による和平光復の宣言が11月4日、南京の戦闘が激化するのが11月23日、革命軍による南京占領が12月2日であったことを考慮すれば、革命が盛んに使われたのは、武昌起義直後の武漢を舞台にした戦闘継続期間と、戦闘を伴った各省の独立時期と重なっている。

これは、革命が戦闘行為を伴った朝廷への反乱行為だと見られていたとも解釈できるし、反清朝勢力の伸張がもはや一時的なものではなく、やがて鎮圧されるべき反乱というイメージから、肯定的なイメージを持った光復に移り変わったと解釈することもできよう。

いずれにしても、清朝政府からの独立行為は、使用数の変化からすれば革命運動というよりも、光復運動と一般には解釈されていたと考えられる。武昌起義から一年後、勃発直後は使用数がゼロであった光復という言葉を使い、武昌起義が光復記念国慶日と祝賀されているのはその一例であろう。

しかし、漢民族の光復という民族的宿願の達成は、他民族の清朝支配から独立運動にも刺激を与え、1911年12月1日、外モンゴルの王侯たちは、清朝の官吏を追放し、新政府の組織を目指して独立を宣言した。以降、外モンゴルはロシアとの関係を深め、その外圧を利用し独立状態の継続をはかってゆく<sup>24</sup>。

このように、光復には、満州族からの解放という民族自立の意味合いがあり、それを強く主張すれば、中国を瓜分状態に陥らせた清朝政府に対する絶望から始まった反満運動が、却って瓜分状態を深刻化しかねない危険性を内在させていた。

その結果、統一国家としての中華民国が現実には構想されるに及んで、光復という目的の貫徹は成されず、皇帝制への対立概念である共和へと置き換えられていったと思われる。それでも、なお、革命よりも光復が使用される頻度が高いことから、この政体の変動を光復と指し示すのは、当時の人々の極めて自然な歴史解釈であったと思われる。

#### 第四節 外国人の記録した辛亥革命

革命という言葉は、改めて説明するまでもなく、様々な意味を持った言葉である。しかし、例えば『角川世界史事典』にあるように、「清朝を打倒した革命」という文脈で使用されれば、体制側と革命側の激しい戦闘を伴ったものが想起されるのが通常であろう。

辛亥革命においては、清朝の十八省のうち、北部の三省を除く十五省が清朝からの独立を宣言し、中華民国臨時政府を組織し、清朝側と和議交渉が開始された時点で、戦闘行為は中断した。交渉の末、清朝側と臨時政府側は武力で雌雄を決することなく、清朝皇帝の退位を条件に、清朝側の実力者、袁世凱を臨時大総統に迎え入れるという決着を見た。

また、中華民国臨時政府が組織されるまでの過程も、「清朝を打倒」という表現に符合するような戦闘が、独立した十五省で散見されたのだろうか。

当時の記録は、その後続いた国民党・共産党という革命政党の一方支配下のもとで整理されたものが多く、それらは、辛亥革命史観で編纂されたものが多い。しかし、20世紀初頭、中国各地には列強勢力の伸張にともなって、宣教師を始めとする外国人が多数存在した。彼等がそのただなかにおいて、残した記録が参考になる。

武昌起義の起こった武漢（武昌、漢口、漢陽の三つの街で構成された都市）のように激しい戦闘が記録されている都市もある。しかし、例えば、上海の様子はアメリカメソジスト協会の宣教師によって、

「11月3日の朝、目を覚ますと、松江（筆者注：上海に隣接した街、現在は上海市に併合）地区一体は恐慌状態だった。満清政府に任命された役人は、軍官も文官も夜に乗じてすっかり逃走していたのだ。当地の同盟会のリーダーが軍隊を接收した。上海において革命は政変の様相で完了した。」

「ドイツ租界での弾丸の売買状況から見るに、戦闘はそれほど激烈だったわけではない。」

と記録が残された。同時に、清朝によって漢民族に強制されて始まった辮髪（べんぱつ）の断髪を革命派が市民に強制し、その習慣に馴染んだ市民から、非常に嫌悪されたこと、革命を知らずに上海に来た農民が、革命派に集められ、辮髪を切られた者があったという革命派による一種の蛮行も記録している<sup>25</sup>ことから、記録者がことさら革命派にシンパシーを持って

記録を残したわけではないことが窺えよう。

フランスの社会学者も動乱渦中の中国を旅行した見聞録を残しているが、やはり

「上海では、革命はさっぱり悲劇的な性格を持つことにはならなかった」<sup>26</sup>とし、雲南省についても、蔡鍔がなるべく戦闘を起さずに事をすすめるよう腐心し、清朝の任命した雲南総督を殺害しようとする民衆から総督を保護し、彼が亡命途上で殺害されないよう、蔡鍔自身が停車場まで同行したことを記録している<sup>27</sup>。

1912年1月に中国内地で発行された英字雑誌にも、以下のように記録されている<sup>28</sup>。

「西安と太原で満人の虐殺があり、漢口の戦闘と南京の報復（筆者注：武昌起義の後、武漢の漢陽が清朝側に奪取され、今度は南京を革命軍が戦闘により攻略したこと）で死者が出た以外は、大部分の都市で血を見ることはなかった。甚だしい例では、まったく騒ぎが聞こえないので、宣教師は（革命の）二日目にして事が起こったことを知るような有様であった。」

武昌起義から約一ヵ月後の11月5日、江蘇省の独立は、革命派が宣言したものではなく、江蘇巡撫の程徳全の自主的な”和平光復”宣言によるものであった。この程徳全の和平光復宣言が出されて以降、他省でも和平光復方式の無血独立が相次ぎ、これにより清朝側の命脈が実質上絶たれた<sup>29</sup>。

このように、外国人の残した記録からは、「清朝を倒した革命」が、湖北省や南京などの一部の地域を除いて、武力衝突や大規模殺戮が起きることなく進行した静謐迅速な政変であったことが窺える。

また、十数年前の変法失敗の際、改革派の人士さえ”漢奸”と見ていた一般の人々にとって、革命党の行いは、当初反清復明の暴動程度に解釈されていた。革命の意味さえ理解していなかったそれらの人々は、同様に、共和、民主、自由の意味も全く解することなどできなかったから、革命活動の目的は、容易に反清復明だと誤解され、革命党と会党（清末に組織された主に下層階層に属する人々の互助を目的とした秘密結社）の区別もついていなかった。南京臨時政府が樹立された後も、大總統は、皇帝の湾曲表現だと理解されていたし、皇帝制が共和制に変わろうとも、大多数の人々にとっては統治者が変わるだけの出来事であった<sup>30</sup>。

当の革命派の人々でさえ、様々な政治思想や、概念を理性に基づいて判断し、革命の意味を理解して、革命運動に参加していたどうか疑わしいところもあった。日本に留学して革命派となった知識階層でさえ、趨容の『革命軍』等の、革命を連呼する扇情的な文章に影響を受け、革命だけが唯一無二の中国を救う方策だと、一種の宗教的・迷信的な革命崇拜者になっていて、立憲派が中国の現状を考慮した改革案を提示しても、それが革命ではないという理由で一切聞く耳をもたなかった<sup>31</sup>。

つまり、「清朝を倒した革命」の実態は、武漢や南京などの地域を除いて、革命が想起させるイメージとは食い違う、武力衝突のない、迅速平和裏に進んだ政変であった。しかも、革命や共和の意義はほとんどの人に理解されておらず、それを鼓吹していた多くの革命派人士にとってさえ、どこまで理解されていたのか怪しい概念であった。

## 第五節 『申報』に現れる辛亥革命

『申報』紙上に「辛亥革命」という言葉が現れるのは1913年からである。1913、14年の二年間に「辛亥革命」という言葉は73回表れている。そのうち、21回は外国の租借地があった漢口における武昌起義にからんだ外国への損害賠償に関する記事中で、いずれも、恐慌、損失、損害、賠償など、兵禍をイメージさせる言葉とセットであった。

また、革命と光復の使用回数の変遷からも、主に武漢での戦闘継続期間に最も革命という言葉が使用されていたことから、この時期の「革命」は戦闘を強く想起させる言葉であったことが推測される。

『黎副總統政書』の宣伝文（下図参照）では、四つの特徴を掲げる中で、「民国開國之方略」として全国民、「副總統之言行録」として政治家、「公文書之模範本」として文書家、そして、「辛亥革命之実紀」として軍事家に勧めており、辛亥革命が軍事色を持った言葉であったことが窺える。別日の同書の宣伝文では、字数を合わせるためもあってか、「民国開國之方略」を政学界への、「辛亥革命之実紀」を軍事家への推薦書と改変しているが、その宣伝文を仔細に検討すれば、「民国開國」が全国民・政学という一団高い総合的事象であって、「辛亥革命」「副總統之言行」「公文書之模範」は軍事家・政治家・文書家というように専門の細分化された事象であることが読み取れる。

また、『黎副總統政書』以外でも、先に取り上げた製薬企業の広告に見られたように、辛亥革命とセットになって広告中に現れる人物は黎元洪であって、孫文ではない。

1921年12月から翌年2月にかけて、『晨報副刊』に連載された魯迅の『阿Q正伝』では、革命が成功した当初、革命の威を借り、革命軍との繋がりを吹聴する人物が描かれるが、その人物が親しい関係性を匂わそうとする人物も、孫文ではなく、黎元洪が選ばれている<sup>32</sup>。

1917年に至って、護法軍政府の大元帥に迎え入れられるまで、辛亥革命と孫文をセットにしている文章はほとんど出現せず、また、出現することがあっても、例えば、以下のように、孫黄（孫文と黄興）あるいは、黎孫黄（黎元洪と孫文、黄興）というように、他の人物との組み合わせであった。

「此次上海及長江広東争戦識者皆知其為權利起見非如辛亥之革命興軍也辛亥革命孫黄輩從黎後而驟得救国偉人之令名。」<sup>33</sup>

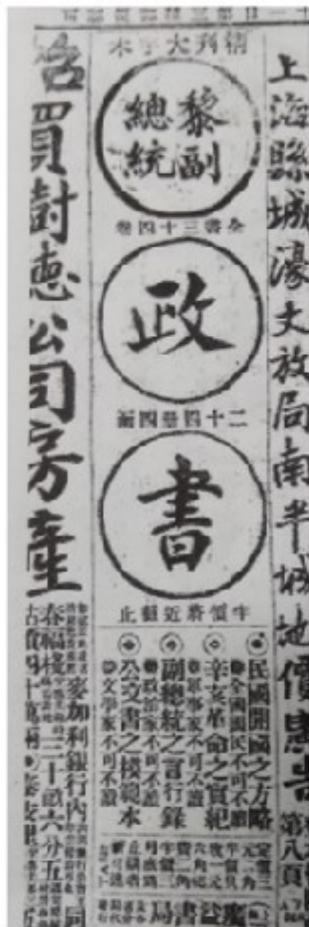
「中国志於富強当先普及教育開通智識顧教育之普及也又当破除政府之障○而後可行於是乃不辛亥革命及革命成功教育之權威当立○不幸而又有袁氏使此五年之間人民至不知起義革命之黎孫黄等為元勳抑為罪魁渾然。」<sup>34</sup>

武漢の戦いが続いていた1911年11月14日付けの『九州日之出新聞』は、「清国留学生帰る/革命党员船中の演説」という見出しで、革命に参加するために帰国した留日中国人学生を乗せた船の中に、米国在留歴の長い「革命軍の総指揮官たる黎元洪唯一の股肱の臣」である革命党员が乗り合わせ、以下のようにその船中活動を報じた。

「学生中意思軟派の者には、一層其意気を強め、強派の者には愈々意思を強固にし、以て帰服させんとする等、其手段頗る巧妙にして、学生の意氣為に昂然たり。彼が堂々たる演説をなす度毎に、革命軍の成功を祝し万歳を叫ぶ等、船中に於ける彼等の意氣頗る

旺盛を極め居れり。」

米国在留歴の長い革命党員である黎元洪の股肱の臣という存在には矛盾があり、記事の一部、あるいは全部が捏造であったことが疑われるが、武昌起義からわずか一ヶ月後、すでに日本人記者に、革命を率いているのは黎元洪という認識が形成されていたことが窺える。



左図：『申報』1915年3月4日に掲載された『黎副總統政書』の広告

右図：『申報』1915年4月5日に掲載された『黎副總統政書』の広告

竹内好は、少数ながらも日本人が連帯心をもって、中国の革命運動に参加し、様々な記録を残したことの意義を強調する中で、その一方で、無用有害な文献が流布されたとし、「革命の旗も勇ましい武昌城、城下を流れるネ、揚子江、日本の芸者がついで、敗けるな敗けるな黎元洪」という漢口の日本人芸者が歌ったとされる歌を記録している<sup>35</sup>が、真偽不明の伝聞情報の中で、このように黎元洪が現れることこそが、人々の記憶の中では

革命のリーダーが黎元洪であったことを指し示しているように思われる。

北伐の後、国民党政府が「辛亥革命」という言葉を、清朝を倒した革命の名称として使用するまで、武昌起義から清朝皇帝退位に至る政体変動を、辛亥革命と称することは一般化していなかったのは、前述の通り先行研究で何広の指摘したところであったが、『申報』上でも、北伐以前、辛亥革命の意義に、南京臨時政府設立や、清朝皇帝退位を含まない使用例が存在する。

「辛亥革命の成功の後、先生は臨時大総統に推された。」<sup>36</sup>

「辛亥革命の後、この五色旗を国旗と為すことが議決された。」<sup>37</sup>

これは、辛亥革命が南京臨時政府成立までの、清朝に対する武力戦争の意味で、時期的に皇帝退位を含まないかったことの例証であろう。

つまり、「辛亥革命」という言葉は、北伐の成功後、国民党政府によって、先覚者孫文による革命、「辛亥革命」によって清朝が打倒されたという歴史観が宣伝・流布される以前、狭義においては、武昌起義における清朝と革命軍の戦争、広義においては、武昌起義から南北和議までの間に起こった（ちょうど旧暦の辛亥年間に収まる）革命戦争であって、その言葉から想起される人物も、孫文ではなく、黎元洪であった。

## 結び

中国同盟会を始めとした様々な革命派人士、諮議局・資政院の開設からさらに立憲政治を目指した有力者達、それらの清朝政府に対する運動は、1911年10月10日の武昌起義を契機として、清朝からの独立を目指す光復運動へと収斂していった。

清朝皇帝の退位に至る経緯は、革命派には「革命」として祝賀されるべきものとして捉えられていたが、一般には、「共和」をキーワードにして祝賀され、また、北洋政府によって、中華民国は、建国の日としての武昌起義、中華民国臨時政府の成立、そして、清朝皇帝退位を国家記念日とすることが決定された。

現在、辛亥革命は、武昌起義から清朝皇帝退位に至る政体変動を指し示す言葉として用いられ、そこで想起される人物は孫文であるが、元来は、狭義では武昌起義、広義でも武昌起義から南北和議までに行われた対清朝革命戦争を指し示し、皇帝退位はその範疇に含まれていなかった。また、その言葉が想起する人物も孫文ではなく黎元洪であった。

## 第二章 共和から革命へ 孫文の辛亥革命

元来、「辛亥革命」とは、狭義では武昌起義、広義でも南京臨時政府と清朝の和議交渉が始まるまでの反清革命戦争を指しており、また、想起される人物は孫文ではなく黎元洪であったことを前章で述べた。

本章では、辛亥革命という言葉が、その後、国民党政権によって、「清朝皇帝制を倒し 中華民国を建国した、偉大な革命家孫文が成し遂げた革命」として定義され、いわば建国神話として宣伝・流布・定着したことについて論じる。

### 第一節 革命記念日に見る1911年10月10日の意義

1925年3月12日孫文が逝去した後、共産主義の受け入れを巡って、広東省国民党政府は内部不和を抱えながらも、1926年7月から北伐を開始した。11月には政府を武漢に移転、翌1927年3月上海を占領、4月南京国民党政府樹立、8月1日には南昌で共産党が蜂起し、国共合作が破綻するも、さらに翌年1928年6月、国民党政府軍は北京に入城（6月4日、北京から東北に撤退中の張作霖が爆殺）、12月29日、張学良による易幟があり、孫文の死後、わずか三年で、革命党である中国国民党は一応の全国統一を果たした。

国慶節は、当初、革命派にとってのみ、革命を記念するものであり、その他の人々にとっては皇帝専制の対立概念である共和という言葉で顕彰されてきたことは第一章で説明した。

それでは、革命党である中国国民党の支配下では、国慶節はどのように祝賀されたのであろうか。例えば、共和の復活を祝って盛大に実施された1916年の国慶節との差異には、国民党の中華民国建国に対する歴史観が反映されるはずである。

1925年の国慶節は、孫文の死後、初めて巡ってきた国慶節であった。広州国民党政府機関の代表、学生連合会、各商会、国貨促進会、農会が構成する10万人を越す人々によるパレードが挙行されたのをはじめとして、国民政府の大礼堂での党・軍・政府機関の要人が参加した公式典禮とは別に、官民一体の式典も開催され、各界がこぞって参加した盛大な国慶節が執り行われた<sup>1</sup>。

孫文の死後わずか七ヵ月後に行われた官民一体共同主催の典禮において、既に、総理（筆者注：孫文のこと）遺囑の宣読と、孫文肖像への掬躬礼を含んだ式次第が採用されていた<sup>2</sup>。

ここで、総理遺囑の全文を挙げておく。

「余、国民革命に力を致すこと、およそ四十年、その目的は、中国の自由平等を求むるにあり。四十年の経験を積みて深く知る。この目的を達せんとせば、必ず民衆を喚起し、世界にて平等をもって我に待するの民族と連合し、共同して奮起すべきことを。現在、革命なお未だ成功せず。およそ我が同志は、必ず余の著せる建国方略、建国大綱、三民主義、および第一次全国代表大会宣言に依拠して努力を継続し、もって貫徹を求むべし、最近に主張せる国民会議の開催、および不平等条約の撤廃は、とりわけ最短期内にその実現を促すべし。これ、切に囑す。」<sup>3</sup>

中華民国建国直後、革命派には国慶節を革命という言葉を使って祝賀しようという機運

があったことは既に述べたが、国民党政府が国慶節の式典で、この遺囑を宣読したことからは、明らかに、国慶節を共和ではなく、革命の記念として祝賀していこうという意図が読み取れる。

また、遺囑中の「革命なお未だ成功せず」という一文は、単なる「成功せず」という過去の事実の指摘とは違って、過去において成功に手が届いた瞬間が存在したこと、あるいは、未来に到達の見込みを感じさせる表現である。中華民国の建国記念日である、国慶節に、この遺囑を宣読・拝聴した人々が、死の直前、北洋政府の招きに応じて北上し、国民会議を経て中華民国のリーダーに推される孫文を想起したか、それとも、1912年初代臨時大総統に選出された往時の孫文を想起したのか、国民党は後者の孫文を想起させることを目論んでいたのは、以降の国慶節の記念の様子から明らかであるように思われる。

1926年10月、北伐軍は湖南・湖北で勝利を重ね、軍は武昌に迫り、香港・上海で国民党が支援した反帝国主義大ストライキ運動も15ヶ月目に突入し、なお勢いを保っており、国民党中央だけでなく、広東省の各界においても、この年の国慶節は例年になく政治活動の場として重視されていた。10月5日に発表された「民国十五年国慶節紀念日宣伝大綱」<sup>4</sup>では、

「総理の二十余年の不断の奮闘は、国内外の民衆の民族思想を喚起し、革命への参加を呼び込んだ。したがって、武昌起義は、総理二十余年の奮闘の結果である。」

「辛亥3月29日の広州の役（筆者注：黄花崗起義のこと）は全国の革命のエリートが集結してなされた最後の一戦であったにもかかわらず失敗した。しかし、七十二烈士の激しく強烈な気概は世界を揺るがし、国内に革命はもうそこまで来ているという形成を造りだした。したがって、武漢起義は、同年3月29日広州の悲劇的な失敗の結果である。」

「辛亥革命は中国近代国民革命運動の始まりである。ただし、それはただ開始されたということに過ぎなかった。我々の現在の運動はまさに辛亥革命の継続である。」

「武昌起義の後、清朝皇帝が退位し、民国が成立した。この革命の結果は、民族主義方面では、満州族清王朝を倒し、国内民族の一律平等を達成することを目的とし、民権主義方面では、四千年に及ぶ伝統的君主専制政体を倒し、中華民国を打ち立てることを名義上成し遂げた。」

「満州族清王朝の圧迫は無くなり、専制的な政体も無くなり、中華民国の名称は成立したとはいえ、一切の建設が少しも実現されなかった。総理の建設理想と計画はそれものが泡と消え、革命党は根本から消滅し、反動勢力が日に日に膨らんだ。建設への希望さえ無くなった。」

とあり、最初に武昌起義の功績を孫文のものであることを強調し、皇帝退位が革命の結果によるものであると定義していることがわかる。

次に、革命の失敗を、思想・組織・実力の三点から、以下のように分析している。

「組織方面：一、同盟会の組織は本来厳密なものではなく、党員は党の指揮の下に絶対に従うことが出来なかった。しかし、一時の満州族を仇とみる情感に従い、各々が自ら戦っていた。二、辛亥以後、同盟会は国民党に改組したが、投機的な政客や、清朝の遺老、腐敗官僚や、程度の良くない土地の有力者が入り込んだことによって、革命党は

彼等によって右傾化し、反動に至り、彼等によって破壊され消滅した。」

この1926年の「民国十五年国慶節紀念日宣伝大綱」から、国民党が1911年の政体変動をどう解釈し、それまで共和の祭典として祝賀されてきた国慶節との乖離を、どう埋めようとしていたのかが読み取れる。

まず、国慶節の記念日となり、建国の日として祝賀されてきた武昌起義が政体変動に果たした役割を国民党政府としても認めざるを得なかったことが窺える。その一方で、武昌起義（元来の狭義の「辛亥革命」）から黎元洪を想起してきた人々のイメージに反して、武昌起義を同盟会が蜂起した黄花崗起義の影響で起こったものとして、孫文の革命活動の帰着とし、その功績を、黎元洪ではなく、孫文と同盟会に帰していることがわかる。

また、辛亥革命を、武昌起義から南北和議までの革命戦争として解釈せず、武昌起義に始まり清朝皇帝退位までの政体変動の過程とする辛亥革命観がこの頃に萌芽していることも読み取れよう。そして、和議による革命の停止には言及せず、黄花崗起義を語ることによって、多くの革命派人士の犠牲を伴った革命戦争のイメージが強調されていることも重要であろう。さらに、その革命は、かつての国慶節で祝賀されていたような共和の獲得を目標とせず、孫文の理想の追求が行われるべきものであったとされ、往時の革命の内実が、国民党自身によって、情感に流された反満運動（これは光復運動と言い換え可能であろう）であったと総括されている。

黄花崗起義は武昌起義に先んじること約半年、1911年4月27日（旧暦3月29日）、武昌起義とは異なり、明確に中国同盟会によって起こされた孫文主導の武装蜂起であった。先述したとおり、中華民国成立後、1912年に行われた参議院における国家記念日制定の討議では、国民党からこの日を国家記念日とする提案がなされたが、袁世凱政権によって否決された。しかし、「武昌起義は、総理二十余年の奮闘の結果」とする国民党政権にとって、この日は国家として記念し、顕彰する必要があった。

国慶節とされた武昌起義は、革命派兵士によって引き起こされたとはいえ、その蜂起は明確な同盟会の指示下で行われたものではなかった。しかも、孫文はこの時、アメリカにいて、この蜂起の指揮をとったわけではなかった。また、武昌起義と言えば、その功績を政治資産として、黎元洪が副総統の地位に就き、袁世凱亡き後、二度も大総統に就任しているように、武昌起義単独での顕彰は、どうしても黎元洪を人々に想起させてしまう。

清末から民初への政体変動が、武昌起義が最も大きな意味を持つ転換点であったことは、この日が国慶節に指定され、出身政治勢力の異なる権力者間で政権の移動があっても、変更されなかったように、衆目の一致する認識であったろう。革命を直接の契機とせず、和議によってなされた政体の変動を、革命に取り込み、武昌起義を孫文・革命党と結びつけるためには、孫文指揮下で蜂起された黄花崗起義を、武昌起義同様に顕彰し、そこでの中国同盟会会員「激しく強烈な気概」が、半年後の武昌起義を惹起したという解釈が必要であったろう。

1911年11月10日、広東省が湖北省に続いて光復を宣言すると、中国同盟会広東省支部は、黄花崗起義で犠牲になった七十二名の追悼祭を行い、そこには数十万人もの人々が参加した。翌年には孫文自らが追悼祭を主催し、七十二烈士の墓苑も着工されたが、二次革命の失敗で頓挫した<sup>5</sup>。

しかし、反北洋政府勢力が広東省を中心に勢力を持ち始めた1919年には、黄花崗七十二烈士に対する追悼行事が、各界の一日休業を伴って公的に開催されるようになり、1921年

の陰暦3月29日に開催された追悼祭には、孫文列席の他、広州の各団体、政府機関、学校が代表を出席させた。1924年の陰暦3月29日の追悼祭では、北洋政府に対抗して結成された護法政府の各機関と学校は休日とされ、式典は孫文が主催し、国民党支配下の地域では新聞の号外を出すように指示が下された<sup>6</sup>ように、七十二烈士の顕彰は半ば強制されるものになった。

1925年3月、国民党中央執行委員会は、以後、陰暦ではなく、陽暦の3月29日を黄花崗烈士殉国記念日とすることを定めた。これは、陰暦基準で記念行事を開催すると、陽暦上の日付が年ごとに異なってしまうこと、さらに、既に黄花崗起義を「三二九起義」とする名称も定着していたことを考慮した決定であった。この年、孫文は北洋政府に招かれる形で北上を果たし、中国国民党の政治的地位も上昇し、国民党中央宣伝部が準備を進めた黄花崗烈士殉国記念は、「党魂不朽、浩氣長在」というスローガンが用いられた<sup>7</sup>。

その後も年を追って、追悼式典に参加する人数は増加し、中国国民党はこの種の記念活動を積極的に推し進め、その模様が新聞紙上で報道されるよう取り計らった。このような記念行事が頻繁に報道されるに従って、辛亥革命を惹起した黄花崗起義という歴史認識が社会的に広まっていった<sup>8</sup>。

中国同盟会会員であった七十二烈士が、このように清末の政体変動と絡めて大掛かりに顕彰される一方で、武昌起義の戦死者は一万人を越えていたにもかかわらず、なかなか顕彰されることがなかった。武昌起義の戦死者を祀る「大墳堆」という集合墳墓が造られたが、1931年に発生した水害で破壊され、1946年に修復されるまで、その土地は、牛の放牧地や畑に転用され、顧みられることがなかった<sup>9</sup>。

## 第二節 中国国民党による辛亥革命の定義

1927年4月、北伐事業の進展に伴い、国民党政府が本拠地を広州から南京に移した。国民党政府軍は北京政府をコントロールしていた張作霖を撤退させ（その道中、張作霖は日本軍によって爆殺された）、北伐の達成は目前に迫っていた。そのような状況の中で迎えた国慶節の宣伝活動には、国民党の中華民国建国に対する解釈が表明されている。

国民党中央宣伝部が制定した「双十節宣伝大綱」<sup>10</sup>（筆者注：国慶節である10月10日は、十が二つ並んでいることから双十節とも言われた）では、次の言葉が掲げられた。

「一、辛亥革命精神の継続、辛亥革命の欠陥の矯正。二、忠実なる同志団が団結して立ち上がること。三、北伐の継続。四、清党の継続。五、第三次全国代表大会の早期開會。」

中国国民党にとって、ここでいう「辛亥革命精神」とは、黄花崗烈士殉死記念で使われた「党魂不朽、浩氣長在」、つまり、武昌起義を惹起したと規定した七十二烈士の気概であることは明らかであろう。北伐完成の前に、すでに中華民国建国の礎となった武昌起義の成功は、孫文の努力と、中国同盟会人士の気概によってもたらされたと明確に中国国民党によって定義されていた。

1928年の国慶節は、中国国民党軍が北京入城を果たし、全国統一を宣言した後、初めて巡ってきた国慶節であった。国民党中央宣伝部は「国慶節宣伝大綱」を改訂<sup>11</sup>し、次のように規定された。（筆者注：原文は、漢数字、数字、十二支、甲乙丙が入り混じった箇条

書きだが、ギリシャ数字、数字、丸数字、アルファベットに変換した)

#### I 辛亥革命の背景

- ① 満清政府と帝国主義の圧力に対する反応
- ② 総理二十余年の積極的な奮闘の結果。

#### II 辛亥革命の大略

- ① 事前の醸成 首義（筆者注：最初の起義のこと）の状況

#### III 辛亥革命の成功と失敗

- ① 成功の所在 1、国内民族の平等の促進。2、民主共和政体の創立。3、中国を滅亡の危機から救った。4、思想の解放と文化の促進。
- ② 失敗の原因 1、革命主義と方略の軽視。2、民衆の革命力量の軽視。3、党の自身の不健全。

#### IV 辛亥革命後の中国と本党

- ① 辛亥後の中国 1、封建軍閥は国に禍し民を苦しめた。2、帝国主義の侵略と圧迫。3、国家計画と民生が絶えている。
- ② 辛亥後の本党 1、討袁護法。2、改組本党。3、政府成立。4、共産勢力の肅清と護党。5、北伐の完成。

#### V 本年の国慶における有るべき認識と努力

- ① 1、国家方面 a 軍閥勢力の消滅と北京偽政府の敗北 b 三民主義と国民革命勢力の全国への普及 c 中華民国はすでに建設の正軌に向かっている。 2、本党方面 a 一切の不良分子と各種の障害を取り除く工作の完成。 b 党内部の一致団結の促進。 c 辛亥革命未完の功の完成。
- ② 今後の努力 1、本党の基礎をより堅固に。 2、良好な政治の積極的な建設。 3、革命建設事業の励行。 4、本党の指導の下で民衆を潤養。 5、一切の不平等条約の撤廃。

二年前、1926年の宣伝大綱では、萌芽に過ぎなかった辛亥革命観が、この年の宣伝大綱では、辛亥革命を孫文の二十余年に及ぶ革命活動の結果であり、民主共和政体を誕生させた革命と定義され、ほぼ完成していることが読み取れる。

また、中国国民党は、「本党は武昌起義において、先頭に立って声を上げ、全国が呼応し、満清を倒し、我ら漢族の光復を果たし、民生政治を創立し、国内各民族を一律平等せしめた」と宣伝し<sup>12</sup>、上海では道々に「双十節は中国国民党が主導した革命の記念日」という宣伝幕が張られた<sup>13</sup>。

清朝が倒れたのは、全国から呼応した革命派の軍勢が北京に攻め上り、実力で皇帝を排除した結果ではなく、革命派との和議、そして清朝内部の権力移譲の結果であったし、中華革命党の改組・改称があって1919年10月10日に成立した中国国民党が、1911年10月10日に勃発した武昌起義を主導したとする主張は、明らかに矛盾を孕んだ宣伝であろう。

ここで、改めて、日本の歴史学界がどのように1911年10月10日と、辛亥革命を定説として解釈しているか確認しておく。

岩波書店の歴史学研究会編『世界史年表』で、東アジア・日本地域の1911年10月10日をあたってみると、「武昌で新軍蜂起、辛亥革命始まる」と記述されている。『角川世界史辞典』も「辛亥革命」を「1911（辛亥）年に勃発、12年清朝を打倒して中華民国を建国した

革命」と説明した上で、「11年10月10日、武昌（武漢）の新軍が蜂起」と説明している。

ちなみに同事典には「武昌起義」の項目こそないが、「武昌蜂起」の項目があり、そこでの説明は「⇒辛亥革命」である。岩波現代中国事典は「辛亥革命」を「1911年（干支紀年法で辛亥の年）10月10日の武昌蜂起を発端とし」と説明しているが、武昌起義や武昌蜂起に関する項目は無い。このように、1911年10月10日は、武昌起義の勃発した日付としてではなく、清朝を打倒した革命と解釈された辛亥革命の勃発した日と解釈されている。

そもそも、国民党も1926年の民国十五年「国慶紀念日宣伝大綱」で認めていたように、10月10日は武昌起義が起こった日として認識されていた日付であった。しかし、1928年の宣伝大綱では、武昌起義への言及がないことに現れているように、国民党は10月10日の記憶を、「辛亥革命」の起こった日として上書きし、その定着に努めてきた。現在の日本の歴史学界においても、前述の通り1911年10月10日に起こったのは「辛亥革命」（当初の「辛亥革命」ではなく、「辛亥革命史観」によるもの）という認識が共有されていると言っていだろう。

下記の表は、「辛亥革命」が起こった1911年から1930年まで、『申報』紙上に「辛亥革命」「武昌起義」「武昌革命」という文字が現れた回数の合計数をまとめたものである。

1911年～1930年 『申報』における「辛亥革命」の使用数表

|       | 辛亥革命 | 武昌起義 | 武昌革命 | (武昌首義) |
|-------|------|------|------|--------|
| 1911年 | 0    | 26   | 15   | 0      |
| 1912年 | 0    | 166  | 13   | 6      |
| 1913年 | 26   | 47   | 2    | 6      |
| 1914年 | 47   | 29   | 1    | 3      |
| 1915年 | 54   | 33   | 0    | 1      |
| 1916年 | 39   | 26   | 3    | 7      |
| 1917年 | 17   | 26   | 0    | 5      |
| 1918年 | 12   | 11   | 1    | 0      |
| 1919年 | 15   | 32   | 5    | 0      |
| 1920年 | 12   | 12   | 3    | 4      |
| 1921年 | 17   | 12   | 2    | 2      |
| 1922年 | 30   | 21   | 0    | 3      |
| 1923年 | 33   | 30   | 0    | 2      |
| 1924年 | 41   | 6    | 1    | 1      |
| 1925年 | 35   | 10   | 0    | 6      |
| 1926年 | 29   | 8    | 1    | 7      |
| 1927年 | 121  | 22   | 0    | 13     |
| 1928年 | 209  | 26   | 0    | 7      |
| 1929年 | 139  | 30   | 20   | 6      |
| 1930年 | 62   | 28   | 20   | 8      |

この表からは、やはり1911年直後、「辛亥革命」という言葉が定着していなかったことが推測される。そして、1910年代中盤から1920年代初頭までは、その使用数は「武昌起義」と拮抗しているが、1927年を境に「辛亥革命」の使用が激増している。これは、1911

年から時が経ち、人々に1911年の政体変動を客観的に判断する状況が整って、「辛亥革命」という言葉が選択されるようになったと解釈するよりも、1927年、国民党勢力による南京国民政府の樹立と、1928年6月国民党の全国統一宣言と機を一にしていると見るのが妥当であろう。

現在の「辛亥革命」に対する歴史学界の認識も、1911年の政体変動を、孫文の主導した「辛亥革命」とする、中国国民党による辛亥革命観の強い影響下にあることも明らかだと思われる。

### 第三節 国民党と共産党の辛亥革命

ここまで、主に国慶節の状況から、中華民国の建国については共和をキーワードとして祝賀されてきたこと、革命派のみが、革命という言葉で祝賀しようとしていたこと、そして、中国国民党によって、中華民国を建国した革命は、孫文の主導した辛亥革命であるという歴史観が国慶節を利用して宣伝・流布されてきたことを述べた。

1928年、国民党は一応の全国統一を果たした。以降、中国国民党はどのようにして、「辛亥革命」の概念を定着させ、ゆるぎないものにしていったのか。また、後に国民党勢力を大陸から放逐し、中華人民共和国を打ち立てた共産党は、どのように「辛亥革命」を解釈してきたのか、その変遷を追ってみる。

1929年7月1日、国民党中央執行委員会第20次常務会は以下の28項の革命記念日からなる「革命記念日記念式」<sup>14</sup>を頒布した。

1月1日 中華民国成立記念日、3月8日 国際婦女節、3月12日 総理逝世記念日、3月18日 北平民衆革命記念日 (1926年段祺瑞デモに発砲)、3月29日 七十二烈士殉国記念日、4月12日 “清党”記念日 (1927年上海で蒋介石がクーデター)、4月18日 国民政府健都南京記念日 (1927年南京国民政府成立)、5月1日 国際労働節、5月3日 済南惨案国恥記念日 (1928年第二次山東出兵の日本軍と衝突)、5月4日 学生運動記念日、5月5日 総理就任非常総統記念日 (1921年孫文、護法軍政府の非常総統に就任)、5月9日 “二十一条”国恥記念日 (1915年日本の対華二十一条を受諾)、5月18日 陳英士先生殉国記念日 (1916年陳其美暗殺死)、5月30日 上海惨案国恥記念日 (1925年、上海租界警察反帝デモを弾圧)、6月16日 総理広州蒙難記念日 (1922年孫文、陳炯明のクーデターに遭う)、6月23日 沙基惨案国恥記念日 (1925年広東省沙基のデモで英仏発砲)、7月1日 国民政府成立記念日 (1925年広州で国民政府成立)、7月9日 国民革命軍誓師記念日 (1926年、蒋介石国民革命軍総司令に就任)、8月20日 廖仲愷先生殉国記念日 (1925年廖仲愷暗殺死)、8月29日 南京和約国恥記念日 (1842年アヘン戦争後の南京条約締結)、9月7日 辛丑条約国恥記念日 (1901年義和団事件後の列強との辛丑条約)、9月9日 総理第一次起義記念日 (1895年興中会の広州蜂起)、9月21日 朱執信先生殉国記念日 (1920年朱執信殺害)、10月10日 国慶節、10月11日 総理倫敦蒙難記念日 (1896年孫文ロンドン公使館監禁事件)、11月12日 総理誕辰記念日、12月5日 肇和兵艦挙義記念日 (1915年中華革命党陳紀其美上海で反袁蜂起)、12月25日 雲南起義記念日 (1915年第三革命)。

先に触れた1913年に参議院で決定された国家記念日と比較すると、記念日が明確に「革

命記念日」とされていることから、中華民国の建国は、革命に拠るといふ中国国民党の歴史観が窺える。また同時に、中華民国建国の当初は論議されていた、徐錫麟、熊成基のそれぞれの記念日と四川保路運動の記念日が除かれていること、そして、当時は国家記念日とされた北京での共和宣布・南北統一の記念日もあわせて削除されていることが注目される。

徐錫麟は中国同盟会の母体となった組織・光復会のメンバーではあったが、中国同盟会のメンバーではなかったし、熊成基は革命人士ではあったが、やはり中国同盟会のメンバーではなかった。四川保路運動は立憲派主導の活動であったから、それらに入れ代わるように、中国同盟会の武装蜂起であった黄花崗起義の犠牲者「七十二烈士」と総理第一次起義記念日、そして総理倫敦蒙難記念日が革命記念日とされた。

このように、革命記念日の選定からは、様々な革命士の活動、立憲派の改革運動という反清運動を無視し、孫文・興中会・中国同盟会という孫文の革命活動のみを評価する国民党政権の姿勢が窺われる。

国慶節、南京政府（中華民国臨時政府）の成立記念と並び、国家記念日とされていた北京での共和宣布・南北統一（皇帝退位）が革命記念日から除外された意味は、それが袁世凱の功績によるものだという事以上大きな意味を持つように思われる。

これは、辛亥革命と指し示すことになった政体変動の終期を何時にするのか、中華民国建国を革命として祝賀するのか、共和として祝賀するのかに大きく関わる日付だからである。北洋政府の国家記念制定では、1月1日は、南京政府成立とされていたものが、革命記念日では、中華民国成立とされている。

本論で、繰り返し述べてきたが、1911年1月1日の段階で、光復した諸省の代表によって清朝政府に対抗して作られた政権は、あくまで臨時政府であり、当然、清朝政府が依然として存在していた。南北統一が成った中華民国成立は、国民党政府が除外した、共和宣布・南北統一記念日である。これは、中国国民党政府が、孫文が臨時大総統に選出されたその日を、「辛亥革命」の終期とし、清朝滅亡もその日に収斂したものとしてイメージさせようという意図の表れと思われる。

このように、革命記念日からは、中国国民党が1911年の政体変動を、孫文および興中会—中国同盟会—（国民党）—中華革命党—中国国民党の功績に帰し、その上で、中華民国は「辛亥革命」によって建国されたとする中華民国建国像の形成を意図していたことが窺える。

「革命記念日記念式」は国民党、軍、警察などの政府機関だけでなく、学校、商工組織などの各種民間団体に記念活動の実行が要求され、以後の重大記念活動中にはその都度、国民党中央宣伝部が宣伝冊子を配布し、統一スローガンを制定した<sup>15</sup>。

翌1930年7月10日、国民党中央執行委員会は、28項の革命記念日はあまりに多すぎ、なおかつ、永久普遍独立性に欠けるものも有るといふ理由から、28項の記念日を整理統合し、国民全体で記念すべき「国定記念日（基本的に休日）」8項、国民党幹部と各種団体・学校の代表が記念活動を行う「本党記念日」10項からなる「改訂革命記念日記念式」<sup>16</sup>を制定した。

#### 《国定記念日》

1月1日 中華民国成立記念日、3月12日 総理逝世記念日、3月29日 革命先烈記念日  
（旧：七十二烈士殉国記念日）、5月5日 革命政府記念日（旧：総理就任非常総統記念

日)、5月9日 国恥紀念日 (旧：“二十一条”国恥紀念日/この日のみ休日にならない)、7月9日 国民革命軍誓師紀念日、10月10日 国慶節、11月12日 總理誕辰紀念日。  
《本党紀念日》

3月18日 北平民衆革命紀念日、4月12日 “清党”紀念日、5月18日 先烈陳英士先生紀念日 (旧：陳英士先生殉国紀念日)、6月16日 總理廣州蒙難紀念日、8月20日 先烈廖仲愷先生紀念日 (旧：廖仲愷先生殉国紀念日)、9月9日 總理第一次起義紀念日、9月21日 先烈朱執信先生紀念日 (旧：朱執信先生殉国紀念日)、10月11日 總理倫敦蒙難紀念日、12月5日 肇和兵艦拳義紀念日、12月25日 雲南起義紀念日。

1927年にすでに国共合作は破綻し、1937年に再び国共合作が締結されるまでの10年間、国民党、共産党の間で激しい内戦が行われるが、3月8日 国際婦女節、5月1日 国際労働節、5月4日 学生運動紀念日が削除されたのも、対共産党関係の悪化によるものであろう。1929年、1930年の国慶節は、国民党の指示の下で盛大に行われたが、1931年9月18日に満州事変が勃発、この年から数年間、国難を理由に国慶節の典礼が行われることはなかった。

共産党幹部の中には、呉玉章や朱徳など武昌起義発生時、中国同盟会に加入していた者、董必武など武昌起義の戦闘に直接参加した者が存在した。彼らはその後、ロシア革命や五四運動の影響を受け、共産党に入党したが、彼らの活動は所属政党の変化があったにしろ、清末から一貫して革命活動であったから、自身の活動を振り返り、1911年の政体変動を革命と認識するのは自然のことであったと思われる。

また、1924年1月に孫文が反対派を押し切って国共合作に踏み切って以降、1925年3月に孫文が逝去後しばらくの間、合作は続いたから、共産党が国民党にならって、「辛亥革命」という名称を使用するのもこの時期では当然のことであった（後述するが、1911年の政体変動をどう呼称するかは、1940年代に至っても習慣的な問題ではなく、政治的な問題であった）。

1925年の国慶節には共産党は、「国慶の日に中国の青年に告げる書」<sup>17</sup>を公表し、以下のように、共産党もまた辛亥革命の継続の主体者であることを主張した。

「辛亥のこの日、無数の勇士が革命を実行し、満清を倒し、中華民国建設の日を迎えた。国慶の紀念こそ革命紀念、造反紀念、犯法行為の紀念である。辛亥革命とは満清軍隊と革命の志士が共同して犯法し造反したことによって成功した。そして、辛亥革命とは早熟の革命であり、そのために流産となった。今、我々は以前の失敗と錯誤をただし、辛亥革命戦士の犯法を継続し、造反の革命精神で民衆と世界の無産階級と連合し、辛亥革命の未完の事業を完成させよう（最後の語句の原文は「完成“辛亥革命所未完成的事業”」）。」

この語句の結びは、孫文遺囑の有名な語句「革命尚未成功」を連想させ、すでに、この後始まる国民党との孫文の後継者争いを予想させる内容になっている。1927年、国共合作が破綻すると、共産党は国慶節に以下のように「民衆に告げる書」<sup>18</sup>を發布し、明確に自らが孫文の革命事業の後継者であることを宣言した。

「国民党が共産党と分裂し、工農民衆と断絶し、彼らの過去の革命歴史と断絶し、辛

亥革命事業と断絶し、革命に背いた以上、それならば、民衆は中国共産党の旗の下、自ら武装し政権を奪取し、辛亥に始まった革命を完成させる他はない！」

これ以降、抗日国共合作が成立するまでの間、国慶節の度に、共産党は、自らの影響下にある全ての雑誌に共産党の革命綱領と、国民党の腐敗ぶりを書き立てた。その主張は、前掲の「民衆に告げる書」の内容同等に、共産党の革命の任務が辛亥革命事業の継承であり、国民党の腐敗した統治の打倒と辛亥革命の任務の完成を呼びかけることで一貫していた。

1937年、再び国共合作が成立すると、既に共産党のリーダーであった毛沢東は、孫文の三民主義に対する新解釈を次のように発表した。

「危機からの救いのただ一つの道のり、それが孫中山先生の遺囑の実行である。すなわち“喚醒民衆”の四字。さらに一步進めて、中国共産党の宗旨が三民主義に符号することを説明しよう。共産党が反帝国主義で無かった日は一日もなかった、これこそは民族主義の徹底である。工農民主専制制度もまた（三民主義とは）別物ではない、これこそが徹底した民権主義である。土地革命はすなわち徹底した民生主義である。つまり、孫中山先生の三民主義と共産党の抗日救国十大綱領こそ抗日民族統一戦線の共同綱領である。」

「(共産党の) 過去と現在が既に証明しているばかりでなく、将来に渡って証明するであろう、中国共産党人士は革命三民主義の最も忠実にして最も徹底した実現者であることを。」<sup>19</sup>

1925年孫文の死亡とともに、孫文遺囑が折にふれ宣読されたことはすでに述べた。国民党（第一次国共合作では多くの共産党員が国民党員でもあった）の支配地域で催される革命記念式典においては、孫文の肖像を掲げ、必ず鞠躬礼（深々としたお辞儀）が行われ、孫文遺囑の宣読が要求された<sup>20</sup>から、孫文の「革命」における権威は人々の身体動作・日常習慣を通して記憶に刻みこまれていった。

国慶節や総理逝世記念日、総理誕辰記念日といった国定記念日以外の記念日にも、共産党は影響下の雑誌において、孫文後継問題に関わる文章を発表し続けた。1月20日は、1924年広州で国民党第一回全国大会が開かれ、孫文の強い意向で国共合作が成立した日だが、1938年に発表された「最も記念すべき一日」という文章は、

「この日は中華民国史上最も記念すべき一日である、この日と辛亥革命の記念日である双十節は同じように重大な意義を持っている。辛亥革命は満清専制制度を転覆させ、国体が変更し、中国民主制度形成の緒に就いた。国民党第一回全国大会にあっては、改組が実行され、ソ連との連合、国共合作及び農工扶助の三大政策が確立され、以後の北伐による北洋軍閥転覆の大挙の基礎を打ち立てた。」<sup>21</sup>

とあって、「辛亥革命」による中華民国の建国という辛亥革命観を受け継ぎ、その上で、国民党が孫文のソ連との連合政策に背いている事を暗に指摘し、北伐の功が共産党にもあることと、自らが孫文遺囑の後継であることを主張している。

また、国民党と共産党が1911年の政体変動を辛亥革命と同様の名前で呼びながらも、そ

の革命観の違いは明らかであった。国民党は以前、辛亥革命を振り返り、その実情が反満清感情に流された運動だったと反省していたが、そこには、辛亥革命を種族革命とする規定する歴史観が流れていた。一方、共産党は、明確に辛亥革命をブルジョワ民主主義革命と規定した。

南京国民政府成立以降、抗日国共合作期は、国民党、共産党双方が、新聞・雑誌紙上で、様々な記念日にちなんで、三民主義や、辛亥革命、孫文遺囑などの概念や解釈を通し、誰が辛亥革命の正当な後継者であり、三民主義の正しい実践者であるのかを繰り返し説明した。その繰り返しによって、ますます強固に1911年の政体の大変動を「先覚者孫文による清朝皇帝を打倒し中華民国を建国に導いた革命」とする辛亥革命観が定着し、また「辛亥革命はブルジョワ民主主義革命である」とする概念も流布をはじめた。

## 結び

北伐という実力行使によって中華民国の統一を成し遂げた中華民国国民党政権は、北洋政権の制定した国家記念日を変えて、国家建国の顕彰を革命という概念で規定した革命記念日を制定し、その式典において繰り返し「辛亥革命とは、先覚者孫文が主導し、清朝皇帝を打倒し中華民国を建国した革命である」という辛亥革命史観に基づく歴史観を宣伝した。既に国慶節として定着していた武昌起義と孫文の革命活動を結びつけるために、武昌起義に先行した黄花崗起義の意義を強調し、黄花崗起義が武昌起義を惹起したとする一方で、政体変動の終期があたかも孫文の臨時大総統就任にあったかのように、清朝皇帝退位と南北統一を記念日から除外した。

そして、元来、狭義では武昌起義を、広義でも武昌起義から南北の和議交渉まで続いた革命戦争を意味し、清朝皇帝退位をその概念に含んでいなかった「辛亥革命」という言葉は、清朝皇帝制を倒した先覚者孫文の革命の名称として宣伝された。

このような国民党政府の宣伝活動の結果、中華民国は、先覚者孫文の主導した辛亥革命によって建国されたという辛亥革命史観は人々に記憶され、また、国民党同様に孫文の後継者を自認した共産党も、辛亥革命史観を踏襲し、それをブルジョワ民主主義革命として定着させることになった。

### 第三章 孫文の神格化

前章まで、狭義では武昌起義を、広義でも武昌起義から南京臨時政府と清朝の和議交渉が開始されるまでの間、ちょうど旧暦の辛亥の年に起こった清朝への革命戦争を指し、それが想起する人物も黎元洪であった「辛亥革命」という言葉が、中国国民党によって、清朝皇帝制を打破し、中華民国を建国した、偉大な革命家孫文が主導した革命として定義され、いわば建国神話として流布・定着したことを述べてきた。

孫文の死後、革命党である国民党、共産党の双方が、自己を革命の先覚者孫文の後継者と任じてきた。しかし、生前の孫文は中華民国創立の元勳の一人ではあっても、国家の正当性を保証するほどの権威を持った人物ではなかった。

本章では、孫文がどのような過程を経て、国家に正当性を与えるまでの権威者となっていったのか、いわば神格化の過程について論述する。

#### 第一節 孫文の名声

神格化の前提として、第二革命に失敗してからの孫文の状況を俯瞰しておく。

第二革命に失敗した孫文は亡命先の日本で、1914年中華革命党を結成。1915年の護国戦争では蔡鍔らの蜂起に先駆けて上海で武力蜂起をするが、一日で鎮圧されてしまうなど、中心的な役割を果たすことができなかった。

軍閥混戦期に入ると、北洋軍閥と対立した南方勢力に担がれて1917年、護法軍政府の大元帥に就任するも、その内情に失望して翌年には辞職した。

1919年、五四運動の影響をうけて、反帝国主義、反軍閥を標榜し、10月10日の国慶節に中華革命党を中国国民党に改組するも、五四運動で形成された新しい政治力の取り込みにも成功したとは言えなかった。一方、1920年8月、上海で陳独秀、戴季陶らによって社会主義青年団が成立、翌1921年7月1日、中国共産党が結成されたように、五四運動後の新政治勢力を取り込んだのは中国共産党であった。

1922年、再び護法軍政府の大総統に就いていた孫文が、直隸軍が護法に賛成する態度を示したことを歓迎し、「兵士の半分を工人にし、改めて国防軍を組織することが、南北平和統一の条件である」と宣言すると、「護法という目的が既に達成したというのに、なぜまだ騒がしくしているのか、ひょっとして、その地位にこだわっているのでは」と皮肉まじりに報道され、学界を代表した北京大学の教授団からは、「護法は成功、すぐに下野すべし」という通電まで打たれる<sup>1</sup>ほどで、中華民国成立後10年を経ても、北部の知識界において孫文の存在はなじみが薄く、影響力も低かった。

1923年1月、ソ連代表ヨッフエと孫文が共同宣言、翌1924年1月20日、広東省で国民党第一次全国大会を開催し、国共合作を決定、ソ連の援助、共産党勢力の取り込みを経て、ようやく孫文の権威は回復する。1924年の冬、第二次奉直戦争で直隸派が壊滅し、段祺瑞らが孫文を招いた事後協議に孫文が北上宣言で応じると、北京では十万人を超える人達が孫文の来京を歓迎した<sup>2</sup>が、最も孫文の名声を高からしめたのは、1925年3月12日北京におけ

る孫文自身の死であったと思われる。

1924年の年末、日本を經由して（有名な神戸における「大アジア主義」講演を行ったのはこの時）北京に入った孫文は、既に病態であり、1925年1月26日、協和医院で行われた開腹手術の結果、末期の肝臓がんであることが判明し、3月12日、北京で逝去した。

かつて、「下野せよ」と北京の学界から通電を打たれた孫文であったが、ソ連の後ろ盾を得て、また黄埔陸軍軍官学校を中心とした自前の軍事組織を持ち、既に広州において自らに対する反乱さえ鎮圧した孫文は、もはや軽んじることのできない政治家であった。同時に、中華民国の臨時執政（内戦に伴う政治状況の混乱から、北洋政府の最高権力名義は、大総統から國務院摂行大総統職、そして臨時執政と変転していた）段祺瑞にとって、孫文は中華民国の初代臨時大総統であり、中華民国建国の元勳であったから、中央政府の合法性を明らかにするためにも、追悼の念を公的に表す必要があったと思われる。

段祺瑞政権は1916年に成立していた国葬法に基づいて、自らの政権が取り仕切り、国葬にすることを主張したが、一方の国民党は孫文の逝去後、すぐに孫文の葬儀を取り仕切るために「孫中山先生治喪処」を組織、「孫中山先生治喪処」にとって、北洋政権による国葬の受け入れは、広東大元帥府の否定につながるものでもあった<sup>3</sup>。段祺瑞政権の主張する国葬と、国民党側の主張する党葬との綱引きがなされ、世論の中には、正式な大総統さえ存在しない現状の中華民国に国葬をつかさどる資格があるのかと国葬を求める声もあった。段祺瑞側は国葬を行うとの決定をした後、その実際の挙行は国民党にまかせ、互いの勢力が直接の衝突をおこさぬよう、出来る限り「国葬」という言葉をさけて進められた<sup>4</sup>。

孫文の墓所は、南京紫金山に中山陵を建設することが孫中山先生治喪処によって決定されたが、それまでの暫定措置として、4月2日に北京西山碧雲寺に仮安置することになり、3月24日から4月1日までの間は中央公園社稷壇で弔問が受けつけられた。期間中、社稷壇には国民党旗である青天白日旗が掲げられた<sup>5</sup>。九日間の弔問期間中で記帳をすませた合計人数は76万を超え、葬儀期間中北京政府は大量の警察員を投入し秩序維持をはかり、正規の軍楽隊、飛行機、礼砲を参加させ、国家儀式規模で行われた<sup>6</sup>。このような葬儀は、大々的に報道され、同時に国家の元勳として孫文の事績も紹介されたことから、孫文の名声を高めることにつながったと思われる。

## 第二節 神格化の萌芽

孫文死去の直後から、中国国民党は自らの支配地域において、様々な革命顕彰行事を舉行する中で、孫文肖像への鞠躬礼や、孫文遺囑の宣読を強制してきた。孫文死後から始まった、そのような中国国民党の施策が、孫文の神格化に大きくかかわったのは間違いないが、既に、生前の孫文の振る舞いに後の神格化につながるような個人崇拜を求めるような独裁的傾向はあった。

例えば、中国同盟会は、その総章で以下のように、組織の民主的な運営方法が明文化されていた。

「第一条 本会は名を中国同盟会と為す」「第二条 本会は驅除韃虜、恢復中華、創立民国、平均地権を以て宗旨と為す」「第三条 すべての入会希望者は、須らく本会の定章を遵守すべし」「第八条 本会には総理一人を設け、全体会員の投票公選による」「第二十四条 総章の改良は、須らく会員五十名以上、あるいは議員十名以上、あるいは執行部が議事部に提議し、議事部の決議を経た後、総理によって職員会を開きこれを修改する。」<sup>7</sup>

しかし、1910年2月、中国同盟会サンフランシスコ支部が結成された時、孫文は、誓詞を勝手に「驅除韃虜清朝、創立中華民國、実行民生主義」と改変した上に、会の名称までも独断で「中華革命党」と変更し、さらには東南アジア方面の支部にもサンフランシスコにならって名称を中華革命党に変えるべきだと命じてさえいる<sup>8</sup>。

これは、同盟会内部にあった、中国中部先行革命論を訴える宋教仁らと、南部先行革命論を唱える孫文らの対立から、アメリカ・東南アジアで調達する華僑からの革命資金を、孫文の思惑通りに南部革命に振り分ける意図から出た行動であった。宋教仁らが、会の綱紀肅正を求めても、孫文は取り合うどころかまったく耳をかさず、「同盟会はすでに取り消したから、力のあるものがそれぞれ独立して尽力して良いのだ」「私が集めた経費について、黨員にとやかく言う権利があるのか、どういう理由で私を批判するのか？」とさえ主張した<sup>9</sup>。

かつて、清朝政府からの圧力で、日本政府が孫文を国外退去にした際、退去の交換条件に日本政府から資金提供を受けた際も、その資金が、孫文の独断で、南部地区の革命の為に支出されることがあり、こうした会内の合議を経ない度重なる孫文の独断専行は、同盟会に深刻な不和を呼び、宋教仁らの中部總會設立という分派活動の原因となった。

革命組織の規定がどうあれ、孫文は一貫して自分こそが革命運動のリーダーであるという独裁的傾向の強い人物であった。

その孫文の独裁的傾向が最も強く表れたのが、宋教仁暗殺を契機に勃発した討袁二次革命失敗後の中華革命党結成時であった。その入党の宣誓文は次のように、民主合議制を建前とした中国同盟会総章とは異なり、孫文独裁が明文化され、孫文個人への忠誠が求められた。

「中国の危亡を救い、生民の困苦を救わんが為に一己の身命と自由の権利を犠牲にし、孫先生に附従。」「一 宗旨を実行、二 命令に服従、三 職務に我が尽忠、四 秘密を厳守、五 姿勢を共にするを誓う。」<sup>10</sup>

宋教仁暗殺事件の後、孫文がすぐに挙兵を主張したにもかかわらず、当時、孫文と並んで革命運動のリーダーと目されていた黄興が、革命側の実力不足を理由に、武力によらない法律での解決を主張して賛成せず、時期を逸した為に、第二革命は失敗したと孫文は分析していた<sup>11</sup>。そのため、新しくつくられた革命組織は、何よりも孫文への絶対服従を当然のこととして求めることになった。

中華革命党の入党については、宣誓時に指紋の押印までもが求められ、党の副総理格での参加を求められていた黄興は、宣誓のあまりの独裁主義的な内容と、犯罪者の自供書のように指紋を求められることを拒んで、ついに孫文と袂を分かった<sup>12</sup>。

後に、1926年に国民党によって制定された「民国十五年国慶紀念日宣伝大綱」では、辛亥革命の失敗の原因を「同盟会の組織は本来厳密なものではなく、黨員は党の指揮の下に絶対に従うということが出来なかった」としているように、中国国民党は、孫文が敷いた、黨員には絶対忠誠を求める路線を継承していることがわかる。

狭間直樹は、中華革命党結成時に見えた孫文の独裁的な傾向について、「自説の正しさへの確信とそれにたいする他人の服従の要請がかくも天真爛漫に結びつくのは、やはり孫文の革命的楽天性と知的誠実の端的な証明であろう」として、その背景を楽天性や知的誠実さに求めている<sup>13</sup>が、陳蘊茜によると、孫文の革命思想は元来、伝統的な英雄史観的・家長制的な色彩を帯びていたという。

1866年生まれの孫文が、幼少期に受けた教育は儒学教育であり、後にハワイに渡った後でも、華僑社会の中では相変わらず伝統転籍が教育に用いられてきたので、家長制権威や専制思想は孫文の心理に刷り込まれ、1894年、孫文が李鴻章に送った上書の中でも、「聖賢六経（筆者注：儒教の基本経典である『詩経』・『書経』・『礼経』・『楽経』・『易経』・『春秋経』のこと）の旨は、国家治乱の源であり、生民の計、それらが胸中によぎらない時などないのです」<sup>14</sup>

と述べている。もちろん、これは李鴻章に受け入れられるよう、孫文自身が李鴻章同様に、伝統的教養である聖賢六経を重要視していることをあえて装ったと見ることもできるであろう。しかし、孫文は折にふれ、次のように述べている。

「国家は幾千万もの家庭の集合体であり、これは大衆による一個の大家庭」「中国人は家庭を大切にし、何でも家長に相談する、このことは良い所もあるし、悪い所もある。私の考えでは、中国国民と国家の結合関係は、まず家族があり、それが宗族に広がり、そして国族にまで拡大する。家庭を大切に作る構造は一段一段拡大して、整然として乱れることがない、これが結合関係のあるべき姿だ」「孝について述べるならば、我ら中国人の長所であって、外国と比べて最も先んじているところだ。」<sup>15</sup>

このような家族関係を地域、地域から社会へと拡大していく伝統的世界観に準拠した講演からは、その思想の背景にある、皇帝専制政治同様の、家長制的宗法社会理念を読み取れる。

また、中国国民党結党以降、孫文はソ連との関係を深めていったが、1923年、ソ連代表ヨッフエと共同宣言を発表する前年、孫文は、独断で北伐を計画し、北伐に反対していた陳炯明に背かれ、孤立無援に陥っていた。そのような状況の中で手を差し伸べてきた、ソ連の共産党独裁という政体が、孫文の独裁的・個人集権的傾向に符合し、さらに孫文の傾向に拍車をかけたということもあった<sup>16</sup>。

前述のように革命の方針を巡って、孫文が、民主的な合意の形成を経ず、独断専行することは珍しくなかったが、孫文に独裁者という印象が薄いのは、孫文が生前に巨大な権力を得ることがなかったため、多くの市民に自らへの忠誠を強制する機会が無かったためであろう。しかし、革命的楽天性や知的誠実さとは、かけ離れた独裁者的な振る舞いがまったく無かったわけではない。

陳炯明事件の後、国民党は『陳炯明叛国史』という書物を出版し、陳炯明の起こした武装政変は、孫文の殺害を意図したもので、党と国への叛逆行為だと書き立てた。北京大学の教授であった胡適は、陳炯明同様に、連省自治制度論者でもあったから、国民党の陳炯

明に対する叛逆という言葉を使った攻撃について、「封建時代の貴族的旧道徳観念で現代の行動を批判している」と批判した<sup>17</sup>。

国民党は上海の党の新聞『民国日報』上で、胡適批判運動を繰り広げたが、1924年8月、広州の『民国日報』に孫文の文章と、胡適の文章が、同じ紙面上に掲載されることがあった。この時孫文は、大きな不満を抱いて記者を呼び「胡適が陳炯明を弁護した人物だということを知らないのか」と叱責し、国民党執行中央委員会に命じて記者を誅首させた。同時にこの年、国民党は、孫文の討袁・護法運動の無謬性を訴える本を相次ぎ出版している。

この頃から、国民党広州の青年党員が、孫文を「国父」と呼び始めている<sup>18</sup>ことから、孫文が手にした権力に相応の独裁ぶりを見せていることがわかる。

現在でも、中国では孫文をさして「国父」と呼ぶ習慣が残っているが、一般には「孫中山」と呼ばれている。そもそも現在、世界中で孫文のことを孫文と呼んでいるのは、日本だけである。伝統中国では、他人を本名で呼ぶことを忌む風習があり、字（あざな/通称）で呼ぶ習慣があった。したがって、孫文もその字、逸仙を使って、革命運動を始めた当初は孫逸仙と呼ばれていた。宮崎滔天も『三十三年の夢』の中で、孫文を孫逸仙と呼んでいる。最初に孫文の事を孫中山と呼んだのは、章炳麟であった。孫文が日本で使っていた中山という姓と、孫の姓を重ねて孫中山としたところ、苗字と苗字を重ねるのはおかしいという批判があったものの、却ってそれが受け入れられ、以降、孫文の尊称として孫中山が定着した<sup>19</sup>。

中華民国当時、建国の元勳とされた、袁世凱、孫文、黄興、黎元洪は、それぞれ字を持っており、例えば、歴史ドラマの中で登場する場合、孫文のみならず、袁世凱、黄興もその劇中では字で呼ばれている。つまり、孫文同様に、中国においては、彼等を字で指し示しても、人物の特定は十分に可能である。しかし、今回、本論文執筆にあたって参照した現在の中国人学者による論文で、一貫して本名を忌避されているのは、孫文ただ一人であり、孫文のことを孫文としている例は皆無であった。現在でも中国歴史学界に孫文の神格化が影響を残している証であろう。

### 第三節 国民党による孫文崇拜政策

中国同盟会発足以前、既に宮崎滔天の『三十三年の夢』から、孫文に関する事績を抜粋したものが、黄中黄（章士釗の変名）によって編集され1903年に『大革命家孫逸仙』のタイトルで出版され、革命派による孫文の宣伝活動は開始されていた。1911年には、1896年に起こったロンドンでの監禁事件の顛末が孫文自らの手でまとめられ、『倫敦被難記』として出版されている<sup>20</sup>。

これらは、革命派内における孫文のイメージの高揚に役立ったであろうし、先にも触れたように、生前から孫文自身の指示による、強権的に反対者を叛逆者と決めつけ、絶対的な革命指導者像の確立を進める行為もあった。しかし、孫文の絶対化は、やはり孫文死後、国民党の権力拡大とともに本格化した。

1925年3月12日、孫文が亡くなると、国民党はすぐに、「孫中山先生治喪処」を組織して、段祺瑞政権と、葬儀の主導権を巡って争いながら、国事行為なみの葬儀で孫文の死を演出した。4月には孫文を顕彰する大型建設計画も相次いで始まり、上海で「葬事籌備処」が組織され、以後4年の年月をかけて南京の中山陵建設が、広州では中山紀念堂（筆者注：後に各学校で建設される中山紀念堂とは別物）の建設計画が始まり、その竣工までには6

年の年月がかけられた<sup>21</sup>。

南京の紫金山が中山陵の建設地に選ばれたのは、「私の死後、南京紫金山麓に葬って欲しい、南京は臨時政府成立（孫文を初代臨時大総統に選出した）の地であるから、辛亥革命の記憶をわすれないよう」という孫文の遺言に基づくものとされているが、国民党の消息筋からは、紫金山には明の太祖の陵墓があり、孫文も臨時大総統として一度お参りに行ったことがあり、太祖は光復漢族の先哲（モンゴル族の元王朝から漢民族王朝を復興した）でもあるから、満州族の清王朝を倒した孫文の墓陵も紫金山がもっともふさわしいという声も報道された<sup>22</sup>。

4月15日、国民党中央執行委員会は、孫文の故郷である広東省香山県を、孫文を記念するために、中山県に改名することを決定、初代の県長として孫文の長男・孫科が任命された（ただし、他事に忙しく、実際に就任することはなかった）<sup>23</sup>。また、かつて孫文が開設した病院が面した道路は「孫文路」と改名し、他にも「民族路」「民生路」という三民主義にちなんだ道路の改称があった<sup>24</sup>。以後、各地で孫文に対する尊敬の念を表すため「中山路」に改称する道路が続出するが、中山県の孫文路は、その最も早い例であった（通常、孫文の本名の使用は憚れるが、故郷だけは、その関係性が特別に濃いと見なされる中国の風習によって、「孫文路」が用いられた）。中国全土の県級以上の地方行政組織で、このように辛亥革命にちなんだ人物の名前が冠されている組織は他に無く、巨大記念建築物のみならず、行政区分という空間丸ごとを使った孫文の顕彰活動が、国民党の政治権力を使って行われた。

5月、広州における国民党全体会議で「接受総理遺囑宣言」が採択され、国民党は全員一致して総理遺囑を奉ること、国民党の全ての階層の会議においては、開会時に会議の主席が総理遺囑を恭読し、会議の参加者は全員起立で静粛に拝聴することとし<sup>25</sup>、また、広東省秀山の頂上に「総理遺囑記念碑」を建立することも決定した<sup>26</sup>。そして、この時以降、国民党は選挙によって選ばれる中央執行委員会の執行責任者を置くのみで、総理を置かないことを決定し、これをもって、総理は孫文一人を指す特別な称号になった。以降「総理」は「孫中山」と同様、国民党が神聖視してゆく政治記号となる<sup>27</sup>。9月には3月12日を「大元帥逝世記念日」として、12月には11月12日を「孫総理生辰記念日」として祝日とすることが決定された<sup>28</sup>。

1926年1月16日、国民党第二次代表大会において「全て本党、国内外の各級党部及び政府所属機関、各軍隊は毎週一回総理記念週を挙行すること」と決定される。この決定は「中国国民党総章」にも書き加えられた<sup>29</sup>。総理記念週の意義は、その後公布された「記念週条例」において、「総理を永久に記念するため、かつ、同志に総理の全民奮闘と犠牲の精神を受け、智仁勇の人格を感召せしめ、もって努力の継続、主義の貫徹をさせるもの」と説明され、こまかい挙行の次第も以下のように決定された<sup>30</sup>。

「特別の事情が無い限り、毎週月曜日、午前9時から12時の間で一時間を超えない時間で挙行する。(一) 全体起立；(二) 総理肖像にむかって三度鞠躬礼；(三) 主席による恭読に合わせて、全員で総理遺囑の宣読；(四) 総理肖像にむかって黙とう三分間；(五) 演説あるいは政治報告；(六) 終了。」

総理記念週は、その実行に積極性を欠いたり、不誠実な態度で臨んだり、無断での三回連続欠席は処罰の対象になるなど、厳格に運用された<sup>31</sup>。総理記念週は、単なる孫文への

敬愛活動ではなく、総理遺囑の学習活動として、他の孫文顕彰活動とは比較にならない程、厳格に行われた。1926年の段階では、まだ国民党は全国統一を成し遂げてはいなかったが、以後、国民党の勢力の伸長にあわせて、党・政府機関・軍から学校、全国へと挙行が強制される機関・範囲は拡大していった。

また、同年3月12日は、孫文の逝去後、初めて巡ってきた孫文の逝世記念日であった。全国各地で追悼会が挙行されたが、中でも広州における追悼会は参加者約十万にも及ぶ盛大なものであった。しかし、北京の追悼会は、国民党右派、左派、さらには、右派左派どちらの追悼会にも不参加を表明した国民党同人を名乗る一派の計三派に分裂して行われた。

南京では、国民党、共産党とが分裂して追悼会を開催し、双方が衝突、けが人のでる騒ぎまで巻き起こしている<sup>32</sup>。既に国民党、共産党の間では、どちらが孫文の記念活動を主催するか、つまりは孫文の正統な後継者の地位を巡る争いが始まっていた。

7月20日には、11月12日の「孫総理生辰記念日」を「先の大元帥は民国を手ずから創造された、万民は尊敬し敬い、その誕生を敬し謹んで記念してしかるべきである」として、その典礼の一切を国慶節と同様に行うことを決定した。1926年の段階で、既に中華民国は孫文によって建国されたという建国神話が見てとれる。広州では十万、長沙では二十万、など、国民党の支配が確立された地域では大規模な顕彰活動が行われた<sup>33</sup>。

1927年、国民党は南京国民政府を樹立し、北伐の完成は目前に迫っていた。規範化された「孫総理生辰記念日」には、南京をはじめ各地の国民党地方部で、慶祝儀式が開催されたが、この時点では、いくつかの地方ではまだ有名無実であった。たとえば、武昌では群衆大会を代表大会に改めて挙行されたが、それでも、開会の時間になって集まって来る人数はごくわずかであった<sup>34</sup>。

国民党側の孫文顕彰に関する努力は続けられ、翌、1928年5月5日、1921年孫文が護法軍政府の非常総統に就任したことを記念した「総理就任非常総統記念」には、「双五節（5月5日と五が二つ重なることから）は双十節よりも重大だ」とした、以下のような胡漢民の文章が発表された<sup>35</sup>。

「辛亥革命は中国民族独立の第一歩の成功に過ぎない。また、武昌起義以前に既に数回の革命起義があったのだから、双十節は長く続いた革命の日々の一日にすぎない、そして、総理こそ中華民国の創造者である」「総理が二回目の大総統職に就いたのは、自私自利や損得勘定、富貴栄達のためではなく、実に革命の基礎を堅固にし、反動勢力を肅清するためであった、全党の同志を率い、全国国民と提携し、前進の努力、共同して奮闘するために就任されたのだ。」

このように武昌起義の意義を、黄花崗起義等の興中会系統の革命運動の継続点として、その意義を矮小化し、中華民国建国を孫文の功績に帰すという説明がされている、加えて、臨時大総統職、非常総統職に就任した孫文を、他の正式大総統職に就いた人物達と比較して、無私の革命家として位置づけた。

このような、国民党の孫文崇拜政策は、当時既に、他ならぬ宗教家から批判されている。

キリスト教徒の張仕章は『国民党的宗教化』の中で、南京国民政府成立後、孫文記念は国民党の操作によって、既に一種の個人崇拜、さらには一種の宗教になっていると主張し、

(一) 総理唯一 孫文の後、総理職を置かない、キリスト教のイエスと違うところがな

い。(二) 紀念週の挙行 キリスト教の毎週のミサと似ている。(三) 総理肖像への鞠躬礼 党員が開会時に孫中山への三度鞠躬礼を要求されるのは、偶像崇拜表現である。(四) 遺囑の恭読 党員が開会時に遺囑の唱和を要求されるのは、キリスト教信者の聖書唱和と同じである。(五) 三分間の黙とう キリスト教徒の祈りと似ている。(六) 宣誓 党職につく時に宣誓を要求される。(七) 唱歌 党員は開会時に総理紀念歌を歌うが、これは讚美歌やゴスペルに相当する。(八) 慶祝総理誕辰 毎年 11 月 12 日を総理誕辰日とするのはクリスマスと同じ。

と八項目を掲げ、このような宗教儀式は、容易に虚偽的なものに変成し、党に硬化作用をもたらし、国民党が元来もっていた革命性はすでに失われ、国民党は中国国民の唯一の国教となったと批判した<sup>36</sup>。

この批判を証明するように、この年、「葬事籌備処」によって計画された中山陵建設の一環として、孫文の棺を中山陵に納めるための「中山路」の建設がはじまったが、それは、明朝故宮の遺跡や、皇帝陵の明孝陵を穿って通され、明孝陵の伝統空間を破壊した上に、中山陵を新たな中国国民の崇拜対象地となすような設計がなされていた<sup>37</sup>。

その中山路の建設規模は道幅 40 メートルと決定され、これは当時中国国内最大の道路建設であった。建設の開始にあたっては、

「南京に素晴らしい道がなく、用事を済ますだけに人が行きかうというのでは、どうして天におわす総理の霊を慰めることができるのか、今回、皆でこの大道を建設し、まさに総理の遺志を受けとめ、芸術化された南京を建設する。故に中山の名を冠し、尊崇の意を示す、この道を行く者は我らへの先知先覚の無窮の恵みを感じ得るだろう。」

といった言葉で、孫文への崇拜が示された訓示があった<sup>38</sup>。

この後、全国で中山路が建設、あるいは既存の道路の中山路への改称が相次いだ。地方政府などの重要機関が存在する街の中心部の道路が選ばれた<sup>39</sup>。

1928 年の年末には東北軍閥の張学良の易幟があり、国民党の影響力はついに中国全土に及んだ。先に触れた 1929 年に制定の「革命紀念日紀念式」の中では、二十八の革命紀念日の中で、国慶節とならんで、総理逝世紀念日、総理就任非常總統紀念日、総理廣州蒙難紀念日、総理第一次起義紀念日、総理倫敦蒙難紀念日、総理誕辰紀念日の 6 項目の孫文にちなんだ紀念日が革命紀念日に指定された。

1929 年には、四年の歳月をかけて建造された中山陵が南京紫金山に完成し、5 月 26 日から、6 月 1 日にかけて、全国各地での哀悼紀念活動を伴った、孫文の遺体移送儀式「奉安大典」が国家行事として盛大に挙行された。

連日の、奉安大典の様子は、新聞紙上で大々的に報道され、その多くは 17 年前の「辛亥革命」の孫文にまつわる事績に関するものとなったから、中国国民に、「辛亥革命」と孫文の記憶を深く刻み込む一大機会となった<sup>40</sup>。

1930 年 1 月、国民党中央執行会は「恭読総理遺囑辦法」を制定し、以下のように定めた。

「総理遺囑の恭読は神聖な儀式であって、わずかでも粗忽なことがあってはならない、遺囑を読むときは、標題から一字一句にいたるまで全て規範と一致していることは必須であり、遺漏があってはならない。」

さらに、同月、総理遺囑の恭読時に、たびたび「総理遺囑」という標題が省略され、読まれないことがあると嚴重注意する通達を發し、全国で徹頭徹尾、同じ読法での貫徹が目指された。加えて、総理紀念週の恭読には国音（北京語を基にした標準中国語）で發音することが定められ、国音發音記号が添えられた総理遺囑が配布された。こうして、総理遺囑は急速に中国全土に広まっていった<sup>41</sup>。

この年の5月27日には「宣誓條例」が發布され、国民政府の文官、軍官、教師の就職の際には宣誓就職儀式が執り行われることになった<sup>42</sup>。その式次第は、以下のように定められた。

「1. 全員起立；2. 党歌斉唱；3. 国旗・党旗・総理肖像にむかって三鞠躬礼；4. 宣誓監督員による総理遺囑の恭読；5. 三分間の黙とう；6. 宣誓人右手を挙げて誓詞宣読。」

誓詞の内容も「総理遺囑を遵守し、党に服従し、もし背いた時は、いかなる嚴罰にも服します」というものであり、孫文への崇拜傾向は1930年代に完全に普及していくことになる。

1920年代後半、総理遺囑の恭読と、国旗・党旗・孫文肖像に向けた三鞠躬礼が、徐々に地方政府によって結婚式の法定事項となって行き<sup>43</sup>、1930年代には総理遺囑の恭読、三分間の黙とう、式場正面に掲げられた孫文肖像への三鞠躬礼が伴われた孫文崇拜始期の集団結婚式まで存在した<sup>44</sup>。

国民党政府の文官・軍官・教師に強制された「宣誓條例」も30年代に徐々にその強制的範囲を広げていく。1930年11月江蘇省の一地方で公民宣誓登記が始まったのをきっかけにして、1932年には全国の公民全員に宣誓登記が求められ、1936年には公民宣誓に不参加の者は、公民権の取得は認めないと規定され、1937年初には全国で公民登記をした人数の総数は1億7249万人に達した<sup>45</sup>。

学校は総理紀念週が執り行われる、孫文崇拜の場でもあったから、孫文崇拜傾向の広がりとともに、総理紀念週や様々な孫文紀念儀式が執り行われる場所が構内に設置されていた。中山紀念堂という専用の建物が建設される場合もあったし、別個の専用建物がなくとも校舎の中に中山紀念庁あるいは中山紀念室が設けられた<sup>46</sup>。学校の名称に中山を冠する学校も続々と設立され、中でも大学は広東中山大学を契機として、武昌に武昌中山大学（別称：第二中山大学）、浙江省に第三、江蘇省に第四、河南省に第五、安徽、甘肅等にも中山大学が創立された。あまりにも中山大学が乱立したため、かえって顕彰の意義が失われ、また国際的な交際上の混乱を招くという理由から、広東省の中山大学を除き、他の中山大学は改称することになった<sup>47</sup>。

#### 第四節 教科書の記述に見る辛亥革命と孫文

学校における歴史教育が、歴史解釈の固定化に重要な意味を持つことは説明を要さない。

清朝末期、教科書は既に審定制が採用され、出版機関や個人が教科書を編纂する場合は、事前に学部の審定科の審査を通った後に出版できることになっていた。臨時政府もこの制度を引き継いで、「審定教科利用図書規程」を公布し、初等小学校、高等小学校、中学校、

師範学校で使用する教科書は、編纂の後、教育部の審定を受けることと定められた。袁世凱が大統領であった1915年、段祺瑞が臨時執政であった1927年の二度、官編の教科書製作が試みられたが、成功せず、北洋軍閥期は依然として審定制であった<sup>48</sup>。

1911年の政体変動は、その直後の時代を生きた人達にとっても歴史的な大事件であったから、多くの教科書の中に記述される題材であった。もっとも早くこの大変動についての記述がなされた教科書は1912年10月に出版された開智編訳社『小学歴史教科書』で、中国語表記にすればわずか200字余りの内容は、下記の通りである。

「満清入関以来、漢族への不平待遇に、人々の恨みは既に深くつづいてきた、今に至るまでに、呉樾、徐錫麟、熊成基、汪兆銘、胡瑛等、皆一身を犠牲にして、満族を仇としたが、時機未だ達せず、みな不成功に終わった。鐵路国有政策が定まって、人々が憤激し、武昌で義の旗が上がると、全国がそれに応えた。清廷は戦争が長引けば、必ず外国勢力に瓜分されると、使いを遣わし民軍と和を議した。孫文が海外より帰国し、臨時大総統に選出され、南京に臨時政府を組織した。二ヶ月の議論の後、皇室への優待条件が議定され、清帝が退位。孫文もまた辞職し、参議院は袁世凱を臨時大総統、黎元洪を副総統に選出、南北統一し、ついにアジアで初の共和国が成立した。」<sup>49</sup>

既に袁世凱が臨時大総統に就任した後の審定を通すために、本来の有識者の認識よりも北洋軍閥側の視点を考慮した内容になっている可能性もあるが、辛亥革命史観との隔たりを感じさせる記述が散見される。

臨時政府成立直後に、参議院で記念日とすべく提案されたように、武昌起義以前の革命運動については、同盟会の革命運動より、呉樾、徐錫麟、熊成基ら革命派人士の暗殺運動の方が、歴史教科書に記載すべきものと考えられている点。また、清王朝は外国勢力による中国の瓜分を防ぐため、自ら和を求め、言わば円満退位に至ったとしている点。さらに、孫文、袁世凱、そして黎元洪の三名の名前をあげている点、そして、この時点では、孫文が孫中山でも孫逸仙でもなく、孫文と本名で呼ばれていることも重要であろう。

同じく1912年に商務印書館が出版した『共和国教科書新国文(初小用)』では早くも「辛亥革命」という項目が立てられ、「国家の政治が人民の公意に逆らい、人民がやむを得ず武力で政府を転覆すること、これが革命の意味である」と説明した上で、辛亥革命を「前清、最後の年、政治が紛糾混乱し、革命の声が日増しに盛んになって、ついに辛亥の秋、武昌で革命軍が立ち上がった、各省がこれに応え、清帝が退位し、ついに中華民国が建てられた」としている<sup>50</sup>。

辛亥革命史観からすれば、中華民国が建てられた革命を辛亥革命と規定している記述とも読めるが、各省が辛亥革命(つまりは武昌起義)に応え、その後に、清帝が退位し、ついに中華民国が建てられた、つまりは、「辛亥革命」を革命戦争の意味で使用し、清朝皇帝退位をその概念に含んでいないと読み取るのが正解であろう。

1913年、第二革命の影響で、袁世凱は教育部に、「各商店が過去に編纂した教科書を調べたところ、民国の成立について、孫黄(孫文と黄興)をたいへん褒めそやす言葉があった。今、彼らの叛乱行為は国中が目にしてるところだ。これよりは、その肖像と称揚する言葉をすべて削除し、国民の戸惑いを取り除くこと」と通知し、1916年までの教科書は、袁世凱の役割を強調した教科書がつけられた<sup>51</sup>。

袁世凱の死後、北洋軍閥の混戦期になると、教育行政はあまり重要視されなくなる。ま

た各地に乱立した軍閥政府は、それぞれ独自の教育政策を行ったから、統一的な教科書が作成される条件も失われた。

1923年、平民書局から出版された『実験歴史教科書』の記述は、以下の通りである。

「清光緒十八年、孫文は広東で“興中会”を設立した、これは革命組織結成の起点となった、これより以降、唐才常らの“中国協会”、黄興らの“同盟会”といった革命を唱道する結社が継続して組織された。また、革命を鼓吹する言論者として、康有為、梁啓超らがいた」「四川の人々は更に“保路会”を組織して政府に抵抗し、この時、各地の軍人が革命運動に加入、黎元洪らがついに武昌で立ち上がったのは、清宣統三年八月十九日であった。黎元洪が武昌で起義をおこすと、湖広総督瑞澂は城を放棄して逃走、民軍は黎元洪を湖北軍都督に推し、軍政府を武昌に置き、続いて漢口、漢陽を攻撃した、その優勢な形勢に、各地の民軍もまた呼応した。清軍と民軍の停戦にあたって、袁世凱派の代表唐紹儀と民軍代表呉廷芳が上海で和議交渉をもった、この時、各省の代表は前後して上海に集まり、折よく孫文が海外から帰国、各省の代表はついに選挙して孫文を臨時大總統とし、孫文は宣統三年十一月十三日、南京でその職に就き、陽歴を使用するように改めた。」<sup>52</sup>

革命結社の組織の経緯や、康有為、梁啓超らの主張内容、黎元洪の革命への参加経緯の記述等に現在の研究成果とは相容れない記述が散見する。しかし、この教科書からは、1923年にいたっても、一般には孫文が本名の孫文と呼ばれていたことが確認できる。

孫文一派ばかりでなく、その他に多くの革命家・改革派が存在し、政体変動が起こったことが認識されており、国民党が全く顕彰することのなかった、四川保路運動が、大きな役割を担っていたこと、1923年には黎元洪が大總統にあったことは考慮すべきであろうが、黎元洪が大変動の功労者と目されていたこと、清朝側と民軍側の決着は戦闘によるものではなく、交渉によるものであったことが記述されており、この教科書が出版された6年後に国民党が制定した「革命紀念日紀念式」から読み取れる、「辛亥革命」の歴史観とは、取り上げる人物や事象に大きな齟齬があることは一目瞭然であろう。

同年、1923年に商務印書から出版された『現代初中教科書・本国史』は、現在でも『中国史読本』と書名を変えて中国工人出版社から出版されており、書店での購入が可能である。この本でも、やはり孫文のことは一貫して孫文と呼んでおり（ただし孫文の写真に対するキャプションでは孫中山像とある）、現代における孫中山という呼称の定着は、国民党政権の宣伝活動の影響であることが確認できる。また、武昌起義の勃発前には、革命派と立憲派のそれぞれの活動があった事が記述され、特に、四川保路運動と武昌起義のつながりについての記載が充実しており、国民党の黄花崗起義を重視する観点とは大きく異なる。

しかも注目に値するのは、政体変動に関わる章の名称は「立憲与革命」「民国成立和蒙蔽的態度」であり、文中にも辛亥革命という単語は使われていないことである。

南京国民政府が成立すると、1929年、南京国民政府教育部は教科書の審定制度を引き継いだ「教科図書審査規程」を公布した。1931年、南京国民政府内部に、小中学校の教科書について、教育部が編纂する国定教科書への統一化を求める声があがったが、すでに書店に出回っている教科書の評判が良く、競って販売されていることもあって、その計画はとん挫した。しかし、対日戦争が激化する中、人力・物資・流通事情は日増しに悪化し、これを契機に、1943年、国民政府は教科書出版会社を連合させ、1946年には国定教科書制度を

実現させた<sup>53</sup>。

民国時代の大学の教科書は、初等・中等教育の教科書と違い、教師が自由に編纂したり、選定したりしていた。民国時代の大学で、阿片戦争以降の中国近代史の教科書として最も広く使用されていたのが、1935年に出版された陳恭禄の『中国近代史』であった<sup>54</sup>。この本は、現在でも中国近代史の名著とされ、今でも中国の書店で購入することが可能である。

大学の教科書と、初等中学の教科書を比較するのは、少々乱暴かもしれないが、1932年南京国民政府治下に出版された上海新亜書店の『初中本国史』の辛亥革命に関する部分の目次と、陳恭禄の『中国近代史』の目次を比較する。

《初中本国史》

第三章 孫中山与革命運動；革命運動發生的原因 孫中山革命運動初期 興中会時代的  
革命運動 同盟会時代革命運動

第四章 辛亥革命与清室覆亡；辛亥革命的導線 武昌起義与各省響應 清廷与民軍的議  
和 清帝退位

第五章 中華民國成立的經過；臨時政府成立与總統更迭 臨時約法宣布与政府北遷 国  
会成立与正式總統產生 民国初期造成的錯誤

第六章 袁世凱的危害民国；袁世凱危害民国的開端 二次革命的爆發 袁世凱毀法造法  
帝政運動与護国之役

《中国近代史》

第十三篇 改革与革命附外交；変法之傾向与主張 改革之困難 預備立憲 朋党之排擠  
言官之地位 人民覺悟之表現 政治改革 官制軍政法律 新教育之創辦 盲然獎  
学之流弊 実業之奨進 廢八股 滿漢平等 論放脚 嚴禁鴉片 帝及太后之病死  
親貴大臣之重用 諮議局与政院 秘密会社之活動 興中会及同盟会 光復会等  
会党活動之方法 国有鐵路政策之決定 川路爭議之嚴重

第十四篇 改革与革命附外交（続前）；武昌革命之經過 清廷応付之策略 各地之響應  
革命之勢力 建設之精神 清廷惊惶失措之窘状 鄂寧兩軍之戰 臨時政府成立之  
經過 和議之進行 袁世凱之陰謀 清帝之遜位 国内之政治問題 清季外交之趨  
勢 乱後之善後問題 三国商約 英日同盟 滿州問題之嚴重 日俄戦争 中日会  
議東三省事宜条約 中日交渉之困難 懸案之解決 中美德同盟之議 國際鐵路計  
画之失敗 中俄交渉 領荒移民之開始 借款築路 列強对于革命之態度 外蒙独  
立 英謀西藏 經營西藏之失敗 外交損失之總論

『初中本国史』では、見出しに孫中山、辛亥革命という言葉が使用されているが、『中国近代史』では、その両方がない。それどころか、『中国近代史』の本文中では、やはり孫文のことは孫文と呼称され、辛亥革命という言葉も使用されていない。

先にもふれたように、「辛亥革命」という単語は民国初期に既に存在した。しかし、その言葉が中国語の語彙としては定着しておらず、意味としても、武昌起義、もしくは、その後の和議交渉まで続いた反清革命戦争を指していた。教科書記述の変遷を追っていくと、清朝皇帝制から中華民國への政体變動を「辛亥革命」と呼称するのが定着したのは、孫文の死と国民党の権力掌握が契機となったことを追認できる。

また一方で、学術的な歴史研究においては、国民党の意向に影響されることなく、1930年代においても、孫文は孫中山ではなく、孫文と呼び続けられ、「辛亥革命」という言葉も

使われていなかったことがわかる。

現在の中華人民共和国で使用されている高校生用の中国近現代史の教科書、例えば高等教育出版社『中国近現代史綱要』は全十章のうちの第三章部分を「辛亥革命与君主專制制度的終結」とし、その第二節「辛亥革命与建立民国」の冒頭では、以下のように記述されている。

「孫中山が率いた同盟会は革命の綱領を示しただけでなく、じっさいの革命活動を行った。彼らは相次いで多くの武装起義を起し、それらは失敗したとはいえ、広範な影響を与えた。その中でも最も影響を与えたのが1911年4月27日（農歴3月29日）の広州起義であった。この日、黄興が率いる120あまりの決死隊は広州で蜂起、そのほとんどは激戦の中で犠牲となった。その中の72名の烈士の遺骸は黄花崗に埋葬された、それゆえに、これは“黄花崗起義”と呼ばれている。」

孫文を孫中山としていること、同盟会の武装闘争、特に黄花崗起義が強い影響を与えたということが説明され、辛亥革命の目的はブルジョワ階級の共和国建設ともされているが、やはり、その孫文観・辛亥革命観は国民党政権との強い連続性を感じさせる。

また、第三章「辛亥革命与君主專制制度的終結」の第三節「辛亥革命的失敗」の冒頭では、

「一、封建軍閥專制統治の形勢 袁世凱窃国、辛亥革命流産 辛亥革命は巨大な成功を得たが、失敗をもって終わりを告げた。南京臨時政府はたったの三カ月で夭折してしまった。北洋軍閥の首領袁世凱は帝国主義と国内の反動勢力と革命に就き従ってきた旧官僚、立憲派の共同支持の下、辛亥革命の果実を窃奪した。」

と袁世凱を厳しく非難しており、そこにも国民党と共通した辛亥革命観を読み取ることができる。

## 第五節 辛亥革命と孫文観の継承過程

現在の中国共産党が公認している辛亥革命解釈や、日本の歴史学界の辛亥革命解釈も、国民党によって広められた辛亥革命史観に強い影響を受けているのは明らかだが、それでは、どのような過程を経て、それらは今日まで保持され続けてきたのか、その過程を確認する。

孫文の神格化が進む中、革命党を自認してきた国民党と共産党の双方が、中国における革命の正統、孫文の後継者の地位を巡って、争ってきたことは先にも述べた。

しかし、1937年、第二次国共合作が成立し、抗日統一戦線が構築されると、共産党側は、以下のような「辛亥革命」を統一戦線の最初の形式とみる文章を、国慶節の度に発表するようになる<sup>55</sup>。

「辛亥革命はブルジョワ階級、工人、農民、手工業者を包括した“反満民族統一戦線”を建立し、満清政府を孤立せしめて、帝国主義に中立を迫った。辛亥革命は民族運動開始の先駆けであり、民族統一戦線のひな型を示した。」

1941年4月6日、安徽省で共産党が組織した軍事組織であった新四軍が国民党から大打撃を受けるといふ皖南事変が起こると（ただし、抗日統一戦線は保持され続けた）、以降の国慶節では、共産党は再び自党の革命の正統性を主張していくようになる<sup>56</sup>。

孫文の革命によって中華民国が誕生したという辛亥革命史観を共産党が受容している以上、国民党に対抗する拠り所は、孫文が第一次国共合作の時に示した“連ソ、容共、扶助工農”の三大政策に則り孫文を顕彰することであった。

1941年10月6日「中国共産党の本年双十節紀念に関する決定」を発表し、次のように訴えた<sup>57</sup>。

「我々共産党人士と全国の全ての真誠な革命志士は、全員が辛亥革命の最も忠実な継承者である。辛亥革命がいまだなしていない事業に対して、我々共産党人士は全国の全ての革命に真誠な志士と道と同じくしていることを誓う、全国の人民と同じ道を行き、奮闘を継続し、目的に達するまで、決して休むことの無いことを誓う。」

また、日中戦争期の共産党は、3月12日の「中山逝世紀念日」と、11月12日の「孫中山誕辰紀念日」には紀念活動を続け、それらの紀念日には、毛沢東、周恩来といった共産党のリーダーが孫文を紀念する文章を発表、演説するのが常であった。

興味深いのは、1949年、中華人民共和国が成立した直後の二年間、それまで、1911年の政体變動を辛亥革命と呼んできた共産党が、辛亥革命に換えて「1911年革命」と呼称していた例が存在することである<sup>58</sup>。これは、辛亥革命という言葉の使用が、国民党の正統性・正当性を認めることにつながるという認識が、当時はまだ共産党に存在していたことをうかがわせる。

一方の国民党は1940年代に抗日戦が激しくなり、革命紀念儀式の実行が困難になると、1930年に規定した国定紀念日を当初の8項から、1940年の修正で3項に減らしたが、残った3項は国慶紀念と、總理逝世紀念、總理誕辰紀念であった。同時に孫文の尊称を「孫中山」から30年代に使われだした「国父」に改めることが正式に決定され、以下の原則の遵守が通知された<sup>59</sup>。

「(1) 政府機関と民衆団体は一律に国父と称すること；(2) 党内においては国父と總理の使用を均しく許可する；(3) 民間で既に印刷済みの図書については、変更せずとも良い。」

翌年1941年には「尊崇中華民国国父致敬辦法」が布告され、下記のように定められた<sup>60</sup>。

「三条 正式集会の開会時には、国父の肖像にむかって三鞠躬の最敬礼し、あわせて国父遺囑の恭読をすること；四条 集会の演説時、最初に国父と称する時は、起立あるいは姿勢を正して敬うこと。」

中国に「国父」という言葉が用いられたのは、清末に梁廷楠が著した『海国四説』の中で、アメリカ人がアメリカ建国の立役者としてワシントンに国父と称していると紹介したのが最初とされている<sup>61</sup>。そもそも、中国でアメリカのワシントンになぞらえられていた

人物は、武昌起義の勃発後、すぐに前線に赴いて戦いの指揮をとった黄興であった<sup>62</sup>。民国創成期においては、黄興は孫文、黎元洪、袁世凱とならぶ中華民国の元勳であった。しかし、中華革命党結党時に、黄興と孫文は袂を分かったこともあり、孫文崇拜が強化されていく過程で、他の革命家の存在は軽視されていった。

1925年、孫文逝去の直後から各地に孫文の銅像が建立されたが、そのブームのような広がりには孫中山葬事籌備処が、孫文の尊厳と神聖性を汚さぬよう、銅像建築前に遺族と国民党中央委員会の同意を取り付けるように規制する程であった<sup>63</sup>。一方、黄興は1916年に亡くなったが、国民党が正式に黄興の顕彰を始めたのは1934年の革命紀念式の改訂からで、銅像もその年にやっと最初の一基が建立された<sup>64</sup>。黄興紀念も1937年以降は国難を理由に中止されてしまった<sup>65</sup>。

「辛亥革命」を「孫文が主導した清朝皇帝制を打倒し、中華民国を建国させた革命」とする概念と、孫文の神格化は、相互に権威を保証しつつ中国国民の間に1930年後半には定着した。その様子は、日中戦争期の日本軍、汪兆銘政権がどのように「辛亥革命」を受け入れ、孫文に対処していったかが証明すると思われる。

中国を侵略した日本軍は、例えば上海市の地方政府前に建立されていた孫文像を打ち壊し、その占領地域の中山公園を次々と別の名称に改称させるなど、当初、孫文の紀念物を破壊する活動を続けた。しかし、汪兆銘政権が設立されると、その統治の合法性の由来とするために、孫文や辛亥革命紀念に対する態度を変化させていった<sup>66</sup>。

1939年10月10日、傀儡政権中華民国維新政府は「双十節国慶紀念日宣伝大綱」の中で、「辛亥革命の東亜民族解放運動は中国における発展の起点であった」とし、辛亥革命の顕彰は「東亜各民族間の親善団結を実現」させるとしている。後に成立した汪兆銘政権もこれを受け継ぎ、孫文紀念物の保護に積極になってゆく<sup>67</sup>。

このような重要な政治的判断が日本軍の意向に逆らって、中国側の独断で決定できるわけもなく、これらの判断の背後には、終戦後の日本で天皇制が存続したように、やはり、中国国民の間にすでに孫文の神格化と、中華民国建国神話とでも言うべき「辛亥革命史観」が浸透し、日本軍の中華民国の統治に資すると考えられたとみるべきであろう。

汪兆銘政権は「国父陵園管理委員会」を組織し、毎年盛大な孫中山逝世紀念式を開催し、日本軍の責任者も中山陵を参拝した。1941年には国民党政権同様に、孫文の尊称を「国父」とすることを定めた。1942年の孫中山誕辰紀念日には、中央陸軍軍官学校（黄埔軍官学校の後身）にあった孫文像を南京の中心に移設し、盛大な開幕披露式を挙行了。改称された中山公園や中山路は、次々と元の中山公園、中山路に戻された。壊された上海の孫文銅像も「重健（筆者注：再建の意味）孫中山先生銅像委員会」が組織され（この委員会の組織については、結成前に日本政府の同意が取り付けられた。その際、日本政府は、重健ではなく新健という名称とするよう希望した）、日本政府も銅像の新健のために無償で3トンの銅を提供することを許諾していたが、設計や鑄造技術上の問題が解決せず実現には至らなかった<sup>68</sup>。

国民党政府の様々な孫文顕彰運動により、中国国民に「辛亥革命」の概念と孫文崇拜はすでに日本軍に利用される程にゆらぎのないものになっていたのである。

## 結び

生前の孫文自身にも、中華革命党結成の折りに見せたような独裁主義傾向はあったが、

孫文の獲得した権力が限定的であったため、そして、おそらくは中華人民共和国成立以降の中国共産党、毛沢東の政治のありようの影に隠れ、孫文に対して個人崇拜の対象としての印象は一般には薄いように思われる。

しかし、その呼称一つをとっても、孫文より世代が上の曾国藩、李鴻章らは、各々、史料上では伝統中国の習慣に従って、本名の使用が忌避され、それぞれ諡号の文正、文忠と称されることがあっても、学術論文においては本名が使われているのが一般的である。孫文と同世代の袁世凱、黄興、宋教仁らも曾国藩らと同様に、別称を持っていた世代の人物だが、呼称に対する習慣の変化からか史料上でも本名の使用が多い。孫文一人が、未だに本名の使用を忌避され、中国においては、学術論文でも孫中山と呼称され、国民党の強制した孫文への個人崇拜の影響を残している。

中華民国の建国神話である辛亥革命史観「偉大な先覚者孫文の成し遂げた辛亥革命によって、清朝は倒され、中華民国が建国された」は、孫文の後継者であることに中華民国統治の正当性を見出した国民党が創造したものであるが、その成立は、孫文の権威と相互依存の関係にあったと言えるであろう。孫文の権威は、辛亥革命史観が保証し、辛亥革命史観の権威もまた孫文が保証しているのである。

これまで、「辛亥革命」は、そもそも武昌起義を指し示し、そこで想起される人物は元来黎元洪であったと論じてきた。黎元洪こそが、辛亥革命史観と孫文の権威のために国民党が乗り越えなければならない人物ということになるだろうが、次章では、国民党はどのように黎元洪に対してきたのかを明らかにする。

## 第四章 物語化する辛亥革命

### ～黎元洪の床下都督説話を題材に～

第一章では、「辛亥革命」が狭義では武昌起義、広義でも武昌起義から南北和議に至る旧暦辛亥年間に起こった革命戦争を指し示す言葉であり、その言葉が想起する人物が黎元洪であったこと、第二章では、中華民国国民党政権が、武昌起義から清朝皇帝退位に至る政体変動すべてのプロセスを「辛亥革命」と定義した上で、「偉大な革命家である孫文の成し遂げた辛亥革命によって中華民国は建国された」といういわば建国神話を、記念日のたびに繰り返し宣伝し流布・定着させたこと、そして、第三章では、孫文と「辛亥革命」の権威は相互依存の関係で高められ、孫文が神格化していった過程について論じた。

これらの前提が正しいとするなら、国慶節のたびに、それが祝賀している武昌起義、元来の辛亥革命と結びついて、人々に想起される人物を、黎元洪から孫文に置き換えるために、中国国民党は、何らかの方法で黎元洪の「辛亥革命」に対する功績の矮小化をはかったはずであろう。

そこで、本章では、武昌起義勃発直後、都督就任を要請するために捜索にやってきた革命軍兵士に発見された黎元洪は、革命軍を恐れて、不様にも寝台の下に隠れて震えていたという「床下都督」として広く知られた説話に注目し、中国国民党が、黎元洪に対するイメージ操作のために、辛亥革命を事実から逸脱させ物語化させていったことを論ずる。

#### 第一節 床下都督説話

黎元洪は、1911年10月の武昌起義において、民衆と外国勢力からの支持を得ることができ代表者を必要とした革命軍に強要され、「中華民国軍政府鄂軍都督」名義で清朝からの独立を宣言した人物とされている。その際、革命軍兵士に捜索された黎元洪は、革命軍を恐れ床（寝台）の下に隠れていたところを引きずり出されたという「床下都督」の逸話は、1929年に出版された『中国国民党史稿』にも、

「蔡濟民が劉（筆者注：黎元洪の居場所を知っている同志）を伴って少数の同志を率いて出かけた。黎は騒がしい人声を聞くと、部屋に入って寝台の下に隠れた。蔡等が之を出した。」

と採り上げられ、黎元洪の性格を示すエピソードとして広く知られている。

中国近代史において「武昌起義」や、袁世凱亡き後の「院府の争い」についての記述があれば、黎元洪は必ず触れられる人物である。そのほとんどの記述は、温厚な性格で革命派の兵士達からも人望があり、武昌起義の際に都督に推され、その後も傀儡としての役割を期待され大総統に就任した人物として簡潔に描写されるに留まり、その評価は「床下都督」のイメージと符合する臆病者、小人物というものであろう。

日本の中国近代史学界においては、そのような黎元洪像に疑問が持たれることもなく、黎元洪が研究対象として採り上げられることもなかったように思われるが、中華圏においては、黎元洪についての多くの伝記や論文がある。黎元洪の業績を知るための伝記としては、全国、湖北省、天津市、武漢市、黄陂県の政協文史資料委員会が合同編集し、巻末に族譜を収録した評伝集『民国大総統黎元洪』（中国文史出版社1991年）、武昌起義以降の半生

を歴史家の沈雲龍がまとめた『黎元洪評伝』（中央研究院近代史研究所1963年）等がある。

「床下都督」についても、中華民国成立後、湖北省内部の政権争いの中で、反黎元洪派によって、黎元洪のイメージを毀損するための笑い話として「床下都督」の逸話が誕生したこと<sup>1</sup>、胡漢民の指導の下、鄒魯によって編まれた『中国国民党史稿』によって、「床下都督」の逸話が取り上げられて広まったこと<sup>2</sup>について触れられた論文があるが、その背景については、胡漢民と鄒魯が黎元洪を嫌悪していたという個人的感情に理由を求めている。

黎元洪は、1923年6月、二度目の大総統職を失職してからは政界から身を引き、1928年6月に亡くなっており、政治的な影響力を完全に失った。その黎元洪を、1928年12月の易幟によって、一応は国内統一を果たした中国国民党が、1929年に出版した『中国国民党史稿』の中で改めて「床下都督」と描いた根拠が、胡漢民・鄒魯の個人的嫌悪感のみであるとは考えづらい。

日本における先行の辛亥革命研究において、黎元洪の履歴について言及したものは管見の限り見当たらないが、それは、黎元洪の武昌起義への関与が、彼の履歴とは切り離された、偶然性の高い出来事として、研究者からみなされていることの反映であろう。

そこで、まずは湖北新軍の協統<sup>3</sup>として武昌起義に関わる以前の黎元洪の経歴について、触れておくことにする<sup>4</sup>。

## 第二節 黎元洪の経歴 —武昌起義以前—

黎元洪は1864年10月19日湖北省黄陂県（現在の湖北省武漢市黄陂区）に生まれ、孫文より二歳年長、袁世凱より五歳年少、字は宋卿、雅号は出身地にちなんで黄陂、父親は清朝が組織した西洋式軍隊である練軍の軍人で、父の任地である天津で育った。幼い頃は貧しく、科挙に臨む場合は五、六歳が通常であった私塾への入学は十四歳であった。1883年、直隸総督李鴻章が設立した天津水師学堂に入学した。当時は洋式軍隊学校への入学希望者が少なかったため、高齢の黎元洪にも入学できたと思われる。天津水師学堂での教育は、英語の教材も多く、この時期に英語を習得し、教師の中には嚴復の他に、後の清朝海軍副指令の薩鎮冰もいた。卒業後は北洋水師の軍人となり、1894年には日清戦争に従軍、搭乗艦の広甲号の座礁による沈没で、九死に一生を得たが、下士官であった黎元洪は広甲号沈没の責任を問われ数ヶ月の監禁生活を送った。

その後、两江総督張之洞が創建した新式陸軍である自強軍に参加し、砲台建設に功があつて、1896年、張之洞の湖広総督転任に同行し、湖北新軍建設にあたった。一年間に及ぶ長期のものも含め三度の来日軍事研修を積み、演習では優れた部隊統率ぶりを発揮し、1901年、湖北武備普通学堂の監督に就任するなど、湖北新軍の中で出世を続け、湖北新軍協統の地位に就いたのは1908年のことであった。

協統在職時、黎の給与は月額500両<sup>5</sup>（銀約18.65kg）という大金<sup>6</sup>で、黎元洪の不動産投資は1903年から始まり、貸し出し用住居、畑地を買い集め続け、1916年の大総統就任までには湖北省でも有数の大地主となっていた<sup>7</sup>。武昌起義勃発直前の1911年4月には軍人代表として湖北省鉄道協会に加わり、保路運動に参加している。

清朝の高級軍官であった黎元洪一家にとって、武昌起義がどのような状況下で進行したのかは、黎元洪の娘が残した回想<sup>8</sup>からうかがえる。起義が勃発すると、黎元洪は家族を武昌から六十里離れた土地まで避難させ、清朝側からの本格的な反攻が始まると、さらに上海租界まで避難させた。そこでは、清朝から裏切り者の家族としての逮捕、処刑を恐れ、

黎姓ではなく、妻の姓である呉姓を名乗らせた。南京臨時政府の成立後、家族を武漢に呼び戻したが、まず漢口のイギリス租界に逗留させ、武昌の黎元洪の元に帰したのはさらにそれから半年後であった。

武昌起義において、都督に推されたとはいえ、皇帝はまだ北京に存在し、造反全体の帰趨が決しない中で、黎元洪が相当に慎重な行動を選択していたことが窺える。

黎元洪が革命軍によって都督に推された原因は、温厚な性格に求められることが多く、保路運動への参与について言及されることすら稀である。しかし、当時の革命派からすれば、彼は偶然、武昌起義の場に居合わせたお飾りとして座りの良い単なる高級軍官などではなく、張之洞の眼鏡にかなうだけの実績、技量を持つエリート軍人で、天津水師学堂、北洋水師という履歴から、漢口の外国公使との折衝、清朝水軍副指令薩鎮冰への呼びかけが可能な人物であった。加えて、武昌起義の成功が、革命派軍人と湖北省諮議局メンバーを中心とした地元有力者との合作によってもたらされたものであるとすれば、黎元洪は革命の成功によって栄達を望む革命派軍人とは一線を画し、地元の有力者である湖北省諮議局の議員たちと利害を共にする経済的背景を持つ人物でもあった。

### 第三節 床下都督誕生の経緯 — 『震旦民報』と『中国国民党史稿』 —

武昌起義発生直後の『申報』紙上には、床下都督やそれに類する黎元洪の臆病なふるまいを報じる記事は全く見当たらない。実際に武昌起義当時、武昌にあった人物が残した記録は複数残されているが、黎元洪が寝台の下に隠れていたとする記述があるのは、唯一、日中戦争当時出版された李翊東『武昌首義紀事』のみである（この李翊東については後に触れる）とする先行研究もある<sup>9</sup>。そこで、ここでは、床下都督逸話が誕生する契機となった湖北省内の権力闘争と、逸話を広めた『中国国民党史稿』の内容について説明する。

武昌起義以降、在地の有力者で組織されていた諮議局を中心とした勢力と、武装闘争の主体となった革命勢力との間で、内部抗争を起こす省は少なくなかったが、湖北省もその例にもれなかった。

中華民国建国直後の湖北省では、武昌起義にあたって、強大な清朝軍と対峙するために募った兵士達によって、省の財政規模に不釣り合いな程に軍隊が膨張していた。袁世凱にとっては、旧北洋軍に比する兵力を抱えた湖北軍を、中華民国の元勳である黎元洪に掌握されてしまうのは、自らの地位を危うくさせる事態であった。黎元洪は省内の軍隊の削減策を推し進めていたが、裁兵それ自体が勢力縮小と等しい省内の革命派は、この裁兵をめぐる対立を深めつつあった。

中華民国成立後、北京政府の陸軍部に職を得ていた湖北省革命派共進会の領袖張振武を、湖北省軍の武器購入に関わる不正を働いた疑いを理由に、黎元洪が袁世凱に秘密弾劾をし、処刑を依頼してきたことを受け、袁世凱は張振武の処刑を実施し、国会内の革命派から猛烈な批判を受けると、袁世凱は黎元洪からの秘密弾劾を公表し、黎元洪と湖北省革命派の対立を激化させた。

その結果、湖北省革命派は第二革命（筆者注：後の宋教仁の暗殺に端を発する第二革命とは別）と称して黎都督に対する武装闘争を起こすが、黎元洪は黎屠夫（「都督dudu」の発音は「屠夫tufu」に通じる）と綽名されるほどの苛烈な弾圧で臨んだ。

この、湖北省革命派による第二革命の際、黎元洪派と湖北省革命派は互いの擁する新聞社を使ってさかんに宣伝合戦を繰り広げた。武昌起義勃発時、革命から避難した黎元洪は、

革命派の嘲笑的的になり、避難の様子が伝聞する間に、黎元洪は寝台の下で震えているところを見つけたという逸話が出来上がった。国民党湖北省支部と江西省都督李烈鈞の資金で発刊されていた『震旦民報』<sup>10</sup>は、黎元洪を寝台の下に隠れていた床下都督、漢陽陥落の際には武昌城より逃げた逃跑都督と評し、さらに黎元洪を諷ってつけあがった床下英雄として、「床下英雄伝」、「新空城計伝奇」を連載した。『震旦民報』は一日の発行数が数万部に達する、武漢では他に無い売れ行きの新聞で、このような新聞記事によって、床下都督は広まっていった<sup>11</sup>。

胡漢民の指導を受けて鄒魯が著した黄花崗起義の歴史書である『廣州三月二十九日革命史』を高く評価した孫文は、続いて鄒魯に中国国民党の正史を著すことを勧め、やはり胡漢民の指導下で鄒魯が著し、1929年上海民智書局出版から出版されたのが『中国国民党史稿』である。

『中国国民党史稿』は、「興中会」「中国同盟会」「国民党」「中華革命党」「中国国民党」という章立てで、孫文と中国国民党の革命における正統性を論述する「第一篇 組党」を筆頭に、「第二篇 宣伝」、「第三篇 革命」、「第四篇 列伝」からなる歴史書で、「第三篇 革命」は、中華人民共和国において出版された中国史学会主編『中国近代史資料叢刊辛亥革命』にも多く引用されている。

その「第三篇 革命」の第一章「光復の役」第一節「武漢首義」の先に引用した床下都督逸話を含む「黎元洪都督に推される」の項を訳出する。

「武漢三鎮の全てを掌握した後、軍政府の組織作りが計られ、諮議局議長や議員として湯化龍らが召集され、誰を都督にするかが検討された。武昌にいた各軍の領袖は、みな資格に欠け、責任の重さに相応しい者がなく、また名乗り出る者もいなかった。劉公は漢口にいたが川を渡って武昌に来ることができず、起義の指導を請うていた黄興らもまだ到着しておらず、事態は切迫しているのに人選ができなかった。その時、劉広藻が、「協統の黎元洪はまだ城内にいる、もし相応しいというなら、見つけ出しに行くのだが」と提案し、皆が賛成したので、蔡濟民が劉を伴って少数の同志を率いて行った。黎は騒がしい人声を聞くと、部屋に入って寝台の下に隠れた。蔡等が之を出し、したがえて諮議局に戻った。皆が声を合わせて都督に推したが、黎は口をつぐんで無言であった。一人の同志が安民布告の一書を手にして都督としての署名を請うたが、黎はなおもぐずぐずして決しなかったので、蔡濟民が拳銃を手にして、涙ながらに「事は急を要します、あなたが都督に就かないというなら、我々はあなたの前で死にます」と告げると、黎は非常に感動した。同志の中にはさらに黎を脅す者もあって、黎は筆をとって署名したので、みな大いに喜んだ。」

この記述が、その後の黎元洪に対する床下都督イメージの広まりの大きな要因となった。序文によれば、いつか完璧な孫文の革命行動の歴史書が後世の手で完成されることを念頭に、その資料集として、当初鄒魯は書名を『中国国民党史料』としていたが、胡漢民が『明史稿』にならって『中国国民党史稿』に変更したとある。『中国国民党史稿』の制作時、胡漢民は国民党政府常務委員、鄒魯は政府委員であり、当時の中国では、最も正確な史料を探しうる立場にあったから、「黎は騒がしい人声を聞くと、部屋に入って寝台の下に隠れた」といった観察者不在で真偽不明の描写の挿入には、黎元洪に対する個人的な好悪感情とは別の、「完璧な孫文の革命行動」を語る為の意図があったように思われる。

#### 第四節 黎元洪イメージの変遷

～剛毅強忍、不撓の気概～

先に、武昌起義の勃発時、『申報』上には黎元洪の床下都督に類するような臆病なふるまいを想起させるような記事は見られないと述べたが、黎元洪は元来どのような人物として報じられていたのか、一回目の大総統就任までの『申報』記事を追ってみる。

武昌起義のような大事件が起これば、革命軍のリーダーとなっている人物について、その履歴が報じられるのは当然であろう。

武昌起義勃発の後、『申報』は「武昌革命軍総統黎元洪歴史」と題する記事<sup>12</sup>で、黎元洪の経歴を報じ、そこでは「文襄喜其剛毅強忍有不撓之氣概」とあり、文襄（＝張之洞）から剛毅強忍、不撓の気概のある人物という評価を受けていたことを伝えている。また、「東邦人士之革命觀」と題した記事<sup>13</sup>では、東亜同文会主幹の大原武慶<sup>14</sup>の黎元洪に対する印象を以下のように伝えている。

「革命軍首領の黎元洪は、武昌の旅団長で、かつて軍艦鎮遠の将官を務め、明治三十一年、武昌騎兵隊長についてから中將にまで出世、彼は日本の東亜同文書院の期生でよく努力し成績優秀で卒業の後、ドイツに遊び世界の知識が豊富で、その英語は精妙、今日その地位は張彪（筆者注：注記3を参照）と等しい。性情は温和、謙遜、有礼ですこぶる人望を得ている。今、彼は推されて革命軍の指揮官となったが、誠に前途有望の人物である。」

鎮遠は日清戦争の黄海海戦で座礁し、日本軍に鹵獲され、戦利品として接收された軍艦、同じく座礁した黎元洪の搭乗艦広甲と混同されたものであろう。東亜同文会が黎元洪の来日に関与していた可能性はあるが、ドイツを訪問した履歴は見当たらないので、他の人物（あるいは段祺瑞であろうか）とそこでも混同があるように思われる。しかし、ここで、重要なのは、当時、武漢に派遣された日本人が収集した黎元洪に関する情報の中に、床下都督につながるものが全く含まれていないことであろう。

その後、1912年1月1日、南京で中華民国臨時政府が成立した後、中国同盟会の組織体制の改変があり、中国同盟会は孫文を総理に、総理補佐の協理として黄興と黎元洪の二名を選出している。つまり、武昌起義の直後から中華民国臨時政府成立頃までの黎元洪に対する印象は、水軍出身の日本で学んだ経験もある英語に堪能な新式軍隊の高級軍官で、剛毅で人望もあり、それは当時の中国同盟会にも歓迎されうるものであった。付言すれば、黎元洪を協理に選出した当時の中国同盟会の組織変更については、『中国国民党史稿』の中で、組織変更に伴って採択された会則や、新規に制定された役職の職務内容については詳しく記されている一方、黎元洪と中国同盟会の関わりを隠匿するかのよう、誰がどの役職に就いたかについては一切の記述がない。

その後、4月に入って、黎元洪は軍民分治を掲げ、裁兵に着手する。8月16日の張振武処刑事件を契機に、湖北省革命派との対立が激化すると、同月22日、黎元洪は中国同盟会を除名され、『震旦民報』紙上に床下都督の笑話を書きたてられる。しかし、この事件によって、当時の黎元洪の名声が大きく毀損された様子は、その後の『申報』から窺うことはで

きない。

1912年10月10日の第一回国慶節において、袁世凱発令の臨時大總統令によって勲位の授与が行われ、黎元洪には初代臨時大總統の孫文と並んで、最高位の大勲位を贈られている<sup>15</sup>。1957年に出版された陶菊隱『北洋軍閥統治時期史話』によれば、当時、孫文、黃興、袁世凱、黎元洪の四人が四大人物とされ、中でも黎元洪を忠厚長者の穩健派として賞賛する世論があった。張振武処刑事件が起こる前、1912年5月10日に行われた共和党理事長選挙で、張謇の576票、章炳麟の575票を超える635票を獲得して理事長となった黎元洪は、事件後の翌年1913年6月、共和党、統一党、民主党が合併すると、梁啓超、張謇の二名が理事に就く中で、なお理事長に就任する権威を保っていた。前出の『北洋軍閥統治時期史話』では、孫文の国民党に対抗するため、朴素、和平、美德のイメージがある黎元洪が理事長に据えられたと記している。

1916年、袁世凱が死亡した後、約法の規定に従って、副總統の黎元洪が大總統に就いた際、『申報』は国民党系の新聞である『大陸報』の「黎總統就任後之希望」という記事<sup>16</sup>を転載しているが、その中で武昌起義における黎元洪は以下のように記述されている、

「辛亥革命以前、黎の學術と職務は純粹に軍事的性質のものであった。武昌起義の軍隊は黎を都督と奉じて、その指揮によって清軍に抵抗したので、その人を良く知っている。黎の指揮する軍隊がその委託に応えられず、漢陽が陥落、漢口も保てなくなって、民軍の領袖の多くがその場から逃避したが、黎は独り屹然として動かなかった。」

当時の『申報』からは、黎元洪は孫文と並ぶ中華民國建国の元勲であり、張謇、章炳麟、梁啓超など名だたる名士を上回る名声があったことがうかがえる。袁世凱の帝政が覆り、黎元洪が共和制の復活した中華民國の大總統に就任した時点においては、国民党系の新聞ですら、湖北省革命派が書きたてた床下都督、逃跑都督という黎元洪像を採用せず、却って、革命派の領袖が逃避する中でも一人屹然として動じないという、まさに張之洞からの評価と一致する、剛毅強忍、不撓の氣概のある人物として報じていたことがわかる。

### ～革命と共和～

皇帝を廃し、約法、国会、大總統をいただいた中華民國の共和制は、袁世凱の帝政復活で大きな危機を迎えたが、護国戦争を経てひとまずその危機を乗り越えた。しかし、約法の遵守、国会の円滑な運営、大總統の権威の確立を果たせぬまま、南北の対立軸を中心とした国内の分裂状態が長らく続いた。ここでは、その中での黎元洪像の変遷を見てゆく。

宋教仁暗殺事件に端を発する第二革命の失敗によって、孫文の影響力は低下し、袁世凱の帝政復活に反対し、共和制国家の維持をうたって起こった護国戦争では、ほとんど影響力を行使できなかった。この時、反袁側が建てた中華民國軍務院で孫文は代表者に立てられていなかったことからそれは明らかであろう。

一方、黎元洪は1916年6月、袁世凱の死後、約法の規定により、第二代中華民國大總統に就任し、国会を復活させた。1916年の国慶節が共和の復活を祝して、例年以上に盛り上がりを見せた様子が当時の『申報』からもうかがえる<sup>17</sup>。しかし、國務院総理の段祺瑞と対立し、北洋派の軍事的圧力に対抗するため、尊皇派の張勳を北京に引き入れた黎元洪は、国会の解散と辞職を強要され復辟の原因を作ってしまう。1917年7月の張勳の復辟は段祺瑞

や馮国璋、梁啓超等が組織した討逆軍によって、すぐに覆され、段祺瑞は國務院総理に復職し、副総統であった馮国璋を大総統とする中華民国北京政府を復活させる。

しかし、張勳に強要された国会の解散と大総統辞任が、約法の定めた手続きを踏まずに行われたため、旧国会の回復、大総統任期を残した黎元洪の復職を経ない中華民国北京政府の正統性・合法性が問われることになり、北京政府に不満を抱いた西南諸省は、広東で旧国会議員を召集し、国会を開設（定数不足から非常国会と称した）する。この頃、章炳麟は黎元洪の擁立に動いており、結局、孫文が広東政府の大元帥職に就任したが、大総統職に就かなかったのは、護法を名分とすれば大総統職に相応しい人物として黎元洪が存在していたからだと考えられる<sup>18</sup>。『申報』には、国民党幹部の「黎元洪氏の今日の境遇に南方派は同情に堪えない」という談話<sup>19</sup>も掲載されており、この時点では国民党の黎元洪への嫌悪を感じることは出来ない。

そのような南北対立が却って共和制中華民国の象徴としてのイメージを黎元洪に付与していく過程が、その後の『申報』から読み取れる。

1918年になると、広東の中華民国軍政府は南方軍閥勢力のバランスの変化から、大元帥制から、七人総統制へと組織変更が行われ、それを嫌った孫文は中華民軍政府から離脱し上海へ活動拠点を移す。

政界から身を引いた黎元洪が、天津に住み続け、故郷の湖北省に帰らないのは「南に移れば、南方派が大総統に擁立し、南北対立が固定化してしまう」ことを危惧しているからという記事<sup>20</sup>が掲載され、「広東の国会が黎元洪を擁立し、北京に対抗」という記事<sup>21</sup>も見られる。

一方、北京政府では、安徽派主導のいわゆる安福国会で徐世昌を大総統に選出し、『申報』には、徐世昌から副総統に推薦されるも黎元洪がそれを謝絶したという記事<sup>22</sup>が見られ、黎元洪の権威が保たれている様子が窺える。その後、しばらく『申報』紙上からは、上海証券物品交易所開幕にあたっての扁額の贈答、アメリカからの賓客のもてなしといった政界を離れ、天津租界の名士として活動する黎元洪の姿のみが伝わってくる。（この間、1920年7月、直隸派と安徽派の内戦、安直戦争が起こり、直隸派が勝利を収める）

その後、陳炯明が平定した広東において、1921年4月7日、再び旧国会議員が招集、非常国会が開催され、5月5日、今度は孫文が非常大総統に就任すると、中華民国広東政府は、北京政府は法統を欠いていると批判し、またも中華民国の正統性・合法性を名目とした南北対立が表面化する。中華民国の再統一への打開策として聯省自治が唱えられ始めると、「聯省首領として黎元洪が担がれたとすれば、名正言順にして各省は聯省政府に反対することはできない」という記事<sup>23</sup>が現れる。

1921年秋頃から、直隸派による黎元洪大総統擁立の動きを伝える報道が散見されるようになり、翌1922年6月、安徽派によって作られた安福体制の否定と、法統を大義名分として建てられた南部非常国会の成立根拠を奪うため、ついに第一次奉直戦争（直隸派と張作霖を領袖とする奉天軍閥の内戦）に勝利した直隸派の主導で再び黎元洪は大総統に就任する。ここにおいて、中華民国の正統性・合法性という名目から、孫文と黎元洪の対立が『申報』紙上にも現れてくる。

黎元洪の大総統任期は、黎元洪の後を継いだ馮国璋の大総統代理期間で既に満期になっており、黎元洪の復職に反対するという孫文の見解と、一方の黎元洪は大総統復職の条件として、孫文の引退、廢督裁兵をあげているという記事<sup>24</sup>が掲載され、続いて、孫文には退位する気がなく、国会（広東の非常国会を指す）は民国7年（1917年）に既に回復し、まだ

閉会しておらず、国会は既に孫文を大総統に選出しており、黎元洪はとっくにその資格を失っているという南方側の主張が報じられた<sup>25</sup>。

その後、北伐を急ぐ孫文は、陳炯明に広東から追放され上海に逃れるも、広州を占拠した反陳炯明勢力に招聘され、1923年2月21日、再び広東に政権を樹立するが、この時、北京には旧国会を回復した大総統として黎元洪が既に存在していたため、非常と称する国会すら開催できず、南方政権は大総統府に代わる大元帥府を置き、孫文は大元帥職に就任した。

大総統に就任した黎元洪も、就任の条件として示した廢督裁兵が、軍閥勢力に果たされることもなく、1923年6月、大総統職を望む直隸派の領袖曹錕に、またもその地位を追われてしまう。かつて張勳に追われた黎元洪に対して「同情に堪えない」と声をあげた南方からの、うってかわった「徐世昌に黎元洪の臆病が利用され（中略）黎氏のような理想無き、手腕無き、根性無き人物は軍閥の傀儡になるばかりで、国家に有害無益である」という厳しい批判が『申報』に掲載された。

黎元洪が職を追われたのとは対照的に、1923年1月に孫文ヨッフエ宣言を発表し、8月には孫逸仙博士代表団として蒋介石らをソ連に派遣していた孫文は、1924年1月には改組した中国国民党第一回全国代表大会を開催し、「連ソ、容共、労農扶助」を唱え、6月には黄埔軍官学校を開校し、広東を足場に共産党勢力を糾合した自前の軍事力を背景にその影響力を高めていく。

馮玉祥の離反によって第二次奉直戦争に敗れた呉佩孚ら直隸派の勢力が急激に衰えていく中、張作霖、馮玉祥に推された段祺瑞が中華民国臨時政府執政に就き、その北方勢力からの呼びかけによる善後会議に向けて孫文は日本を經由して北上するが、1925年3月、有名な「革命なお未だ成功せず」の遺囑を遺して死去する。同年7月、大元帥府は中華民国国民政府へと改称し、1926年7月から本格的に北伐を開始し、国民党の勢力は全国に拡大していく。

その過程において、国民党は様々な記念日を制定し党の政治宣伝の機会とした。易幟の後1929年には、1913年の参議院で決定された「国家記念日」（国慶節、南京臨時政府成立日、北京での共和宣布・南北統一）に替わる二十八の「革命記念日」（第二章第三節参照）を正式に決定するが、生誕と逝世を含む孫文、及び孫文の革命活動に由来するものが多く、記念日に冠した革命という名称からも、中華民国と孫文の革命を結びつけた歴史観が流布されたことが読み取れる。

二十八ある記念日の中で、五月五日の「総理就任非常総統記念日（五五記念）」は生前の孫文が就任していた大元帥職への就任記念日が無いだけに奇異に感じられる。しかし、孫文の就任した代表職を振り返れば、臨時大総統、大元帥も、その時々の南北対立の一方を代表するもので、唯一、非常大総統職だけが、定数不足の非常な存在であったとはいえ、国会によって選ばれた中華民国全体の正統的・正当的代表者であったと主張しうる履歴であった。その主張に則れば、1922年6月の黎元洪の大総統就任には正当性がなく、以降、中華民国を統べる正当性は孫文に引き継がれたということになる。

革命記念日の記念行事でなされた国民党の宣伝活動は、『申報』紙上でも大きくとり上げられ、そこで黎元洪の名前は、常に孫文あるいは革命との関係性で取り上げられるようになる。

1927年の五五記念に国民党が発表した「宣伝大綱」<sup>26</sup>では、以下のように孫文と革命を結びつけて顕彰した。

「我々総理の非常総統就任と、位を極めて金儲けをして個人的な満足を追いかけた袁世凱黎元洪等の総統就任では、根本的な違いがある。我々総理の非常総統就任は、革命の立場に立って種々の悪勢力と奮闘し、もって国民が自由平等の地位に到達すること、国家と民衆の利益をはかることが目的である。」

その一方で、袁世凱と並べて黎元洪の大総統の就任は個人的な利益の追求の結果と批判し、同年10月10日の国慶節での演説<sup>27</sup>では、以下のように、法統を巡った大総統職の正当性にとどまらず、武昌起義にまで遡り、黎元洪を非革命分子と位置づけ、革命という観点から批判した。

「八月十九日（旧暦）の武昌起義は軍隊と党部が結合することでなされた、当時、党の領袖の多くは海外に逃亡中で、危急のことで、民衆と軍隊のリーダーとなる人物を探し、一般幹部達がついに黎元洪を革命都督に推挙したことで、非革命分子が革命事業に参画することになり、本党は大きく影響を受けた。続いて袁世凱を臨時大総統となし、洪憲帝政を造らせたこと、本党の二大錯誤であった。」

1928年12月、東三省の易幟によって、一応の北伐が完了し、その翌年に『中国国民党史稿』が出版され、1929年の五五紀念では、『中国国民党史稿』の編集指導をした胡漢民が次のように演説した<sup>28</sup>。

「袁世凱の死後、段祺瑞は副総統の黎元洪を正式総統に挙げたが、国には当時、大変多くの意見があり、総理（＝孫文）を推薦する人の中には（孫文と）面会した上で、総理の大総統就任を欲するものもいた。当時、総理は、私は軍閥の傀儡にはなりたくはない。私を推薦するのは許さないと言っていた。」

袁世凱の死後、たとえ名乗りを挙げたとしても、孫文が大総統に就任できた可能性はゼロに等しかったと思われるが、中華民国の大総統には孫文こそが相応しく、軍閥の傀儡であった黎元洪にその地位を奪われたという胡漢民の認識を読み取れる。

## 第五節 床下都督イメージの定着

1928年、天津で死亡した黎元洪は、1933年、夫人の呉敬君の死去を期に、遺体を出身地の湖北省に移し夫人と合葬、改めて国葬<sup>29</sup>を挙行することが国民党政府によって決定された。その際、章炳麟が墓碑である「大総統黎公碑」の内容を考案し、草案が発表されると、その内容を巡って章炳麟と前出の李翊東との間で論争が起こった。

この論争は、章炳麟が主編を務めていた雑誌『制言』で大部分が公開されたが、現在は『武昌首義紀事』を含め李翊東に関する文書を集めた『李西屏文集』<sup>30</sup>に全てがまとめられている。論争は李翊東の黎元洪があまりにも美化されている一方で、湖北省内部の権力闘争時、黎元洪に誅殺された革命派に対する表現が侮蔑的であり人数も過大になっているという指摘にはじまり、章炳麟が「大総統黎公碑」に若干の修正を施したことで一応の終了を見た。

中国国民党史稿によって床下都督説話が広まったことについて論じた前出の論文<sup>31</sup>にも、「大総統黎公碑」を巡る章炳麟と李翊東の論争について言及はあるが、李翊東（西屏は原

名)について、武昌起義勃発時、湖北新軍の測繪(測量)学生で、黎元洪の秘密弾劾で処刑された張振武が領袖を務めていた共進会に所属する革命派軍人であったことまでしか言及されていないが、前出の『李西屏文集』によれば、その後の李翊東は、中華民国成立後、鄒魯と同じ国民党西山派に属し、1926年4月国民党候補執行委員、同年7月湖北清党委員会委員、1927年11月湖北省党務整理委員会委員等の職を歴任<sup>32</sup>し、『申報』にも1927年12月、李翊東が多数の人間を率いて共産党の機関報印刷所を接収した記事<sup>33</sup>が確認でき、1928年には漢口特別市党務指導委員に就任した国民党幹部である。章炳麟との論争が起こった1933年当時は上海で洪門(秘密結社)と連携する任務にあたり、その頃、蘇州にあった章炳麟の講演で学ぶのを常とし、章炳麟が湖北人、得に武昌起義に参加した人士との交流を好んだため交流があった<sup>34</sup>。

李翊東が章炳麟の草案に対して修正を迫った点の一つが、草案では、黎元洪が執務室に現れた革命軍兵士を惨殺したことになっているが、寝台の下に隠れていた黎元洪が、どうして現れた革命軍兵士に刀を振るえるのかというものであった。

それに対して、章炳麟は、「黎元洪は寝台の下に隠れていなかったと、かつて諸君自身が語ったのに、今になってそれを翻すのはなぜなのか。」と返し、李翊東は、次のように返答した。

「私の記憶では、先生が去年、草稿を示されて黎元洪が寝台の下に伏せていたかどうかを尋ねられた時、“武昌首義に関わった諸人は皆、黎元洪は寝台の下から捜し出されたと言っています、しかし、私自身は見えていないので、それが本当かどうかについて断言することは敢えていたしません”と、お答えしました。私は黎元洪が寝台の下に伏せていたとは申しませんでした。また、黎元洪は寝台の下に伏せていなかったとも断言していません。どうして、これを根拠にして黎元洪が寝台の下に伏せていなかったと断ずることができましょうか。」

胡漢民も自伝の中で、「黎は革命党に脅されて出てきた、いわゆる床下都督であって、(安民布告に)署名しただけだ。」と記している<sup>35</sup>が、李翊東の「皆がそう言っている」という根拠や、胡漢民が「いわゆる」と巷間に広まっているとした前提も、『震旦民報』や『中国国民党史稿』であったと考えられる。ちなみに、『中国国民党史稿』の著者である鄒魯の回想録は、全部で三十七章からなり、武昌起義については、第六章「広州三月二十九日之役(黄花崗起義のこと)」に続く第七章「光復広東与北伐(後の北伐ではなく、清朝討伐)」の中で、わずか54文字以下のようにあるだけで、黎元洪には全く触れられていない。

「民国紀元前一年八月十九日(即陽曆十月十日)晚上、武漢党人在武昌城樹起義旗、中華民國即由是而誕生了。武漢起義的消息一傳、各省同志均紛紛響應。」

李翊東は中華人民共和国成立後も、中国国民党民主派の老革命家として漢口にあり、1950年には湖北省人民政府委員、1954年には第一届全国人民代表大会湖北省代表を務めた。現在、元の湖北省諮議局で、武昌起義では湖北省中華民国軍政府が置かれた建物は、辛亥革命武昌起義紀念館として転用されているが、そこには、李翊東が『武昌首義紀事』の中で記している、安民布告への署名を渉る黎元洪に代わって、李翊東が署名したとのエピソードを裏付けるかのように、李翊東の写真と安民布告が並んで展示されている。李翊東の

武昌起義の語り部としての影響力を物語っていよう。

1943年の国慶節、『申報』は吉田東祐<sup>36</sup>の「武昌起義 與官民合作路線」という文章を掲載し、

「寝台の下でブルブル震えていた黎元洪を引っ張り出し、これを大義の発起人として奉じて、彼に強迫して革命宣言を發表させた。これこそがいわゆる武昌起義の歴史的事実である。」

と記すほどで、この床下都督逸話の広まりは、翌年の国慶節に「武昌起義挿曲 黎元洪是否床下拖出（武昌起義こぼれ話 黎元洪が寝台の下から引っ張り出されたのは嘘か誠か）」という逸話の検証記事が掲載されたことが却って証明している。

改めて、強調したいのは、逸話の真実性ではなく、それが根拠の怪しい逸話であることが十分に知られた上で、それでも、多くの人が、胡漢民、鄒魯、李翊東ら国民党関係者の思惑によって、黎元洪のイメージとして床下都督を受容するようになったという事実である。そのイメージの受容は歴史学界にも及び、例えば、現在の中国における辛亥革命の意義を決定的にした1961年の紀念辛亥革命50周年学術討論会の中心人物であった呉玉章は、その著書<sup>37</sup>の中で、武昌起義直後の黎元洪について、以下のように記している。

「かれは自分の幕僚の家に身をひそめていた。呉兆麟からのまねきの使いをうけると、かれはふるえあがってしまった」「のちに辮髪をきれと強要されると、奴隷のしるしである辮髪のためにひと泣きしたかれであった。」

寝台の下で震えていたという記述こそないものの、その描写は床下都督のイメージそのものである。国民党が流布させた臆病者、あるいは冠頭句として非革命派という言葉に伴う黎元洪のイメージは、日本の歴史家にも影響を与え、黎元洪についての「革命派と無関係のビクビク登場の黎元洪であった」<sup>38</sup>「元来は非革命党員の地方軍人にすぎぬ小人物」<sup>39</sup>といった描写がなされている。

## 結び

後に国慶節として顕彰される武昌起義において、はじめて清朝に対する独立を宣言した黎元洪の功績は、孫文と並んで中華民国の元勳とされる程のものであった。

袁世凱亡き後、副総統であった黎元洪は、約法の規定に従って大総統に就任し、議会を再開させ、共和制中華民国を復活させるが、張勳の復辟によって、その地位を追われてしまう。その後、安徽派が作った安福国会体制の否定と、南部に法統護持を名目にして成立した非常国会の成立根拠を奪うために、直隸派によって再び黎元洪は大総統職に担ぎ出されるが、それは、黎元洪こそが、大総統・約法・議会の三点を具現した共和制中華民国を象徴するに足る人物であったからであろう。

一方、武力による中国統一、北伐を志す中華民国国民政府は、大総統も約法も議会も欠いており、中華民国を統治する正統性を何も持ち合わせていなかった。あるのは、革命家孫文の後継者であるという一点のみである。国民党にとって、孫文は偉大な先覚者であったが、その革命の実績はどうであったろうか。

1、清朝に対して最初に革命が成功した武昌起義において、孫文はアメリカにいて関与せず、中華民国名義で清朝に独立を宣言したのは、孫文ではなく黎元洪であった。それが為に、武昌起義における黎元洪の功績は矮小化され、武昌起義と孫文を結びつける宣伝が必要とされた。

2、孫文が南部の独立諸省からなる中華民国臨時政府の臨時大総統（南部の独立諸省の代表であって、統一中国の代表ではない）に就任した時、北京にはまだ清朝皇帝が存在し、清朝皇帝退位と入れ替わって、南北統一後の中華民国大総統に就任したのは、孫文ではなく袁世凱であった。孫文の中華民国臨時政府臨時大総統就任については、革命記念日に指定されている一方、清朝皇帝退位・南北統一記念は、元来の国家記念日には指定されていたにもかかわらず、革命記念日からは除外された。清朝皇帝退位や南北統一という革命の終着点を、あたかも孫文の臨時大総統就任が終着点であったかのように印象づけるために行われたと考えられる。（鄒魯は回想録<sup>40</sup>の中で、中華民国元年一月一日について、「総理が南京において中華民国臨時政府大総統職に就いた、臨時政府が組織され、中華民国元年に改元、陽暦を採用。帝政を覆すという日ごろからの願いが、完全に実現」と記している）

3、袁世凱が帝政復活に失敗した後、約法の規定に従って議会を再開させ、共和制が復活した中華民国の大総統に就いたのも、張勳の復辟後、南北対峙が続いた中華民国で再び共和制中華民国の大総統に推されたのも、孫文ではなく黎元洪であった。孫文の中華民国国民政府と連続性を持った中華民国元帥府の最高職である大元帥就任は、革命記念日に指定されず、陳炯明に広東から追放されて終了した非常大総統への就任が指定されているのは、中華民国の正統性は黎元洪にではなく、非常国会によって孫文に継承されたと主張することが必要とされたからであろう。

上記の、三点を踏まえれば、床下都督の笑話の背景には、共和制中華民国の正当性を体現し、建国記念である武昌起義（それは元来の辛亥革命そのものであった）から国民が想起する黎元洪に代わって、中華民国の正当性と辛亥革命を孫文のイメージで塗り替えようという国民党政権の意図があったといえるであろう。

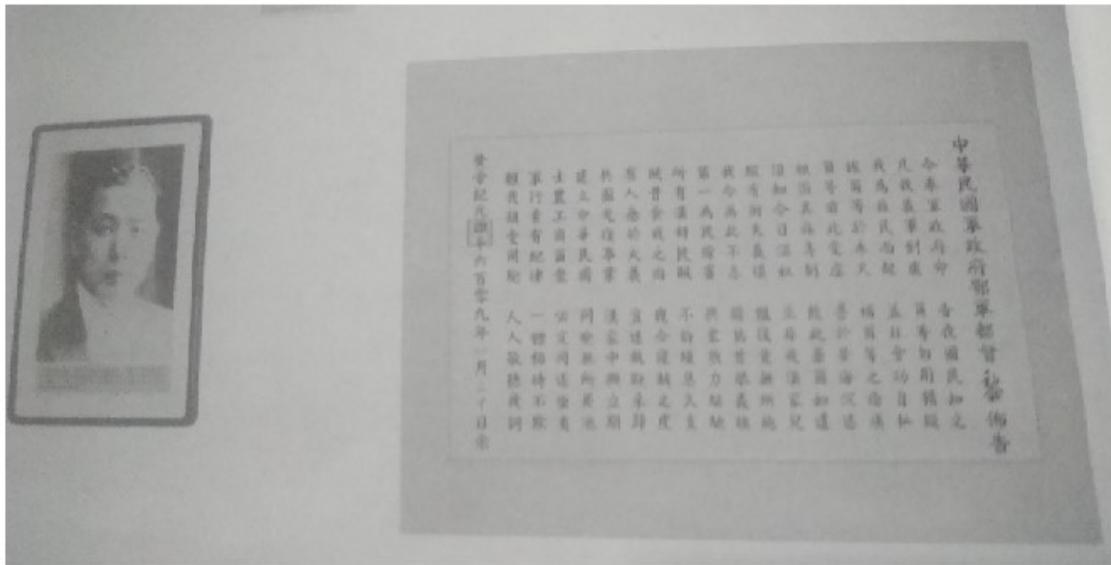
## 第五章 権威化する辛亥革命

### ～安民布告と李翊東を中心に～

ここまで、元来は武昌起義、広義でも武昌起義から南北和議までに至る対清朝革命戦争を指し示していた「辛亥革命」という言葉が、国民党政府によって、偉大な革命家孫文による中華民国建国神話として、清朝皇帝制を打倒した革命として定義されたことを論じてきた。

前章では、建国の元勳として、「辛亥革命」という言葉から想起される人物であった黎元洪が、孫文による建国神話の流布のために、その国慶節に対する功績が床下都督の物語として毀損されたことについて論じた。

黎元洪に関する物語化された辛亥革命の逸話は、床下都督だけではない。武昌起義において都督に推された黎元洪が、実質的な清朝からの独立宣言となる安民布告への署名を渋り、それに苛立った李翊東（第四章で、胡漢民、鄒魯と並び床下都督の流布に関わった国民党幹部として紹介）が黎に代わって署名し、満座の喝采の中でそれが布告されたという逸話は、その逸話の舞台となった湖北省諮議局が改装されて利用されている辛亥革命武昌起義紀念館内に、布告書とそれに代署した李翊東の肖像写真が並んで展示されている（※写真参照）程、公的に認知もされ、広く知られた逸話である。



辛亥革命武昌起義博物館展示（『李西屏文集』より）

しかし、初版時と再版時における『中国国民党史稿』に記録された安民布告発布の状況の違いや、様々な人物が残した回想録を分析すれば、この逸話が、一九二〇年代から一九四〇年代にかけ徐々に形成された物語であることが理解されよう。

本章では、前章にて章炳麟が作成した黎元洪墓碑の内容について、床下都督の物語を持ち出して論難した人物として登場した李翊東自身が、「辛亥革命」をどのように物語化

し、それはどのような効果を持ったのか分析する。それは、「辛亥革命」という概念が、事実から乖離し、中華民国の建国神話という物語化を経て、それが流布し、やがて権威化していった過程をも示すことになるであろう。

## 第一節 李翊東と辛亥革命

陳玉堂編著『中国近現代人物名号大辞典』（浙江古籍出版社2005年）によれば、李翊東（1888～1960）は湖北省出身、名は翊東、字は行。湖北省新軍の測量製図学校に入学し、革命組織共進会に入会、武昌起義には測量製図学校の学生を率いて参加、宋教仁暗殺に端を発した第二革命の失敗の後、アメリカに留学、1922年の帰国後は、孫文の広州大本營の技師となり、1928年には故郷の湖北省に戻り、漢口市特別党部委員を始め、国民党内の様々な役職に就き、新中国成立後は中国国民党革命委員会に籍を持つ古参革命家として、湖北省人民政府委員等の重職についた人物である。

管見の限りにおいて、李翊東に関する研究は中国にも日本にも見当たらず、前章で紹介した通り、章炳麟が作成した黎元洪の墓碑について、事実とかけ離れた称賛がされていることを理由に、章炳麟にその書き直しを迫った人物として現れるのみである。しかし、そこでも共進会に属した元湖北新軍革命派の人物と簡潔に説明されるに留まり、現在まで研究の対象として取り上げられる機会は無かったように思われる。

本論の端緒も、黎元洪について調査する中で、安民布告の発布について『中国国民党史稿』1929年上海民智書局出版の旧版に、

「衆遂高呼挙為都督、黎噤不作声、有一同志持一布告、請於都督下、署黎名、黎猶遲疑、蔡濟民以手槍擬之曰、事急矣、公若不為都督、則我等願死於公前、言時声淚俱下、黎頗感動、同志復有脅之者、乃挙筆書之。」

訳文：衆がついに都督就任を声高らかに要請したが、黎は押し黙って何も言わなかった。一人の同志が布告文を持ってきて、都督としての署名を黎に請うたが、黎はなお躊躇した。蔡濟民（筆者注：武昌を占領した革命派リーダー）がピストルを手にして、「事は急を要します、あなたがもし都督になってくれないのなら、我々はあなたの前で自決します」と、涙を流して訴えたところ、黎は大変に感動し、同志には黎を脅すものもあったので、ついに筆をとって署名した。

とあって、李翊東は、黎元洪に代わって署名をすどころか、登場さえしていないにもかかわらず、1939年上海商務印書館により再版された『中国国民党史稿』では、

「衆遂高呼挙為都督、黎噤不作声、李翊東手持一安民布告、請於都督下、署黎名、黎猶遲疑、蔡濟民以手槍擬之曰、事急矣、公若不為都督、則我等願死於公前、言時声淚俱下、黎頗感動、同志復有脅之者、乃挙筆書之。」

と、布告文を持っていたのは李翊東であると改変されていることを発見したことであった。

紀念辛亥革命一百周年をうたって、出版された武昌辛亥革命研究中心編『李西屏文集』（湖北人民出版社2010年）には武漢大学歴史系の教授、馮天瑜が序言を寄せ、

「先生力逼黎元洪出主湖北軍政府、代黎僉署第一份昭示天下的革命文告、此為辛亥首義的一段傳奇式佳話。」

訳文：李翊東は黎元洪に湖北軍政府の主になるよう強く迫り、黎に代わって最初に天下に革命を昭かに示した文書に署名した。これは辛亥首義の伝奇的な美談である。

とあって、新旧『中国国民党史稿』と並べれば、この安民布告に関する“傳奇式佳話”が、「誰かが持っていた布告文に黎元洪が脅されて署名した」から、「李翊東が持っていた布告文に黎元洪が脅されて署名した」を経て、「脅しても署名を渋った黎元洪に代わって李翊東が署名した」と徐々に物語としての演劇性が整えられ、最終的にはその遺物が博物館に展示される公認性を持つに至ったことが読み取れる。

## 第二節 記録の中の安民布告

### ・李翊東『武昌首義紀事』における安民布告

先に紹介した『李西屏文集』には、日中戦争のさなかに執筆された、李翊東自身の武昌起義回想録である『武昌首義紀事』が収録されており、そこには、革命の勃発に動揺する測量製図学校生徒を一喝してまとめ上げ、革命に参加させた活躍の他、安民布告発布における李翊東の役割が以下のように記されている。

衆擁黎至諮議局楼上、呼举黎為都督、黎堅不承認、翊東乃持一宿写就之安民布告、上奉黎曰：“請于都督御下、署一黎字。”黎畏縮舌顫曰：“勿害我。”翊東怒、手秉長銃示之曰：“汝靦顏事仇、官至統領、豈大漢黃帝子孫耶？罪不容于死。今不汝罪、举為都督、反拒絕之、豈非生成奴性、仍欲効忠于敵耶？余殺汝、別举賢能。”蔡濟民、陳磊急掣翊東肘曰：“慎勿發銃。”黎益瑟縮不語。翊東乃援筆代書一“黎”字、衆鼓掌称善、遂置黎于楼上室内、以戈守之。

訳文：皆が諮議局に黎元洪を連れて来ると、黎を都督に推す声があがったが、黎は堅く拒んだ、李翊東が書きあがっている安民布告の書を手にし、黎に奉って「どうぞ、都督名義で黎の一字のご署名を」と言うと、黎は恐れて舌を縮ませ震えて「我を害することなかれ」と言った。李は怒って手にしたライフルを見せつけ「あなたは恥知らずにも、漢民族の仇である清朝で官に就き、湖北新軍の統領にまで至った、それでどうして偉大な漢族の始祖である黄帝の子孫だと言えるのか、死を逃れない罪であるのに、今、あなたを罪とせず、都督に就けようというのに、それを拒むとは、生まれつきの奴隷根性じゃないか、まだ敵に忠義を尽くそうといのか、あなたを殺して、別の賢能な人物を挙げよう」と言ったので、蔡濟民、陳磊が慌てて「落ち着け、発砲するな」と李を制止した。黎はさらに縮みあがって、しゃべらない。ついに李が筆をとって黎の一字を代署すると、皆が称えて拍手した。そして黎は建物の一室に置かれて、守衛をつけて守らせた。

『中国国民党史稿』では自らの死を賭けて、渋る黎に署名を迫った蔡濟民が、李翊東の回想では、銃を突きつけて署名を迫った李を制肘した役割を担っている。どちらも非常に

演劇的な描写であるにもかかわらず、人物の役割に一貫性を欠いていることから、どちらの安民布告にまつわる逸話も、事実から乖離して物語化されている疑念を抱かせる。

『中国国民党史稿』の作者である鄒魯も、校正者である胡漢民も、武昌起義に直接参加した人物ではない。したがって、『中国国民党史稿』の武昌起義に関する記述は第三者の伝聞情報を元に、鄒魯あるいは胡漢民の取捨選択の結果、記録に残されたものである。

『中国国民党史稿』（旧版）には、後に湖北軍都督にまつり上げられる黎元洪が、蔡濟民率いる革命軍兵士達によって、革命におびえ不様にも床（寝台）下に隠れている所を見つかったという記述があり、また、章末の注記には、1918年に執筆された熊秉坤の回想録『武昌起義談』を引用して、黎元洪が別の人物によって寝台の下から発見されたという異説も記載している。

興味深いことに、引用元である熊秉坤の『武昌起義談』には、「黎初避不見、還懇再三、欲逸不得、始出見。」（訳文：黎は最初出て行くことをさけていたが、なお再三にわたって懇願され、逃げようにもそれができなかつたので、はじめて出てきた）とあるが、『中国国民党史稿』の引用では、「黎初避入床下不見、還懇再三、欲逸不得、始出見。」とあり、原文に無い「入床下」の三文字が書き足されており、『中国国民党史稿』の作者である鄒魯の、史料の改変をも憚らず、黎元洪を滑稽化して記録に残そうとした意図が窺える。

仮に、旧版が出版された1929年までに、後年、李翊東が回想したように、洪る黎元洪に代わって李翊東が安民布告に署名したという物語が存在したのであれば、『中国国民党史稿』は、寝台の下に隠れていた黎元洪同様に、安民布告に署名しなかった黎元洪を記録に残したと思われる。また、中華民国が誕生した後、湖北省内部で革命派と黎元洪派の間に起こった権力闘争の中で、黎元洪を貶める為に、革命におびえて寝台の下で震えていたという床下都督の逸話を創造した湖北省革命派<sup>1</sup>も、『中国国民党史稿』に先んじて、笑話として潤色し、床下都督同様に、震えて署名できなかった都督として、宣伝に利用したと思われるが、管見の限りそのような事例は見当たらない。

#### ・様々な回想録中における安民布告

中国史学会が主編した『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』（上海書店出版社1957年）と、全国・湖北省・天津市・武漢市・黄陂県政協文史資料委員会が合同編集した『民国大總統黎元洪』（中国文史出版社1991年）には、辛亥革命に参加した人物の回想録が多く収録されているが、それらは黎元洪の都督就任に関してどう記述しているのか。黎の都督就任に至る前で記述が終了しているものは省き、その概略を羅列する。（※『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』に掲載のものは「辛亥」、『民国大總統黎元洪』に掲載のものは「總統」とした。なお、李翊東の『武昌首義紀事』は「總統」に掲載されているがここでは省略した。また、両書とも回想録の執筆時期を示していないため、執筆時期は羅福恵・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釈 第三卷』（華中師範大学出版社、2011年）第一章、第二章を参考にした）

#### ① 1929年 呉醒漢『武昌起義三日記』（辛亥）

測量製図学校生は諮議局の守衛を務めて、おそらく、李翊東と陳磊の二人であったろうが黎を罵ったり、銃で脅したりした。安民布告には衆議にしたがって黎が印を押した。

② 1918年 熊秉坤『武昌起義談』(辛亥)(総統)

諮議局で軍政府設立の会議が開かれ、連れてこられた黎元洪は都督に推されたが、意を決せずにいた。副官の王安瀾が泣いて就任せぬよう諫めると、怒った面々が王を殺そうとしたが、黎が泣いてそれを止めさせた。みな黎の名で布告を発することとし、黎にはどうすることもできなかった。

③ 執筆年不明 鄧玉麟『辛亥武昌起義経過』(辛亥)

陰暦20日午前10時、皆で都督を黎元洪、民政担当を湯化龍に推し、軍政府の成立を宣告した。

④ 執筆年不明 劍農『武漢革命始末記』(辛亥)

軍官達は革命がすでに成ったことを見て、統率を取ることができなくなった。そこで、湖北新軍二十一混成協の協統であった黎元洪に都督就任を請うことにした。黎は事ここに到って、ついにそれを承諾したが、一般市民を不安にさせないことと、有力者達を集めて善後策を協議することを約束させた。

⑤ 1945年 張難先『湖北革命知之録』(辛亥)

諮議局において黎元洪は都督に推されたが、承諾しなかった、革命派兵士の朱樹烈が自刃し、血が飛び散ると、黎は驚いて身動きも出来なかった。李翊東が用意してあった安民布告を手に、都督名義の署名を迫ったが、黎は拒んだ。そこで、李が「私が代署するが、何か問題でもあるか」と言うと、皆は拍手で賛成した。李が代署し、書記がそれを清書して街中に張り出し、黎はどうすることもできなかった。

⑥ 1927年 曹亜伯『武昌革命真史』(辛亥)

諮議局で黎元洪は、皆から都督に推挙されたが、固辞し続け、再三にわたって帰宅したいと懇願するので、兵を付けて官舎に返し、厳しく警戒し武昌城の外に出ないよう厳命した。また一説では、諮議局で都督に推された黎元洪は「我を害することなかれ」と言って固辞し、李翊東がライフルを手に「あなたのような満州族の奴隷は殺されて当然なのに、今、殺すどころか、都督に推されている、それでも断るといふあなたは、満州族の奴隷にあまんずるのか、私はあなたを殺して、呉兆麟を都督につける」と言った。黎は大いに驚き、陳磊と蔡濟民が李を制止した。皆は黎を一室に軟禁し、ついに黎の名義で布告した。

⑦ 1944年 章裕昆『文学社武昌首義紀実』(総統)

諮議局で黎元洪は都督に推されたが、承諾しなかった。諮議局議長の湯化龍が現れ、革命軍の蔡濟民と協議し、暫定的に二つの機関を作ることとし、秘書処は湯化龍が処長となり、布告文を発し人心を安定させるなどし、謀略処は蔡濟民が処長となり、軍を指揮し、人心が落ち着いた。

⑧ 1944年 胡祖舜『六十談往』(総統)

黎は都督の就任を渋り、現状の安定化について請われても何も語らなかった。李翊東が用意してあった安民布告に黎に署名するように請うても、黎は拒絶した。李がライフルで脅すと、蔡濟民、陳磊らがそれを制止し、李が憤って代署した。

⑨ 執筆年不明 甘績熙『躬与辛亥武昌首義及陽夏慶之經過情形実録』 (総統)

皆が黎を都督に推し、また、都督名義で安民の布告をすることに賛成したが、黎は畏縮し、声を震わせ「我を害することなかれ」と言って拒絶した。李翊東がライフルをとって脅すと、黎はおそれて始めて承諾した。

⑩ 執筆年不明 李春萱『辛亥首義紀事本末』 (総統)

陰暦二十日には午前と午後に会議があった。午前は諮議局議員が多く参加し、議長の湯化龍の役職と黎元洪を都督に推挙することが議題となった。午後、少数の革命同志が会議し、議場の黎に都督就任を強く迫った。黎の承諾はないものの、軍政府は既に成立し、布告には都督名義の署名が必須であったから、李翊東が黎の一字を代署し、書記がそれを清書して街中に張り出した。

⑪ 執筆年不明 鄧漢祥『黎都督二三事』 (総統)

諮議局で会議が開かれ、黎元洪が都督に推されたが、黎は頑として承諾しなかった。皆が黎が湖北人で、履歴や資質、人望が比較的高く、湖北に号令するのに相応しいと認めていたから、言葉を尽くして是が非にでも黎に就職を迫った。その中で陳磊、甘績熙等は黎を罵り、張振武、蔡濟民、李翊東等はさらに激しく黎に就職をせまったが、黎は黙して答えない。ついに後は黎の署名をするばかりという安民布告の書面を黎に見せたが、かぶりを振り、手で払い、「湖北軍都督と書いてあれば、黎の署名など不要だろう」と言った。そこで銃を取り黎を脅す者があったので、傍らにいた皆で制止したので、それ以上、黎は何も言わなかった。

以上の11例の中で、李翊東の回想録と一致する、安民布告の発布を記しているのは⑤張難先、⑧胡祖舜、⑩李春萱の三名のみである。おおよその回想録に共通しているのは、黎元洪が都督への就任を渋ったという点のみであり、李翊東が登場しないだけでなく、安民布告の発布にさえ触れていない回想録も存在する。

黎元洪は1928年に死亡し、その政治的影響力を失っており、1929年に出版された『中国国民党史稿』が床下都督の逸話を取り上げているように、黎元洪の功績を矮小化した記録を残そうとする傾向が存在したとしても、黎元洪の名誉の毀損に繋がるような記述が忌避された事情が、少なくとも1928年以降に書かれた回想録に存在したとは考えにくい。⑤にあるように、署名を渋る黎元洪の目前で、抗議の自死を遂げた革命派兵士が実在したのであれば、その場に居合わせた全員の記憶に深く残り、武昌起義に関わった人物の回想録に記されないのは、却って不自然でもあろう。また、自死する人物の登場程に演劇的ではないにしても、安民布告の発布が実は黎の手による署名ではなく、李翊東によるものだったという物語も、馮天瑜教授が言うように十分に印象的な“伝奇式佳話”であり、だからこそ辛亥革命武昌起義紀念館に展示されているのもあろうが、それが実際の出来事であるならば、それが回想録に記されないというのも、また不自然でもあろう。

一方で、回想録を執筆した各々が、自由に安民布告の発布を物語化させたとするなら、上記の三人が揃って、安民布告は代署され、代署したのは李翊東というように、物語化させたというのも奇妙である。人物の重要度を考慮すれば、『中国国民党史稿』が蔡濟民に命がけで黎元洪に署名を迫る役割を当てているように、李翊東より革命派のリーダーであ

った張振武や蔡濟民に代署させた方が自然である。もちろん、そのような果敢な振る舞いを物語の中で担当させるのに相応しい人物として、革命派の中で李翊東が知られていたという可能性はある。しかし、①にあるように、署名ではなく、押印という物語化の可能性もあったことを考えれば、安民布告の物語化は、李翊東と代署をセットにした方向性を目指して進んだことが窺える。

それでは、どのような力が働いて、安民布告の物語化は進んでいったのであろうか。

### 第三節 安民布告の物語化

・1920年代における物語化 —曹亜伯『武昌革命真史』—

そこで、注目に値すると思われるのが、⑥の曹亜伯『武昌革命真史』である。安民布告の逸話もなく、演劇的な場面を設けない描写を本筋としながら、一方で、“一説には”として、本筋とは全くかけ離れた李翊東が黎元洪に強く都督就を迫る物語を併記している。これは、本筋として描写した内容とは異なる物語の挿入を、強力に曹亜伯に主張した人物の存在が推察される。

再版『中国国民党史稿』の第四篇は、総理である孫文を筆頭にして、国民党の革命事業に由来を持つ人物の列伝が収蔵されており、そこに曹亜伯も取り上げられている。

それによれば、一九二六年国民革命軍が、曹亜伯の居る江蘇に進攻した際、曹亜伯は数千人の地元民をかき集めて国民革命軍に呼応しようとしたが、国民革命軍の指揮者に対する不満を見せ、上海総司令部に逮捕されるという経験をした。そこで抱いた新たに国民党内で兵柄を握った者が、古い革命人士をないがしろにしているという憤りから『武昌革命真史』を著したが、出版されると、すぐに発禁にされてしまい、それからは自らの思いを世に問いかける意欲を失い、仏典に耽溺する日々を送るようになった。その頃、李翊東は上海にあって、曹亜伯は昆山にあり、月に一度は必ず上海の章炳麟の家で落ちあい、丸一日語り合うことを約していたとあって、『武昌革命真史』の執筆時期と重なって李翊東との深い親交があったことがわかる。

列伝にあるように、曹亜伯の『武昌革命真史』は出版後、国民党内の権力闘争の影響を受け、また多くの歴史家から内容に関する疑義を指摘されたこともあり、すぐに発禁処分となった<sup>2</sup>。

①の呉醒漢『武昌起義三日記』も、その書中で、『武昌革命真史』の内容が真実とかけ離れた描写が多く、筆者の曹亜伯は武昌起義に関わった関係者から金をもらおうと、その人物の功績をねつ造することすらあったと痛罵している。しかし、程なく国民党内の権力闘争が過ぎ去ると、瑕疵はあるものの、武昌起義当時の貴重な資料が豊富に掲載されていることを理由に、次第に史料的价值を見出されるようになった<sup>3</sup>。事実、1930年2月24日発行の『申報』に『武昌革命真史』の広告を見ることができる。1912年から1945年にかけて出版された武昌起義に関する書物の中で、最も影響力を持ったのは、曹亜伯の『武昌革命真史』と、⑤の張難先『湖北革命知之録』であったとの指摘もある<sup>4</sup>。

以上から、李翊東と親密な関係にあった曹亜伯は、『武昌革命真史』に“一説には”という体裁をとって、李翊東が語った安民布告の発布に至った経緯を挿入し、それは、以降の関係者による武昌起義の回想の物語化に少なからず影響を与えたことが推察できよう。

初版『中国国民党史稿』と『武昌革命真史』はほぼ同時期の出版だが、両書の内容から

は、一九二〇年代後半では、物語化は、安民布告への代署にまで深化しておらず、黎元洪が都督就任を強固に渋り、脅されたという段階までしか物語化が進展していなかったことが読み取れる。安民布告は、黎が就任を渋ったことを強調するアイテムに過ぎず、そうであればこそ、①『武昌起義三日記』において、黎が安民布告に署名ではなく、押印しているのであろう。

曹亜伯が耳にした”一説”を唱えたと思しき李翊東自身は、『武昌革命史』が執筆された一九二七年の段階で、すでに物語化を完了させていたが、曹亜伯が李翊東の語る“伝奇式佳話”をそのまま挿入することを憚ったとも、李翊東自身も回想の中の武昌起義を『中国国民党史稿』や『武昌革命真史』と同程度にしか物語化させておらず、単純に脅迫者として自身を登場させたとも考えられるが、いずれにしても、“伝奇式佳話”が一気に完成したものではなく、徐々に形成されていったことが読み取れる。

仮に、李翊東の影響力が、たまたま、同じ江蘇にあつて、親密な交流があつた曹亜伯にだけ留まるものであつたとすれば、その後の、安民布告の物語化は、曹亜伯の『武昌革命真史』のみを契機として進んだことになるが、武昌起義に参加した人物達同士の間で、その後、交流が持たれる機会はなかつたのであろうか。

#### ・安民布告の物語化の温床 —「辛亥首義同志会」—

武昌起義に参加した人物が組織した団体の活動に関しては、譚徳「紀念辛亥革命活動研究—以辛亥首義同志会及相關紀念組織為中心」（華中師範大学碩士論文2011年）に詳しい。

武昌起義が収束した後、最初に起義に参加した兵士達が組織したのは、傷病者の救護や、傷病者への補償を目的としたものであつた。

武昌での戦闘が収束すると、すぐに辛亥鉄血傷軍委員会が組織され、武昌と漢口にあわせて三か所の休養所が設置され、八百名余の傷病軍人を收容した。裁兵策をとつた黎元洪は1913年、治療を終えた兵士の帰郷を促すとともに、傷病の程度に応じた終身補償を許可していたが、同年12月、黎元洪が袁世凱の要請に応じて北京に移ると、補償は途絶えた。

その後、傷病軍人達が各所に訴えを起こした結果、陸軍部は三年の補償、満期に至ってさらに二年の補償を決定したが、1918年には補償は完全に途絶えた。傷病軍人達は武漢に集まり、路上での物乞いで暮らすようになったが、広州で孫文が南方政府を組織すると、傷病軍人達の求めに応じ、武漢に辛亥首義傷軍善後督辦処の設置を許可したが、支払われる補償金は僅かであり、やがてその活動内容を社会からの募金活動を主とするようになった<sup>5</sup>。

一方、補償ではなく、武昌起義の顕彰を目的とした組織は、軍閥間の戦争、北伐、日中戦争による国内混乱が一段落した一九四六年、張難先、郭寄生、李春萱、蔡漢卿、江炳靈ら三名を發起人とした辛亥首義同志会の誕生による。正式発足に伴つた選挙により、組織の理事長に居正、代理理事長に何成濬、常務理事に李春萱、梁維亜等、常務監時に張難先等が選出された<sup>6</sup>。

会の構成員は、基本会員と普通会员の別が有り、基本会員は辛亥以前から秘密組織に参加していた者か、武昌起義時に軍事上あるいは政治上で著しい功績があつた者とされ、發起人三名以上の紹介があり、理事会による審査を経て会員となることができた。普通会员は、中華民國に対する功績があり、会への賛助を表明した者とされ、基本会員三名以上の紹介があり、理事会による審査を経て会員となることができた<sup>7</sup>。

このような構成員から成った辛亥首義同志会は、当時最大の辛亥革命記念組織であり、自身の独特な社会地位を利用して、記念活動を展開し、会の影響力の向上に努め、さらにそれを辛亥革命記念活動の全国展開へ利用した<sup>8</sup>。

1946年の会の誕生は、それ以前の時期に、武昌起義に参加した者達の間で、辛亥革命の記念組織の結成を通し、会の発展と共に武昌起義の歴史的意義を顕彰することで、武昌起義に参加した自身の社会的地位のさらなる向上を目指す機運が共有されていたことを物語っているであろう。それは、辛亥首義同志会の発起人に名を連ねている張難先と李春萱を始めとする複数の人物の回想録が、1944年、1945年に執筆されていることが示している。

また、会への入会条件が、基本会員、通常会員共に、三名の関係者による紹介を条件としていることが示しているように、この会は、いくつもの人間同士の交流の連なりを土壌として組織されている。

1928年5月28日の『申報』は、「武漢近聞」という記事の中で、国民党の湖北省における人事情報伝えているが、この時、湖北省の党務指導委員が張難先、漢口の党務指導委員は李翊東であることが記載されており、さらにこの後、触れることになる、新中国成立後の辛亥首義同志会の組織変更を考え合わせれば、張難先と李翊東には遅くとも、1928年には、既に交流があったことが窺われる。

李翊東と同じ物語を共有している、三名のうち、張難先と李春萱は共に辛亥首義同志会の発起人であるが、この会の発会準備の前提となった人間同士の交流の連なりは、いわば武昌起義に対する記憶のすり合わせ、同一方向への物語化をすすめる温床でもあったのではないだろうか。

ところで、再版『中国国民党史稿』の曹亜伯に関する列伝は。以下のような一文で締め括られている。

「君歿于茲六年矣、莫有念其功者、其子弟又不能知其詳、翊東以交深、惧久湮没、乃銓叙其事為之伝。」

訳：曹亜伯没六年にして、その功績に思いをめぐらす者が無く、その子弟もまた彼の功績をつまびらかにできない、李翊東は曹君と交際が深く、彼の功績が消えてしまうのを恐れ、曹君の功績をつまびらかにしたのでこの曹君の伝を為した。

この一文から、鄒魯が李翊東に再版『中国国民党史稿』の取材をしていたこと、そして、李翊東に対して信頼を置いていたことがわかる。そのような関係性によって、『中国国民党史稿』における安民布告の逸話が改変された理由は説明できるとも思えるが、再版『中国国民党史稿』の鄒魯の巻頭自序の日付は、民国27年（1938年）であるから、1920年代後半の「黎に都督就任を迫る李翊東」が、1930年後半には「黎に安民布告を手にして署名を迫る李翊東」にまで物語は進化し、ついには1940年代に入って、李翊東自身の回想録『武昌首義紀事』にあるように、「黎元洪の署名を代署した李翊東」へ到達したことが推測される。

#### ・李翊東の辛亥首義同志会への関与

『李西屏文集』にある李翊東が自己申告した履歴表によると、李翊東は1925年、西山会議派が上海で開催した中国国民党代表大会に出席した、元来は国共合作に反対した国民党西山派の人物である。1928年から1936年までは一貫して反蔣活動に身を置き、1947年に、

漢口で中国国民党民主派に加入している。

その後、中国国民党民主派は、中華民族革命同盟等の流れをくむ三民主義同志連合会と共に内戦中に香港に脱出した反蒋介石左派グループと結集し、孫文の国共合作時の路線を復活させ、孫文の教えを発展的に継承させることを目指した中国国民党革命委員会、いわゆる民革を結成する<sup>9</sup>。

1949年5月、武漢三鎮が共産党の支配下に移ると、武漢軍事管制委員会は、張難先、李書城、耿伯釗、李翊東、江炳靈、熊晋槐、潘正道を整理委員に指名し、辛亥首義同志会整理委員会を設立させることを下達すると同時に、張難先を主任委員に、李翊東を秘書長に指定した。この整理は、民国誕生以降の38年間に及ぶ長期の革命戦争の混乱で、同志会の会員に入り込んだ、「起義時に敵対行動や逃亡した者」「帝政復活時に袁世凱に投降した者」「軍閥側のスパイとして働いた者」「日中戦争の混乱にまぎれて加入した者」「現政府に対して反動行為のあった者」をあぶり出す為に行われ、1950年7月の整理終了の宣告までの間に、約千四百名を審査し、約八百名を不合格とした<sup>10</sup>。

新中国成立以降、共産党は辛亥革命精神の高揚が統治に資するとして、積極的に辛亥首義同志会による武昌起義の顕彰事業を後援したが、国共内戦による国内の経済的疲弊が激しく、活動の中心は生活に困窮する同志の救済に向かわざるを得なかった。1950年、湖北省政府が周恩来総理に、困窮した同志会を救うための食糧援助を求め、百トンの米が支給されることになった。翌年、湖北省人民政府と武漢市人民政府は、湖北省人民政府臨時救済武漢市辛亥首義同志会を組織することとし、張難先を主任委員、熊慶槐、鄭林を副主任委員、李翊東、江炳靈等を委員に指名した<sup>11</sup>。

新中国誕生後の、辛亥首義同志会の人事変化からは、先にも述べた通り、張難先と李翊東の繋がりと、秘書長に抜擢される程の李翊東の共産党からの信認が窺える。共産党ではなく、民革に党籍を置く者の政治資源は、反蒋介石活動履歴と、辛亥革命時における功績であったと思われるが、李翊東自身の申告した履歴を信ずるなら、李の反蒋活動は、特務員による暗殺未遂が起こった程に活発であり、辛亥革命における自身の功績は、自著『武昌首義紀事』だけでなく、国民党時代から辛亥首義同志会の役員を務めた張難先の『湖北革命知之録』等を根拠に、黎元洪に代わって安民布告に署名したことを主張できたであろう。

辛亥首義同志会の活動からうかがえるのは、同志会のメンバーになることは、そのまま武昌起義に参加した古参革命家として公認されることであり、それは革命党の支配する社会にあっては特権的な身分の獲得につながるものであったということであろう。そして、新中国誕生後の整理活動では、少なくない申請者が審査に不合格となっており、審査条件、特に「現政府に対して反動行為のあった者」という条件を鑑みれば、共産党の意向、より具体的に言えば、武漢軍事管制委員会から、それぞれ、主任委員、秘書長に指名された張難先と李翊東の判断が、その審査に強く影響したと考えられる。しかも、活動の中心が困窮する同志の救済であった当時において、政府からの救済米の配布に関する差配も担当したとあれば、二人が語る武昌起義の物語が、武昌起義に参加した者から公然と異を唱えられたとは考えにくい。

このようにして、李翊東の安民布告代署の逸話は、武昌起義の生き証人達に公認されるようになったと思われる。では、さらにそれを博物館に展示されるまでの“伝奇式佳話”に引き上げたものは何であったか、新中国成立後の湖北省の歴史を俯瞰する。

#### 第四節 新中国誕生後の李翊東の政治的権威

##### ・新中国誕生後の湖北省における李翊東

新中国における最大の革命事業は土地革命であったと思われる。圧倒的多数を占める多くの農民を共産党の味方にする唯一の方法は、具体的には広大な農地を有する地主から土地を奪い、それを小作に与え、自作農に仕上げることであったが、地主といっても程度に差があり、どこまでを土地没収の対象とするかの線引きが困難であった<sup>12</sup>。

湖北省地方志編纂委員会編『湖北省志・政党社团』によれば、湖北省では、1950年の土地改革運動以降、一部民主党派人士、特に知民人士及び商工業者が、土地改革問題の障害になり、農村清算闘争を惹起し、ある種の恐慌状態を招いた。湖北省共産党の幹部は、民主党派人士の自発的参加を基調として、学習させ、土地改革運動に参加させる中で問題意識を高め、目覚ましい効果を挙げた<sup>13</sup>とあるが、その具体策の中に、李翊東の名前を見ることが出来る。

「土地改革法と政務院「關於画分農村階級成分的決定」公布後、李翊東が招集人となって宣伝・集会が複数回開かれた。土地改革に対する明確な態度と、農民を擁護しようというゆるぎない決意をもって臨み、都市在住の農村地主と土地問題の円満解決の為に協力し助け合い、正直に清算を受け入れるように督促することで、農民の正義の闘争を支援した。」<sup>14</sup>

このような『湖北省史』の記述に基づけば、李翊東が中心となり、宣伝を繰り返し、民主派人士との集会の中で粘り強く理を尽くした説得の末に、目覚ましい効果があがったかのようにあるが、同時期に起こった民革内部における、整風運動の様子に眼を向ければ、そこには、李翊東が問題解決にどのような態度で臨んだのか、換言すれば、なぜ、共産党が民主派人士が障壁となった問題の解決に、李翊東を起用したのかの解答が潜んでいるであろう。

民革は中国国民党民主促進会、三民主義同志聯合会、民主革命同盟の三団体が1948年に合併した組織であったが、成員の規定が厳密では無く、成分が複雑であったため、1949年の秋、民革中央は地方支部の活動を停止し成員整理を行うことを命じた。湖北省では、1950年2月に民革湖北省分部籌備委員会の設立が民革中央によって決定され、中央から十一名の籌備委員が派遣され、5月6日に第一次籌備会議は開かれることになったが、その際の召集人として指名されたのは李翊東であった。6月1日、民革湖北省分部籌備委員会が正式に成立し、成員の審査が行われた結果、三十五人の逮捕者があり、うち二名には死刑の判決が下された。1951年6月から8月にかけての整風運動でも三十名から党籍を剥奪、“不良分子”を洗い出した<sup>15</sup>。

整風運動に伴う粛清は、共産党に固有の現象ではなく、この時期、民革にも存在し、党籍剥奪者だけでなく、二名の死刑判決者を出す程に苛烈なものであった。1949年、既に辛亥首義同志会整理委員会の秘書長に指名される程、共産党との良好な関係を築いていた李翊東は、それを背景に、不良分子を粛清する程の力を持ち、土地問題を惹起した民党派人士に強権を発揮し、“目覚ましい効果をあげた”ことが窺える。

中華人民共和国の政治支配の建前は、共産党と民主党派の連合体である政治協商会議に依っている。湖北省では、1950年の第一屆各界人民代表會議協商委員会が開かれてから、

1955年の中国人民政治協商会議湖北省委員会への名称変更を経て、李翊東が死亡した1960年までの間に、四期の委員会が組織された。李翊東は初回から駐会委員（委員会の名称変更後は常務委員）で有り続けたし、後半の二期に関しては副主席を務めている<sup>16</sup>。1957年には、右派のレッテルを張られて自殺した民革籍の副主席耿伯釗が存在したことを考えれば、生涯に渡って共産党との良好な関係を保った李翊東が、第一届全国人民代表大会の湖北省代表に選出されたように、省内民主派の中でもっとも権威を持った人物であったことが指摘できよう。

1957年には、中国人民政治協商会議湖北省委員会の編集により『辛亥首義回憶録』が出版されているが、その序言において、

「常々、関係部門に、解放前に受けていた史実の歪曲を改めるため、調査のやり直し、事実の発掘、整理と論証を命じてきた。辛亥首義に参加した老革命家の証言と、集めた辛亥首義の史実とその原因は我々の眼前にある。」

とし、冒頭の「座談辛亥首義」では、李翊東が、安民布告代署の説話を語っている。

人民代表會議協商委員会の「省政協的主要工作」によると、1955年2月から1959年5月の第一屆省政協政治協商的一系列問題には、兵役法、新人民幣発行と旧人民幣回収などと並んで、辛亥首義老人生活安撫問題、武漢地区62名起義軍官定級問題、省文史館館員生活待遇調整問題が記されている<sup>17</sup>。武昌起義にからんだ問題の提起は、経歴からして民革所属の委員によるものであったと考えられるから、武昌起義に関する記録に対する李翊東の影響力の強さが窺える。

#### ・辛亥革命武昌起義紀念館と李翊東

安民布告と李翊東の肖像写真が展示されている辛亥革命武昌起義紀念館が、いつ頃から博物館利用されてきたのかを示す明確な史料はみあたらない。紀念館の公式HP上でも、その始まりを、1979年3月7日に宋慶齡が、辛亥革命武昌起義紀念館という扁額を書いたことから開始しているが、1961年には、赤い煉瓦作りであることから、紅樓と呼ばれる建造物自体は、武昌起義軍政府旧址として全国重点文物保護單位に指定されている。

しかし、紅樓は1949年以降、湖北省委員会の事務所兼宿舍として使用され、政府機関が紅樓から場所を移したのは1981年のことであった<sup>18</sup>。また、博物館としての名称も、2001年、新たな辛亥革命博物館の建造にむけて、辛亥首義紀念館から辛亥革命武昌起義紀念館に改称したとあって、宋慶齡の扁額をその始まりとするのも疑問の残る所である。

仮に政府機関として使用に供されつつも、同時に武昌起義にまつわる文物の保存が行われ、博物館に類似した機能があったとしても、文化大革命の混乱で、展示物や博物館としての履歴史料が散逸したということは想像に易いであろう。

1949年11月10日、李翊東は辛亥首義同志会秘書長の立場から、湖北省人民政府に、辛亥首義烈士祠内に湖北革命歴史博物館を付設することを提案し、その提案書の中で、辛亥革命の中国近代史上における重要な作用や、国外では革命の遺産の保護が重視されている例を説き、政府が湖北省革命歴史博物館を設立することを訴えている。1950年5月6日、湖北省人民政府委員会第一次会會議において、この提案は通過している<sup>19</sup>が、その後、湖北省革命歴史博物館なるものが設立された痕跡は見当たらない。

しかし、辛亥革命武昌起義紀念館の公式HPに於いて、「本館大事記」として示されて

いる年表では、1979年3月7日に宋慶齡による扁額の揮毫に続いて、同年8月1日、秘書長の李翊東と同時に辛亥首義同志会主任委員となった張難先の子息、張徹生からの辛亥革命に関する貴重品二十五点の寄贈が挙げられており、博物館としての辛亥革命武昌起義紀念館と辛亥首義同志会の密接な関係性が窺われる。1960年の李翊東の死後に、博物館としての機能が整えられたとしても、湖北省重鎮が語った武昌起義の内容を伝えるために、李翊東の肖像写真と安民布告の展示が行われるのは当然のことでもあったろう。湖北省内の李翊東の政治的地位を考えれば、政府機関として紅樓が使用されていた当時から、建物に由来した“伝奇式佳話”への顕彰として、展示がされていた可能性もあるだろう。

いずれにしても、湖北省革命歴史博物館の設立を願った李翊東の熱意は、李翊東の回想した武昌起義を、ついに辛亥革命武昌起義紀念館に、安民布告と肖像写真を展示するという形で報われたと言えるのではないだろうか。

## 結び

武昌起義に際して、都督名義で布告への署名を洩る黎元洪に代わって李翊東が署名したという出来事に関しては、武昌起義直後に全くそのような逸話が語られる事がなかった上に、後年、回想録にその逸話を記す人物が複数存在はしても、内容に食い違う部分が多く、やはり徐々に物語が形成され、それが完成したのは1940年代に入ってからであり、さらに1950年代、李翊東の政治的影響力の高まりに付随して、公認されるような“伝奇式佳話”となったと考えられる。

それは、共産党が、国民党と「偉大な革命家である孫文が率いた辛亥革命によって清朝を滅ぼした」という歴史観を共有し、新中国誕生後も、「辛亥革命」に参加した人物を古参革命家として優遇したことで、徐々に権威化していった過程とも重なっている。

李翊東の肖像と安民布告が掲示されている辛亥革命武昌起義紀念館の正面には、孫文の銅像が据えられているが、「辛亥革命」と孫文を密接に想起する多くの人に共有されている思考回路は、そのことに全く疑問を抱かせない。しかし、武昌起義勃発当時、孫文はアメリカに居て、武昌起義とは全く関係がない人物である。李翊東の逸話も、孫文の銅像も、武昌起義の実像とかけ離れた展示物であるが、皮肉なことに、「辛亥革命」のありようを象徴するに相応しい展示物であるように思われる。

## 結論

### 1 中華民国建国神話としての辛亥革命史観

本論では、先行する辛亥革命の記念史学と、清末民初の新聞記事の分析から、元来、「辛亥革命」という言葉が、狭義では武昌起義、広義でも武昌起義から南北和議が開始されるまでの、清朝に対する革命戦争を意味したものであり、そこから想起される人物も黎元洪であったこと論述した（第一章）。

北伐によって一応の国内統一を成し遂げた中国国民党政権は、中華民国支配の正当性を、国会、約法、大総統によって打ち立てることができず、それを孫文の後継であることに求めた。孫文の後継者が中華民国を支配する正当性を持ちえるためには、中華民国が孫文によって建国されたという歴史が必要であり、そこで創造されたものが「辛亥革命史観」一偉大な先覚者孫文の革命、「辛亥革命」によって清朝皇帝が打倒され、中華民国が建国された一であった。（第二章）。

様々な勢力による反清活動の流れは、孫文とその一派による革命活動に置き換えられ、国慶節、南京臨時政府、南北統一・清朝皇帝退位を代表する中華民国の元勳は、袁世凱が帝政の復活の失敗によりその権威を喪失し、黎元洪は、辛亥革命史観による建国神話が形成され、物語化する中で権威を失墜させられた（第四章）。その結果、中華民国建国の功績は孫文と孫文に連なる革命組織が占有することになった。大陸における支配権を国民党から奪取した共産党も、孫文の後継であることに統治の正当性を求めたため、辛亥革命への関わりの深さは、中華人民共和国成立以降も、政治力の源泉となった（第五章）。

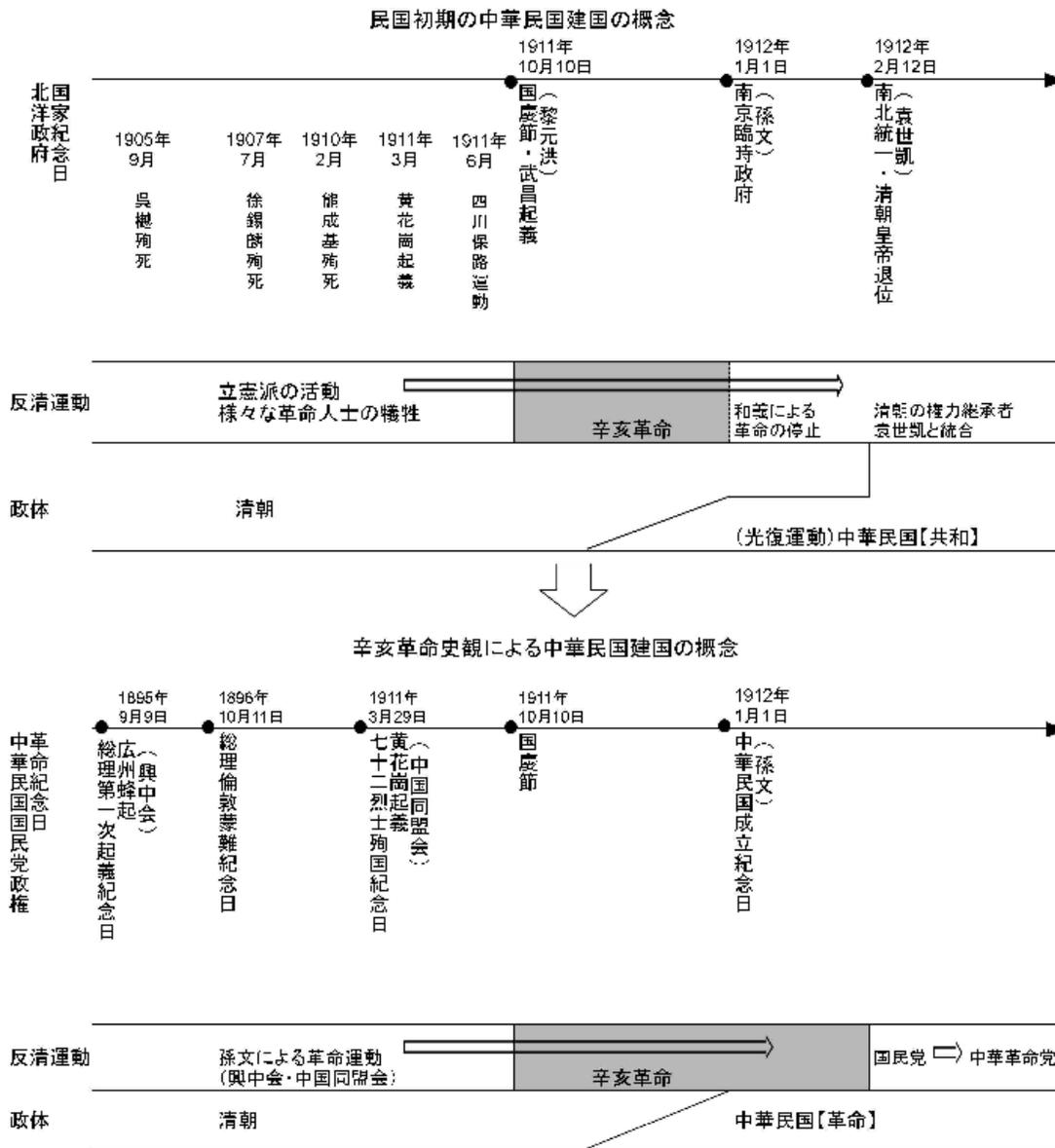
孫文の権威は、辛亥革命史観と相互依存の関係にあり、壮大に演出された孫文の葬典を皮切りに、革命記念日での式典、党、軍、教育現場での行動規範から、道路、街の名称に至るまで、ありとあらゆる機会を通じて、孫文の権威付けを行い孫文の神格化が謀られた（第三章）。

反清朝活動は、満洲族支配からの解放である光復運動でもあり、中華民国の建国は、共和の成立として祝福されたが、辛亥革命史観によって、中華民国の建国は、革命の成果として祝福されるものと改変された。

辛亥革命史観の矛盾点は、それが規定する革命の終期に現れる。清朝皇帝制が、孫文の革命によって打倒されたという視点からは、革命の終期は当然に清朝皇帝退位までと規定される。しかし、一方、革命記念日から、北洋政府では国家記念日とされていた南北統一・清朝皇帝退位が除外され、孫文を臨時大総統に選出した南京臨時政府の成立を「中華民国成立記念日」と定め、その終期は1912年1月1日と規定された。

辛亥革命史観とは、そのような、孫文の革命運動による反清活動の独占、革命の停止と、清朝からの権力を承継した袁世凱による南京臨時政府統合の無視といった虚構の上に築かれた中華民国建国神話であった。

下図は、民国初期と辛亥革命史観、それぞれの建国概念の比較図である。



## 2 辛亥革命研究史と辛亥革命史観の解体

「辛亥革命」と称されてきた清末民初の政体変動が、他の近代における皇帝制国家の終焉と比べて特異な点は、皇帝勢力に対する革命行為が、和議という形で停止され、革命勢力が皇帝権力に取って代わるという決着を見せず、皇帝側内部の権力移譲という決着で幕を閉じたにも関わらず、それが「革命」と呼ばれている点である。

自らを革命派であるとする自己認識を持った勢力集団が存在し、革命行為もあった、しかし、その革命は皇帝退位を達成する前に中断され、皇帝側に立って革命軍との戦いの指揮をとった袁世凱への権力移譲で終止符を打った。

革命という言葉は多義的で、皇帝制から共和制への移行という変動を、巨大な変革という意味から革命と指し示すことも不可能ではない。しかし、中華民国建国に至る変動を革命という言葉で論述するためには、革命戦争は和議によって停止し、清朝皇帝側の権力移譲を受けた袁世凱によって反清勢力との統合があったことが自明とされていることが不可欠であろう。

また、革命派と革命行為が存在し、革命家孫文の後継者である中国国民党によって、後に統一政権が造られたことも、清末民初の成体変動を「辛亥革命」と指し示すことへの根本的な疑問を生み出しにくい背景になったと思われる。

そのような中華民国建国の経緯をふまえ、改めて辛亥革命研究史をふりかえれば、それは、「辛亥革命」を1949年の中国共産党による中華人民共和国建国に先行するブルジョワ民主主義革命とし、その中心人物を位置づけるところから開始された。

やがて、史的唯物論の衰退から、辛亥革命をブルジョワ民主主義革命とみなす研究姿勢は影を潜め、孫文中心主義も、立憲派や保皇派の功績に研究の重心が移ることで反省を迫られた。そして、2020年に出版された田中明彦・川島真編『20世紀のアジア史』（東京大学出版会）では、

「辛亥革命は、武昌起義にともなって湖北省が独立を宣言し、次いで各省が中央に対して「独立」しつつ進行した。（中略）一九一二年の一月から二月にかけて北京の清朝と南京の中華民国が対峙していた。（中略）南北間で話し合いがもたれ、清朝皇帝の退位と引き換えに、袁世凱が大総統となることなどで決着した。」<sup>1</sup>

と、辛亥革命を、やはり、武昌起義から清朝皇帝退位に到る変動を指し示す概念としていることが窺える。ただし、同書では、

「辛亥の年の八月一九日（一九一一年一〇月一〇日）に始まった「革命」は、その辛亥の年のうちにひとつの結果を得た。その点でまさに「辛亥革命」であった。」

「この政府（中華民国政府）は清朝から継承した官僚層と近代式軍隊を基礎としていた。また、列強も「ストロングマン」袁世凱が政権を継承し、中国が安定することを望んでいた。他方、政権継承に際して、宣統帝溥儀をはじめとする満州族らには優待条件を提示した。宣統帝らは、一定の経費を得て紫禁城に引き続き居住することになった。そうした意味で、北京での政権交代は放伐による革命というよりも、むしろ「禪定」であった。」<sup>2</sup>

とも記述され、清朝皇帝退位と、袁世凱の大総統就任で決着した変動を辛亥革命としながらも、一方で、手放しで、革命という用語を使うことへの躊躇も窺えよう。また、孫文に触れずに辛亥革命に関する記述を終えていることも重要であろう。

つまり、辛亥革命研究史は、その背景にあった辛亥革命史観の、孫文中心主義、革命の停止と、清朝からの権力を承継した袁世凱による南京臨時政府との統合という事実を無視した革命史観という虚構性を実証し、その研究対象である「辛亥革命」を解体させる研究であった。

### 3 歴史用語「辛亥革命」の問題点

「辛亥革命」という歴史用語の問題点は、第一には、それを使う研究者が、和議による革命行為の停止と、清朝内部による権力移譲によって、中華民国が成立したことを承知の上で使っていたとしても、革命という言葉の印象と、ロシア革命やフランス革命の革命状況との連関から、革命派の勝利による権力奪取を予想させる点にある。辛亥革命史観とは、まさにそのような予想を前提にしている史観とも言えるであろう。

そして、第二には、「辛亥革命」という言葉を使うことによって、その後の歴史を革命を尺度に測ってしまうという弊害である。

民国初期の歴史を俯瞰すれば、中華世界の政体は、皇帝制から共和制に移り変わったが、その共和制は非常に不安定なものであった。

宋教仁の暗殺に端を発し、革命派が挙兵した第二革命は、革命派による共和制への武力による挑戦であった。袁世凱による帝政の復活への目論みも共和制に対する挑戦であったが、それは、革命派ではなく、蔡鍔・梁啓超を中心とする立憲派の挙兵によって打倒された。不安定な共和制は、革命派と袁世凱による二度の挑戦を受けて混乱し、事実上崩壊し、軍事力に頼った割拠状態に陥った。

この過程における帝政阻止の内戦は、第二革命に敗れた革命派勢力の退場によって、革命派であったことがない、袁世凱帝政派と蔡鍔・梁啓超ら共和制派によって争われたが、護国戦争という呼称以外に、第三革命とも称されている点に、辛亥革命史観の影響が現れているだろう。

本研究は、そもそも、中華民国臨時政府が成立した際、太陽暦を採用した人々が、その後、なぜ伝統的時間観念とでも言うべき干支が呼称に含まれる「辛亥革命」という名称で、中華民国建国に至る政体変動を指し示しているのかという疑問から始まった。

先に示した民国初期と辛亥革命史観による建国概念の比較図で明らかのように、中華民国の建国に至る記念日の変遷を見れば、現在の辛亥革命概念が、孫文を中心とし、その終期を、孫文の臨時大総統就任と清朝皇帝退位の時期を曖昧にして流布された、矛盾を含んだ概念であることは一目瞭然であろう。

しかしながら、筆者は、『申報』の分析を通じて、当初の「辛亥革命」が武昌起義を指し示し、それが想起する人物が黎元洪だと認識した後も、しばらくの間、明確に「辛亥革命」の抱える単純な矛盾に気がつくことが出来なかった。これは、「辛亥革命」という概念に批判的に研究に取り組んでいながら、目にするほぼ全ての先行研究に「辛亥革命によって清朝皇帝が倒された」「辛亥革命によって中華民国が建国された」という記述がなされていた影響から、筆者が強固に辛亥革命史観に囚われていたからだと思われる。

前述の『20世紀のアジア史』に見られるように、孫文中心主義の観点によらずとも中華民国の建国過程を論述することは可能であるし、中華民国期の大学で教科書として使われていた陳恭祿『中国近代史』のように、辛亥革命という歴史用語を使用せずに中国の近代を論述することも可能である。少なくとも、無批判に辛亥革命という歴史用語は使われるべきではないであろう。

### 4 今後の展望

序論で述べたように、辛亥革命に関する研究は、強い史的唯物論の影響下から始まり、

やがて、孫文・革命派中心の研究傾向への反省、そして、辛亥革命という概念そのものへの疑義の提示に至るまで深化してきたが、中華民国史、特に護国戦争以降の研究については、辛亥革命研究の深化とは裏腹に、辛亥革命史観から脱却できずに停滞しているように思われる。

横山宏章の『中華民国史』では、国民党・共産党の革命史観によって消極的な評価しかされてこなかった聯省自治運動と省憲法制定について触れながらも、護国戦争から北伐完了までの期間を総括している。

「中国は基本的に南北対立の軍閥混戦に突入した。北方の北京政権は、直隸軍閥の曹錕・呉佩孚、安徽軍閥の段祺瑞、奉天軍閥の張作霖らによる争奪戦が繰り広げられた」  
「南方政権も北洋軍閥に対抗する西南諸軍閥の連合で維持できるに過ぎなく、その西南諸軍閥も激しい権力闘争を繰り返す、中国に統一の気配はどこにも見られなかった」<sup>3</sup>

軍閥の混戦によって、革命勢力による中国統一が中断されていたという評価が窺えよう。

狭間直樹は、北洋政府による賄選による曹錕大統領選出と、憲法の制定について、「国政の頂点に立つためには国会で選出されて大統領にならねばならず、大統領の政治には憲法が必要なのだ」と観念されているところに、時代の変化の片鱗が刻印されている」<sup>4</sup>としながらも、やはり、護国戦争から北伐までについては、軍閥の混戦と、中国共産党誕生の契機としての五四運動が記述の中心である。

趙景達は、護国戦争と辛亥革命について以下のように記述している。

「護国戦争といわれる第三革命が勃発することになる。先陣を切ったのは、親袁から反袁に転じた梁啓超や蔡鍔などの進歩党系の人士で、15年末に雲南で蜂起、独立を宣言した」

「辛亥革命の過程は、革命と反革命を基軸とする」<sup>5</sup>

これは、革命を基軸として、まず、袁世凱の帝政を反革命と規定し、そこから、それに反対する梁啓超・蔡鍔らの蜂起を革命行為（第三革命）とする評価であろう。しかし、梁啓超・蔡鍔の政治思想からすれば、皇帝ではなく憲法による国家の統治を目指す共和を基軸として、袁世凱を反共和と規定し、共和制護持派（≠革命派）の蜂起と評価する方が、より妥当のように思われる。

袁世凱の帝政失敗によって、約法、国会、大統領による中華民国の統治理念の再確認が行われたからこそ、北洋政権は、軍事的な実力だけでなく、賄選を行ってまでも統治の形式を整えなければならなかったのであろうし、国民党政権は、中華民国の統治理念への対抗として、それ替わる自らの正当性—辛亥革命史観を主張したとも思われる。

辛亥革命史観が定着した結果、中国の近代史は、辛亥革命から中国国民党政権の誕生、さらには共産主義を標榜する中国共産党による新国家建設へと、革命を基軸として一直線に進んだという「物語」で理解されているのではないだろうか。

辛亥革命史観という中国国民党政権が創造した中華民国の建国神話は、革命という基軸で測ることが出来ない、中華民国の様々な歴史を排除、あるいは見えづらくさせて来た。第四章、第五章で触れた黎元洪についての物語化された評価に、その一端が垣間見ること

ができよう。

辛亥革命史観という中華民国の建国神話に批判的な視点に立てば、清朝から中華民国への政体変動だけでなく、その後の護国戦争、そして、いわゆる北伐完了までの軍閥混戦期に対する評価も、革命ばかりでなく、例えば共和という視点から再検討することも可能であろう、今後の研究テーマとしたい。

## 補論 1 長崎医専の赤十字活動記録にみる辛亥革命

### はじめに

清末の留日中国人留学生に関する研究は、日本が革命家達の主な亡命先であったこと、孫文がリーダーを務めた中国同盟会が日本で結成されたことから、彼ら留学生が革命に果たした役割を明らかにするという目的をもって研究される傾向があるように思われる。

その際、革命に参加した人々の残した回想録等が、研究資料として使用されるが、第五章で言及した『辛亥首義回憶録』に見られるように、清末民初を生きた人々の記録は、その後の国民党、共産党といった革命政党による一党支配下で記録が整理される中で、『辛亥革命史観』に沿った物語化を経て形成されたものが少なくない。

ここで紹介する留日長崎医学専門学校中国赤十字団報告書は、その名の通り、清末に長崎医学専門学校に留学していた中国人学生達が、革命戦争の勃発に際して中国へ帰国し赤十字（「Red Crose」）のことを中国語では「紅十字」と翻訳し、用いている）活動を行った記録である。

上海に到着した1911年11月28日から、南京入城に到る同年12月29日までの記録は、長崎医専の校友誌である『研瑤会雑誌』第104号（1912年1月）に日本語で掲載され、また、ほぼ同文のものが『東洋日の出新聞』1912年1月31日付にも掲載された。その後、1912年1月15日から上海で解散する3月15日までの記録は、『研瑤会雑誌』第106号（1912年5月）に中国語で掲載された。

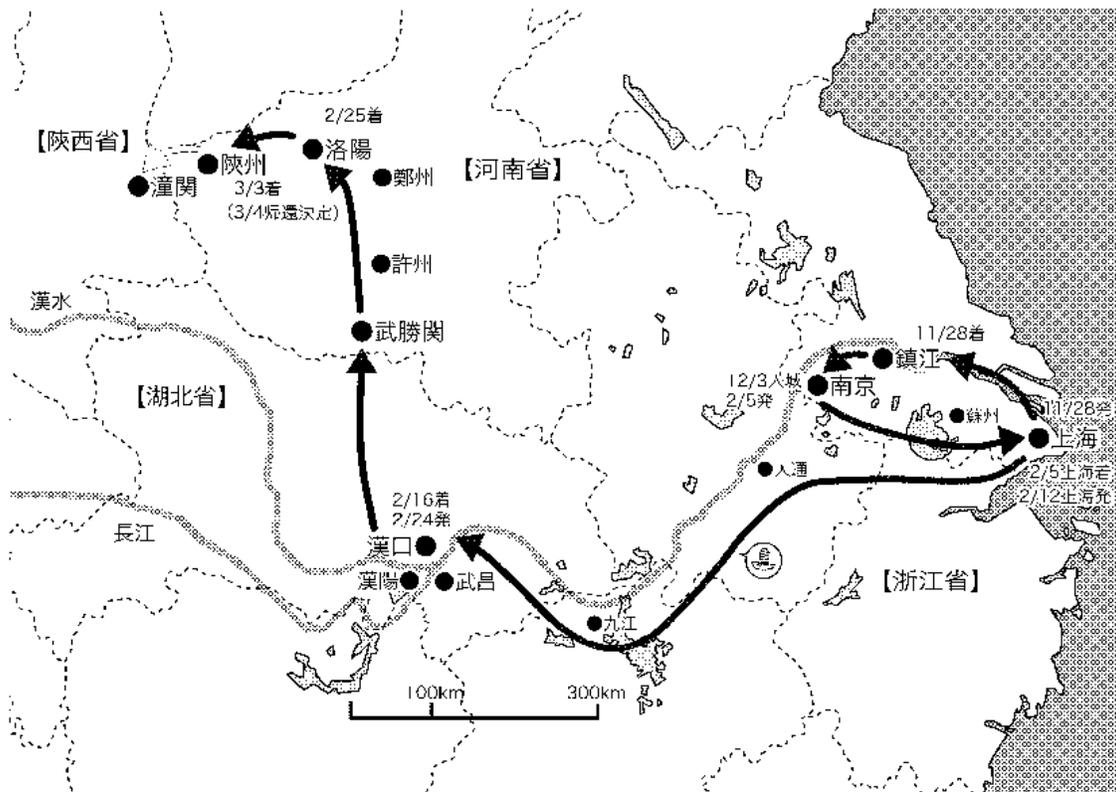
長崎医専の赤十字団（以下「団」と略記する）が南京に滞在していた1912年1月1日に、中華民国臨時政府が成立しており、南京の攻城戦を間近で体験していた彼らが、どのような感慨をもったのか、そして、南京の市井の人々の様子が彼らの目にどう映ったのか、非常に興味のあるところではあるが、残念ながら『研瑤会雑誌』第105号（1912年3月31日発行）には、元日をまたぐ1911年12月30日から翌年1月14日の活動記録は掲載されていない。彼らの活動記録が、なぜこのような変則的な形で掲載されることになったのかは、不明である。

本資料は、日本で発刊され、主に日本人学生や校友を対象とした雑誌、あるいは『東洋日の出新聞』読者向けに、相当の速報性を持って掲載されたものであるという経緯から、その後に形成された辛亥革命史観の影響を受けることがなかった、中国人留学生たちの行動の“生”の姿を伝える貴重な資料であると思われる。

1911年10月10日の武昌起義の成功に端を発して、他省へ伝播した清朝への反乱は、清朝側の反攻で11月2日に漢口、同月27日に漢陽（武昌は、長江・漢水で隔たった漢口、漢陽と合わせた三地域で武漢を形成、武漢三鎮と呼ばれる）が再び清朝側の手に落ちると、戦いの中心地を武漢から南京に移した。その南京では11月23日から激しい戦闘が始まり、12月2日に革命軍が南京を陥落させ入城した。以降、12月18日から上海で本格的に南北の和議会談が開始され、その過程において、1912年1月1日、中華民国臨時政府が成立、アメリカからヨーロッパを経由して帰国した孫文が臨時大総統に選出される。

留日長崎医専中国赤十字団は、上海に到着後、大阪高等医学校の一団等と合流し、南京攻城戦の進展にあわせ革命軍の要請に応じて、南京の西方約60キロにある鎮江、南京の城外地堯化門、そして、城内碑亭巷へと移動しながら傷病兵の治療にあたっていく（『研瑤

会雑誌』第104号相当部分)。その後、2月6日、赤十字総社のある上海に戻り、さらに別の広域赤十字団と合併し、長江を遡り、南京を経由、途上で清朝皇帝退位の情報に接し、2月16日武漢に到着。同月24日、陸路で河南省を進み、まだ満洲族の陝西巡撫昇允が抵抗中との噂があった陝西と河南の省境の町、潼関を目指す。道中ですれ違った革命軍兵士から、昇允が既に帰順していることを知らされ、3月3日、河南省西部の陝州に入った所で、上海に帰還することを決定し、3月15日、上海で解散したというのが、本資料に見える概略である(『研瑤会雑誌』第106号、今回、翻訳相当部分)。その行程については下図参照のこと。



長崎医専赤十字活動行程図

本章では、まず、『研瑤会雑誌』第104号掲載の全文と、『研瑤会雑誌』第106号掲載の日本語訳全文を紹介し、次に、辛亥革命史観を批判する立場から考察する。

(注：本章は、『千葉大学国際教養学研究』第4号(2020年)に千葉大学国際教養学部見城悌治教授と共同執筆した「長崎医学専門学校中国留学生の赤十字隊と「辛亥革命」」の、筆者担当部に加筆したものである。ここで紹介する『研瑤会雑誌』第104号掲載の留日長崎医学専門学校中国赤十字団報告書の本文は、見城悌治教授が翻刻したものだが、今回、許可を得て本補論に転載した。雑誌に載せられた文章を「原文」とし、それと異なる新聞紙上の表記は〔〕表示である)

本団は、上海に到着〔著〕したる後に、数日間滞在し、其間に留日大坂〔阪〕高等医学校全体と合併して、一団となり、其〔我々の〕経費及薬品器械〔機械〕等は、上海の中国赤十字社担任す〔し〕。故に一名赤十字社と云えり〔云うあり〕。先ず全部団員中に、大坂〔阪〕高等医学校卒業生なる蔣可宗君は医長とし、岡山医専学校〔医学校〕卒業生なる韓興〔君〕副医長とし、臨床前学紀学生胡澄・田丙午等諸君〔及大阪高等医学校の四年級生諸君を〕医員とし、金〔全〕体選・戚学綉〔誘〕・李寿康等諸君は薬剤員とし、其他〔の余員は〕凡て救護員として、別に看護婦八人を雇い、病床三十箇、病人担架運送具十六箇、殆ど完全なる一救護団の組織を完成せり。先ず部員の総人数を都合によりて、前後の二隊に分ち、前隊は陰曆十月八日午後一時頃上海より滬甯線の列車に乗りて、鎮江へ向う〔向き〕。経過せる所、南翔・蘇州・無錫・常州の如き、大市場は已に革命軍の手に帰し、閭閻故の如く、商貢〔賈〕依然たり。唯道に沼〔沿〕いて、白旗の金風に、飄蕩せらるるを見れば、胸中自ら一番の新氣象を催進せり〔飄蕩せらるるのは、一番の新氣象を増し、胸中に如何なる感慨を引き起さんとするや〕。同六時頃に鎮江に着す。同地は〔同日六時頃に鎮江に着し、其の所は〕揚子江沿岸の一大市場なれども、上海に此して誠に霄壤の差あり。当日〔本日〕前隊全員は鎮江駅の近傍〔鎮江駅近傍〕にある琴園と云う遊園地に止る。〔止まり、〕寒月朦朧として、暗蟄黄昏に泣き、軍笳と戍鼓〔と〕相互に呼応するが如く、万羽寒鴉共に暮煙叢樹の中に飛鳴し、我か団員囚らずして、之日鎮江に天涯の征客を作す。

翌日、即〔ち〕九日、朝六〔七〕時頃に、副医長韓興及び蔣志新〔団員蔣志新及副医長韓興〕二人、軍用列車に乗りて、鎮江甯江（即南京）の前関なる堯化門に向う。〔向き、〕朝煙尚お鎖して、霜痕未乾かず。駅に至る後に、駅長吳煥全氏に遇い、我等〔我々は〕彼に一切の軍事上現状及び我団の進行する方法を探問して、民軍日々勝利の捷報を得、且つ〔得と。〕南京の外城已に民軍の手に占領せられたりと。〔せらりたりと知りて、〕現勢によれば、我団は至急〔我団が〕堯化門に移る必要あり。於是蔣志新より、民軍々医徐樑に手紙を出して、相当なる民房を貸すことを依頼し置き、直に鎮江に引き返せり〔依頼したりて、鎮江に引き返せりたり〕。

十日朝より晩迄〔十日朝より〕、民軍々医徐樑の返事を待つ〔待ちて〕。午後六時頃に至り、始めて〔六時頃始めて〕「所あつた早速堯化門に來れ〔來し〕」なる電報に接す〔電報を送りて來たり〕。団員中には同晩直に〔団員中同晩即刻〕前進の必要を主張する者多けれども〔する多けれども〕、当日の列車は最早運転せず。故に止むを得ずして、次日に俟たざるをべからず〔本日の列車も無し。又準備上も間に合わぬと止むを得ずして、次日に俟たざるべからず〕。

十一日、駐鎮前隊は、民軍都督府の電報を受く〔又都督府の電報を受け〕。其中曰く「南京目下戦争中にて負傷せる兵士多数に続出る為め、急速〔兵士は数多に出る為に為に、早速〕堯化門へ向って來れと」催促せり〔して來たり〕。又鎮江駅より我等の為に特別な列車準備せらる。〔列車を準備しておると、〕於是我前隊は鎮江にある來診者は〔の〕都合上によりて、部員中より医員及看護婦数人を残して、之に当らしめ、其他〔残して、其他〕全部堯化門に到着す。方に〔堯化門に移したれば、〕夜色微茫として〔微茫して〕、東西を〔に〕弁別すること能わざる〔能わざりし〕。黑暗中にて、軍医徐樑君を尋ぬるも求め得ず〔徐樑を訪問しても逢わざるき〕。其時恰も数人〔其時に数人〕の斥候兵は我の前

に現れ、我団の行方を取り調べ、并に護照を検〔検査〕する請求条件を提出して、我々に対し、多少の嫌疑を抱くものの如し〔如くあり〕。而して、我等は〔我々が〕鎮江より忽々として出発せるが故に、一切前途の手續を準備せざりしを以て、漸く〔せられざりしを〕弁解の結果に、彼等の嫌疑を幸に取消せしも、我等の自由行動は絶対に許可〔絶対的許〕せられざりし。蓋し其日兩軍〔正に〕戦闘激烈にして〔しつつありて〕、至る所に〔所迄〕探偵潜伏し、深夜の中に誤りて、伏路の兵に銃撃せらるるやも計り難し。〔銃撃せらるるかも知るべからずして、〕徒に生命を捨るは無益なり。〔と〕止むを得ざるを以て〔得ざるに〕、荷物列車一輛を借り〔貸して〕、我々前隊員〔は〕其中に於て、縦横錯雑に倒臥す。〔して、〕風霜四面より迫り来て、寒気は幾層の綿衣をも透過し、氷天雪地の中にも之に過ぎざるべし〔過ぎざる〕と推想せり。其夜寒月は薄雲に隠れ〔是夜は寒月薄雲隠して〕四野〔にて〕鶏犬の声無く、〔なかりし。〕唯天崩地震〔地振天崩〕の炮銃声は新年の爆竹の如く〔き〕連続し、寒威凜冽の間〔凜冽の瞬間〕に夜が明け〔き〕たるを知らざりき。

十二日朝に至りて、軍医科の〔民軍軍医の〕護兵（〔即〕徐樑氏の〔所の〕小使）一人来て、都督府の命令を伝え〔奉りて〕、同駅の近傍に於ける張姓茶店なる所を選定し、既に赤十字寄舎の札を張りたりとて、〔茶店なる所を得たりて、已に赤十字社寄舎の札を貼りたりと云い、〕直ちに我等を同処に案内せり。至り見るに〔同所に引き去れば〕狭小なる部屋に加うるに〔に拘らず〕、牛馬の糞便〔の〕前後門に散積して、臭気鼻を襲い、殆ど坐立の所もなく〔して〕、止むを得ず、暫く休息せり。〔し、〕間もなく負傷兵士五十余人来て、治療を求む。午後民軍が南京の城内に進撃せしを以て〔押し込みて〕、我等も共に城内に入らんとすれども護照無く、為に目的は達せられざりき。時光忽々として腫を旋し、〔旅する間に忽ち〕夕陽西山に没す。〔落ちて、〕屋の都合により韓興及び蔣志新の〔と〕二人残りて、其他の団員は皆鎮江に引き返せり。其〔団員又鎮江に引返りし。彼の〕汽車飛ぶが〔の〕如く、其数員恰も鳥羽〔鳥翼〕よりも軽くして数百里の長途を一日にして〔長途一日〕東西に往復せり。〔せられ、〕残り〔る〕の二三人は馬と隣人として一宵を伴臥したり。同〔日〕医長蔣君は始め上海に残る〔の〕後隊全部を率い、鎮江に〔到〕着して之等も亦琴園に入り、同晩医長蔣君は〔同晩蔣可宗君〕、直に列車に乗りて堯化門に来たり〔来たり〕。

十三日、鎮江に駐在せる団員は堯化門の支部〔一部〕を助くるために五人を派せり〔五人来たり〕。此日堯化門に駐在せる前隊は朝より晩〔に至る〕迄、凡て病兵八十余名を治療したり。其中重傷せる兵士一人は、午後の汽車にて、之を鎮江に於ける本部に送る。〔送り、〕是日午後医長〔午後蔣可宗君〕、堯化門より南京城内に入り、都督府を訪い、〔訪いて、同晩の〕軍政府の紹介にて、城内碑亭巷洋務局を以て、我団の駐屯所となす。〔とし、〕於是医長蔣君は堯化門の前隊及び鎮江の後隊に各々電報を送りて、曰く即速全部南京城内に移るべしと。

十四日鎮江にある臨時病院〔に居る〕の患者は上海の本病院に送り、其鎮江に残れる〔残るの〕後隊は、午前十時頃出発して、堯化門に居る前隊と合併し、午後四時下関駅に着〔著〕し、万山四面に城郭の如く廻繞して、処々に山頂或は岡の上に於て、白旗の〔は〕風に随いて揺漾せり。其地勢〔揺漾し、〕流石に古来〔の〕天嶮と称したるに愧ず〔天嶮と云うは愧あらず〕。是日上海より民軍の糧食を輸送し来る為に、諸馬車等悉く之に雇われ、為めに我隊の〔悉く雇われたりして、我が〕荷物は非常に重く〔き〕、且つ数多きも運搬するを得ず。〔数が多くありて〕駅より、城内碑亭巷洋務局迄は、約二十里を距つる

を以て、此状態にて、進まば日は暮れて、城門も閉鎖せられん。然るに〔約二十里の距離を有して、日も暮れて、城門も直ぐに閉鎖するに〕彷徨として路側に団集し、敢て善策なかりしを以て、遂に〔なかりし、止むを得ざるに〕団員中の一部は四面八方に奔走〔散布〕して、車馬を搜尋せるに、漸くにして〔搜尋する方法の外あらず。果して〕三輦の人力車を得て、先最も〔尤も〕必要なる荷物を運搬せしめ〔さして〕、残りの〔残りておる〕荷物を看守する為めに、五人計りを留め〔残して〕、全部人員は此三車の人力車を連れて〔連れて〕入城したり。残留せる〔残る〕五人中〔五人より〕二人は荷物列車中に宿り〔て〕、他の〔其〕三人は近所の旅人宿に泊し、〔旅店の残灯豆の如く〕將に郷関の夢に入りつつあるときに、旅店の門を叩く〔き〕声あり。急に起きて出でてみれば〔急に起きし戸を開けると〕、団員〔の〕一人と民軍交渉司員何兆華君、洋務局より馬車三輦を雇い来り。又都督府の護照を携えたり（携えて来たり）。於是一切の荷物を之に積んで、城内に入る。〔於是応用の夜具薬品等先馬車に積込みて、城内に送り、〕皓月空に懸りて〔空々当り〕江山の色を添え、道を夾む所の〔道を求む〕残柳〔が〕風の為めに振触して、声あり。遠き城廓鋸の如く、軍馬隣々として、荒郊曠野の中を〔に〕通行し、昔日の秦淮繁華景象何処にありや。噫滄海桑田之感を惹き起さざるを得ざるなり〔起こざれば能ざるなり〕。十五日午後より今日に至る迄、平均毎日病兵八九十人を治療したるなり。

陰曆十月二十九日

留日長崎医学専門学校 中国赤十字団書記員 蔣志新報告

長崎医学専門学校研瑤会諸先生殿

〔留日長崎医学専門学校 中国赤十字団書記 蔣志新報告

陰曆十月二十九日

東洋日の出記者殿〕

留日長崎医学専門学校中国赤十字団報告書（『研瑤会雑誌』第106号掲載）

元月十五日

天気は曇天で寒冷。各処で臨時総統の命令を奉って、新年を祝すために休日としているので、本病院もまたこの日を休日とした。特別に小宴を設けてお互いに酒をすすめあった。この日の正午で清との和議期限が満期に達する。まさに和議の決裂か、それとも再延期して妥協をはかるのか、それは我らの予想が及ぶところではない。本団員、三名、五名と連れだって町をゆけば、五色旗が目にも眩しく、あちこちの兵營からは楽器や礼砲の音、商店街からは爆竹の音がして、雷鳴のように耳に響き、着飾った男女が「万歳」と叫びあう音も混じって耳を震わす。誠に流石は新国新民新年の新氣象である。蔣志新君はさっそくその様子を五言四句の詩に詠んで、

「中華新日月、大漢好山河、普救蒼生苦、群呼万歳歌」。

元月十六日

いつものように、来院した病兵の百七十余名を診察治療した。今日の新聞に、和議はまさに破談し北伐の 때가近いとあり、この日、我が団の北進について皆で議論した。何人か、北伐の噂が有るといっても、いまだ実行に移されていない、実際に兵隊が移動を開始するのを待って、その後我々が前進を決定したとしても遅くはないと言うものがいて、すぐに散会となった。

元月十七日、十八日

天気は晴天で寒冷。病人の治療は合計約三百人。十七日の新聞に、袁世凱が伍廷芳代表に二週間停戦期限を延長し、清帝退位の論をすぐにでも発表いただくとの電信連絡云々とあって、我が団が北進について話しあってきたことが泡と消えて瓦解した。

元月十九日、二十日

我が団員、和議の話し合いが遅々として決議なく、ついに団に懈弛の気が起こる。そして、理事長は既に某營の軍医から辞職の申し出があり、余巖君を代わりにあてることにしたと言っていた。

元月二十一日、二十二日

じめじめとしきりに雨が降る。来院した病人は八、九十人ほど。二十一日の日曜日、三人、五人と連れだつて大倉山に登り、梁の武帝が餓死した所として知られる鶏鳴寺にて飲茶し、小休止をとった。新聞を読み、黄興が劉道一烈士の弔いに詠んだ七律一首が目に入った。その詩に曰く、

「英雄無命哭劉郎、慘憺中原狹骨香、我未吞胡恢漢業、君先懸首看吳荒、啾啾赤子天何意、臘々黃旗日有光」

蔣志新君、この詩に韻を踏みそれに続けて七律句を詠んで、

「我今無淚哭劉郎、惟熱爐中瓣香、吾漢刻今恢大業、恨君墓畔已荒々、問公泉下能知否、五色旗暉映日光、他日鉄匱修國士、芳名標布遍蒼茫」。

元月二十三日、二十四日

天気は寒冷で雨雪が降り続く。来診に来る者は非常にまばらで百名にも満たなかった。午後、あまりに無聊をかこつて、蔣志新君と韓興君は雪をものともせず南洋第一樓に飲茶に出かける。韓興君、思いがけず五言律詩を詠んで、

「無量自由血、釀得復神州、平和扶国力、一視解民憂、風雲驅四海、竹帛耀千秋、願救蒼生苦、更何有所求」。

蔣志新君もまた七言絶四句を詠んで、

「我在南洋第一樓、故都新象入凝眸、始知有價英雄血、好換金甌耀五洲」。

その後、すぐに病院に帰った。

元月二十五日、二十六日

雪はやみ、寒冷。

大多数の兵隊は移動して北に向かった。それがために、来院者が非常に少ないので、我が団の団員はあまりにもやることなく、ある者は休暇をとって故郷に帰り、ある者は軍に入隊した、我が団、日々に衰弱を呈している。

元月二十七日

天気は晴れて暖かい。午前十時ごろ、陸軍部の派遣員張氏、本院を訪れ我が団の組織と経費と活動実績を調査し、十二時になって帰られた。その晩七時ごろ、一人、陸軍部の公式書簡を携えた方がやってきて、それをあけて見るに、「(上略)留日長崎大阪医学校学生が組織した赤十字団を調査したところ、途切れることなく戦場に付き従い、艱難辛苦を甘んじて、病院を設けて非常に多くの軍人を治療した。今、この学生が組織している病院は上海赤十字社に付属し、經常経費はほとんど当該赤十字社が自ら工面し、様々な場所で救済活動をしている。陸軍部は軍病院を設立し、軍関係者の治療に専任している。当該団は熱心に慈善し、かつ光復後は著しい功績を重ねており、当然に補助し唱導奨励すべきであるから、ここに銀五百円を進呈、願わくば誉れとして納められたい(下略)」とあり、書簡

の中に銀票で五百円が付されてあった。我が団員、この書簡をありがたく受け取り、書簡を掲げて歓喜して、屋外にも響くような猛烈な万歳の声を挙げた。その後、すぐに感謝状をしたため、翌日送付した。

元月二十八日

大変に良い天気であかい。この日曜日、韓興君と蔣志新君が車で蘇州にまで出かけ駅についた後、地元の舟を雇って寒山寺を訪ね、古い石碑をいくつか視たところ、すべて新たに修理がされていて、完全に往時のたたずまいを残すものは見るができなかった。蔣志新君は四句詩を詠んで、

「売薬偷来半日間、呼朋買棹訪寒山、鐘声不到遊人耳、但聽珊瑚寺外吹」。

夜になって車に乗って病院に戻った。

元月二十九日

朝に雪がふり暮れには晴れ。この日は北伐の準備のために休診。

元月三十日

天気は晴れて寒冷。午前十時、皆で集まり会議して、公挙して蔣志新君を代表とし、本団の上海総社に薬品・機材等の買い足し要求に派遣する。

元月三十一日

天気は晴れて寒冷。午前十一時頃、教育部の秘書官で鐘某氏という人物の具合が少し悪いとのことで、韓興君の往診を依頼するために遣わされた人があった。二時余りになってやっと帰っていった。この日の新聞に女性烈士の秋瑾が、女性の権利をテーマにして詠んだ詩が二首あって、誠に女性活動家の先覚であった、今、特にそれを記録しておこう。

「我輩愛自由、勉勵自由一杯酒、男女平權天賦就、豈甘居午後、願奮然自拔一洗從羞恥垢、若安作同儕、恢復女權勞素手」。

また一首に曰く、

「旧習最堪羞、女子竟同牛馬偶、曙光新教文明候、独立占頭籌、願奴隸根除智識学問歴練就、責任上肩頭、国民女傑期無負」。

二月一日、二日

天気は晴れて寒冷。蔣志新君が上海から戻った報告会の席上で、我が団は現在、薬品・機器及び日々の運営費として合わせて約一千円を必要としているが、その経費はあてが無い。したがって、今後活動の継続は不可能であると言わざるをえない。ただ、上海とは別に豫晋秦隴（河南・山西・陝西・甘肅合同）の紅十字会があつて、今もなお救護団員が不足していて、我が団と一緒に汴（河南）晋（山西）等の省に出発したいとのことであつた。彼らは薬品・機材と日用経費についてはまだまだ余裕があるとのことで、我が団としては断る理由が無いと思うが、この話の公決を願いたいと話した。皆の決議は決せずにはいたが、豫晋秦隴紅十字会からの誘いの電報が、さっそくその夜、団に届いた。この夜九時頃、団員の汪尊美、汪尊桐の親御さんの訃報がとどいて、みな嘆息して已まず。

二月三日、四日

天気は晴れ。午前十時頃、上海から来た電文に奮い立つ。電文に曰く「南京碑亭巷赤十字社蔣宛て、今すぐ全隊速やかに上海に来たれ、荷物をまとめて必ず出立されたし、豫晋、璜千同より」。ここにおいて、再び代表の蔣志新、何積焯の二人を交渉させるために上海に派遣した。

二月五日

未明に、団員の蕭翊唐君が流行の感冒を患い、高熱を發し、煩悶して急に団員を呼び寄せ

たところで、「諸君、お別れだ、出発したまえ」と言う。時に、銀色の霜は地に満ち、満月が天空にあって、病床で励ましの言葉をかけて慰めたが、どうしようもない。我が団全体で上海に赴き、河南、陝西方面に出発するために、蕭翊唐君を陸軍医院に送り、この日、大半の団員は車で上海に向かった。

二月六日

天気は晴れて寒冷。我が団員、今、全員が上海に到着し、豫晋秦隴紅十字会の出発を待っている。

二月七日

天気は晴れて寒冷。我が団員すでに上海総社に全員集合、豫晋秦隴紅十字会と打ち合わせ。終了後、一緒に河南、山西方面へ出発。

二月十二日

天気は晴れて温暖。この日、団員の汪尊美、汪尊桐の父親の葬儀が行われたので、午前九時、我が団員から代表者八名に輓聯輓章を持たせて、汪宅へ向かわせた。こころよく迎えられ、霊前に三鞠躬し、汪尊美、汪尊桐他の方々へ慰言を告げ、しばらくして帰った。この晚七時半、豫晋秦隴紅十字会の諸君と大通行きの船に乗り、湖北へ出発。この夜十二時ごろ、初めて汽笛一声あって、黄歇の岸より船出する。

二月十三日

雨が降る。揚子江を一望すれば浩々蕩々として、海との境界がつきかね、まさに望洋の嘆の感慨。韓興君が一首詠んで、

「長江一泛大通州、浩々蕩々不辨州、広濟蒼生我事業、就先天下後身憂、潼関此去三千里、客地総須一月遊、回首古郷人不見満天風雨独含愁」。

二月十四日

雨が降る。午前中に南京の江口に停泊、約三十分で離岸。午後四時半、蕪湖停泊。一時頃、またもやいを解いて前進。

二月十五日

風清く陽が暖かい。船頭に立って一望すれば、そこには沿岸の村落の基石のようにならんだ様子と、漁船の帆柱が林立する様子が広がった。午後五時に九江に到着。ある人が号外を持って来て、清朝皇帝は確実に既に退位したと語る。船の全乗客がそれを伝えあったため、どこまでも遙か遠くに届くかのような、人々の万歳の声があがった。余岩君七律の詩を二首詠んで、

「二陵白骨未全收、奔逐刀圭事遠遊、兩岸雲山嗤過客、一江風雨鬧行舟、已伝得鹿仍疑夢、欲遂飛鴻無限愁、来日大難須努力、凭誰完補碎金甌」。

「瘡痍満地豈為家、西望□函去路口、術淺不堪医国病、憂深猶自碎春華、妬功越国多烏啄、喰血秦関有虎牙、和局雖成兵未息、莫辞添足到金蛇」。

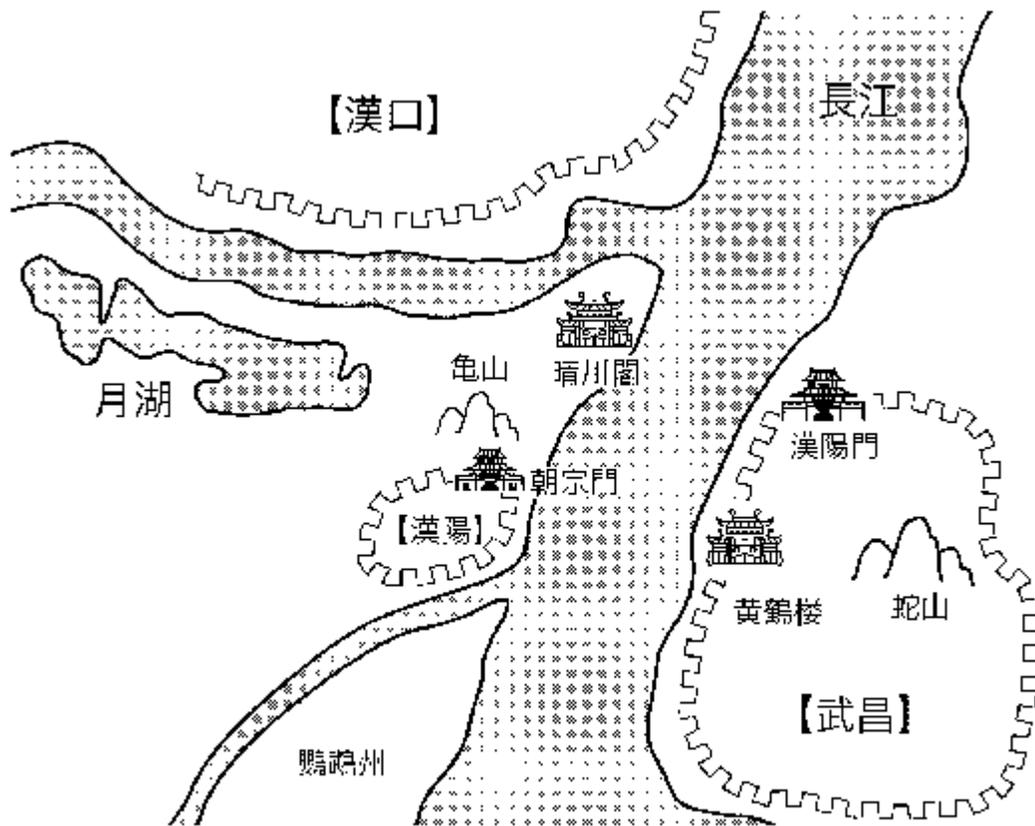
二月十六日

早起して一望したところ、一面に濃霧がたちこめて、航行することができず、午前九時になって始めて船が進む、午後六時になり、漢口に到着。しばらくは鳳台賓館に宿を取る。

二月十七日

この朝、車に乗って河南に向かう。清朝皇帝が退位したものの、南北の二軍は未だ統一されたわけではない。車で開封へ直行はできないとのことで、遂にまた逗留となった。八時、我が団員、二人三人と連れ立って、かつては榮えて美しかったという街を散策。今はことごとく灰燼に帰す様を見た。その惨憺たる状況に、誰しもが痛ましく感じると思われ

た。十一時頃、韓興、江衡、蔣志新の三人は小さな蒸気船に乗って武昌へ向かった。一時半には漢陽の門に入り、黄鶴楼に入ろうとしたが、警備兵に止められて果たせなかった。楼阁が空に向かって屹立する様子が、仰ぎ見られるようになることを願った。二時頃、蛇山に登り、武昌の全景と川を隔てた漢口、漢陽の名所を俯瞰する。心が和らぎ、爽快な気持ちを感じた。三時半、古の晴川閣に登ると、閣門に「禹稷行宮」と書かれた扁額が掛かっていた。入内すると僧が二人いて、話しをすると楼上に案内してくれて、屋根と建物を上下に貫いた大きな穴があるのが見えた。その訳を僧に尋ねたところ、まさに戦の折に流れ弾が飛んできた痕跡だと言う。窓越しに遠く鸚鵡州があり、南を見れば亀山との別称がある大別山を望む。飲茶して休息し、四時ごろ渡し舟を雇い宿に戻る。この日は旧暦の大晦日にあたり、蔣志新君は感ずるところがあって一首詠んで、  
「天涯漂白歴艱辛、爆竹声呼又一春、遥想故郷今夜裏、擁口猶憶未帰人」。



武昌略図

二月十八日、十九日

天気は晴れて温暖。本日は旧暦の新年にあたり、我が団員、四人、五人と連れ立って暇をつぶしに出た。以前、湖北と上海は並んで栄えていたというが、現在はひっそりとしてしまっていて、新興の気配も全く無く、市場を隅まで歩いてやっと一軒の茶楼があった。入店して少し休んでから、すぐに宿に帰った。この晩、八時頃、清朝皇帝すでに退位し、まさに南北統一しようというところ、そこで会議をもって、我が団を解散するか進行するかを討

論した。多数は陝西省で満州人の昇允がいまだ抵抗していることを理由に進行を唱える。それが議決され会議を終わり、その後、みな就寝。

二月二十日、二十一日

日は陰り雨が続く。新聞には、南北間、間もなく道路がことごとく回復して、車で行き来が可能などの記事。この日、怡園の舞台の初日で、夕食の後、団員四人、五人と連れ立ってそこへ行って観劇。十二時になって宿に帰る。

二月二十二日

天気は晴れて温暖。韓興、何積焮、盛在珩、蕭蔚霞等が渡し舟を雇い、漢陽に行く。朝宗門より北邱山に登ったところの山下で子供達の百人ばかりが左右の二隊に別れ、各々石礫の投げあいをしていた。二、三人の子は既に頭から流血しているのに、戦は激しくなるばかり。盛君等がやめさせようとするも言うことを聞く子が一人もいなかった。後に伝え聞いたところによると、子供達の親が出てきて、子供をなだめて事を収めにかかって始めて静まったとか。盛君等、後に大別山に登る。山に臨む大江、月湖の西側を川の流れは東に向かい、関山は北に、鶴楼は南にあって、韓興君は登山の感慨を詠んで一首、

「鳳台斜日弘証袍、此地登臨意気豪、北望関山千里遠、東遊漢水一帆高、汴中怪傑争牛耳、塞上蠻兵擁虎韜、鉄血既終簧舌続、平洋何日鎮狂涛」。

二月二十三日

この日の朝、午前七時、昨晚友人を訪ね、未だに戻らない江衡君を待っている間に、時間切れとなり、出発出来なかった。

二月二十四日

午前七時頃に起床し、八時には大智門についた。八時四十分、車に乗り夜の七時に武勝関に到着。ここから先は河南省。この日は、丸一日米を食べることができず、わずかにパンの一切れ二切れを食べたきりだった。八時四十分、信陽州に到着して、やっと饅頭一杯を食べた。この夜は腕を枕に雑魚寝で、一晚寝付けなかった。

二月二十五日

午前七時二十分、許州に到着、十二時、鄭州につき、卵パンだけで腹を満たした。ここより汴洛路車に乗り換え、午後五時二十分になって洛陽に到着。すぐに旅館に投宿。部屋の壁に二首の詩があって、今、特にこれを記録しておく。

「雨棧雷車夢亦孤、雲鬢半脱任風梳、長途誰識阿儂苦、為聽山中叫鷓鴣」。

その二として、

「十載江湖嘆影孤、風霜兩鬢愧難梳、繁華一覺燕京夢、辜負枕邊聞鷓鴣」。

詩の下に庚戌孟冬（一九一〇年の十月のこと）蜀西女子の署名。

二月二十六日

冷たい雨やまず。何積焮君が寒熱を患ったので、一日逗留した。

二月二十七日

午前九時、騾馬引きの車（毎年騾馬二匹をこの車引きに充てるという）で洛陽の西門から出発、午後二時、谷水鎮に到着し、昼飯として饅頭を食べる。五時半、磁澗について旅館に投宿。蓮の葉大の麵餅と肴と酒を頭がくらむまでいただく。非常に美味しかった。北方は概ね麵を常食にしている。

二月二十八日

早朝六時半に出発。清らかな風が吹き、鳥は舞い、カササギがさえずる。すこぶる精神爽快。八時半、とある村にてパンを食べ、腹を満たす。我が団員のほとんどが、でこぼこ道

の為に車で進めず、歩行して移動。車に乗ればいつものように行かず、目はくらみ頭が痛み、特に酷かったのは蔣志新君で、引き車に乗って数里もしない間に、頻りに嘔吐した。それで、彼は朝から晩まで歩いて通したが、却ってその方が楽そうであった。午後五時半に関門鎮に到着。ここは二ヶ月前に戦闘があったので、旅館はどこも閉館し、余所へ行ってしまった。ついに行宮に投宿。即ち庚子（一九〇〇年）清朝皇帝が西安へ逃れた時に泊まった場所だという。

二月二九日

早朝六時半に出発。山道を登り一望すると、寒さに霜が地に満ちて、冷氣は我々に迫る。しばらくして、温かい太陽が空に昇り、カササギのさえずりも聞こえてきた。この日、道中、北軍の兵士達が銃を負い、刀剣を携え、凱歌を歌いながら南来してくるのを目撃した。午後五時半、繩池に宿をとる。

三月一日

早朝の五時に出発。すぐに丘陵を登ろうとしたが、引き車がたちまちのうちに転覆。幸いにも車夫六、七人が一致協力して、起こしあげる。空はすっかり明るく、遠くの村の鶏の鳴き声による、夜明けの知らせが次から次へと聞こえてくる。この日は、道路状況が非常に悪く、驟馬にいくら猛烈に鞭を打っても前進せず、晩の六時に観音鎮に到着して、すぐに投宿した。

三月二日

曇り空、風が強い。朝六時半出発、約五里ばかり行ったところで、一台の引き車が転覆。幸いに破損がなく、すぐに起こすこともできた。この日の山道は険阻で雲霧が一面にたちこめて、一丈四方の他は、人の顔の判別もつかぬ程であった。途中、数百人の兵士と遭遇した。彼らは、潼関よりの帰りと言う。潼関の戦闘の有無を尋ねると、彼らは皆すでに平静と言う、また、昇允の動向について聞くと、すでに帰順したという。この晩六時、張茅鎮についた時には、雪の勢いが激しく白銀世界となっており、投宿することにした。

三月三日

曇天、早朝六時に出発。道中、また数百人の兵士と遭遇する。我が団員が「どこより来て、今、どこに向かうのか」を尋ねる。彼らは潼関より来て、まさに河南へ帰ると言い、さらに、我が団がどこに向かうのかを問い返してきた。今から潼関へ向かうと応えると、彼らは、「すでに潼関も事収まり、それで我らは軍を返している、君等は今から行って何をするつもりなのか」と言い、言い終わると挙礼をもって別れて行った。午後四時、陝州城に到着し、すぐに旧陝州中学校に投宿した。この晩、我が団、進むか或いは解散するかの問題について集まって会議を開いた。進行、解散それぞれの理由について議論百出して、遂に決しないまま就寝。

三月四日

なおも小雪が舞う。この日は、逗留とし進まなかった。十時頃に多数を占めた意見は、「清朝皇帝が既に退位し、南北もまたすでに統一し、ましてや潼関と西省の各処は皆平静無事となるに及んで、全ての軍隊もみな既に部隊移動している。今、行って何をするか」というもので、ついに上海へ帰ると決議。この晩、酒を買って愁を晴らす。蔣志新君が七絶四句詠んで、

「刀戟叢中鵠報來、一篠血路為誰開、始知天下殺無辜、敬祝共和舉酒杯」。

三月五日

曇り空で温かい日、九時頃上海を目指して出発。十里ばかり行った所で、一両の引き車が

転覆。幸いにも通りかかる旅人が三、四人あって一緒に助け起こす。この晩、磁鐘鎮において投宿。

三月六日

曇り空で温かい日。風が非常に強い。六時に起床、卵一個を食べる。一里ばかり行った所に村があり、パンを購入して食べた。少し行くと英豪鎮に着き、昼食。夜八時に廟姑鎮にて投宿した。韓興君、一首の詩を詠んで、

「鞭馬回車日欲遲、陝城雲樹遠含悲、西路烽煙今已息、関東人士世無知、疾厄相憐維有友、邦家興復在今時、名山勝景間何在、從此從袍無所施」。

三月七日

晴れ空で温暖。六時頃、身支度し、パンを食し腹を満たし、七時に出発。九時十五分淹池に到着し、小休止をとる。この時、兵士数百人と陝西軍政府の旗を掲げた軍用車十余両があつて、中の二、三両は五色旗を掛け、兵士は帽子に星をかたどった徽章をつけているのを目にした。やはり南北統一の証を、今日、目撃することになった。夜八時頃、石門鎮に到着し投宿。

三月八日

早朝三時、身を起こし、顔を洗い口をゆすいで出発。空にはただ星が横たわり、北斗七星と半月が浮かぶのが見えるのみで、鶏や犬の声もない。鳥のさえずりすらなく、静かであったが、瞬く間に、大空に陽が昇り、山の峰々に霧がたった。新安県に着いて食事をとって、この晩六時頃、洛陽に投宿。

三月九日

大変良い天気、五時に起床、六時に出発。すぐに駅に着き、駅長と交渉し、我が団の運賃免除が認められた。七時十五分発車。十二時鄭州に到着し、京漢路車に乗り換え、晩の六時に馬店に停車。車中泊。

三月十日

風穏やかに日うらら。晩の六時に漢口到着。江衡君は漢口の手前、三家舗で我らと別れて下車（実家が近い）。江衡君との別れに際して、韓興君が一首詠んで贈る。

「驟車来自洛城東、幽谷口凌在眼中、大地蒼生將濟日、一天宿雨太和風、曉星催駕千山黒、夕照当旗十字紅、西路此回多險厄畢生苦樂與君同」。

蕭蔚霞君の家は漢口に近いのでここで下車。この後、さらに実家に行くために別れた者を除いて、皆、小さな蒸気船に乗り換えて、南京を目指した。

三月十一日

曇り空だが、風は温かく波が高い。九時に九江に到着。非常に貨物の揚げ降ろしが多く、午後一時になってやっともやいを解いて出航。ただ三、四里行ったところで、激しい風雨と山のような波のために停輪して進まなかった。夜は大雪になり、そのために両岸は白一色となった。

三月十二日

雨雪が降りしきり、寒風吹きすさぶ。午後三時に安慶に到着し、二十分程停輪してすぐに出航。両岸一面白雪にすっかり覆われた様子を見る、白銀世界とはまさにこのこと。この晩七時に大通に着き、十分停輪しすぐに出航。

三月十三日

午後南京に到着し小休止。この夜十二時、車に乗って上海へ出発。

三月十四日

早朝七時、上海に到着。すぐに赤十字総社に向かう。寝たい者は寝て、出かけて友人と会いたい者は出かけるといった具合に、各々みな自由行動。蔣志新君は一首詠んで、「不畏風塵苦、生涯伴馬騾、数年心事尽、万里足踵多、漢時瞻雲氣、秋風発浩歌、吾儕今卸責、前道樂如何」。

三月十五日

午前十時、赤十字職員と我らで大きなレストランで散会式。まず理事長から活動報告の後、赤十字職員より演説と賛辞をいただく。その後、各々杯を挙げ、互いを祝して大いに飲む。午後三時になって解散。これにより、我が留日長崎医専学校中国赤十字団、雲飛して星散。

陽曆四月十九日

留日長崎医専学校中国赤十字団書記蔣志新報告

田代正校長殿暨

諸教官先生 並

同窓諸君鑒

## 1 救護慈善と従軍

彼らが帰国し、赤十字活動を行うに至るまでの経緯は、小島淑男『留日学生の辛亥革命』（青木書店、1989年）に詳しい。中国人留学生による赤十字活動は、準備段階から千葉医専の学生達によるリーダーシップの元に準備が進められ、11月2日に決定した留日医薬学会聯合会の七条から成る大綱には、「第二条 本会は博愛を以て宗旨とし、官軍と革命軍とを選ばず救護治療す」「第六条 本会は官革両軍にたいして毫も偏袒せず」とあって、赤十字活動が革命活動に組するものではないことを謳っていた<sup>1</sup>。

11月18日に組織された中国紅十字隊の役員には、正顧問、副顧問共に日本人が就任<sup>2</sup>しており、赤十字活動の中心を担っていた千葉医専のメンバー<sup>3</sup>が、革命軍に強いシンパシーを抱いていたことは間違いないと思われるが、建前としてではなく、日本人を関与させることで、官軍、革命軍に偏らない救護慈善の姿勢は担保されてもいたのである。

このように、彼らは赤十字活動の意義を強調することで、留学先学校からの帰国の了承ばかりでなく、あらかじめ清国公使を通じて、救護活動に関する清国からの許可、そして援助まで得ている<sup>4</sup>が、本資料にあるように、清政府軍の陣中から前線に接近しているわけではない。

赤十字活動だけが目的であれば、北京の指示を仰いで前線を目指す行路も取りえたと思われるので、彼らの実際の目的は、やはり救護活動を通じた革命軍側への従軍と見てよいと思われる。にもかかわらず、先に説明した通り、南京の攻城戦は彼らが帰国した直後とも言える12月2日に決着し、12月18日からは、南北の和議交渉が始まり、以降、解散する3月15日まで、彼らは“従軍”することが無かった。

そこで、興味深いのが、1月17日、18日の「団に懈弛の気が起こる」という記述と、1月25日、26日の「ある者は休暇をとって故郷に帰り、ある者は軍に入隊した、我が団、日々に衰弱を呈している」という記述である。

従軍活動が行われている間は、救護慈善の思想と従軍志向の両立が保たれていたと思われる。しかし、従軍活動が停滞することによって、しだいに赤十字活動に飽き足らないメ

ンバーが現れて来るようになったのではないだろうか。つまり、ここで記されている懈弛の気は、士気の低さがもたらしたのではなく、むしろ、士気の高い者にこそ見られたものではなかったか。だからこそ、ある者は軍に入隊したのであろうし、故郷に帰るという記述も、単純な里帰りではなく、その先に、故郷の革命軍への参加が予想されるのではないか。

残された者で継続された赤十字活動が、前半のいわば従軍期と比べ、後半、出発の時刻に遅刻した者を待って、予定変更を余儀なくされたり、観光のように武漢の地を巡っていたような長閑さを見せるのは、革命戦争によせる残された者達の共感の程度の現れのように思われる。

## 2 国旗の広まり

本資料では、清末から民国初期の興味深い状況がいくつも示されているが、その一つが「五色旗」の中華民国国旗としての定着状況である。ちなみに、臨時政府は、成立早々に陽暦の採用を布告<sup>5</sup>し、本報告も、臨時政府成立以前の『研瑤会雑誌』第104号掲載分では陰暦日付を使用していたものが、第106号掲載分では陽暦日付が採用されている。

小野寺史郎『国旗・国家・国慶』（東京大学出版会、2001年）によれば、各地で蜂起した革命軍は、腕に巻いた白い布を目印にし、また白旗を革命軍の旗として使用していたが、それらは国旗としては認識されていなかった。また、中華民国の旗として、武昌起義では鉄血十八星旗、江蘇・浙江地域では五色旗が使用され、孫文は青天白日滿地紅旗を主張したが、実際には臨時政府や、統一後の北京政府が五色旗を国旗に決定布告する1912年6月8日以前に、五色旗が中華民国国旗として広まっていた。

本資料でも、団が上海から鎮江に向けて乗り込んだ列車から見える景色や、鎮江から南京に移動する道中の民軍が掲げた白旗の描写はその事実を証明している。ただし、この「白旗を掲げた民軍」をそのまま革命派の組織した軍隊とすることには注意が必要であろう。例えば、武昌起義では、立憲派の有力者が中心となって組織した自警団の性格を持つ「商団」が白布を標識として起義後の治安維持に協力している<sup>6</sup>。

また、臨時政府の成立後には、南京市民が五色旗を飾って新年を祝う様子や、撤収する陝西軍が五色旗を掲げている様子が描写されており、新国家の揺籃期において、短期間に国家の表象として五色旗が受け入れられた様子もうかがえる。

## 3 陝西の状況

団が活動の最後の目的地とした陝西省は、武昌起義の直後、革命党員と会党（秘密結社）が次々に蜂起し、1911年11月23日に省都の西安が光復を宣言したのを皮切りに、他の町でも党員と会党による蜂起、光復宣言が相次いだ。しかし、袁世凱の支持を受けた河南省の清軍が陝西省へ進攻すると、潼関を舞台に戦闘が行われ、甘肅省に逃れた前陝甘総督の昇允が陝西巡撫に任命され甘肅の軍をともなって11月28日に東部から陝西省に進攻した<sup>7</sup>。

郭孝成『陝西光復記』<sup>8</sup>によると、党員の蜂起が始まると、「土匪」がその混乱に乗じて方々で略奪行為を働き、清朝側が朝廷に援軍を求める連絡を阻止する為に、党員が故意に切断した電信線を補修しようとしたところ、既に遠近の電信線が「土匪」に破壊され、修理材料もなく、光復の後も長らく省の内外への電信連絡が不通であった。本資料でも、彼らが潼関の戦闘が終結したことを知らずに、河南省を經由して潼関に向かっている記述が

ら、2月に入ってもまだ電信が回復していない様子が見える。

#### 4 辛亥革命と光復、共和

辛亥革命史観の形成過程を知る上で興味深いのが、武昌起義以降、現在「辛亥革命」という言葉で理解されている政体変動を当時の人々がどう捉えていたのかという点である。

中華民国臨時政府成立時の記述が欠けているものの、団の報告書の中に「革命」という言葉が現れるのは、『研瑤会雑誌』第104号に掲載された報告書の冒頭、「(上海から鎮江に向かう間の大市場は) 已に革命軍の手に帰し」という陰暦十月八日(陽暦十一月二十八日)の一文の中に見られるのみである。

元月27日、団を訪ねてきた臨時政府陸軍部の派遣員は、「当該団(=長崎医専の赤十字団)は熱心に慈善し、かつ光復後は著しい功績を重ねており」と述べており、臨時政府側の人物も、この変動を「革命」ではなく「光復」と指し示していたことが読み取れる。

もちろん、「革命」の結果「光復」が成されるという視点に立てば、革命と光復は矛盾なく両立可能な概念であるとも言えよう。しかし、折々に記録されている団員が詠んだ詩の中に、革命の文字は現れない一方で、元月15日の蒋志新が詠んだ「中華新日月、大漢好山河」、元月21、22日、黄興がかつて詠んだ「我未吞胡恢漢業」にちやうじて、やはり蒋志新が詠んだ詩に「吾漢刻今恢大業」とあるように、満州族と対立する「漢」という民族概念は二度に渡って詠み込まれており、本資料からは、革命戦争に参加した人物達の異民族支配からの脱却への強い思いが感じられる。

2月18、19日、既に清朝皇帝の退位を知った彼らが、なお進行を続けた理由は、「西省満人昇允尚在抗拒(陝西省で満州人の昇允がいまだ抵抗している)」とある。「陝西省で昇允がいまだ抵抗している」でも、進行を続ける十分な記述になるところに、わざわざ満人と記述してある点からは、満人の抵抗だからこそ、それを制圧する戦いに従軍するという意図が見える。

2月15日には、武漢を目指す船上で満族である清朝皇帝の退位を知った乗客の人々が万歳をする様子も記録されている。この時、同時に臨時大総統が孫文(革命派の領袖)から、袁世凱(革命派と戦った清朝側の責任者)へと譲位されている。仮に、留学生達の認識において、孫文のカリスマ性や、革命派独自の政治性に付き従って、「清朝皇帝退位」が成就したのであれば、たとえ万歳の声を挙げていたとしても、孫文の失職について何かしらの感慨が記録されているのが自然であろう。しかし、孫文の失職について何も語られていない点からも、満州族から漢民族(袁世凱は漢族である)へという光復志向の強さを読み取ることができるのではないだろうか。

後に国民党政権が、北伐の進行に伴って、北洋政府が定めた国家記念日を、革命記念日に改変し、その記念行事を機会に繰り返し辛亥革命史観を宣伝し、その結果、清朝皇帝を退位させ、中華民国が建国された一連の政体変動を辛亥革命という言葉以外で想起出来なくなっているということは前章までに論述してきた。

1912年10月10日、第一回目の国慶節は、当初孫文と黄興等が立ち上げた「革命記念会」が主導していたが、政府の内務部が主催する追祭先烈儀式と合一され、「共和記念会」と称する団体の主導に移った。多くの中国人にとって、国慶節は「革命の成功」として祝うべきものであったのか、それとも、「共和の成立」として祝うべきものであったのか。3月4日、赤十字団の解散が決定した後で、長崎医専留学生の蒋志新は、「報告書」のなかで、その感慨を「敬祝共和举酒杯」と締めくくっている。

結びに変えて

清末革命運動の特徴として、留日中国人学生が大きな影響を与えたことが挙げられることが多く、また、そのことについての研究も多い。しかし、中華民国成立後、革命派の流れをくんだ国民党への対抗政党として結党された共和党の幹部の履歴（下表参照）<sup>9</sup>を見ると、25人のうち、留学歴のある者が14名、そのうち日本への留学経験者が12名にもものぼる（黎元洪は職業軍人となってから、日本の軍隊に見習い将校として入隊し学んだ経験<sup>10</sup>があり、これを加えると共和党幹部の日本への留学率は50%を超える）。

臨時参議院時代の共和党幹部の留学経験

| 名前  | 役職  | 生年と没年       | 出国           | 帰国   | 留学先       | 留学学校                |
|-----|-----|-------------|--------------|------|-----------|---------------------|
| 黎元洪 | 理事長 | 1864～1928   |              |      |           |                     |
| 張謇  | 理事  | 1853～1926   |              |      |           |                     |
| 那彦図 | 理事  | 1873～1938   |              |      |           |                     |
| 章炳麟 | 理事  | 1869～1936   |              |      |           |                     |
| 程德全 | 理事  | 1860～1930   |              |      |           |                     |
| 伍廷芳 | 理事  | 1842～1922   | 1874         | 1877 | 英国        | 林肯法律学院              |
| 林長民 | 幹部  | 1876～1925   | 1906         | 1909 | 日本        | 早稲田大学               |
| 湯化龍 | 幹部  | 1874～1918   | 1906         | 1908 | 日本        | 法政大学                |
| 王印川 | 幹部  | 1879～1939   | 1900         | ?    | 日本        | 早稲田大学               |
| 範源廉 | 幹部  | 1876～1927   | 1899         | 1904 | 日本        | 東京大同学校<br>→東京高等師範学校 |
| 王家襄 | 幹部  | 1872～1928   | 1904         | 1906 | 日本        | (研究警政)              |
| 張伯烈 | 幹部  | 1872～1934   | 1917         | 1918 | 米国        | コロンビア大学師範学院         |
| 潘鴻鼎 | 幹部  |             |              |      |           |                     |
| 劉成禺 | 幹部  | 1876～1953   | 1901<br>1904 | ?    | 日本<br>→米国 | 成城学校<br>→カルフォルニア大学  |
| 龔煥辰 | 幹部  |             |              |      |           |                     |
| 唐文治 | 幹部  |             |              |      |           |                     |
| 楊廷棟 | 幹部  | 1861～1950   | ?            | ?    | 日本        | 早稲田大学               |
| 孟森  | 幹部  | 1868～1937   | 1901         | 1905 | 日本        | 法政大学                |
| 劉寶沢 | 幹部  | (1876～1930) |              |      | (日本)      | (早稲田大学)             |
| 黄雲鵬 | 幹部  | (1883～1945) |              |      | (日本)      | (早稲田大学)             |

|     |    |             |  |  |      |         |
|-----|----|-------------|--|--|------|---------|
| 蹇念益 | 幹部 |             |  |  |      |         |
| 陳懋鼎 | 幹部 |             |  |  |      |         |
| 籍忠寅 | 幹部 | (1877~1930) |  |  | (日本) | (早稲田大学) |
| 孫発緒 | 幹部 |             |  |  |      |         |
| 林志鈞 | 幹部 |             |  |  | (日本) |         |

「留日中国人学生が革命運動に大きな影響を与えた」という視点によって、留日中国人学生が立憲運動にも同様に大きな影響を与えたという側面が見過ごされてきたのではないかと疑念を抱かせる。

民初の国会において、個々の議員がどの政党に所属していたのかという判定は困難である<sup>11</sup>。しかし、衆議院に関しては、国会に提出した質問の提議者名、連署者名の記録、袁世凱によって議員身分を剥奪された名簿が残っており<sup>12</sup>、それらを勘案し、おおよその国民党系議員、非国民党系議員の区分けは可能である。

それらを基に、徐友春主編『民国人物大辞典』（湖北人民出版社2007年）に掲載のあった議員の履歴を一覧表にしたものが巻末資料②、③である。

②国民党系議員の総数は290名、辞典掲載数は189名、留学者数は84名。

③非国民党系議員の総数は178名、辞典掲載者数は86名、留学者数は45名。

もちろん、辞典に掲載されていない議員で留学経験のある者が存在した可能性もあり、また、逆に、留学経験がありとしながらも留学学校名が不明であるなど、このデータは参考に留まるが、国民党系議員の留学率は28.9%、非国民党系議員の留学率は25.2%と拮抗し、辞典掲載者数を分母とすれば、国民党系議員の留学率は44.4%、非国民党系議員の留学率は52.3%であって、留学者の割合はむしろ非国民党系議員の方が高く、前述した共和党幹部の留学率も考慮すれば、日本への留学は、革命派と立憲派双方に影響を及ぼしたと考えられる。

しかし、この表で興味深いのは、留学経験よりむしろ、中国国内における新式学校への入校経験者数の方であろう。

その数は、国民党系80名、非国民党系29名であって、全数での割合は、国民党系27.6%、非国民党系16.3%、辞典掲載者を分母とした場合は、国民党系42.3%、非国民党系33.7%であって、むしろ国内新式学校への入学率に大きな差異が認められ、留学経験よりも、国内新式学校への入学経験の方が、革命派に大きな影響を与えた可能性を示唆しているようにも思われる。

日本における留日中国人学生の研究は、いかにそれが革命に影響を与えたかを主たるテーマとして行われてきたが、第五章で触れた『辛亥革命回憶録』等のように、国民党、共産党政権下で作成・整理された資料は、辛亥革命史観に符合する内容となっており、それを利用した場合、辛亥革命史観を補完する結果が出てしまうという構造的な欠点を抱えているように思われる。

赤十字活動に参加した長崎医専留学生達が革命派にシンパシーを抱いていたのは間違いないであろうし、また、革命派による革命運動によって、清朝が滅んだという『辛亥革命史観』からすれば、彼等の活動は革命運動の一環とみなせるものであろう。

しかし、資料中にあったように既に「革命」という言葉が存在する中で、「革命」とい

う言葉ではなく「光復」や「共和」という言葉を選択して、当時の人々が記録していた状況や心情を、彼等が選択しなかった「革命」という言葉を使って後世の我々が評価してしまうのは、行き過ぎた意識と言えるのではなかろうか。もちろん、清末に日本の医学校に留学した中国人である彼等を、当時の留学生全体、中国人全体の代弁者とみなすことはできないが、現在、「辛亥革命」と称される政体変動に積極的に関与した人々の認識の一端として、この報告書は大いに参考になるものだと思われる。

## 補論2 近現代日中関係史の物語化 「東亜病夫」と近代日中関係 ～映画『精武門』を起点として～

はじめに

本論では、「偉大な先覚者孫文が主導した辛亥革命によって、清朝皇帝制は打倒され、中華民国が建国された」という辛亥革命史観の成立について論述してきた。

その成立過程において、黎元洪の床下都督説話や、李翊東の安民布告への代署のような、物語化された歴史が大きな役割を果たしたことも指摘したが、辛亥革命史観そのものが、それらを包括する大きな中華民国の建国神話という物語であったとも言えよう。

近代は、それ以前の時代とは量、質ともに東洋と西欧との接触の機会が増大し、その刺激によって、国民国家の形成がはかられ、同時に国民性・民族性が形成されたが、中華民国の建国神話同様に、国民性・民族性の形成はそれに付随して様々な物語を生んだ。

本論では、辛亥革命史観の形成過程を論証するために、物語化された歴史を例に引いてきたが、補論2では、視座を変え、繰り返し語られてきた架空の物語の変遷から、物語の舞台となった時代を読み解くことを試みる。

架空の物語、殊に娯楽映画は、その制作主旨から内容が荒唐無稽であるためか、研究対象となることが少ないように思われるが、文芸・芸術作品に比べて、娯楽映画はむしろ民衆の願望を通して、制作された当時の民衆の姿を敏感に写し取っているジャンルでもあろう。

ここでは、娯楽映画としてオリジナルの公開後、何度もリメイク・関連作品が制作された映画『精武門』、そして、そこで使われた「東亜病夫」という言葉をキーワードに、近代日中関係の変遷について論述する。

### 第一節 『精武門』と東亜病夫

本論中で取り上げた『精武門』に関する映像作品一覧

| 原題                                | 邦題                  | 公開年   | 主演           | 制作地域    |
|-----------------------------------|---------------------|-------|--------------|---------|
| 精武門                               | ドラゴン怒り鉄拳            | 1972年 | ブルース・リー 李小龍  | 香港      |
| 新精武門                              | レッド・ドラゴン 新・怒りの鉄拳    | 1976年 | ジャッキー・チェン 成龍 | 香港      |
| 陳真<br><small>(はなはたテレビドラマ)</small> |                     | 1982年 | ブルース・リャン 梁小龍 | 香港      |
| 精武英雄                              | フィスト・オブ・レジェンド/怒りの鉄拳 | 1994年 | ジェット・リー 李連杰  | 香港      |
| 精武風雲・陳真                           | レジェンド・オブ・フィスト 怒りの鉄拳 | 2010年 | ドニー・イェン 甄子丹  | 香港・中国合作 |

「東亜病夫」は、嚴復、康有為ら清末の知識人たちが、西洋から中国の現状が「病夫」と見られていることを紹介し、政治改革の必要性を訴えたのをきっかけに、20世紀初頭の中国で、民族的な奮起を呼びかける為に広く用いられるようになった言葉として知られている<sup>1</sup>。1972年に公開された李小龍（ブルース・リー）主演の香港映画『ドラゴン怒りの鉄拳（原題：精武門）』の劇中にはおいて主人公陳真が、「貴様らに告ぐ！中国人は東亜病夫ではない！」と宣言するシーンは有名である<sup>2</sup>。しかし、そこで「東亜病夫」という言

葉の送り手は、元来、清末の知識人によって、その侮蔑が紹介された時とは異なり、西洋人ではなく日本人が担っている。

『精武門』は現在においては娯楽映画の古典とも言える作品で、この『精武門』をオリジナルとして、李小龍以降、成龍（ジャッキー・チェン）、李連杰（ジェット・リー）、甄子丹（ドニー・イェン）等、中華圏で新しいアクションスターが生まれるたびに、彼らを主演に据えた続編やリメイク映画が制作され、また陳真を主人公とするテレビドラマは、香港でも中国大陸でも繰り返し制作されるなど、『精武門』は中華圏で共有される文化資産の一つである。

オリジナルとなった李小龍版『精武門』のストーリーは、

清朝最末期の上海イギリス租界、純白の詰襟に身を包んだ主人公陳真が、久しぶりに出身道場である精武館に戻ってみると、師匠の霍元甲が亡くなったばかりで、埋葬式の真っ最中である。壮健であった師匠の死を受け入れられない陳真は、師匠の棺にすがって取り乱す。

霍元甲の埋葬を終えた精武館一同の前に、日本人の武術道場である虹口道場の一団が額装された「東亜病夫」の書を手に現れ、散々に霍元甲と中国人を愚弄して去って行く。隠忍自重という師匠の教えを墨守する一同の中、陳真は単身、贈られた東亜病夫の額を手に虹口道場に乗り込み、その場の日本人全員を打ちのめし、「中国人は東亜病夫ではない！」と宣言して去って行く。陳真のこの行動は、虹口道場が日本領事や租界警察を巻き込み、租界内での精武館の立場を悪化させるきっかけとなってしまう。

精武館の一同に、事態が沈静化するまで租界から離れるよう説得される陳真だが、騒動の中で、師匠の死が虹口道場の手による毒殺だと知ってしまう。精武館から姿を消した陳真は、師匠の毒殺に関わった日本人を一人、また一人と殺害し、その骸を上海市中の電柱に晒して行く。

そして、電話技師に変装し虹口道場に潜入し、用心棒のロシア人武術家と、師匠の仇である道場主を討ち果たす。復讐を終えた陳真が密かに精武館に戻ってみると、銃砲隊を引き連れた租界警察が、日本人殺害の容疑者である陳真の身柄の引渡しを強硬に迫っている最中であり、陳真は精武館と仲間を守るため、名乗りをあげ逮捕を承諾する。

精武館を出ようと歩み出した陳真だが、込み上げてくる怒りを抑えることが出来ず、銃砲隊に向かって蹴り込んで行く、そして精武館は銃声の轟音に包まれるのだった—

中国人を東亜病夫と侮辱する日本人の姿を強調し、仇役とした民族主義的色彩の濃い物語である。

主人公である陳真と、仇討ちという物語こそ架空のものであるが、陳真の師匠である霍元甲は1910年に亡くなった実在の人物であり、また、「精武」を略称とし霍元甲を創始者の一人とする精武体操学校（後に精武体育会と改称）は、現在でも上海に本部を置き、上海精武体育総会として活動を継続している民間の武術団体である。霍元甲の没後10年、既に1920年代には、霍元甲を主人公とする小説<sup>3</sup>は流布しており、中国人を愚弄する外国人武術家に幾度となく勝利してきた愛国の武術家霍元甲が、日本人に毒殺されるというストーリーは、映画『精武門』の前提となっている。

1978年以前の中国映画においては、凶暴で残虐な侵略者としての日本人像はふつうのことであったという指摘<sup>4</sup>に基づけば、1972年に公開された『精武門』において、日本人が

「東亜病夫」という侮蔑語の送り主として登場することは当然のようにも思われる。しかし、西洋人が発信した「東亜病夫」という言葉が、なぜ、日本人から発せられる言葉として描かれるようになったのか。それは、日中戦争の記憶だけに還元できるものなのだろうか。

次節からは、『精武門』に先行した霍元甲の物語化の過程、そして香港功夫映画の歴史を踏まえ、『精武門』において西洋人に代わって日本人が「東亜病夫」の送り手となったプロセスを明らかにし、あわせて『精武門』以降の続編・リメイク映像作品の中における「東亜病夫」の変化の背景にあった中国人のセルフイメージの変容についても考察する。

## 第二節 霍元甲の虚像と実像

霍元甲は清末、西洋からやって来た数々の武術家を打ち倒すことで中国人の愛国心を鼓舞し、精武体操学校を創設した人物として知られ、中国の体育学上では、霍元甲と精武体育会が中国武術の近代化に果たした役割は、学術的な視点から論じられているテーマである<sup>5</sup>。それらの体育学の先行研究によれば、清末の上海にやってきた西洋力士の奥皮音が、中国人を愚弄し、それに発奮した上海の陳其美<sup>6</sup>をはじめとする愛国人士達が、天津の高名な武術家霍元甲を招聘し、奥皮音との対戦を準備したこと、約束の当日、怖気づいた奥皮音は現れず、この不戦勝を契機にして霍元甲の愛国の志を知った招聘者達と霍元甲によって精武体操学校が設立されたことが説明される。上海発行の『申報』紙上でも、当時の霍元甲と英国人力士との試合の広告<sup>7</sup>を確認することができ、霍元甲が外国人武術家と対戦してきたことが窺われるかのようである。



1919年出版『精武本紀』掲載の写真

### 精武百年（上海三聯書店2011年）より

った農勁蓀という人物と霍元甲との深い交流により、農勁蓀による精武体操学校創始者としての霍元甲のイメージ操作をきっかけにはじまったと指摘している。精武体操学校の開校百周年を記念して出版された『精武百年』（上海三聯書店2011年）には、創立当時の写真も紹介されているが、やはり武術というよりも興行をイメージさせるものである。

霍元甲の物語化については、韓倚松「為《近代俠義英雄伝》中霍元甲之事追根」（蘇州

しかし、これらの対戦は武術上の側面から理解すべきではなかったようである。黎俊忻「從武師到民族英雄」（『文化遺産』2015年第5期）によれば、当時の上海では、見世物として中国内外の武術家を連れてきての興行や、外国人武術家と中国人武術家の対戦を予告し、その当日、理由をつけてその勝負が実施されないという筋書きの興行までもが頻繁に行われ、霍元甲もその手の「興行」に関わる武術家の一人に過ぎなかったことが論証されている。一方、興行という視点が排除された、愛国の武術家としての霍元甲像の造形は、その後、精武体育会の組織固めを行

教育学院学報2012年第1期)に詳しくその変遷の過程が論じられている。最初期の1913年8月に出版された『記霍元甲逸事』において、既に柔術家を打ち負かし、柔術家の同国人の医師に勧められた薬を服用し、霍元甲が死亡したという内容になっている。1916年に出版された『大力士霍元甲伝』では、柔術家、同国人という婉曲表現ではなく、日本という国名があらわになり、毒を盛った医師の名前も秋野と固有名が与えられ、以降の霍元甲を主人公とする小説では当該設定が維持されていく。

物語化の当初から、日本人が悪役に選ばれた背景には、1908年に起きた第二辰丸事件<sup>8</sup>を契機に、「国恥記念会」が組織され、日本製品ボイコット運動等が起こり、日本との関わりの中で「国恥」という概念が清末に定着していたという背景があるように思われる。そして、1915年には「対華二十一カ条の要求」を契機に、さらに日本を対象とした「国恥」概念は強固になり、『大力士霍元甲伝』上における、悪役としての日本人描写が具体的表現としてなされるに至ったと考えられる。

### 第三節 「東亜病夫」の送り主

近代中国における「東亜病夫」の意義を研究した楊瑞松は、従来「病夫」は西洋人の中国観ととらえられてきたが、実際は、西洋メディアにおける「病夫」は、中国に限らず、衰退状態に陥り、何らかの治療が必要になった国家に向けたイロニーであり、「東亜病夫」はむしろ中国人のセルフイメージであったと論じている<sup>9</sup>。

高嶋航は、楊瑞松の説が証明されるためには、西洋人に中国人に対する病夫観が存在しなかったことが前提になると、全面的な同意には至らないまでも、中国人自身に病夫がスポーツや体育と結び付けて理解される直接の契機となったのは、雑誌「新青年」1916年2巻1号における陳独秀の「人は我々を東方病夫の国と名づける。我らの少年青年で病夫の列にいないものはほとんどいない」という一文であると指摘している<sup>10</sup>。

精武体育会の創設者とされる霍元甲の物語化においても、このような体育、スポーツといった身体観と結びついた「病夫」イメージが反映され、楊瑞松は論文の中で、1923年6月に出版された『近代俠義英雄伝』における霍元甲の対戦相手であるロシア人武術家の以下のセリフを紹介している。

「俺がロシアにいた頃、中国は東方病夫の国で、中国の国中みんな病人と一緒に、体育に興味がないと聞いてきた。その時は信じやしなかったが、欧米を巡ると大抵そう言っているんだ。中国に来てみて、よくよく社会の情勢を観察してみたら、俺が聞かされてきたことが確かにウソじゃないってわかったよ。」

『精武門』において、「東亜病夫」の額を持ち込んでくる日本人は、精武館の一同に比べて、背は低く体格も痩せており、映画前半の山場である「東亜病夫」の額を携えた陳真が虹口道場の一同を一人で叩きのめす場面では、陳真と最後に勝負する虹口道場の師範は、度のきつい眼鏡をかけている。もちろん、そのような日本人描写は、中国人を「東亜病夫」と侮蔑する日本人こそが、身体的に劣っている東亜病夫であるという主な観客である中国人の優越感を満たすための演出であったであろうが、劇中の「東亜病夫」は、武術家同士の間で交わされているものの、身体観に結びついたものではなく、楊瑞松の指摘した中国人の国家状況に対するセルフイメージだと思われる。

ここからわかるのは、1920年代までに、数々の外国人との勝負に勝利してきた愛国の武術家霍元甲が、日本人によって毒殺されるという物語は完成していたが、その段階では「東亜病夫」（ここでは「東方病夫」）を中国人に発したのは西洋人であり、また、そこでの「東亜病夫」は身体観に結びついていたという事実である。

霍元甲物語の完成から、1972年『精武門』の成立の間で、何を経緯として、「東亜病夫」の発信者は、ロシア人から日本人に変化し、また身体観から離れたのであろうか。

#### 第四節 香港功夫映画の誕生

叶奕翔「論電影中的民族主義叙事」（湖南科技大学学報2013年第二期）によれば、1930年から1960年代の香港映画には武侠ものはあっても、そこに民族主義的傾向はなく、アクションの内容が日本映画の影響を受けたチャンバラから功夫に代わり、外国人を討つ民族主義的色彩の強い作品が作られるようになったのは1970年代で、その嚆矢となったのは1970年に公開された『吼えろ！ドラゴン 起て！ジャガー』（原題：龍虎鬪）である。

そのストーリーは、

中国武術の道場である忠義武館に、破門され日本に渡り空手道を修めた弟子が舞い戻り、道場破りを挑んでくるが、一旦は師匠に退けられる。師匠は弟子たちに、自分たちの拳法は国技であり、空手道は中国拳法が日本に伝わり、攻撃力を特化発展させた恐ろしい武術ではあるが、中国拳法の鉄沙拳、軽切の秘術をもってすればどんな空手使いが現れても打ち破ることができると弟子たちを諭す。

敗れた破門者は日本人空手使いを伴って現れ、師匠や弟子たちを皆殺しにし、ただ一人、主人公だけが半死半生で生き残る。破門者と日本人は、忠義武館を賭博場に改装し、中国人から悪辣に金を吸い上げる。体の癒えた主人公は、鉄沙拳、軽切の技を苦難の末に習得し、激闘を経て、ついに師匠と同門の仇を討つのだった—

というものである。「非業の死をとげた愛国の武術家」霍元甲の物語上に、陳真という架空の人物を造形し、師匠の仇討ちを果たさせるという『精武門』のストーリーが『龍虎鬪』に影響を受けていることが読み取れよう。

陳真は、白い詰襟姿で登場するが、清末にあつて、白い詰襟といえば日本の軍事学校への留学者をにおわせる描写で、そこにも、物語の発端をつくるのは、日本で何かを身につけ戻ってきた人物に振り分けるといった共通したプロットを見出せる。

功夫映画の第一作目において、当初から日本人が悪役に選ばれているのは、香港の当時の社会情勢が大きく関わっていると思われる。

1968年、尖閣諸島周辺に石油が埋蔵されている可能性が指摘されると、尖閣諸島周辺で領土問題が取りざたされるようになる。1970年には、当該海域で操業中の台湾漁船を琉球政府が排除する事件が起こり、「保釣（保衛釣魚台の略、釣魚台は尖閣諸島の台湾側の名称）運動」と呼ばれる日本を対象とする民族主義的な運動が始まった。『龍虎鬪』において、忠義武館が賭博場に改装されるという点は、香港、澳門の産業構造を通した植民地化への潜在的不満が反映していると思われるが、本作において、その西洋人が行った「悪行」を顕在化させるのは、日本人へと転嫁されている。

香港の保釣運動は、1971年、学生デモ運動にまで発展し、香港政庁は対日関係への配慮

から、それらの運動を制限したが、その香港政府の態度は、『精武門』の舞台がイギリス租界に設定され、日本領事の手先となって陳真を追い詰めるイギリス租界警察の中国人警察と二重写しになって現れている。劇中では、インド人守衛の守る「犬、中国人、入るべからず」という公園で、陳真が怒りを爆発させるシーンも描かれるが、そこで、陳真を愚弄した挙句に散々に打ちのめされるのは、租界の主人であるイギリス人ではなく、「僕の犬になれば入門できるぞ」と陳真を挑発した日本人である。

香港功夫映画の第一作目に表れた、西洋人が行った悪行の日本人への転嫁が、霍元甲の物語化の段階では、「東亜病夫」の送り手であったロシア人を、用心棒にまでその役割を後退させ、「東亜病夫」の発信者を日本人に担わせることになったきっかけであったこと、同時に「東亜病夫」も身体観から離れ、「他民族から侮辱を受けている」という民族的な奮起をよびかけるセルフイメージと結びついたことがうかがわれる。

## 第五節 「良い日本人」の登場

オリジナル『精武門』の公開から4年後の1976年、成龍を主演に迎えた『新精武門』が公開される。これは、『精武門』の陳真の婚約者（『精武門』と同じ女優が演じる）が台湾に渡り、そこで成龍演じる主人公と出会い、精武門の復興を目指すというオリジナルの続編であった。ここでも台湾を支配していた日本人によって主人公は悲劇的な最期を迎えるという内容で、舞台を台湾に移しただけのオリジナルの焼き直しとも言えるような作品である。

しかし、先に述べたとおり、精武体育会は現在でも上海に存在する民間の武術団体で、現実には霍元甲の死後にこそ隆盛をむかえ、1928年には国内分会20余、南洋を中心に国外分会20余を数え会員数は40万人を超える、民国中期の中国においては最大の民間武術団体であった<sup>11</sup>。それが、なぜ、一連の『精武門』作品においては、霍元甲、陳真の死後、精武館が減んだ前提で作劇がなされるのかについては、考察しておく必要がある。

上海精武体育総会の公式情報<sup>12</sup>によれば、精武体育会は、上海が日本軍によって占領されると、日本軍による破壊活動を受け、日中戦争中には活動の停止を余儀なくされた。また、オリジナル『精武門』が作成された1972年当時の中国本土は文化大革命が継続しており、その期間もまた、精武体育会は活動停止中であった。これらのことから、精武体育会の民国期の隆盛を知っている観客からも、日中戦争の記憶と、悪役である日本人の所業を重ね合わせた、精武館の崩壊というフィクションは違和感なく受け入れられたと考えられる。そして、精武館の崩壊は、以降の精武映画に継承される設定となった。

成龍の『新精武門』と李連杰の『精武英雄』（1994年公開）の間に、香港でテレビドラマ『陳真』（1981年）が制作されるが、ここで、後の精武ものに重大な影響を与える新設定が現れる。このテレビドラマのストーリーは、日本人に毒殺された師匠霍元甲の忘れ形見と供に、「生きていた陳真」が北京に逃れ、精武館の復興を目指すというものであった。陳真を殺すに忍びなかった上海市長が、銃砲隊に空砲を撃たせることで、陳真の死を偽装するという「生きていた陳真」の登場は、以降、『精武門』のリメイクだけでなく、続編の制作をも可能にする新設定であった。

1976年の文革の終了、1978年、鄧小平による改革開放路線、同年の日中平和友好条約の締結以降良好な日中関係が続き、1980年代後半からは、歴史教科諸問題や、靖国神社参拝問題など、両国の民族主義に関わる問題が度々発生したものの、日中戦争と日本人に関し

て中国政府の公式見解は、日本人ではなく、日本軍が悪かったというもので有り続けた。1972年公開の『精武門』に登場する日本人は全員が悪人であったが、1994年公開のリメイク作品『精武英雄』では、日中関係の変化を受け、劇中に「良い日本人」が登場するようになる。陳真の死を偽装する役割は、「良い日本人」として描かれる日本領事が担い、「良い日本人」に関わるストーリーの変化が現れる。

## 第六節 「古い中国人」と「悪い日本人」

オリジナルでは暗示されるに留まった主人公陳真の日本留学という履歴は、『精武英雄』の冒頭において、明白に京都大学工学部に留学中と示される。オリジナルでも、陳真は電話技師に扮し、電信柱に悪人を吊るすなど、清末の中国にもたらされた新技術である電話との親和性が示されたが、本作では、工学を学び帰国後は電話会社で働くという設定が見られ、日本で新技術を身につけた人物であることが明示される。

ファーストシーンは、その京都大学で、軍国主義・天皇主義に反対して「人民は軍隊のものではない、天皇のものではない」と演説する日本人学生が、右翼組織黒龍会<sup>13</sup>配下の空手家集団に蹴散らされる場面である。彼らは清国からの留学生が京都大学で学んでいることを知り、中国人を排斥しようとして授業に乱入したところを、武術の達人である陳真に撃退される。そこへ、黒龍会の武術師範である船越（黒龍会が陸軍の下請け組織になったことを嘆く「良い日本人」である）が騒ぎを収めるために現れる。陳真は、船越から霍元甲が日本人との勝負に敗れ、死亡したと知らされ、師匠の死が信じられずに、帰国を決意する。

帰国後、陳真は試合中に師匠を殺したという日本人武術家に勝負を挑み、圧勝する。「こんな武術家に師匠が敗れるわけではない」と、師匠の死が武術上の勝負ではないことを確信する。

オリジナルで、棺にすがって慟哭するという中国人の伝統的感情表現に則った姿を見せていた陳真であったが、このリメイクでは、前述の通り科学的思考を身につけた側面が強調されている。精武館の面々の反対をよそに、陳真は棺を暴き、西洋人医師の指導で検死を行い、肝臓を調査し、師匠の死因が毒殺だと証明してみせる。日本と中国という対立構造だけでなく、伝統に囚われる精武館の面々と、科学的思考を身につけた陳真という、「古い中国人」、「新しい中国人」という対比構造が加味されていることがうかがえよう。

一方、陳真に破れたことで、自分の実力で霍元甲を下したわけではないことを悟った日本人武術家は、自尊心から、事実上、道場を仕切る陸軍軍人（彼自身がロボットと綽名される強靱な肉体を持った武術家で、霍元甲の毒殺を命じた本作の仇役である）に真相の吐露を迫り、「日本人が中国人に負けるわけにはいかないのだ！」と霍元甲毒殺の真相を聞かされた上に、「弱いものは必要ない」と惨殺される。このように本作では、日本側にも、「良い日本人」、「悪い日本人（＝日本軍）」という対比構造が持ち込まれている。

日本人武術家の惨殺は、陳真の仕業と偽装され、陳真は殺人事件の被告として租界裁判所で裁かれるが、中国人の証言は裁判で採用されない。窮地に陥った陳真を外国人の証言者として救うのは、陳真の危機を知って日本からやって来た、京都大学の同級生で陳真の恋人である山田光子であった。

本作では、陳真と山田光子の恋愛を描写することにより、「悪い日本人」による中国人差別と同様、「古い中国人」による日本人差別をも描く。このことは精武館の新館長であ

る霍元甲の息子が、遊郭に入り浸った挙句、お気に入り遊女を妻として精武館に迎え入れられる一方、陳真に対しては、日本人である山田光子と一緒にいるなら精武館から出ていけと迫る精武館の面々の態度によって明らかである。

日本領事と黒龍会武術師範の船越は、「良い日本人」の典型として、日本軍の中国進攻を無謀なものとして嘆いており、船越に至っては、亡くなった霍元甲に代わって、陳真に武術の真意が人を倒すことにあるのではなく、自己鍛錬にあると薫陶を与える。

オリジナルでは、「東亜病夫」の扁額が物語の冒頭、日本人により霍元甲と中国人を愚弄するために精武館に持ちこまれているが、本作では、最後の勝負を挑む陳真を道場で待つ日本陸軍軍人が携えているという設定に変化している。投げつけられ、投げ返されるという積極性をもっていたものが、ここでは、その物語中における用法が消極化しているが、ここに、中国人のセルフイメージにおける「東亜病夫」の矮小化を見てとることも可能であろう。また、オリジナル『精武門』の日本人は全て悪人であったことを考えれば、「東亜病夫」の送り手が、ロシア人、日本人、そしてより具体的な「悪い日本人（＝日本軍人）」と変化したことが読み取れる。

## 第七節 反転する「東亜病夫」

1994年公開の『精武英雄』は、「良い日本人」である日本領事のはからいで、陳真の死は偽装され、陳真は満州へ旅立つという結末が用意されているが、2010年に公開された『精武風雲』は、「生きていた陳真」のその後を描く作品である。陳真は、第一次世界大戦フランス戦線から上海に戻ってきた帰還軍夫という設定で、戦死した友人の名前を借りて生きている。

上海は、日本軍、中国人の秘密抗日組織双方の策謀地となっており、物語は多くの外国人が出入りする高級キャバレー「カサブランカ」を舞台に進行する。陳真は「カサブランカ」のオーナーに胆力を買われ、共同経営者となって、抗日活動のための情報収集を行っている。『精武英雄』でロミオとジュリエットのように描かれた陳真と日本人女性の恋愛は、正体は中国人になりすました日本陸軍特務機関女性将校である「カサブランカ」の歌姫キキと、偽名を名乗って生きる陳真という虚像の中で生きる者同士のつかの間の恋愛へと変質をとげている<sup>14</sup>。

『精武英雄』では、「良い日本人」と「悪い日本人」という対照的な人物設定がなされていたが、本作では、たった一人、陳真と恋をする日本人女性将校が任務と良心の板ばさみに苦しむ姿にのみ、「良い日本人」の側面が示され、その他の日本人は、全て「悪い日本人」へと後退している。

本作における精武館は、仮の姿で生きる陳真が、自己確認の為に訪れる廃墟として描かれ、精武館に代わって抗日秘密組織が陳真の所属組織となっている。圧倒的な軍事力をもって、租借地で我が物顔に振舞う日本軍は一見、優位に見える。しかしながら、日本の本部から大量の上海愛国人士の暗殺を命じられた上海の日本軍は、その命令の困難さゆえに、故意に抗日秘密組織に暗殺名簿を流し、抗日秘密組織の手によってその半数を逃亡させることで、命令実行の軽減化をはかるなど、日中の力関係は従来の精武ものと異なり拮抗している。

本作の独自性は、「東亜病夫」の扱いに明確に現れる。正体を現したキキによって逮捕された陳真は、厳しい拷問を受け、上海日本陸軍司令官から、自分こそ霍元甲を殺し、陳

真に復讐された虹口道場の道場主の息子であるという告白を受ける。「東亜病夫」の扁額は、陳真が師匠の仇を討つ回想シーン<sup>15</sup>にのみ登場する（セリフとしては、拷問で人事不省に陥った陳真がうわごとのように「中国人は東亜病夫ではない」と繰り返す）。「東亜病夫」は中国人側の過去の回想の中にのみ、晴らされた侮辱として存在し、本作の「悪い日本人」には中国人を「東亜病夫」と侮蔑しようとする行動が見られない。

つまり、本作は、陳真の復讐劇であったオリジナルが反転し、「悪い日本人」の復讐劇という構造になっている。「東亜病夫」という言葉を発するのは、中国人である陳真で、それは「中国人は東亜病夫ではない」と否定形になって「悪い日本人」に向けられる。日本軍が、抗日秘密組織の中国人を惨殺し、上海租界の電柱にさらすシーンが描かれるが、これはオリジナルで描かれていた日本人の遺体を電柱にさらしていたことへの意趣返しであろう。

また、『精武門』『精武英雄』では、中国人でありながら外国人の手先であることから、毎回、民族的良心に煩悶する存在であった租借地警察官が、本作では、抗日デモ活動の騒乱で逮捕された中国人学生の釈放を、イギリス人責任者に啖呵を切って勝ち取り、以降、秘密抗日活動に加担しており、民族的煩悶から解放されるという大きな変化を迎えている。

この作品が制作された時期は、小泉首相の靖国神社参拝、「新しい歴史教科書を作る会」の教科書が教科書検定に合格したこと等を受け、各地で反日デモが起こるなど、双方でナショナリズムの色彩を帯びた日中間の対立があり、本作から、悪化した日中関係を受けた中国人の日本に対する民族主義感情を読み取ることは可能であろう。しかし、その一方で、拮抗する日中勢力、租借地警察官の立場の変化、晴らされた侮蔑としての「東亜病夫」という点に、以前の作品には見られなかった、国際関係における中国人としての自信、好転した中国人のセルフイメージを読み取ることもまた可能であろう。

物語の冒頭、カサブランカで日本人の客から、国際都市上海の雰囲気になじまない日本の唄を歌うことを強制されたキキの苦境を、陳真は、日本の唄のメロディーをピアノで引き取り、革命歌「インターナショナル」に転調させることで救う。また、物語の後半、租借地警官と供に日本軍上海基地の爆破に潜入する抗日秘密組織が着ている軍服は、人民解放軍の前身組織である新四軍の軍服と同じ淡青色であり、主人公の陳真が、愛国のヒーローから、ついに共産主義のヒーローに変質していることも本作の特徴の一つとして指摘できる。

## 結び

以上、1972年に公開された『精武門』において「東亜病夫」の送り手として日本人が描かれるのは、日中戦争の記憶にのみ原因があるのではなく、

一、『精武門』の下敷きになった霍元甲の物語において、20世紀初頭の対日感情を背景に、既に日本人は霍元甲を毒殺する役割を担っていた。中国人に対する侮蔑の言葉として、「東方病夫」が既に使用されていたが、しかし、その発信者はロシア人であった。

二、香港功夫映画の第一作目『龍虎鬪』が、1970年に起こった「保釣運動」を背景に、国外勢力の中国に対する悪行を、日本人に転嫁する先鞭をつけた。その影響から、ロシア人に代わり「東亜病夫」の発信者の役割を日本人が担った。

以上の二つの理由から、日中戦争だけでなく、近代以降の日中関係が影響を及ぼした結

果であることを述べた。また、『精武門』に続く映像作品においては、「東亜病夫」の発信者が、日本人から「悪い日本人（＝日本軍）」へ変化し、さらには、中国人のセルフイメージから「東亜病夫」が既に消失しつつあることも述べた。

甄子丹主演『精武風雲』が制作された後、中国では宇京というアクション俳優が国民的な人気を得た。すでに、愛国のヒーローから、共産主義のヒーローに進化した陳真は、この先、宇京が演じる時、どのような進化を見せるのか、筆者は中国映画界を注視してきたが、宇京は陳真というキャラクターではなく、現代中国人のキャラクターを演じることで、中国人観客の要求に応えた。

2017年、宇京が主演したアクション映画『戦狼2』が中国で歴代一位の興行収入56億元（約914億円）を記録するヒットとなり、日本でも公開されたが、その内容は、中国資本で建造されたアフリカの工場がテロリストに襲われ、テロリストと元戦狼（中国人民解放軍特殊部隊）の主人公が死闘を繰り広げ、中国人だけでなく、そこで働く外国人をも人民解放軍が救い出すという物語であった<sup>16</sup>。

『精武風雲』は上海に川島芳子が降り立って、「良い日本人」の好意に頼ることなく、中国人自身の力で「悪い日本人」に打ち勝ち生き残った陳真との戦いの始まりを匂わせるラストシーンで幕を閉じたが、今も続編制作の情報を得るに至っていない。甄子丹は李小龍の師匠である実在の武術家葉問という人物を描いた『葉問』（2008年公開）という功夫映画シリーズの主演も務めているが、第一作目こそ、戦中下の香港で主人公が、悪辣な日本軍軍人武術家に困難な状況で打ち勝つという『精武門』同様のストーリーであったが、続く第二作目『葉問2』（2010年公開）での対戦相手はイギリス人、第三作目『葉問3』（2015年公開）ではついに、最後の対戦相手として外国人は選ばれず、中国人同士の勝負が描かれ、葉問の死を描き最終作となった『葉問4』（2019年公開）では、いよいよアメリカ陸軍軍人と対決しており、二作目以降、日本人は登場すらしなかった。

既に、香港功夫映画の最初期作品に描かれていた「東亜病夫」の影は皆無で、少なくとも香港功夫映画の中では、民族主義高揚の対象として日本人は意識されなくなっているようである。

最後に、中国近代史における孫文の影響という筆者の研究テーマと本論の関係性について述べる。1916年11月、孫文は精武体育会の技撃運動会で、技撃術は中国国粹であると述べ、伝統武術の意義を強調する演説を行った。1918年10月から1919年2月にかけて「新青年」紙上で、精武体育会の陳鉄生と陳独秀の間で、火器が発達した世の中に、拳法を学ぶ必要があるのかという論争が起こった後、陳鉄生が精武体育会の成立10周年を記念して、『精武本紀』という本を編集した際、陳鉄生に請われて序文を執筆し、伝統武術を擁護したのも孫文であった<sup>17</sup>。上海精武体育総会の公式HP上には、孫文から贈られた「尚武精神」という書が掲げられ、孫文との関係性を強調している。

中国体育学上の論文では、本来、精武体操学校が作られた目的は、清朝に対する革命運動の人材養成機関で、伝統拳法だけでなく、軍事教育も施し、卒業生を中国各地に派遣し、革命運動を国内輸出する予定であり、精武体操学校の学生の中には、黄花崗起義に参加し壮烈な死を遂げた者がいるとの記述<sup>18</sup>が存在する。

清末、身体強壯、心身鍛錬の為の体育団体が、清朝の治安維持能力が減退する中で、徐々に火器弾薬を備えた准軍事団体に変質し、1905年には既に上海には、武装した「体育会」が五団体存在していた<sup>19</sup>。中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 辛亥革命（七）』（上海人民出版社2000年）には、「上海商団小史」という上海の5組の体育会の成立から、

陳其美が上海の革命団体を率いて革命を成功させるまでの記録が収められているが、そこに、中国体育学上では、1909年に陳其美によって創立されたとされる精武体操学校に関する記述は見られない。

このような矛盾は、精武体育会が1920年代の国民党が進めた孫文の革命運動の顕彰に寄り添い、「作られた」霍元甲像を利用しながら拡大化を進め、同時に、前身である精武体操学校に遡って愛国や革命のイメージを付与することで権威付けを試みた結果ではないかと推測される。

『精武門』の中では、精武館の面々が陳真を巡って話し合いをする談話室の壁面に、孫文の肖像画が掲げているが、精武体育会と孫文の革命運動の関係性は、フィクションの中にまで影響を及ぼす程、密接に語られて来た残滓のようにも思える。

卷末資料① 『申報』における光復・共和・革命の日別使用数

|            |                | 光復 | 共和 | 革命  |
|------------|----------------|----|----|-----|
| 1911/10/10 | 武昌起義(湖北独立)     | 0  | 1  | 0   |
| 1911/10/11 |                | 0  | 0  | 0   |
| 1911/10/12 |                | 0  | 0  | 13  |
| 1911/10/13 |                | 1  | 0  | 14  |
| 1911/10/14 |                | 0  | 1  | 6   |
| 1911/10/15 |                | 0  | 1  | 46  |
| 1911/10/16 |                | 0  | 0  | 35  |
| 1911/10/17 |                | 0  | 2  | 32  |
| 1911/10/18 | (この日から11月27日まで | 0  | 1  | 43  |
| 1911/10/19 | 漢口・漢陽の戦闘)      | 0  | 0  | 47  |
| 1911/10/20 |                | 0  | 1  | 22  |
| 1911/10/21 |                | 0  | 0  | 12  |
| 1911/10/22 | 湖南独立           | 1  | 1  | 25  |
| 1911/10/23 | 江西九江独立         | 1  | 6  | 36  |
| 1911/10/24 | 陝西独立           | 0  | 1  | 16  |
| 1911/10/25 |                | 0  | 3  | 19  |
| 1911/10/26 |                | 1  | 2  | 22  |
| 1911/10/27 |                | 0  | 2  | 16  |
| 1911/10/28 |                | 1  | 1  | 17  |
| 1911/10/29 | 山西独立           | 0  | 3  | 21  |
| 1911/10/30 |                | 0  | 9  | 9   |
| 1911/10/31 | 雲南独立・安徽独立      | 0  | 1  | 8   |
|            | 1911年10月合計     | 5  | 36 | 459 |
| 1911/11/1  |                | 0  | 6  | 21  |
| 1911/11/2  | 南昌独立           | 0  | 3  | 6   |
| 1911/11/3  | 上海独立           | 0  | 2  | 14  |
| 1911/11/4  | 浙江独立・貴州独立      | 3  | 1  | 16  |
| 1911/11/5  | 江蘇独立           | 3  | 15 | 31  |
| 1911/11/6  |                | 5  | 5  | 13  |
| 1911/11/7  | 広西独立           | 7  | 2  | 6   |
| 1911/11/8  | 江蘇鎮江独立         | 10 | 4  | 12  |
| 1911/11/9  | 広東独立・福建独立      | 22 | 7  | 14  |
| 1911/11/10 |                | 13 | 2  | 33  |
| 1911/11/11 | 山東独立           | 17 | 5  | 9   |
| 1911/11/12 |                | 15 | 5  | 19  |
| 1911/11/13 |                | 13 | 5  | 5   |
| 1911/11/14 |                | 14 | 12 | 6   |
| 1911/11/15 |                | 16 | 12 | 8   |
| 1911/11/16 |                | 18 | 16 | 11  |

|            |               |            |     |     |
|------------|---------------|------------|-----|-----|
| 1911/11/17 |               | 15         | 21  | 11  |
| 1911/11/18 |               | 15         | 12  | 3   |
| 1911/11/19 |               | 13         | 18  | 3   |
| 1911/11/20 |               | 18         | 10  | 5   |
| 1911/11/21 |               | 8          | 15  | 12  |
| 1911/11/22 | 四川重慶独立        | 16         | 10  | 1   |
| 1911/11/23 | (この日から12月2日まで | 11         | 17  | 5   |
| 1911/11/24 | 南京における戦争)     | 10         | 5   | 5   |
| 1911/11/25 |               | 9          | 14  | 5   |
| 1911/11/26 | 奉天独立          | 15         | 11  | 7   |
| 1911/11/27 | 四川成都独立        | 19         | 10  | 5   |
| 1911/11/28 |               | 18         | 9   | 8   |
| 1911/11/29 |               | 13         | 13  | 4   |
| 1911/11/30 |               | 17         | 4   | 13  |
|            | 1911年11月合計    | <b>353</b> | 271 | 311 |
| 1911/12/1  |               | 18         | 7   | 0   |
| 1911/12/2  |               | 21         | 8   | 7   |
| 1911/12/3  |               | 27         | 4   | 16  |
| 1911/12/4  |               | 23         | 12  | 6   |
| 1911/12/5  |               | 31         | 5   | 3   |
| 1911/12/6  |               | 36         | 10  | 11  |
| 1911/12/7  |               | 22         | 5   | 11  |
| 1911/12/8  |               | 24         | 11  | 18  |
| 1911/12/9  |               | 18         | 13  | 7   |
| 1911/12/10 |               | 24         | 15  | 4   |
| 1911/12/11 |               | 24         | 9   | 8   |
| 1911/12/12 |               | 22         | 17  | 3   |
| 1911/12/13 |               | 20         | 13  | 2   |
| 1911/12/14 |               | 19         | 36  | 4   |
| 1911/12/15 |               | 27         | 25  | 4   |
| 1911/12/16 |               | 22         | 14  | 19  |
| 1911/12/17 |               | 16         | 22  | 8   |
| 1911/12/18 | 南北議和開始        | 17         | 15  | 3   |
| 1911/12/19 |               | 19         | 30  | 8   |
| 1911/12/20 |               | 13         | 24  | 7   |
| 1911/12/21 |               | 19         | 23  | 3   |
| 1911/12/22 |               | 23         | 30  | 18  |
| 1911/12/23 |               | 20         | 29  | 7   |
| 1911/12/24 |               | 22         | 55  | 9   |
| 1911/12/25 |               | 15         | 28  | 4   |
| 1911/12/26 |               | 19         | 27  | 2   |
| 1911/12/27 |               | 19         | 15  | 5   |

|            |               |            |            |            |
|------------|---------------|------------|------------|------------|
| 1911/12/28 |               | 18         | 25         | 9          |
| 1911/12/29 |               | 16         | 13         | 6          |
| 1911/12/30 |               | 24         | 15         | 10         |
| 1911/12/31 |               | 24         | 19         | 19         |
|            | 1911 年 12 月合計 | <b>662</b> | <b>574</b> | <b>241</b> |
| 1912/1/1   | 孫文臨時大總統に就任    | 29         | 33         | 4          |
| 1912/1/2   |               | 16         | 37         | 8          |
| 1912/1/3   |               | 21         | 7          | 5          |
| 1912/1/4   |               | 24         | 23         | 4          |
| 1912/1/5   |               | 20         | 23         | 10         |
| 1912/1/6   |               | 13         | 22         | 3          |
| 1912/1/7   |               | 18         | 8          | 9          |
| 1912/1/8   |               | 24         | 17         | 7          |
| 1912/1/9   |               | 27         | 21         | 4          |
| 1912/1/10  |               | 15         | 24         | 7          |
| 1912/1/11  |               | 22         | 27         | 11         |
| 1912/1/12  |               | 15         | 12         | 13         |
| 1912/1/13  |               | 23         | 18         | 4          |
| 1912/1/14  |               | 18         | 31         | 0          |
| 1912/1/15  |               | 19         | 40         | 4          |
| 1912/1/16  |               | 21         | 23         | 3          |
| 1912/1/17  |               | 19         | 39         | 4          |
| 1912/1/18  |               | 22         | 29         | 8          |
| 1912/1/19  |               | 25         | 29         | 8          |
| 1912/1/20  |               | 9          | 32         | 5          |
| 1912/1/21  |               | 15         | 32         | 12         |
| 1912/1/22  |               | 15         | 14         | 4          |
| 1912/1/23  |               | 16         | 30         | 6          |
| 1912/1/24  |               | 14         | 26         | 7          |
| 1912/1/25  |               | 12         | 17         | 6          |
| 1912/1/26  |               | 10         | 19         | 10         |
| 1912/1/27  |               | 24         | 19         | 4          |
| 1912/1/28  |               | 17         | 37         | 4          |
| 1912/1/29  |               | 20         | 26         | 3          |
| 1912/1/30  |               | 15         | 24         | 12         |
| 1912/1/31  |               | 19         | 46         | 15         |
|            | 1912 年 1 月合計  | <b>577</b> | <b>785</b> | <b>204</b> |
| 1912/2/1   |               | 33         | 28         | 9          |
| 1912/2/2   |               | 17         | 21         | 5          |
| 1912/2/3   |               | 24         | 38         | 4          |
| 1912/2/4   |               | 23         | 23         | 10         |
| 1912/2/5   |               | 18         | 44         | 7          |

|           |             |     |            |     |
|-----------|-------------|-----|------------|-----|
| 1912/2/6  |             | 14  | 22         | 3   |
| 1912/2/7  |             | 18  | 29         | 3   |
| 1912/2/8  |             | 18  | 34         | 6   |
| 1912/2/9  |             | 20  | 24         | 7   |
| 1912/2/10 |             | 18  | 34         | 7   |
| 1912/2/11 |             | 23  | 21         | 10  |
| 1912/2/12 | 清朝皇帝退位      | 18  | 31         | 12  |
| 1912/2/13 |             | 16  | 28         | 13  |
| 1912/2/21 |             | 15  | 114        | 7   |
| 1912/2/22 |             | 9   | 58         | 12  |
| 1912/2/23 |             | 14  | 62         | 11  |
| 1912/2/24 |             | 14  | 49         | 5   |
| 1912/2/25 |             | 18  | 26         | 5   |
| 1912/2/26 |             | 16  | 41         | 13  |
| 1912/2/27 |             | 17  | 28         | 1   |
| 1912/2/28 |             | 10  | 39         | 7   |
| 1912/2/29 |             | 15  | 39         | 3   |
|           | 1912年2月合計   | 388 | <b>833</b> | 160 |
| 1912/3/1  |             | 13  | 34         | 10  |
| 1912/3/2  |             | 19  | 39         | 6   |
| 1912/3/3  |             | 10  | 51         | 2   |
| 1912/3/4  |             | 13  | 28         | 6   |
| 1912/3/5  |             | 18  | 38         | 1   |
| 1912/3/6  |             | 11  | 51         | 6   |
| 1912/3/7  |             | 9   | 35         | 1   |
| 1912/3/8  |             | 18  | 33         | 1   |
| 1912/3/9  |             | 15  | 31         | 4   |
| 1912/3/10 | 袁世凱臨時大總統に就任 | 11  | 31         | 2   |

卷末資料② 国民党系 1913年 第一屆国会議員 衆議院

1913年 第一屆国会議員 衆議院

|    | 省別 | 名前  | 留学<br>経験 | 学歴                          | 留学<br>国 | 留学学校      |
|----|----|-----|----------|-----------------------------|---------|-----------|
| 1  | 直隸 | 杜凱元 |          |                             |         |           |
| 2  | 直隸 | 張士才 | 無し       |                             |         |           |
| 3  | 直隸 | 趙金堂 | 無し       | 北洋師範→私立北<br>京中国公学大学部<br>法律科 |         |           |
| 4  | 直隸 | 楊式震 | 無し       |                             |         |           |
| 5  | 直隸 | 馬文煥 | 無し       |                             |         |           |
| 6  | 直隸 | 李春榮 | 無し       | 北洋政学堂                       |         |           |
| 7  | 直隸 | 王玉樹 |          |                             |         |           |
| 8  | 直隸 | 李永聲 | 無し       |                             |         |           |
| 9  | 直隸 | 王葆眞 | 有り       |                             | 日本      | 早稲田大学     |
| 10 | 直隸 | 溫世霖 |          |                             |         |           |
| 11 | 直隸 | 呂復  | 有り       |                             | 日本      | 経緯学校→明治大学 |
| 12 | 直隸 | 金貽厚 | 無し       | 北京順天中学→順<br>天高等学堂           |         |           |
| 13 | 直隸 | 張秉文 |          |                             |         |           |
| 14 | 直隸 | 恆鈞  |          |                             |         |           |
| 15 | 直隸 | 李摺榮 |          |                             |         |           |
| 16 | 直隸 | 張國浚 | 無し       | 省立直隸大学堂                     |         |           |
| 17 | 直隸 | 谷鐘秀 | 有り       | 公立京師大学堂                     | 日本      | 早稲田大学     |
| 18 | 直隸 | 李景濂 | 無し       |                             |         |           |
| 19 | 直隸 | 張官雲 | 無し       | 天津北洋大学予科                    |         |           |
| 20 | 直隸 | 王吉言 | 無し       | 法政専門学校                      |         |           |
| 21 | 奉天 | 羅永慶 | 無し       |                             |         |           |
| 22 | 奉天 | 蔣宗周 |          |                             |         |           |
| 23 | 奉天 | 李秉恕 |          |                             |         |           |

|    |     |                  |    |                      |    |         |
|----|-----|------------------|----|----------------------|----|---------|
| 24 | 奉天  | 吳景濂              | 無し | 京師大学堂優級師範科           |    |         |
| 25 | 奉天  | 李有忱              |    |                      |    |         |
| 26 | 奉天  | 楊大實              |    |                      |    |         |
| 27 | 奉天  | 邴克莊              | 無し | 奉天高等警察学校             |    |         |
| 28 | 奉天  | 仇玉珽              | 有り |                      | 日本 | 宏文学校師範科 |
| 29 | 奉天  | 翁恩裕              | 無し |                      |    |         |
| 30 | 奉天  | 劉恩格              | 有り | 奉天法政学堂               | 日本 |         |
| 31 | 奉天  | 姜毓英              | 無し | 奉天法政学校→統計講習所         |    |         |
| 32 | 吉林  | 董耕雲              | 無し | 養正書院                 |    |         |
| 33 | 吉林  | 徐清和              | 無し | 北洋高等警務学堂             |    |         |
| 34 | 吉林  | 李庸恩              | 無し | 吉林師範学校               |    |         |
| 35 | 吉林  | 楊振春<br>(楊振洲三編上名) | 無し | 北京国立法政専門学校           |    |         |
| 36 | 吉林  | 張雅南              | 無し | 吉林省法政学堂附設憲政研究所→自治研究所 |    |         |
| 37 | 黒竜江 | 葉成玉              | 無し | 法政講習科                |    |         |
| 38 | 黒竜江 | 秦廣禮              |    |                      |    |         |
| 39 | 黒竜江 | 劉振生              | 無し |                      |    |         |
| 40 | 黒竜江 | 邵慶麟              |    |                      |    |         |
| 41 | 江蘇  | 張相文              | 無し |                      |    |         |
| 42 | 江蘇  | 高旭               | 有り |                      | 日本 | ?       |
| 43 | 江蘇  | 朱溥恩              |    |                      |    |         |
| 44 | 江蘇  | 石銘               |    |                      |    |         |

|    |    |            |    |                    |    |                  |
|----|----|------------|----|--------------------|----|------------------|
| 45 | 江蘇 | 茅祖權        | 有り |                    | 日本 | ?                |
| 46 | 江蘇 | 方潜         |    |                    |    |                  |
| 47 | 江蘇 | 胡兆沂        |    |                    |    |                  |
| 48 | 江蘇 | 吳榮萃        |    |                    |    |                  |
| 49 | 江蘇 | 瞿啓甲        | 無し |                    |    |                  |
| 50 | 江蘇 | 王茂材        | 有り | 寧屬師範学校             | 日本 | 法政大学第五班政治部→法律専門部 |
| 51 | 江蘇 | 孫潤宇        | 有り | 省立北洋大学堂予科          | 日本 | 法政大学             |
| 52 | 江蘇 | 居寬（屠寬三編上名） |    |                    |    |                  |
| 53 | 安徽 | 凌毅         | 無し | 公立两江師範学堂           |    |                  |
| 54 | 安徽 | 王源瀚        |    |                    |    |                  |
| 55 | 安徽 | 汪建剛        |    |                    |    |                  |
| 56 | 安徽 | 陳策         | 有り |                    | 日本 | 岩倉鉄道学校→明治大学      |
| 57 | 安徽 | 常恆芳        | 有り | 安慶武備学堂→安慶督練公所砲兵訓練所 | 日本 | 同文書院→日本大学法科専門部   |
| 58 | 安徽 | 曹玉德        | 無し | 求是学堂→安徽法政学堂        |    |                  |
| 59 | 安徽 | 湯松年        |    |                    |    |                  |
| 60 | 安徽 | 吳汝澄        |    |                    |    |                  |
| 61 | 安徽 | 陳光譜        | 無し | 安徽高等学校→陸軍軍医学校      |    |                  |
| 62 | 安徽 | 丁秉炎        |    |                    |    |                  |
| 63 | 江西 | 邱冠棻        | 有り |                    | 日本 | 早稲田大学専門部         |
| 64 | 江西 | 歐陽沂        |    |                    |    |                  |
| 65 | 江西 | 戴書雲        | 無し |                    |    |                  |
| 66 | 江西 | 潘学海        | 有り |                    | 日本 | 早稲田大学→中央大学研究科    |

|    |    |            |    |          |    |                             |
|----|----|------------|----|----------|----|-----------------------------|
| 67 | 江西 | 程鐸         | 有り |          | 日本 | 早稲田大学予科→政治経済科               |
| 68 | 江西 | 曾幹楨        | 有り | 江西公立高等学校 | 日本 | 早稲田大学予科→中央大学法律本科→明治大学商科学研究科 |
| 69 | 江西 | 鄧元         |    |          |    |                             |
| 70 | 江西 | 賀贊元        | 無し |          |    |                             |
| 71 | 江西 | 彭学浚<br>(俊) | 無し |          |    |                             |
| 72 | 江西 | 鄒繼龍        |    |          |    |                             |
| 73 | 江西 | 黃攻素        |    |          |    |                             |
| 74 | 江西 | 羅家衡        | 有り |          | 日本 | 早稲田大学                       |
| 75 | 江西 | 陳鴻鈞        | 有り | 江西高等学校   | 日本 | 宏文書院→中央大学予科→本科              |
| 76 | 江西 | 陳子斌        | 無し | 北京法律学堂   |    |                             |
| 77 | 江西 | 王恆         |    |          |    |                             |
| 78 | 江西 | 王有蘭        | 有り | 江西高等学堂   | 日本 | 中央大学                        |
| 79 | 江西 | 歐陽成        | 有り |          | 日本 | 経緯学堂→中央大学                   |
| 80 | 江西 | 辛際唐        | 無し |          |    |                             |
| 81 | 江西 | 賴慶暉        | 有り |          | 日本 | 法政大学専門部法律科                  |
| 82 | 江西 | 王侃         |    |          |    |                             |
| 83 | 江西 | 文羣         | 有り | 江西高等学堂   | 日本 | 早稲田大学→中央大学                  |
| 84 | 江西 | 黃格鷗        |    |          |    |                             |
| 85 | 江西 | 張于潯        |    |          |    |                             |
| 86 | 江西 | 盧元弼        |    |          |    |                             |
| 87 | 浙江 | 周珏         | 有り |          | 日本 | 早稲田大学                       |
| 88 | 浙江 | 傅夢豪        |    |          |    |                             |
| 89 | 浙江 | 張浩         | 有り | 浙江高等巡警学堂 | 日本 | 警監学校                        |
| 90 | 浙江 | 金尚詵<br>(銑) | 無し |          |    |                             |
| 91 | 浙江 | 金秉理        |    |          |    |                             |

|     |    |                   |    |                |    |                   |
|-----|----|-------------------|----|----------------|----|-------------------|
| 92  | 浙江 | 韓藩                |    |                |    |                   |
| 93  | 浙江 | 趙舒                | 有り |                | 日本 | 早稲田大学             |
| 94  | 浙江 | 蔣著卿               | 無し |                |    |                   |
| 95  | 浙江 | 田稔                | 有り |                | 日本 | 法政大学専門部政治科        |
| 96  | 浙江 | 張傳保               | 無し |                |    |                   |
| 97  | 浙江 | 褚輔成               | 有り |                | 日本 | 東京警察分校→東洋大学       |
| 98  | 浙江 | 傅家銓               | 無し |                |    |                   |
| 99  | 浙江 | 杭辛齋               | 無し | 同文館            |    |                   |
| 100 | 浙江 | 林玉麒               | 無し |                |    |                   |
| 101 | 浙江 | 邵瑞彭               | 無し | 浙江省優級師範学<br>堂  |    |                   |
| 102 | 浙江 | 徐象先               | 無し | 公立北京大学堂仕<br>学館 |    |                   |
| 103 | 浙江 | 周繼濬               | 有り |                | 日本 | 早稲田大学             |
| 104 | 浙江 | 謝國欽               |    |                |    |                   |
| 105 | 浙江 | 戚嘉謀               | 無し |                |    |                   |
| 106 | 浙江 | 俞鳳韶               | 無し |                |    |                   |
| 107 | 浙江 | 姚勇忱               | 無し |                |    |                   |
| 108 | 浙江 | 俞焯                |    |                |    |                   |
| 109 | 浙江 | 殷汝驪               | 有り | 私立上海震旦大学       | 日本 | 早稲田大学             |
| 110 | 浙江 | 盧鐘嶽               | 有り | 紹興府中学堂         | 日本 | 東京警監学校→明治大学       |
| 111 | 浙江 | 陳燮樞               | 有り |                | 日本 | 早稲田大学専門部政治経済<br>科 |
| 112 | 福建 | 張琴                | 無し |                |    |                   |
| 113 | 福建 | 丁濟生               | 無し | 法政学堂           |    |                   |
| 114 | 福建 | 丁超五               |    |                |    |                   |
| 115 | 福建 | 詹調元               |    |                |    |                   |
| 116 | 福建 | 朱騰芬               | 有り |                | 日本 | 法政大学              |
| 117 | 福建 | 朱金紫<br>(改名劉<br>玄) |    |                |    |                   |

|     |    |                     |    |                            |            |                     |
|-----|----|---------------------|----|----------------------------|------------|---------------------|
| 118 | 湖北 | 楊時傑                 | 有り |                            | 日本         | 弘文書院→東斌学校→中央大学      |
| 119 | 湖北 | 田桐                  | 有り | 武昌文普通中学堂<br>(退学措置)         | 日本         | ?                   |
| 120 | 湖北 | 白逾桓                 | 有り |                            | 日本         | 明治法律学校              |
| 121 | 湖北 | 寥北宗<br>(宗北)         | 有り |                            | 日本         | 法政大学専門部政治科          |
| 122 | 湖北 | 吳壽田<br>(更名角<br>+ 昆) |    |                            |            |                     |
| 123 | 湖北 | 石瑛                  | 有り |                            | 欧州<br>(仏国) | 仏海軍(規則違反)→英国<br>造軍艦 |
| 124 | 湖北 | 駱繼漢                 | 有り |                            | 日本         | 早稲田大学政治経済科          |
| 125 | 湖北 | 劉英                  | 有り |                            | 日本         | 明治大学                |
| 126 | 湖南 | 梁系登                 |    |                            |            |                     |
| 127 | 湖南 | 禹瀛                  |    |                            |            |                     |
| 128 | 湖南 | 鄭人康                 | 無し | 湖南高等警察学校                   |            |                     |
| 129 | 湖南 | 魏肇文                 | 有り | 戸部計学館、財務<br>部講習所、簿記講<br>習所 | 日本         | 成城学校(中退)            |
| 130 | 湖南 | 鐘才宏                 | 無し |                            |            |                     |
| 131 | 湖南 | 李積芳                 | 有り |                            | 日本         | 経緯学校→早稲田大学政治<br>経済科 |
| 132 | 湖南 | 周澤苞                 |    |                            |            |                     |
| 133 | 湖南 | 陳家鼎                 | 有り | 両湖書院                       | 日本         | 早稲田大学               |
| 134 | 湖南 | 李執中                 | 有り |                            | 日本         | ?                   |
| 135 | 湖南 | 李錡                  | 無し | 湖南省時務学校、<br>求実書院           |            |                     |
| 136 | 湖南 | 陳九韶                 | 無し | 財政学堂→国立法<br>政学校政治経済科       |            |                     |
| 137 | 湖南 | 羅永紹                 | 有り |                            | 日本         | 法政大学                |

|     |    |               |    |            |    |                    |
|-----|----|---------------|----|------------|----|--------------------|
| 138 | 湖南 | 彭允彝           | 有り | 明德師範       | 日本 | 東京警監学校→早稲田大学       |
| 139 | 湖南 | 郭人漳           | 無し |            |    |                    |
| 140 | 湖南 | 王恩博           | 有り |            | 日本 | 日本大学法科             |
| 141 | 湖南 | 陳嘉會           | 有り | 両湖書院       | 日本 | 法政大学               |
| 142 | 湖南 | 石潤金           |    |            |    |                    |
| 143 | 湖南 | 覃振            | 有り | 常德府中学（中退）  | 日本 | 弘文書院               |
| 144 | 湖南 | 歐陽振聲          | 有り | 湖北文普通中学    | 日本 | 早稲田大学政治経済科         |
| 145 | 湖南 | 席綬            | 無し |            |    |                    |
| 146 | 湖南 | 劉彦            | 有り |            | 日本 | 早稲田大学              |
| 147 | 湖南 | 彭施滌           | 有り |            | 日本 | 師範                 |
| 148 | 湖南 | 黃贊元           | 有り | 師範伝習所      | 日本 | 法政大学               |
| 149 | 山東 | 盛際光           |    |            |    |                    |
| 150 | 山東 | 周程弼           |    |            |    |                    |
| 151 | 山東 | 于恩波           |    |            |    |                    |
| 152 | 山東 | 杜凱之           |    |            |    |                    |
| 153 | 山東 | 于洪起           | 無し | 京師大学堂      |    |                    |
| 154 | 山東 | 彭占元           | 有り | 山東省立師範学堂   | 日本 | 法政大学               |
| 155 | 山東 | 丁惟汾           | 有り | 保定師範学校     | 日本 | 明治大学               |
| 156 | 山東 | 劉冠三           | 無し | 公立山東大学堂師範館 |    |                    |
| 157 | 山東 | 史澤咸           | 有り | 山東高等学堂     | 日本 | 鹿児島第七高等学校→東京帝国大学法科 |
| 158 | 山東 | 王謝家           |    |            |    |                    |
| 159 | 山東 | 穆肇仁           |    |            |    |                    |
| 160 | 山東 | 張金蘭<br>（更名瑞萱） |    |            |    |                    |
| 161 | 山東 | 于廷<br>（庭）樟    |    |            |    |                    |

|     |    |            |    |                                |    |  |
|-----|----|------------|----|--------------------------------|----|--|
| 162 | 山東 | 王訥（更名默軒）   |    |                                |    |  |
| 163 | 河南 | 凌鉞         | 無し | 河南開封正誼中学<br>→天津南開中学→<br>北洋法政学校 |    |  |
| 164 | 河南 | 王傑         | 無し | 河南法政学堂                         |    |  |
| 165 | 河南 | 劉峯一        | 有り |                                | 日本 | 警監学校                                   |
| 166 | 河南 | 劉奇<br>（齋）瑶 |    |                                |    |  |
| 167 | 河南 | 劉榮棠        |    |                                |    |  |
| 168 | 河南 | 杜潜         | 有り |                                | 日本 | ？                                      |
| 169 | 河南 | 李載虞        | 有り | 河南高等学堂                         | 日本 | 宏文学院師範科→東斌学堂<br>警察監獄学科→早稲田大学<br>専門部法律科 |
| 170 | 河南 | 陳景南<br>（楠） |    |                                |    |  |
| 171 | 山西 | 龔鼎鉉        |    |                                |    |  |
| 172 | 山西 | 羅黼         | 無し | 山西優級師範学校                       |    |  |
| 173 | 山西 | 石璜         | 無し | 山西大学堂→公立<br>北京法律学堂             |    |  |
| 174 | 山西 | 李景泉        | 無し |                                |    |  |
| 175 | 山西 | 周克昌        |    |                                |    |  |
| 176 | 山西 | 景定成        | 有り |                                | 日本 | 東京帝国大学                                 |
| 177 | 山西 | 趙良辰        |    |                                |    |  |
| 178 | 山西 | 郭德修        |    |                                |    |  |
| 179 | 山西 | 賈鳴梧        | 無し |                                |    |  |
| 180 | 山西 | 王定圻        | 無し | 山西優級師範学堂                       |    |  |
| 181 | 山西 | 常丕謙        |    |                                |    |  |
| 182 | 陝西 | 焦子靜        | 無し |                                |    |  |
| 183 | 陝西 | 高增融        | 無し |                                |    |  |
| 184 | 陝西 | 劉治洲        | 無し | 上海理化学校                         |    |  |

|     |    |                  |    |   |    |                         |
|-----|----|------------------|----|---|----|-------------------------|
| 185 | 陝西 | 斐（裴）<br>廷藩       | 無し | 公立北京大学                                      |    |                         |
| 186 | 陝西 | 馬驥               | 無し |   |    |                         |
| 187 | 陝西 | 楊銘源              | 有り |   | 日本 | 明治大学                    |
| 188 | 陝西 | 寇遐               | 無し | 西安師範学堂専科                                    |    |                         |
| 189 | 陝西 | 李含芳              | 無し | 陝西武備学校→西<br>安府中学校→省立<br>高等学堂→公立京<br>師法律専門学校 |    |                         |
| 190 | 陝西 | 朱家訓              | 無し |   |    |                         |
| 191 | 陝西 | 楊詩浙              | 無し |   |    |                         |
| 192 | 陝西 | 王鴻賓              | 無し |   |    |                         |
| 193 | 陝西 | 姚守先              | 無し |   |    |                         |
| 194 | 陝西 | 尚鎮圭              | 有り | 陝西宏道高等学校                                    | 日本 | 早稲田大学予科→東京実科<br>学校理化専修科 |
| 195 | 陝西 | 張樹森              | 有り |   | 日本 | 法政大学                    |
| 196 | 陝西 | 段大信              |    |   |    |                         |
| 197 | 陝西 | 茹欲立              | 無し |   |    |                         |
| 198 | 陝西 | 陳豫               |    |   |    |                         |
| 199 | 陝西 | 譚煥文              | 無し | 公立陝西省法政学<br>堂                               |    |                         |
| 200 | 陝西 | 高杞               |    |   |    |                         |
| 201 | 甘肅 | 李克明              |    |   |    |                         |
| 202 | 甘肅 | 周之翰              | 無し |   |    |                         |
| 203 | 甘肅 | 張廷弼              | 無し | 甘肅師範  |    |                         |
| 204 | 甘肅 | 王定國              |    |   |    |                         |
| 205 | 甘肅 | 張國鈞<br>（更名<br>維） |    |   |    |                         |
| 206 | 甘肅 | 丁坏沛<br>（丁豐沛      |    |   |    |                         |

|     |    |       |    |                       |    |                  |
|-----|----|-------|----|-----------------------|----|------------------|
|     |    | 三編上名) |    |                       |    |                  |
| 207 | 新疆 | 文篤周   | 無し |                       |    |                  |
| 208 | 新疆 | 李式璠   |    |                       |    |                  |
| 209 | 新疆 | 陳世祿   |    |                       |    |                  |
| 210 | 新疆 | 袁炳煌   | 無し | 湖南省城警察学校              |    |                  |
| 211 | 新疆 | 張瑞    |    |                       |    |                  |
| 212 | 四川 | 王安富   |    |                       |    |                  |
| 213 | 四川 | 盧仲琳   | 有り | 雲南高等学堂                | 日本 | 法属巴維師範大学         |
| 214 | 四川 | 楊肇基   | 有り | 四川東文学堂                | 日本 | 弘文書院→日本大学→明治大学   |
| 215 | 四川 | 熊成章   | 有り |                       | 日本 | 早稲田大学            |
| 216 | 四川 | 李爲綸   | 有り |                       | 日本 | 明治大学政治科          |
| 217 | 四川 | 張知競   | 有り |                       | 日本 | 法政大学専門部          |
| 218 | 四川 | 唐玠    |    |                       |    |                  |
| 219 | 四川 | 杜華    |    |                       |    |                  |
| 220 | 四川 | 袁弼臣   | 無し | 四川通省師範学堂<br>→公立北京法律学堂 |    |                  |
| 221 | 四川 | 黃汝鑑   | 有り |                       | 日本 | 東京帝国大学法科         |
| 222 | 四川 | 李肇甫   | 有り |                       | 日本 | 明治大学             |
| 223 | 四川 | 孫鏡清   |    |                       |    |                  |
| 224 | 四川 | 張治祥   | 有り |                       | 日本 | 法政大学速成班          |
| 225 | 四川 | 楊霖    |    |                       |    |                  |
| 226 | 四川 | 蕭徳明   | 無し |                       |    |                  |
| 227 | 四川 | 蕭賢俊   | 無し | 紫金精舎→留学予備学校           |    |                  |
| 228 | 広東 | 葉夏聲   | 有り |                       | 日本 | 法政大学             |
| 229 | 広東 | 馬小進   | 有り | 広東法政学堂法律本科→香港聖士提反高等学堂 | 美国 | コロンビア大学→ニューヨーク大学 |

|     |    |             |    |                      |    |                       |
|-----|----|-------------|----|----------------------|----|-----------------------|
| 230 | 広東 | 許峭嵩         | 有り | 広東高等工業学校<br>予科       | 日本 | 日本大学法律専門部             |
| 231 | 広東 | 劉裁甫         | 無し |                      |    |                       |
| 232 | 広東 | 黃汝瀛         |    |                      |    |                       |
| 233 | 広東 | 郭寶慈         |    |                      |    |                       |
| 234 | 広東 | 林伯和         | 無し |                      |    |                       |
| 235 | 広東 | 楊夢弼         | 無し |                      |    |                       |
| 236 | 広東 | 徐傅林<br>(霖)  |    |                      |    |                       |
| 237 | 広東 | 饒芙蓉         | 無し |                      |    |                       |
| 238 | 広東 | 易次乾         |    |                      |    |                       |
| 239 | 広東 | 蕭鳳翥         | 無し |                      |    |                       |
| 240 | 広東 | 鄭懋修         | 無し |                      |    |                       |
| 241 | 広東 | 蘇祐慈         | 無し |                      |    |                       |
| 242 | 広東 | 黃霄九         | 無し |                      |    |                       |
| 243 | 広東 | 司徒穎         | 無し |                      |    |                       |
| 244 | 広東 | 陳垣          | 無し |                      |    |                       |
| 245 | 広東 | 譚瑞林<br>(霖)  | 無し | 広東師範学校               |    |                       |
| 246 | 広東 | 江◆(王<br>+泉) | 有り | 広東高等学堂予科             | 日本 | 日本大学法科                |
| 247 | 広東 | 梁成久         |    |                      |    |                       |
| 248 | 広東 | 林繩武         |    |                      |    |                       |
| 249 | 広東 | 伍朝樞         | 有り | 西方高等小学→大<br>西洋城之高等学校 | 英国 | ロンドン大学→リンカーン<br>法律研究院 |
| 250 | 広東 | 梁仲則         |    |                      |    |                       |
| 251 | 広東 | 陳發檀         |    |                      |    |                       |
| 252 | 広東 | 黃增耆         | 有り |                      | 日本 | 慶應大学                  |
| 253 | 広東 | 陳治安         |    |                      |    |                       |
| 254 | 広東 | 林文英         | 有り |                      | 日本 | ?                     |
| 255 | 広東 | 梁鑿元         |    |                      |    |                       |

|     |    |             |    |               |           |                                      |
|-----|----|-------------|----|---------------|-----------|--------------------------------------|
| 256 | 広西 | 羅增麒         | 無し | 広西法政学校        |           |                                      |
| 257 | 広西 | 黄寶銘         | 無し | 両広師範学校→広西法政学校 |           |                                      |
| 258 | 広西 | 覃超          | 無し | 広西法政専門学校      |           |                                      |
| 259 | 広西 | 王永錫         | 無し |               |           |                                      |
| 260 | 広西 | 蒙經          |    |               |           |                                      |
| 261 | 広西 | 凌發彬         |    |               |           |                                      |
| 262 | 広西 | 梁昌誥         |    |               |           |                                      |
| 263 | 広西 | 龔政          |    |               |           |                                      |
| 264 | 広西 | 趙炳麟         |    |               |           |                                      |
| 265 | 広西 | 蔣可成         | 無し | 雲南法政学堂官学速成科   |           |                                      |
| 266 | 広西 | 鐘業官         |    |               |           |                                      |
| 267 | 広西 | 馬如飛         |    |               |           |                                      |
| 268 | 雲南 | 李燮陽         | 有り |               | 日本、<br>美国 | 宏文学院普通科→大阪高等工業学校電気科→阿海約大学電気工程科、鐵路工程科 |
| 269 | 雲南 | 王楨          | 無し | 雲南法政学校        |           |                                      |
| 270 | 雲南 | 段（暇一日）雄     | 有り | 雲南高等学校        | 日本        | 岩倉鉄道学校→大森体育学校                        |
| 271 | 雲南 | 張大義         | 有り | 雲南経世書院→雲南高等学校 | 日本        | 岩倉鉄道学校→法政大学                          |
| 272 | 雲南 | 張華瀾         | 有り | 雲南経正書院        | 日本        | 弘文書院師範科                              |
| 273 | 雲南 | 陳時銓         |    |               |           |                                      |
| 274 | 雲南 | 由宗（雲？）<br>龍 | 無し | 京師大学堂         |           |                                      |
| 275 | 雲南 | 李增          |    |               |           |                                      |
| 276 | 雲南 | 張耀曾         | 有り | 公立京師大学堂       | 日本        | 第一高等学校→東京帝国大学                        |
| 277 | 雲南 | 蕭（譚）<br>瑞霖  | 無し | 広東師範学校        |           |                                      |

|     |    |                       |    |               |    |             |
|-----|----|-----------------------|----|---------------|----|-------------|
|     |    | (麟) ※<br>譚瑞霖          |    |               |    |             |
| 278 | 雲南 | 何秉謙                   |    |               |    |             |
| 279 | 雲南 | 寸品昇                   |    |               |    |             |
| 280 | 雲南 | 李根源                   | 有り | 來鳳書院→高等学<br>堂 | 日本 | 振武学校→陸軍士官学校 |
| 281 | 貴州 | 夏同龢                   | 無し |               |    |             |
| 282 | 蒙古 | 張樹桐                   | 無し | 公立北京法政学堂      |    |             |
| 283 | 蒙古 | 諾門達賴                  |    |               |    |             |
| 284 | 蒙古 | 樂山                    | 無し |               |    |             |
| 285 | 蒙古 | 葉顯揚                   | 無し |               |    |             |
| 286 | 蒙古 | 易宗夔                   | 有り | 南学会 (譚嗣同)     | 日本 | ?           |
| 287 | 蒙古 | 鮑喜                    |    |               |    |             |
| 288 | 蒙古 | 卜彦吉里<br>郭勒 (更<br>名李芳) |    |               |    |             |
| 289 | 蒙古 | 恩和布林                  |    |               |    |             |
| 290 | 西藏 | 江天鐸                   | 有り |               | 日本 | 早稲田大学       |

卷末資料③ 非国民党系 1913年 第一屆國會議員 衆議院

1913年 第一屆國會議員 衆議院

|    | 省別 | 名前          | 留学<br>経験 | 学歴           | 留学<br>国 | 留学学校              |
|----|----|-------------|----------|--------------|---------|-------------------|
| 1  | 直隸 | 張書元         |          |              |         |                   |
| 2  | 直隸 | 陳純修         |          |              |         |                   |
| 3  | 直隸 | 張敬之         | 無し       | 地方自治研究所      |         |                   |
| 4  | 直隸 | 張則林         |          |              |         |                   |
| 5  | 直隸 | 賈庸<br>(睿) 熙 |          |              |         |                   |
| 6  | 直隸 | 鄧毓怡         |          |              |         |                   |
| 7  | 直隸 | 韓增慶         |          |              |         |                   |
| 8  | 直隸 | 王隻岐         | 有り       |              | 日本      | 早稲田大学             |
| 9  | 直隸 | 常培璋         |          |              |         |                   |
| 10 | 直隸 | 耿兆棟         |          |              |         |                   |
| 11 | 直隸 | 王振堯         |          |              |         |                   |
| 12 | 直隸 | 胡源匯         | 有り       |              | 日本      | 早稲田大学             |
| 13 | 直隸 | 王錫泉         | 有り       | 直隸優級師範学<br>堂 | 日本      | 經緯学校師範科           |
| 14 | 直隸 | 張恩綬         | 有り       | 保定大学         | 日本      | 經緯学堂普通科→早稲田大<br>学 |
| 15 | 直隸 | 張雲閣         |          |              |         |                   |
| 16 | 直隸 | 馬英俊         |          |              |         |                   |
| 17 | 直隸 | 劉景沂         |          |              |         |                   |
| 18 | 直隸 | 孫洪伊         | 無し       |              |         |                   |
| 19 | 直隸 | 李家楨         |          |              |         |                   |
| 20 | 直隸 | 呂鈞<br>(金) 鏞 |          |              |         |                   |
| 21 | 直隸 | 谷芝瑞         |          |              |         |                   |

|    |     |     |    |                 |    |           |
|----|-----|-----|----|-----------------|----|-----------|
| 22 | 奉天  | 焉泮春 | 無し | 奉天自治局養成<br>会    |    |           |
| 23 | 奉天  | 王蔭棠 | 無し |                 |    |           |
| 24 | 吉林  | 范殿棟 | 無し |                 |    |           |
| 25 | 吉林  | 畢維垣 | 無し |                 |    |           |
| 26 | 吉林  | 莫徳惠 | 無し | 天津北洋高等巡<br>警学堂  |    |           |
| 27 | 黒竜江 | 楊榮春 | 無し |                 |    |           |
| 28 | 黒竜江 | 蒙昭漢 |    |                 |    |           |
| 29 | 江蘇  | 董継昌 |    |                 |    |           |
| 30 | 江蘇  | 陳義  |    |                 |    |           |
| 31 | 江蘇  | 王紹鏊 | 有り | 江蘇教育總會法<br>政講習所 | 日本 | 早稲田大学     |
| 32 | 江蘇  | 陳允中 | 無し | 南箐書院            |    |           |
| 33 | 江蘇  | 徐蘭墅 | 有り | (於上海) 師範<br>学校  | 日本 | 早稲田大学     |
| 34 | 江蘇  | 王汝圻 | 有り |                 | 日本 | 早稲田大学     |
| 35 | 江蘇  | 汪秉忠 |    |                 |    |           |
| 36 | 江蘇  | 呉涑  |    |                 |    |           |
| 37 | 江蘇  | 劉可均 |    |                 |    |           |
| 38 | 江蘇  | 孫熾昌 | 無し |                 |    |           |
| 39 | 江蘇  | 孟森  | 有り |                 | 日本 | 法政大学      |
| 40 | 江蘇  | 楊潤  |    |                 |    |           |
| 41 | 江蘇  | 夏寅官 |    |                 |    |           |
| 42 | 江蘇  | 陶保晉 | 有り |                 | 日本 | 法政大学      |
| 43 | 江蘇  | 董増儒 |    |                 |    |           |
| 44 | 江蘇  | 孫光圻 |    |                 |    |           |
| 45 | 江蘇  | 蔣鳳梧 | 有り |                 | 日本 | 弘文師範学校教育科 |
| 46 | 江蘇  | 朱継之 |    |                 |    |           |
| 47 | 江蘇  | 楊廷棟 | 有り |                 | 日本 | 早稲田大学     |
| 48 | 江蘇  | 陳士髦 |    |                 |    |           |

|    |    |                          |    |                          |    |       |
|----|----|--------------------------|----|--------------------------|----|-------|
| 49 | 江蘇 | 張鶴第                      |    |                          |    |       |
| 50 | 江蘇 | 凌文淵                      | 無し | 公立兩江師範学<br>堂             |    |       |
| 51 | 江蘇 | 邵長鎔<br>(榮?)              | 無し |                          |    |       |
| 52 | 江蘇 | 陳經鎔                      | 有り |                          | 日本 | 早稲田大学 |
| 53 | 江蘇 | 姚文◆<br>(ネ +<br>丹)        |    |                          |    |       |
| 54 | 江蘇 | 謝翊元                      | 無し | 公立京師法政学<br>堂             |    |       |
| 55 | 安徽 | 汪彭年                      | 有り |                          | 日本 | 法政大学  |
| 56 | 安徽 | 甯繼恭                      |    |                          |    |       |
| 57 | 安徽 | 王多輔                      | 無し | 安徽大学堂→京<br>師大学堂優級師<br>範科 |    |       |
| 58 | 安徽 | 謝植材<br>(許植材<br>三編上<br>名) |    |                          |    |       |
| 59 | 安徽 | 何雯                       | 有り |                          | 日本 | 法政大学  |
| 60 | 安徽 | 陶融 (陶<br>鎔三編上<br>名)      |    |                          |    |       |
| 61 | 安徽 | 張埴                       | 無し | 公立法政専科学<br>校             |    |       |
| 62 | 安徽 | 戴聲教                      |    |                          |    |       |
| 63 | 江西 | 黃象熙                      | 無し |                          |    |       |
| 64 | 江西 | 吳宗慈                      | 無し |                          |    |       |
| 65 | 江西 | 郭同                       |    |                          |    |       |
| 66 | 江西 | 李國珍                      | 有り |                          | 日本 | 早稲田大学 |
| 67 | 江西 | 梅光遠                      | 無し |                          |    |       |

|    |    |                  |    |                          |    |                       |
|----|----|------------------|----|--------------------------|----|-----------------------|
| 68 | 江西 | 葛莊               | 無し |                          |    |                       |
| 69 | 江西 | 劉景烈              | 有り | 江南陸軍師範学<br>堂→留学後法律<br>学堂 | 日本 | 成城学校→日本士官学校<br>(因病中退) |
| 70 | 江西 | 曾有瀾              |    |                          |    |                       |
| 71 | 江西 | 黄裳吉              |    |                          |    |                       |
| 72 | 浙江 | 虞廷愷              | 有り |                          | 日本 | 法政大学                  |
| 73 | 浙江 | 黄羣               | 有り |                          | 日本 | 早稲田大学                 |
| 74 | 福建 | 楊樹璜              | 無し |                          |    |                       |
| 75 | 福建 | 陳承箕              | 無し |                          |    |                       |
| 76 | 福建 | 陳堃               |    |                          |    |                       |
| 77 | 福建 | 曹振懋              | 無し |                          |    |                       |
| 78 | 福建 | 劉萬里              |    |                          |    |                       |
| 79 | 福建 | 林鴻超              |    |                          |    |                       |
| 80 | 福建 | 黄聲<br>(肇) 河      |    |                          |    |                       |
| 81 | 福建 | 林輅存              |    |                          |    |                       |
| 82 | 福建 | 陳蓉光              | 無し |                          |    |                       |
| 83 | 福建 | 黄荃               | 無し | 法政学堂                     |    |                       |
| 84 | 福建 | 高登鯉              |    |                          |    |                       |
| 85 | 福建 | 李堯年              |    |                          |    |                       |
| 86 | 福建 | 楊士鵬              |    |                          |    |                       |
| 87 | 福建 | 楊崇佑              |    |                          |    |                       |
| 88 | 福建 | 連賢基              |    |                          |    |                       |
| 89 | 福建 | 鄭徳元              |    |                          |    |                       |
| 90 | 福建 | 林萬里              |    |                          |    |                       |
| 91 | 湖北 | 覃壽恭<br>(更名<br>公) | 有り |                          | 日本 | ?                     |
| 92 | 湖北 | 時功玖              | 有り |                          | 日本 | ?                     |
| 93 | 湖北 | 張伯烈              | 有り |                          | 日本 | 法政大学 (法科大学)           |

|     |    |            |    |                         |    |                         |
|-----|----|------------|----|-------------------------|----|-------------------------|
| 94  | 湖北 | 張大昕        |    |                         |    |                         |
| 95  | 湖北 | 彭漢遺        | 無し | 白鹿洞書院→江漢書院・兩湖總師範学堂      |    |                         |
| 96  | 湖北 | 王篤成        | 無し |                         |    |                         |
| 97  | 湖北 | 馮振驥        | 有り |                         | 日本 | 宏文学院→明治大学法科専門           |
| 98  | 湖北 | 汪曦鸞        |    |                         |    |                         |
| 99  | 湖北 | 邱國翰        |    |                         |    |                         |
| 100 | 湖北 | 范熙壬        | 有り |                         | 日本 | 日本帝国大学法科                |
| 101 | 湖北 | 陳邦燮        |    |                         |    |                         |
| 102 | 湖北 | 湯化龍        | 有り | 黄州經古書院                  | 日本 | 法政大学専門部                 |
| 103 | 湖北 | 胡鄂公        | 無し | 江陵郝穴予備中学堂→江漢学堂→江西高等農業学堂 |    |                         |
| 104 | 湖北 | 鄭萬瞻        |    |                         |    |                         |
| 105 | 湖北 | 查季華        |    |                         |    |                         |
| 106 | 湖南 | 張宏銓        | 有り | 長沙師範館                   | 日本 | 宏文学院高等師範予科              |
| 107 | 山東 | 張玉庚        |    |                         |    |                         |
| 108 | 山東 | 曹瀛         | 無し | 北京師範伝習所                 |    |                         |
| 109 | 山東 | 郭廣恩        | 有り |                         | 日本 | 東京警監学校                  |
| 110 | 山東 | 袁景熙        | 無し |                         |    |                         |
| 111 | 山東 | 于元芳        |    |                         |    |                         |
| 112 | 山東 | 侯廷爽        |    |                         |    |                         |
| 113 | 山東 | 周樹標        |    |                         |    |                         |
| 114 | 河南 | 任曜墀        |    |                         |    |                         |
| 115 | 河南 | 耿春晏<br>(宴) | 有り |                         | 日本 | 宏文学院速成師範博物班→実科学校速成理化班   |
| 116 | 河南 | 張善與        | 有り | 衛輝中学                    | 日本 | 早稲田大学留学生部予科→高等予科→大学生經濟科 |

|         |    |                         |    |                                      |    |       |
|---------|----|-------------------------|----|--------------------------------------|----|-------|
| 11<br>7 | 河南 | 張嘉謀                     | 無し |                                      |    |       |
| 11<br>8 | 河南 | 王敬芳                     | 有り |                                      | 日本 | ?     |
| 11<br>9 | 河南 | 胡汝麟<br>(霖)              | 無し | 公立京師大学堂<br>優級師範科                     |    |       |
| 12<br>0 | 河南 | 韓臚雲                     |    |                                      |    |       |
| 12<br>1 | 河南 | 張坤                      | 無し |                                      |    |       |
| 12<br>2 | 河南 | 孫正宇                     | 無し | 河南高等警察学<br>校                         |    |       |
| 12<br>3 | 河南 | 金燾                      |    |                                      |    |       |
| 12<br>4 | 河南 | 魏毅                      | 無し | 安昌高等小学校<br>→北京豫学校→<br>天津北洋高等師<br>範学校 |    |       |
| 12<br>5 | 河南 | 郭光麟                     | 無し | 専門法政学堂                               |    |       |
| 12<br>6 | 河南 | 梁文淵                     |    |                                      |    |       |
| 12<br>7 | 河南 | 王廷弼                     | 無し | 河南省立高等学<br>校予科→直隸公<br>立法律専門学校        |    |       |
| 12<br>8 | 河南 | 張錦芳                     | 無し |                                      |    |       |
| 12<br>9 | 河南 | 丁騫                      |    |                                      |    |       |
| 13<br>0 | 河南 | 袁習聖<br>(更名振<br>黄)       |    |                                      |    |       |
| 13<br>1 | 河南 | 郭桂芬<br>(芳)<br>(更名<br>涵) |    |                                      |    |       |
| 13<br>2 | 河南 | 張協燦                     |    |                                      |    |       |
| 13<br>3 | 河南 | 王印川                     | 有り |                                      | 日本 | 早稲田大学 |
| 13<br>4 |    | 丁廷審<br>(一字更             |    |                                      |    |       |

|         |    |             |    |                  |    |                    |
|---------|----|-------------|----|------------------|----|--------------------|
|         |    | 名判読不能)      |    |                  |    |                    |
| 13<br>5 | 山西 | 耿臻顯         | 有り |                  | 日本 | 盛岡高等農林学校           |
| 13<br>6 | 山西 | 梁善濟         | 有り |                  | 日本 | 法政大学速成科            |
| 13<br>7 | 山西 | 劉志詹         | 有り |                  | 日本 | 法政大学速成科            |
| 13<br>8 | 山西 | 李慶芳         | 有り | 山西晋陽書院→<br>山西大学  | 日本 | 経緯学校→日本大学法科        |
| 13<br>9 | 甘肅 | 祁連元         |    |                  |    |                    |
| 14<br>0 | 四川 | 劉澤龍         |    |                  |    |                    |
| 14<br>1 | 四川 | 廖希賢         | 有り | 四川官立東文学<br>堂     | 日本 | 早稲田大学予科→中央大学<br>本科 |
| 14<br>2 | 四川 | 王樞          |    |                  |    |                    |
| 14<br>3 | 四川 | 余紹琴         | 有り | 公立四川法政学<br>校法律専科 | 日本 | 中央大学高等研究科          |
| 14<br>4 | 四川 | 黄雲鵬         |    |                  |    |                    |
| 14<br>5 | 四川 | 蒲殿俊         | 有り |                  | 日本 | 梅謙法政大学             |
| 14<br>6 | 四川 | 秦肅三         |    |                  |    |                    |
| 14<br>7 | 四川 | 曾銘          |    |                  |    |                    |
| 14<br>8 | 四川 | 李文熙         |    |                  |    |                    |
| 14<br>9 | 四川 | 蕭湘          |    |                  |    |                    |
| 15<br>0 | 四川 | 黄璋          |    |                  |    |                    |
| 15<br>1 | 四川 | 張瀾          | 有り | 成都尊經書院           | 日本 | 弘文書院師範科            |
| 15<br>2 | 広西 | 王之<br>(乃) 昌 |    |                  |    |                    |
| 15<br>3 | 広西 | 蕭晉榮         | 無し |                  |    |                    |
| 15<br>4 | 広西 | 陳太龍         |    |                  |    |                    |
| 15<br>5 | 雲南 | 陳祖基         | 無し | 雲南師範学堂           |    |                    |
| 15<br>6 | 雲南 | 陳光勳         |    |                  |    |                    |
| 15<br>7 | 雲南 | 沈河清         | 無し | 公立雲南法政学<br>校     |    |                    |

|         |    |                     |    |                |    |                          |
|---------|----|---------------------|----|----------------|----|--------------------------|
| 15<br>8 | 貴州 | 牟琳                  | 有り |                | 日本 | 弘文学校師範科                  |
| 15<br>9 | 貴州 | 陳國祥                 | 有り |                | 日本 | 法政大学                     |
| 16<br>0 | 貴州 | 杜成鎔                 |    |                |    |                          |
| 16<br>1 | 貴州 | 符詩鎔                 |    |                |    |                          |
| 16<br>2 | 貴州 | 劉顯治                 |    |                |    |                          |
| 16<br>3 | 貴州 | 萬賢臣                 |    |                |    |                          |
| 16<br>4 | 貴州 | 陳廷策                 |    |                |    |                          |
| 16<br>5 | 貴州 | 蹇念益                 |    |                |    |                          |
| 16<br>6 | 蒙古 | 蔡匯東                 |    |                |    |                          |
| 16<br>7 | 蒙古 | 林長民                 | 有り |                | 日本 | 早稲田大学                    |
| 16<br>8 | 蒙古 | 熙（三篇<br>上錫）鈺        |    |                |    |                          |
| 16<br>9 | 蒙古 | 烏爾根布<br>（更名烏<br>澤聲） | 有り |                | 日本 | 早稲田大学                    |
| 17<br>0 | 蒙古 | 張國溶                 | 有り |                | 日本 | 法政大学                     |
| 17<br>1 | 蒙古 | 阿昌阿                 |    |                |    |                          |
| 17<br>2 | 蒙古 | 金還                  | 無し |                |    |                          |
| 17<br>3 | 蒙古 | 拉什                  |    |                |    |                          |
| 17<br>4 | 蒙古 | 汪榮寶                 |    |                |    |                          |
| 17<br>5 | 蒙古 | 李景穌                 | 有り |                | 日本 | 法政大学                     |
| 17<br>6 | 蒙古 | 奇米子                 |    |                |    |                          |
| 17<br>7 | 蒙古 | 克希克圖                | 有り | 江南常備右軍隨<br>營学堂 | 日本 | 振武学堂→明治大学法科→<br>東京高等警察学校 |
| 17<br>8 | 西藏 | 康（唐）<br>土鐸          |    |                |    |                          |

---

注

注末に【一 123 頁】と【】表記のある場合は、羅福惠・朱英主編『辛亥革命の百年記憶与銓  
積』（華中師範大学出版 2011 年）からの資料引用である。漢数字は巻数を示す。同様に【崇  
123】とあるのは、陳蘊茜『崇拜与記憶』（南京大学出版 2009 年）からの資料引用である。

序章

- 1 野沢豊・田中正俊編集代表『辛亥革命（講座中国近代史 第 3 卷）』、東京大学出版会、1978 年、21 頁。
- 2 前掲書、22 頁。
- 3 孫文研究会編『辛亥革命の多元構造』、汲古書院、2003 年、401 頁。
- 4 並木頼寿・井上裕正著『中華帝国の危機（世界の歴史 第 19 卷）』、中央公論社、1997 年、362 頁。
- 5 前掲書、364 頁。
- 6 狭間直樹・長崎暢子著『自立へ向かうアジア（世界の歴史 第 27 卷）』、中央公論社、1999 年、16 頁。
- 7 横山宏章『中華民国史』、三一書房、1996 年、22 頁。
- 8 横山宏章『中華民国』、中央公論新社、1997 年、23 頁。
- 9 孫文研究会編『辛亥革命の多元構造』、汲古書院、2003 年、180 頁。
- 10 前掲書、317 頁。
- 11 ジョシュア・ヒル「「選挙運動は不当だ！」」王奇生「「神聖」から「唾棄」へ」深町英夫編『中国議会 100 年史』、東京大学出版会、2015 年。
- 12 辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究 辛亥革命』、岩波書店 2012 年、165 頁。
- 13 前掲書、539 頁。
- 14 前掲書、15 頁。
- 15 担当執筆者は久保田文次。
- 16 2009 年 12 月に公開された中国・香港合作映画『孫文の騎士団』、また、2011 年 9 月にはやはり中国・香港合作による辛亥革命百周年記念大作歴史映画『辛亥革命』が公開された。
- 17 『北京日報』、2011 年 2 月 11 日。
- 18 辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究 辛亥革命』、岩波書店、2012 年、収蔵。
- 19 『朝日新聞』、2015 年 7 月 26 日。
- 20 『朝日新聞』、2015 年 10 月 11 日。

---

<sup>21</sup> 例えば、牧野格子「一九二五年中国におけるアメリカ留学派遣とその周辺について：『申報』記事より」『国学院中国学会報』2013年12月、夫馬進「清末『申報』に見る律師觀の進展と訟師觀の推移：訟師から律師へ(1)」『東方学』2017年7月、邱月「『申報』からみる近代中国コーヒー文化の普及状況」『上智大学文化交渉学研究』2016年4号等。

<sup>22</sup> 辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究 辛亥革命』、岩波書店、2012年、16、17頁。

## 第一章

<sup>1</sup> 「国慶日紀念日」『政府広報・法律』第152号、13頁【一26】。

<sup>2</sup> 「内務部通咨各部院衙門改訂国慶日追祭地点希查照文」『政府広報・公文』第161号、3頁【一30】。

<sup>3</sup> 例えば、狭間直樹・長崎暢子著『世界の歴史27 自立へ向かうアジア』、中央公論社、1999年、20頁の「革命の成果としての中華民国を、袁世凱が手込めにした」といった記述にその歴史觀が見受けられる。

<sup>4</sup> 日本孫文研究会編『グローバルヒストリーの中の辛亥革命』 蔣海波「形象化された辛亥革命 マッチラベルから見る近代中国の社会変遷」、汲古書院、2013年、166頁。

<sup>5</sup> 岡本隆司・石川禎浩・高嶋航編訳『梁啓超文集』、岩波書店、2020年、386頁。

<sup>6</sup> 陳力衛『近代知の翻訳と伝播』、三省堂、2019年、405頁。

<sup>7</sup> 深町英夫編訳『孫文革命文集』、岩波書店、2011年、123頁。

<sup>8</sup> 羅福恵・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第4卷』、華中師範大学出版、2011年、13頁。

<sup>9</sup> 前掲書 第4巻、13頁。

<sup>10</sup> 前掲書 第2巻、25頁。

<sup>11</sup> 前掲書 第2巻、367頁。

<sup>12</sup> 前掲書 第1巻、30頁。

<sup>13</sup> 「統率辯事処通告」『政府広報・通告』第1228号、45頁【一31】。

<sup>14</sup> 国民政府教育部編審処編『第一次中国教育年鑑』第1次第1冊、伝記文学出版社、1977年、4、9頁【二143】。

<sup>15</sup> 課程教材研究所『20世紀中国中小学課程標準・教学大綱匯編：歴史巻』、人民教育出版社、2001年、14頁【二405】。

<sup>16</sup> 「国慶日北京学生界之空前大慶祝」『益世報』、1919年10月9日【二368】。

<sup>17</sup> 今井昭夫「ベトナム・ナショナルリズムにおける「民族」とネーション」久留島浩・趙景達編『国民国家の比較史』、有志舎、2010年、157頁。

- 
- 18 中国史学会編『辛亥革命 第1巻』、上海人民出版社、1957年、13頁。
- 19 中国史学会編『辛亥革命 第5巻』、上海人民出版社、1957年、150頁。
- 20 梅喬林・李綺庵「開国前美洲華僑革命史略」『建国月間 第4、5期合刊』、1932年4月【一52】。
- 21 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第4巻』、華中師範大学出版、2011年、476頁。
- 22 「交通部呈大總統已遵諭定制光復紀念郵票文」『臨時政府公報・令示』第43号、16頁【一23】。
- 23 「国慶紀念宣伝大綱」『中央週報』第18期、1928年10月8日【一192】。
- 24 樺山紘一他編『アジアとヨーロッパ（岩波講座 世界歴史 第20巻）』第20巻、岩波書店、1999年、15頁。
- 25 James Burke, *My Father in China*, New York; Farrar & Rinehart, 1942年, pp.258-259【二210】。
- 26 ファルジュネル 石川湧・石川布美訳『辛亥革命見聞記』、平凡社、1970年、68頁。
- 27 張鳴「民意与天意」、辛亥革命与 20 世紀的中国 辛亥革命九十周年国際學術討論会論文集（下）、2001年。
- 28 James Stark, "Our Shanghai Letter", *China's Millions*, vol.38, January 1912, p4【二217】。
- 29 高鐘「民国元勛程德全」『蘇州科技学院学報』、2014年7月。
- 30 張鳴「民意与天意」、辛亥革命与 20 世紀的中国 辛亥革命九十周年国際學術討論会論文集（下）、2001年。
- 31 張海林「論辛亥革命時期的“革命崇拜”」『南京大学学報 第3期』、2002年。
- 32 魯迅『阿Q正伝・狂人日記』、岩波書店、1955年、144頁。
- 33 『申報』、1918年8月16日。
- 34 『申報』、1916年7月24日。
- 35 竹内好「孫文觀の問題点」『思想 第396号』、岩波書店、1957年6月。
- 36 『申報』、1925年4月4日。
- 37 『申報』、1925年12月13日。

## 第二章

- 1 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第1巻』、華中師範大学出版、2011年、109頁。
- 2 「国民政府慶祝双十節情形」『広州民国日報』、1925年10月12日【一110】。
- 3 石川禎浩「死後の孫文 遺書と紀念週」京都大学人文科学研究所『東方学報』、2006年9月

---

より抜粋。

- 4 「民国十五年国慶紀念日宣伝大綱」『広州民国日報』、1926年10月8日【一 118】。
- 5 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与銓积 第4卷』、華中師範大学出版 2011年、133頁。
- 6 「黄花崗烈士紀念」『民国日報』、1924年5月4日【一 161】。
- 7 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与銓积 第1卷』、華中師範大学出版、2011年、162頁。
- 8 前掲書 第2卷、391頁。
- 9 『為据看管辛亥革命烈士義塚人黄棟臣呈報流氓催毀墓地一案仰遵示禁止由』、武漢市档案館藏、1945年10月18日【四 495】。
- 10 「宣伝大綱」『民国日報』、1927年10月10日【二 113】。
- 11 『中央週報 第17期』、1928年10月1日【三 185】。
- 12 「国慶慶祝声中市党部喚起百万民衆」『大公報』、1928年10月10日【二 387】。
- 13 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与銓积 第2卷』、華中師範大学出版、2011年、388頁。
- 14 小野寺史郎『国旗・国歌・国慶』、東京大学出版会、2011年、272頁。
- 15 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与銓积 第1卷』、華中師範大学出版、2011年、171頁。
- 16 「革命紀念日簡表」「革命紀念日史略及宣伝要点」『国民政府公報』第535号、3~10頁【三 172】。
- 17 「国慶日告中国青年」『中国青年』、1925年、第100号【四 277】。
- 18 『中共中央文件選集 三』、中共中央党校出版社、1983年、316~317頁【二 397】。
- 19 「国共合作成立後的迫切任務」『毛沢東選集 第2卷』、人民出版社、1991年、366、368頁【一 317】。
- 20 陳蘊茜『崇拜与記憶』、南京大学出版、2009年、56頁。
- 21 張仲実「最可紀念的一天」『新華日報』、1938年1月20日【二 400】。

### 第三章

- 1 汪精衛「政治与群衆」『中国国民党講演集 第2集』、上海民智書局、1924年、37~40頁【二 119】。
- 2 藤村久雄『革命家 孫文』、中央公論新社、1994年、187頁。
- 3 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与銓积 第1卷』、華中師範大学出版、2011年、145頁。

- 
- 4 前掲書 第1巻、146頁。
- 5 前掲書 第1巻、148頁。
- 6 前掲書 第1巻、150頁。
- 7 中国史学会編『辛亥革命 第2巻』、上海人民出版社、1957年、7頁。
- 8 陳蘊茜『崇拜与記憶』、南京大学出版、2009年、53頁。
- 9 譚人鳳「石叟牌詞叙録」『近代史資料』、1956年第3期、42頁【崇53】。
- 10 狭間直樹「孫文思想における民主と独裁」、京都大学人文科学研究所『東方学報』、1986年3月、328頁。
- 11 陳蘊茜『崇拜与記憶』、南京大学出版、2009年、56頁。
- 12 狭間直樹「孫文思想における民主と独裁」、京都大学人文科学研究所『東方学報』、1986年3月、333頁。
- 13 前掲書、337頁。
- 14 「上李鴻章書」『孫中山全集 第1巻』、中華書局、1986年、16頁【崇50】。
- 15 「在広東第一女子師範学校校慶紀念会の演説」『孫中山全集 第10巻』、中華書局、1986年、19頁【崇50】。
- 16 陳蘊茜『崇拜与記憶』、南京大学出版、2009年、61頁。
- 17 胡適「旧道德的死屍的復活」『努力周報 第12期』、1922年7月23日【崇64】。
- 18 中華民國史事紀要編纂委員会編『中華民國史事紀要（初稿）1924年7月－12月』、中華民國史料研究中心【崇65】。
- 19 白吉庵『章士鈔伝』、作家出版社、2004年、13頁【崇4】。
- 20 陳蘊茜『崇拜与記憶』、南京大学出版、2009年、63頁。
- 21 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第4巻』、華中師範大学出版、2011年、64頁。
- 22 「孫先生遺骸永久保存」『広州民国日報』、1925年3月24日【一202】。
- 23 「中央党部任孫科為中山県長」「孫科請改委中山県長」『広州民国日報』、1925年5月7、13日【四435】。
- 24 「中山市以孫中命名的紀念建設」中山市政協文史史料委員会編『中山文史 第31輯』、1986年11月、99頁【四438】。
- 25 『中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料 上冊』、江蘇古籍出版社、1986年、116頁【二385】。
- 26 前掲書、189頁【四52】。
- 27 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第4巻』、華中師範大学出版、2011年、52頁。
- 28 逝世紀念については、『中国国民党中央政治委員会會議記録』、中華民國史料研究中心、

---

1975年、312頁、生辰紀念については、「中華民國国民政府令」『国民政府公報 第19号』、6頁【一150、151】。

<sup>29</sup> 『中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料 上冊』、江蘇古籍出版社、1986年、325、370、371頁【一224】。

<sup>30</sup> 陳蘊茜『崇拜与記憶』、南京大学出版、2009年、193頁。

<sup>31</sup> 中国国民党浙江省党務指導委员会訓練部編印「總理紀念周詳解」、1929年、3頁【一225】。

<sup>32</sup> 「昨日国民党公祭孫文」『晨報』、1926年3月13日【一153】。

<sup>33</sup> 広州の様子については、「広州慶祝孫誕之盛況」『申報』、1926年11月30日、長沙の様子については、「湘省紀念中山誕日大運動」『申報』、1926年11月19日。

<sup>34</sup> 楊玉清『肝胆之剖析—楊玉清日記摘鈔』、中国時代經濟出版社、2007年、3頁【二123】。

<sup>35</sup> 胡漢民「双五節紀念」『中央週報』、1929年4月29日【一218】。

<sup>36</sup> 張仕章「国民党的宗教化」『文社月刊 第3卷第4冊』、1928年2月、1頁【二272】。

<sup>37</sup> 韓文寧「対民国「首都計画」の一点反思」『晨報 副刊』、2006年7月23日、【四426】。

<sup>38</sup> 「中山路破土典禮志盛」『南京特別市政府公報 第14期』、1928年8月3日【四427】。

<sup>39</sup> 韋光周『界首一覽』、界首文史委员会、1990年復刻版/初版1944年、17頁【四427】

<sup>40</sup> 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第1卷』、華中師範大学出版、2011年、207頁。

<sup>41</sup> 「總理遺囑加添注音記号」『中央週報 第109期』、1930年7月7日【崇169】。

<sup>42</sup> 陳蘊茜『崇拜与記憶』、南京大学出版、2009年、202～204頁。

<sup>43</sup> 前掲書、213頁。

<sup>44</sup> 前掲書、215～216頁。

<sup>45</sup> 「中国国民党五届三中全会内政部工作報告」秦孝儀主編『革命文献 第71輯』、1977年342、343頁【崇206】。

<sup>46</sup> 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第4卷』、華中師範大学出版、2011年、76頁。

<sup>47</sup> 「大学院副院長楊杏佛之談話」『申報』、1928年2月17日。

<sup>48</sup> 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第2卷』、華中師範大学出版、2011年、416頁。

<sup>49</sup> 『小学歴史教科書 第2冊』、開智編譯社、1912年、17頁【二422】。

<sup>50</sup> 見庄俞・沈頤編『共和国教科書 新国文（初小用）第5冊』、商務印書館、1912年【二423】。

<sup>51</sup> 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第2卷』、華中師範大学出版、2011年、425頁。

- 
- 52 盧秉征『実験歴史教科書 第4冊』、平民書局、1924年、20～23頁【二428】。
- 53 陸殿揚「中小学国定教科書編纂之經過及其現状」『中華教育界 第1卷第1期』、1947年【二417】。
- 54 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第2卷』、華中師範大學出版、2011年、437頁。
- 55 前掲書、第1卷319頁。
- 56 前掲書、第1卷320頁。
- 57 「中央關於紀念今年双十節決定」中央檔案館編『中共中央文件選集第13冊』、中共中央黨校出版社、1991年【一304】。
- 58 胡華『中国新民主主義革命史』、新華書店、1950年、4頁【二455】。
- 59 「国父尊称推行原則」『申報』、1940年6月28日。
- 60 「尊崇中華民國国父致敬辦法」社会部編譯委員會編『社会部公報 第20号』、1941年【二124】。
- 61 梁廷楠「海国四說 卷二」、中華書局、1993年、20頁【崇1】。
- 62 薛君度『黃興与中国革命』、湖南人民出版社、1980年、2頁【崇81】。
- 63 「第十三次會議記錄（1925年10月11日）」『中山陵檔案史料選編』、江蘇古籍出版社、1986年、69頁【四62】。
- 64 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第4卷』、華中師範大學出版、2011年、500頁。
- 65 前掲書、第1卷263頁。
- 66 前掲書、第4卷24頁。
- 67 前掲書、第4卷24頁。
- 68 上海市檔案館藏「日偽上海特別市政府關於保管宋烈士墓園的文件」、上海市檔案館藏、【四25】。

#### 第四章

- 1 嚴昌洪「章太炎修改《大總統黎公碑》考議」『歷史研究 第4期』、2010年。
- 2 馮天瑜「黎元洪出任辛亥革命鄂軍都督始末」『華中師範大學學報 第6期』、2010年。
- 3 『辛亥革命与20世紀的中国 - 紀念辛亥革命九十周年國際學術討論會論文集<上>』劉鳳翰「辛亥革命前后全国軍事蛻變」によれば、武昌起義發生時の湖北新軍は兩湖總督瑞澂の監督下、陸軍第八鎮、統制張彪、兵数11204名、陸軍第二十一混成協、協統黎元洪、兵数4900名からなっており、黎元洪は軍官としては湖北省ナンバーツーであった。
- 4 前出の『中国大總統黎元洪』、中国文史出版社、1991年の他、蕭致治/蕭莉『黎元洪新傳』、

---

武漢出版社、2014年、徐忱/徐徹『黎元洪全傳』、中国文史出版社、2013年を参考にした。

<sup>5</sup> 肖致治「辛亥革命后黎元洪の実業活動」『江漢論壇 第5期』1981年。

<sup>6</sup> この500両という金額は、後述の黎紹芬の回想とも一致している。施渡橋「晚清陸軍向近代化嬗変述評」『軍事歴史研究』、2001年第4期によれば、協統の月給は300両となっていて、この500両という数字は、学堂の監督手当等も含まれた数字だと思われる。施渡橋の論文によれば、正規の一般兵士の月給は4.5両であり、協統であった黎元洪の高給ぶりが窺える。

<sup>7</sup> 張樹勇「黎元洪的經濟活動」『南開經濟研究 第4期』、1991年。

<sup>8</sup> 黎紹芬「黎元洪事略」『天津文史資料選輯第十一輯』、天津人民出版社、1980年収蔵。

<sup>9</sup> 馮天瑜「黎元洪出任辛亥革命鄂軍都督始末」『華中師範大学学报 第6期』、2010年。

<sup>10</sup> 震旦民報は1912年に設立された湖北省の新聞社。「床下英雄伝」を執筆した記者は後に捕えられ殺されている。1913年5月閉鎖。蘇雲峯『中国現代化的区域研究：湖北省（1860—1916）』、中央研究院現代史研究所、1981年561頁。

<sup>11</sup> 馮天瑜「黎元洪出任辛亥革命鄂軍都督始末」『華中師範大学学报 第6期』2010年、40頁。

<sup>12</sup> 「武昌革命軍總統黎元洪歴史」『申報』、1911年10月16日。

<sup>13</sup> 「東邦人士之革命觀」『申報』、1911年10月19日。

<sup>14</sup> 大原武慶は元日本陸軍の情報将校、日露戦争終結後退役して東亜同文会入り、東亜同文会は武昌起義が勃発すると、幹事であった大原を武漢に派遣した。大アジア主義の立場から辛亥革命の支援に奔走した。馬場毅「辛亥革命と東亜同文会」『同文書院記念報』、2012年。

<sup>15</sup> 「十月初十日臨時大總統命令」『申報』、1912年10月12日。

<sup>16</sup> 「黎總統就任後之希望」『申報』、1916年6月9日。

<sup>17</sup> 「国慶紀念感想」『申報』、1916年10月10日、「国慶日之杭垣盛況」『申報』、同年同月12日、「国慶日之寧垣盛況」『申報』、同年同月13日等。

<sup>18</sup> 李学智「章太炎、黎元洪關係述論」『史学月刊 第6期』、1996年。

<sup>19</sup> 「外電（船で日本の門司に到着した張繼、戴天仇の談話）」『申報』、1917年8月20日。

<sup>20</sup> 「日本楠瀬中將之歸國談」『申報』、1918年7月12日。

<sup>21</sup> 「東報之總統問題與南北觀（八月十日國民新聞）」『申報』、1918年8月17日。

<sup>22</sup> 「北京電」『申報』、1918年9月12日。

<sup>23</sup> 「西南會師武漢策續聞」『申報』、1921年8月5日。

<sup>24</sup> 「北京之政局」『申報』、1922年6月6日。

<sup>25</sup> 「南北政局觀」『申報』、1922年6月9日。

<sup>26</sup> 「今日五五紀念」『申報』、1927年5月5日。

<sup>27</sup> 「首都慶祝雙十節紀盛」『申報』、1927年10月12日。

<sup>28</sup> 「中央舉行總理五五就職紀念」『申報』、1929年5月6日。

- 
- 29 国民政府は、1926年の段祺瑞がデモに発砲を命じた事件を、北京民衆革命記念日とした一方で、その段祺瑞が亡くなった折にも、国葬で葬っており、二度も中華民国大総統に就任した履歴や、知名度、人気を勘案し黎元洪を国葬で葬ったと思われる。
- 30 武昌辛亥革命研究中心編『李西屏文集』、湖北人民出版社、2010年。
- 31 馮天瑜「黎元洪出任辛亥革命鄂軍都督始末」『華中師範大学学报 第6期』、2010年。
- 32 劉壽林他編『民国職官年表』、中華書局、2006年。
- 33 「鄂政局與黨務」『申報』、1927年12月3日。
- 34 武昌辛亥革命研究中心編『李西屏文集』、湖北人民出版社、2010年、210頁
- 35 胡漢民『胡漢民自伝』、中華書局、2016年、90頁。
- 36 吉田東祐（1904～80）、本名は鹿島宗二。共産党に関わったことで検挙される。日中戦争勃発後、上海に渡り小野寺機関で活動、中国建設青年隊常任顧問等を務め、『申報』などに論説を発表、戦後、愛知大学、国土舘大学などで教壇に立ち、中国に関する執筆・翻訳を続けた。張競/村田雄二郎編『侮中と抗日』、岩波書店、2016年、315頁。
- 37 吳玉章『辛亥革命』、北京外文出版社、1964年、253頁。
- 38 横山宏章『孫文と袁世凱』、岩波書店、1996年、44頁。
- 39 深町英夫『孫文』、岩波書店、2016年、104頁。
- 40 鄒魯『鄒魯回憶録』、東方出版社、2010年、34頁。

## 第五章

- 1 嚴昌洪「章太炎修改《大總統黎公碑》考議」『歴史研究 第4期』、2010年。
- 2 羅福惠・朱英主編『辛亥革命的百年記憶与詮釋 第3卷』、華中師範大学出版、2011年、80頁。
- 3 前掲書 第3卷、82頁。
- 4 譚徳「紀念辛亥革命活動研究—以辛亥首義同志会及相關紀念組織為中心」、華中師範大学碩士論文、2011年、13頁。
- 5 前掲論文、9頁。
- 6 前掲論文、21頁。
- 7 前掲論文、22頁。
- 8 前掲論文、23頁。
- 9 諸星清佳『中国革命の夢が潰えたとき』、中央公論新社、2000年、97頁。
- 10 譚徳「紀念辛亥革命活動研究—以辛亥首義同志会及相關紀念組織為中心」、華中師範大学碩士論文、2011年、23頁。
- 11 前掲論文、47頁。

- 
- 12 横山宏章『中華民国』、中央公論新社、1997年、220頁。
  - 13 湖北省地方志編纂委員会編『湖北省志・政党社団』、湖北人民出版社、1990年、189頁。
  - 14 前掲書、209頁。
  - 15 前掲書、201頁。
  - 16 「中国人民政治協商会議湖北省委員会」前掲書収蔵。
  - 17 前掲書、209頁。
  - 18 羅福恵・朱英主編『辛亥革命の百年記憶与詮釈 第3巻』、華中師範大学出版、2011年、80頁。
  - 19 譚徳「紀念辛亥革命活動研究—以辛亥首義同志会及相関紀念組織为中心」、華中師範大学碩士論文、2011年、50頁。

## 結論

- 1 田中明彦・川島真編『20世紀のアジア史 II巻』、東京大学出版会、2020年、68頁。
- 2 前掲書、69頁。
- 3 横山宏章『中華民国史』、三一書房、1996年、69頁。
- 4 狭間直樹・長崎暢子『自立へ向かうアジア（世界の歴史 第27巻）』、中央公論社、1999年、84頁。
- 5 趙景達「通史 世界戦争と改造」和田春樹他編『世界戦争と改造（岩波講座東アジア近現代通史 第3巻）』、岩波書店、2010年、19頁。

## 補論1

- 1 小島淑男『留日学生の辛亥革命』、青木書店、1989年、209頁。
- 2 前掲書、211頁。
- 3 見城悌治「辛亥革命と千葉医学専門学校留学生」『中国研究月報 769号』、2012年を参照。
- 4 小島淑男『留日学生の辛亥革命』、青木書店、1989年、212頁。
- 5 羅福恵・朱英主編『辛亥革命の百年記憶与詮釈 第1巻』、華中師範大学出版、2011年、23頁。
- 6 朱英『辛亥革命時期新式商人社団研究』、華中師範大学出版、2011年、133頁。
- 7 王興科主編『辛亥革命歴史地図』、中国地図出版社、2011年、129頁。
- 8 中国史学会編『辛亥革命 第6巻』、上海人民出版社、1957年、38頁。
- 9 謝彬『民国政党史』の共和党幹部名簿を参考に、徐友春『民國人物大辞典』と対照して作

---

成。『民國人物大辞典』に項目のない者の履歴は空欄とした。なお、劉寶沢、黄雲鵬、籍忠寅、林志鈞の四名については、『民國人物大辞典』に項目はないが、Web 百科「百度」には項目があり、参考資料として ( ) 付けて掲載した。

<sup>10</sup> さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』、くろしお出版、1970年、65頁。

<sup>11</sup> 深町英夫編『中国議会100年史』、東京大学出版会、2015年、34頁。

<sup>12</sup> 周光培整理・集注『中華民國史史料三編』、遼海出版社、2007年、7、8、9冊。

## 補論2

<sup>1</sup> 近代中国における「東亜病夫」の意義を研究した楊瑞松は、「想像民族恥辱：近代中国思想文化史上的“東亜病夫”」、『国立政治大学歴史学報』2005年、23期の中で、「東亜病夫」の由来を、ロンドンの新聞に掲載された記事を、上海の『字林西報』が転載し、さらに、1896年11月、『時務報』が翻訳転載した「中国実情」という記事の中の、「夫中国—東方之病夫也」という一文としている。

<sup>2</sup> 楊瑞松は、前出の論文の中で、中国人に「東亜病夫」という言葉が良く知られている例として、鄧小平の談話、北京オリンピックの『從「東亜病夫」到体育強国』という標題にならんで、映画『精武門』での用例を挙げている。

<sup>3</sup> 韓倚松「為《近代俠義英雄伝》中霍元甲之事追根」『蘇州教育学院学報』2012年第1期によれば、もっとも古いものは、1913年8月出版の丕文『記霍元甲逸事』であるが、その後の文学・映像作品における霍元甲像を完成させたのは、1923年6月に出版された平江不肖生『近代俠義英雄伝』である。

<sup>4</sup> 玉腰辰巳「第四章 歡迎、中野良子！（一九八四年）」園田茂人編『日中關係史 1972—2012 III 社会・文化』東京大学出版会、2012年、145頁。

<sup>5</sup> 韓錫曾「精武体育会創始人考弁」『浙江体育科学 第2期』、1995年、毛国富「霍元甲的精武精神及其對現代武術的啓示」『廣東教育学院学報 第4期』、2006年、王占奇「早期精武体育会武術傳播尋繹」『山東体育学院学報 第1期』2012年、等。

<sup>6</sup> 陳其美は中国同盟会會員、1911年10月の武昌起義に呼応し、上海で革命を成功させ、滬（上海の略称）軍都督に就任した。

<sup>7</sup> 1910年4月16日の第一面広告。

<sup>8</sup> 武器密輸の疑いで日本籍商船第二辰丸を清朝側が拿捕したことに、日本政府が強硬に抗議、最終的に、清朝側が第二辰丸を釈放した事件。

<sup>9</sup> 楊瑞松「想像民族恥辱：近代中国思想文化史上的“東亜病夫”」『国立政治大学歴史学報 23期』、2005年。

<sup>10</sup> 高嶋航「「東亜病夫」とスポーツ」『近代東アジアにおける翻訳概念の展開』京都大学人文

---

科学研究所、2013年1月。

<sup>11</sup> 張銀行、李吉遠「使命与揚武：精武体育会与武術近現代化研究」『山東体育学院学報』、2010年12月。

<sup>12</sup> <http://www.chinwoo.org.cn/page/section/2>

<sup>13</sup> 劇中、創設者として頭山満の名前が語られもするが、現実の黒龍会から名称を流用したフィクションである。

<sup>14</sup> 店名である「カサブランカ」をはじめ、1942年公開のアメリカ映画「カサブランカ」へのオマージュが随所にみられる。

<sup>15</sup> この回相シーンで、陳真に討たれる「東亜病夫」の額を持った「悪い日本人」は、『精武英雄』では「良い日本人」の典型である船越を演じたのと同じ倉田保昭である。この配役を通じて、『精武英雄』の日本人観が否定されているように思われる。

<sup>16</sup> 2019年2月18日朝日新聞朝刊では、旧正月にあわせて公開された宇京主演の中国映画『流浪地球』（地球消滅の危機に中国の宇宙開発専門家達が立ち向かうSF巨編）のヒットを、『「中国が地球を救う」映画大ヒット』の見出しで、「興行収入1位に迫る勢い」「自尊心刺激」の見方も」と報じている。

<sup>17</sup> 張娟「孫中山的体育理念」『体育学刊 第5期』、2009年。

<sup>18</sup> 韓錫曾「陳英士与体育」『湖州師專学報 第2期』、1986年。

<sup>19</sup> 朱英『辛亥革命時期新式商人社団研究』、華中師範大学出版社、2011年、114頁。

---

## 使用史料

### 『申報数拠庫』Web版

北京愛如生数字化技術研究中心が開発した1872年4月30日から1949年5月27日に発行された上海版・漢口版・香港版の『申報』合計27534号が収録されたデータベース。原版の画像の他、本文記事や広告の全文テキストデータを収録。

本論文では、「辛亥革命」を含む全ての記事（初出1913年6月9日）と、「黎元洪」を含む全ての記事（初出1904年3月27日）をダウンロードし、主な分析の対象とした。

長崎医学専門学校研瑤会『研瑤会雑誌』第104号、1912年1月

長崎医学専門学校研瑤会『研瑤会雑誌』第106号、1912年5月

## 参考文献

### 日本語文献

池田誠『孫文と中国革命』（法律文化社1983年）

石井米雄他編『東南アジア世界の歴史的位相』（東京大学出版会1992年）

市古宙三『近代中国の政治と社会』（東京大学出版会1971年）

王元『中華民国の権力構造における帰国留学生の位置づけ』（白帝社2010年）

大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』（お茶の水書房2002年）

大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』（お茶の水書房2009年）

岡本隆司『袁世凱』（岩波書店2015年）

小熊英二『単一民族神話の起源』（新曜社1995年）

小野寺秀美・島田虔次編『辛亥革命の研究』（筑摩書房1978年）

小野寺史郎『国旗・国歌・国慶』（東京大学出版会2011年）

小野寺史郎『中国ナショナリズム』（中央公論新社2017年）

金子肇『近代中国の国会と憲政』（有志社2019年）

川島高峰『銃後 流言・投書の「太平洋戦争」』（読売新聞社1997年）

川島真『近代国家への模索1894-1925』（岩波書店2010年）

菊池貴晴『現代中国革命の起源』（巖南堂書店1970年）

菊池秀明『ラストエンペラーと近代中国（中国の歴史 第10巻）』（講談社2005年）

金谷治『中国思想を考える』（中央公論新社1993年）

岸本美緒『中国社会の歴史的展開』（放送大学教育振興会2007年）

久留島浩・趙景達編『国民国家の比較史』（有志舎2010年）

見城悌治『留学生は近代日本で何を学んだか』（日本経済評論社2018年）

巖安生『日本留学精神史』（岩波書店1991年）

小島淑男『留日学生の辛亥革命』（青木書店1989年）

小島麗逸・藤原謙兄『革命揺籃期の北京』（社会思想社1974年）

---

呉玉章著・渡辺竜策訳『辛亥革命の体験』（弘文堂1961年）  
呉玉章『辛亥革命』（外文出版社1964年）  
相良亨他編『時間（講座日本思想 第4巻）』（東京大学出版会1984年）  
坂元ひろ子『中国近代の思想文化史』（岩波書店2016年）  
さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』（くろしお出版1970年）  
佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』（東京大学出版会1996年）  
柴田三千雄『フランス革命』（岩波書店2007年）  
柴田三千雄『フランス革命はなぜおこったか』（山川出版社2012年）  
澁谷由里『〈軍〉の中国史』（講談社2017年）  
辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究 辛亥革命』（岩波書店2012年）  
辛亥革命研究会『中国近現代史論集』（汲古書院1985年）  
真保潤一郎『ベトナム現代史』（春秋社1968年）  
孫安石・大里浩秋編著『中国人留学生と「国家」・「愛国」・「近代」』（東方書店2019年）  
孫安石・大里浩秋編著『近現代中国人日本留学生の諸相』（お茶の水書房2015年）  
園田茂人編『日中関係史1972－2012Ⅲ 社会・文化』（2012年東京大学出版会）  
孫文研究会編『辛亥革命の多元構造』（汲古書院2003年）  
高橋伸夫編『救国、動員、秩序』（慶應義塾大学出版会2010年）  
竹内克巳・相田忠一『支那政黨結社史』（崇文閣 1918年）  
田中明彦・川島真『20世紀の東アジア史』（東京大学出版会2020年）  
張競・村田雄二郎編『共和の夢 膨張の野望』（岩波書店2016年）  
張競・村田雄二郎編『侮中と抗日』（岩波書店2016年）  
陳力衛『近代知の翻訳と伝播』（三省堂2019年）  
並木頼寿・井上裕正『中華帝国の危機（世界の歴史 第19巻）』（中央公論社1997年）  
日台関係研究会編『辛亥革命100年と日本』（早稲田出版2011年）  
日本孫文研究会編『グローバルヒストリーの中の辛亥革命』（汲古書院2013年）  
日本孫文研究会編『孫文とアジア』（汲古書院1990年）  
西村成雄『中国の近現代史をどう見るか』（岩波書店2017年）  
野沢豊・田中正俊『辛亥革命（講座中国近現代史 第三巻）』（東京大学出版会1978年）  
野沢豊『孫文と中国革命』（岩波書店1966年）  
野村浩一『蒋介石と毛沢東』（岩波書店1997年）  
野村浩一『近代中国の政治文化』（岩波書店2007年）  
狭間直樹・長崎暢子『自立へ向かうアジア（世界の歴史 第27巻）』（中央公論社1999年）  
波多野乾一・松本鎗吉『支那の政党』（東亜実進社1918年）  
原田実『偽書が揺るがせた日本史』（山川出版社2020年）

---

馬部隆弘『椿井文書』（中央公論新社2020年）  
姫田光義『中国現代史の争点』（日中出版社1977年）  
平野聡『大清帝国と中華の混迷（興亡の世界史 第17巻）』（講談社2007年）  
廣井脩『流言とデマの社会学』（文芸春秋2001年）  
深町英夫編訳『孫文革命文集』（岩波書店2011年）  
深町英夫編『中国議会百年史』（東京大学出版社2015年）  
深町英夫『孫文』（岩波書店2016年）  
福井憲彦『近代ヨーロッパ史』（筑摩書房2010年）  
藤間喜久男『中華民国第一共和制と張謇』（汲古書院1999年）  
藤村久雄『革命家 孫文』（中央公論新社1994年）  
宮崎滔天『三十三年の夢』（平凡社1967年）  
村田雄二郎他編『中華世界と近代（シリーズ20世紀中国史1）』（東京大学出版会2009年）  
村田雄二郎他編『近代性の構造（シリーズ20世紀中国史2）』（東京大学出版会2009年）  
諸星清佳『中国革命の夢が潰えたとき』（中央公論新社2000年）  
安丸良夫『近代天皇制の形成』（岩波書店1992年）  
横山宏章『中華民国』（中公新書1997年）  
横山宏章『中華民国史』（三一書房1996年）  
横山宏章『孫文と陳独秀』（平凡社2017年）  
横山宏章『孫文と袁世凱』（岩波書店1996年）  
吉澤誠一郎『清朝と近代世界』（岩波書店2010年）  
リン・ハント著 松浦義弘訳『フランス革命の政治文化』（平凡社1989年）  
魯迅『阿Q正伝・狂人日記』（岩波書店1955年）  
若尾祐司・羽賀祥二『記録と記憶の比較文化史』（名古屋大学出版会2005年）  
和田春樹他編『世界戦争と改造（岩波講座東アジア近現代通史 第3巻）』（岩波書店2010年）  
和田春樹他編『社会主義とナショナリズム（岩波講座東アジア近現代通史 第4巻）』（岩波書店2011年）

#### 中国語文献

陳名傑『精武百年』（上海三聯書店2011年）  
陳蘊茜『崇拜与記憶』（南京大学出版社2009年）  
陳恭祿『中国近代史』（中国工人出版社2012年）  
沈雲龍『黎元洪評伝』（中央研究院近代史研究所1963年）  
丁淦林主編『中国新聞事業史』（高等教育出版社2007年）  
馮自由『革命逸史』（商務印書館1939年）  
谷小水・趙立彬『辛亥革命与新中国』（中山大学出版社2015年）

---

郭輝『民国前期国家儀式研究』（社会科学文献出版社2013年）  
胡漢民『胡漢民自傳』（中華書局2015年）  
湖北省地方志編纂委员会編『湖北省志·政党社团』（湖北人民出版社2000年）  
金以林『国民党高層的派系政治』（社会科学文献出版社2016年）  
賴德霖『民国礼制建築与中山紀念』（中国建築工業出版社2012年）  
林小美他『清末民初中国武術文化發展研究』（浙江大学出版2012年）  
魯永成『民国大總統黎元洪』（中国文史出版社1991年）  
羅福惠·朱英主編『辛亥革命的百年記憶与銓积』（華中師範大学出版2011年）  
唐德剛『段祺瑞政權』（广西師範大学出版社2015年）  
王奇生『革命与反革命』（社会科学文献出版社2011年）  
武昌辛亥革命研究中心編『李西屏文集』（湖北人民出版社2010年）  
蕭致治·蕭莉『黎元洪新傳』（武漢出版社2014年）  
謝彬撰『民国政党史』（中華書局2012年）  
徐忱·徐徹『黎元洪全傳』（中国文史出版社2013年）  
嚴泉『民国初年的国会政治』（新星出版社2014年）  
嚴泉『歷史变遷的制度透視』（新星出版社2014年）  
願頡剛·王鐘麒『中国史讀本』（中国工人出版社2007年）  
張蓓『黎元洪』（江蘇鳳凰文芸出版社2014年）  
中国人民政治協商会議湖北省委员会編『辛亥首義回憶錄』（湖北人民出版社1957年）  
《中国近現代史綱要》編集組編『中国近現代史綱要』（高等教育出版社2013年）  
周光培整理·集注『中華民國史史料三編』（遼海出版社2007年）  
朱英『辛亥革命時期新式商人社团研究』（華中師範大学出版社2011年）  
鄒魯編『中国国民党史稿』（上海民智書局出版1929年）  
鄒魯編『中国国民党史稿』（商務印書館1938年）  
鄒魯『鄒魯回憶錄』（東方出版社2010年）  
左舜生編『辛亥革命史』（中華書局1934年）

#### 辞典·地図類

劉壽林他編『民國職官年表』（中華書局1995年）  
王德林他主編『中華留学名人辞典』（東北師範大学出版社1992年）  
王興科主編『辛亥革命歷史地圖』（中国地圖出版社2011年）  
徐友春『民國人物大辞典』（河北人民出版社2007年）  
周棉主編『中国留学生大辞典』（南京大学出版社1999年）